

平成19年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成19年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成19年3月9日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第1号から議案第42号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願・陳情委員会付託

平成19年請願第1号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願について

平成19年請願第2号 最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

平成19年請願第3号 請願書 光ファイバーを使った高速インターネットサービスの桧沢地区(針生地区を除く)への導入促進及び早期に民間共用の実現について

平成19年請願第4号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める請願書

平成19年請願第5号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める請願

平成19年請願第6号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(45名)

1番 楠 正次 議員 2番 内藤 孝 議員

3番	渡部 優	議員	4番	山内 政	議員
5番	高野 精一	議員	6番	馬場 信作	議員
7番	湯田 秀春	議員	8番	大宅 宗吉	議員
9番	渡部 忠雄	議員	10番	星 光久	議員
11番	目黒 幸雄	議員	12番	菅家 幸弘	議員
13番	星 登志一	議員	14番	平野 均	議員
16番	渡部 東	議員	18番	芳賀 芳一	議員
19番	芳賀沼 順一	議員	20番	星 和男	議員
21番	星 利一	議員	22番	星 茂	議員
23番	平野 昌盛	議員	24番	湯田 直美	議員
25番	森 豊喜	議員	26番	星 喜弥	議員
27番	平野 五十男	議員	28番	渡部 昌仲	議員
29番	五十嵐 司	議員	30番	平野 修治	議員
31番	五十嵐 正純	議員	32番	大竹 幸一	議員
34番	酒井 昭次郎	議員	35番	平野 虎一	議員
36番	阿久津 進	議員	37番	馬場 清雄	議員
38番	渡部 康吉	議員	39番	月田 和行	議員
40番	星 謙一郎	議員	41番	星 祥信	議員
42番	君島 勝美	議員	43番	村井 民重	議員
44番	河原田 苗利	議員	45番	湊田 幹夫	議員
46番	渡部 衛	議員	47番	馬場 秀男	議員
50番	児山 寿明	議員			

欠席議員（2名）

48番	室井 強	議員	49番	大山 卓	議員
-----	------	----	-----	------	----

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	杉浦 孝幸	助 役
五十嵐 廣収	入 役	横山 恒廣	教 育 長
宍戸 英樹	直轄政策室長	渡部 俊夫	総務課 長

星	廣政	企画観光課長	星	光幸	税務課長
菊	地新六	住民生活課長	室	井裕	健康福祉課長
舟	木平蔵	建設課長	児	山忠男	環境水道課長
湯	田タマイ	会計室長	横	山孝夫	教育次長
森	秀一	農林課長	湯	田順一	農業委員会 事務局長
長	沼芳樹	学校教育課長	星	安晴	館岩総合支所長
酒	井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐	竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤	田洋一	事務局長	酒	井直伸	係長
---	-----	------	---	-----	----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は44名であります。

都合により欠席届のあった議員は、48番、室井強君、49番、大山卓君であります。遅刻する旨届け出のあった議員は、46番、渡部衛君であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成19年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎表彰状の伝達

○児山寿明議長 開議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

このたび、本町議会議員、大山卓君、平野虎一君、大竹幸一君、私、児山寿明が多年にわたる議会議員活動の功績が認められ、全国町村議会議長会第58回定期総会において、自治功労者の表彰を受けられました。

これより表彰状の伝達を行います。

○澤田洋一事務局長 まず、初めに、町村議会議長として7年以上在職功労者、大山卓議員。

本日欠席でございますので、菅家議員に代理受領をお願いいたします。

○児山寿明議長 表彰状、福島県南会津町議会副議長、大山卓殿、あなたは、多年議会議長として地方自治の振興発展に寄与貢献された功績はまことに多大であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日。全国町村議会議長会会長、川股博。

〔拍手〕

○澤田洋一事務局長 次に、町村議会議員として15年以上在職功労者、大山卓議員。

○児山寿明議長 表彰状、福島県南会津町議会副議長、大山卓殿、あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日。全国町村議会議長会会長、川股博。

〔拍手〕

○澤田洋一事務局長 同じく、平野虎一議員。

○児山寿明議長 表彰状、福島県南会津町議会議員、平野虎一殿、あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日。全国町村議会議長会会長、川股博。

〔拍手〕

○澤田洋一事務局長 同じく、大竹幸一議員。

○児山寿明議長 表彰状、福島県南会津町議会議員、大竹幸一殿、あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日。全国町村議会議長会会長、川股博。

〔拍手〕

○澤田洋一事務局長 同じく、児山寿明議員。

月田議運委員長に贈呈をお願いいたします。

○月田和行議会運営委員長 表彰状、福島県南会津町議会議長、児山寿明殿、あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日。全国町村議会議長会会長、川股博。

〔拍手〕

○児山寿明議長 以上で、表彰状の披露並びに伝達を終わります。

◇

◎開議の宣告

○児山寿明議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○児山寿明議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、16番、渡部東君、18番、芳賀芳一君を指名いたします。



◎会期の決定

○児山寿明議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの11日間とし、明10日から13日までを休会として、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月19日までの11日間とし、明10日から13日までを休会とすることに決しました。



◎諸報告

○児山寿明議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

去る2月28日、湯田賢太郎君から一身上の都合により、議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、2月28日に許可いたしましたので報告します。

次に、平成18年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、

お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る2月23日に開催された、平成19年第1回西部環境衛生組合議会定例会及び2月26日に開催された、平成19年第1回田島下郷町衛生組合議会定例会並びに2月28日に開催された平成19年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会に関係議員が出席して審議した結果、提案された全議案について、原案のとおり承認可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付の文書によってご了承願います。

次に、平成19年2月までの例月出納検査の結果について、監査委員より報告書が提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成18年第3回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎平成19年度町政施政方針説明

○児山寿明議長　ここで、町長より、平成19年度町政施政方針説明のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長　本日ここに平成19年第1回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多用のところご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

南会津町が誕生してはや1年を迎えようとしておりますが、平成18年度は、地域格差のない総合的な発展を目指し、地域力の喚起へ向けたさまざまな取り組みを町民の皆様とともに進めてきた年でありました。新生南会津町が順調にスタートを切ることができましたのも、町民や議員の皆さまのご理解とご協力のたまものと深く感謝とお礼を申し上げます。

近年、我が国経済の景気回復の歩みは次第に確かなものとなっており、景気拡大期が戦後最長となるなど、大企業を中心として業績の拡大を続けております。しかし、その裏側では、予測を上回る速さで人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進行し、個人間さらには都市と地

方の格差が拡大するなど、日本の将来に大きな不安と閉塞感が広がっています。

また、地方自治体も、国から地方へ、官から民へという大きな流れの中で、私たちに課せられた責任をどのように果たしていくのか、また、限られた財源の中で自治体経営をどのように進めていくのか、これまでも増して頑張る自治体としての経営感覚が求められております。

このような状況にあって、平成19年度は本町にとりまして、新たな総合振興計画に基づく実質的なスタートの年となることから、町の将来像である「ありがとうの広がる新しい町、次世代へ誇れる町づくりを目指して」の実現のため、全力で取り組む決意でございますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会におきましては、平成19年度一般会計予算をはじめ多くの重要な議案を提出しております。今議会の開会に当たり、平成19年度の町政運営に臨む基本方針並びに主要施策について、所信の一端を申し上げますので、議員各位をはじめ、広く町民の皆様にも、町政進展に対するご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、町政運営の基本的な考え方について申し述べます。

平成18年度は町村合併を契機として、議員各位をはじめ多くの町民の皆様からたくさんのご提言を町政にお寄せいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

昨年は統合をテーマに、分散するすべての努力と英知を連結、連動し、南会津町ならではのたくましい地域力の発現を目指してまいりましたが、それにこたえるべく、地域活性化発展支援事業を核とした南会津町民の積極的なやる気の火種が地域や団体に起きてまいりました。

新年度は、この火種が力強い未来への希望の炎となっていけるよう、多くの町民が同じ時代に生きる同じ地域の仲間として互いの存在感を体感しながら、独自性の高い住民自治のまちづくりを進めていかなければなりません。

このため、新年度のキーワードを「存在感」とさせていただき、一人一人の存在感に感謝をし、あなたがいてくれてありがとうと言える、本物の住民による住民のためのまちづくりを目指してまいります。

まず、懸案事項であります総合支援センターの立ち上げに関しましては、新年度のできるだけ早い時期に始動させたいと考えておりますが、職員の定員管理や事務事業評価との関連性が強いことから、現在策定を進めております行政改革大綱並びに行政評価システムとの歩調を合わせた取り組みを行ってまいります。

町民のやる気が芽生え出している今、行政だけではなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手にとらえ、これら担い手と行政との協働によって、これまでの行政サービスの領域を

超えたきめ細やかなサービスを目指していくことが大変重要な課題であると考えております。

地域の人口が減少し、少子高齢化が進む中であって、新しい地域経営や地域課題解決のためのシステムの構築が必要となっており、その基本に総合支援センターを配置し、単に行政事務の外部委託にとどまらず、個性的で活力ある地域社会の形成に結びつけてまいります。

また、新年度は、新型交付税の導入や、税源移譲をはじめとする地方分権改革が推進され、さらには、暮らしの基盤となる社会保障制度が大きく変化する移行期となるなど、地方の頑張る姿勢や独自性が問われる年でもあり、一層の自治能力を高めていかなければならない時代に入ってきました。

このため、新たな株式会社の設立によって、観光関連産業を核とする地域経済の活性化を目指すほか、高齢者単独世帯の解消を図り、定住の促進と地域活力の向上を目指す、新たな手当制度を創設するなどの積極的施策を展開してまいります。

また、ことしは、暖冬による影響で、降雪量が極端に少なかったことから、田植え時の水不足や野菜、果樹等への遅霜等の影響が懸念されますので、農作物の天候被害にも十分な注意を払っていかなければなりません。

そのほか合併2年目の課題として、各種基本計画の策定をはじめ、使用料体系の統一など、解決しなければならない合併後のさまざまな町政課題がございますが、地域間の格差解消を念頭に、足元を見据えながら着実に発展し続けるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、平成19年度の地方財政対策と予算案について申し上げます。

国の平成19年度の地方財政対策は、社会保障関係の国庫補助事業や退職手当等の歳出の自然増がある中で、給与関係経費や単独投資的経費を中心に、地方の歳出を厳しく見直し、一般歳出を対前年度比1.1%の減少に抑制した結果、財源不足額は昨年度を大きく下回る4兆4,200億円に抑えながら、前年度とほぼ同水準の83兆1,300億円程度の地方財政計画規模と見込まれております。

平成19年度地方交付税総額は、地方公共団体に交付される出口ベースで15兆2,027億円となっており、前年度と比較し7,045億円、4.4%の減となっております。

新年度は法定国税収入の顕著な伸びが見込まれ、さらには平成18年度からの繰り越し分により必要な総額が確保されたことから、交付税特別会計の新規借り入れが廃止となるなど、特別会計の健全化が図られることとなります。

また、新年度からは、新型交付税の名のとおり、算定方式の一部が人口と面積を基準とする

新たな方式に変わりますが、頑張る地方応援プログラムによる措置額を十分に確保できるような事業を展開し、地方交付税の安定的な確保に努めてまいります。

一方、歳出面では、公債費負担額の軽減策として一定条件のもと、財政融資資金や郵政公社資金などの公的資金の繰上償還が認められることから、将来の財政負担を考慮して、公債費残高の減少について検討してまいります。

また、三位一体の改革の成果とされる3兆円規模の税源移譲が平成18年度までに実施され、平成19年度からは所得税から個人住民税所得割の10%化による第1次の税源移譲が行われることから、新たな負担増と誤解されないよう、納税者への十分な周知を図りながら理解を求めてまいります。

以上のように、歳出抑制が続けられる国の地方財政対策にあつて、地方交付税の削減により、給与関係経費や地方単独事業費の抑制が進められており、税源移譲が行われるものの、個人町民税の乏しい本町にあつては、非常に厳しい財政運営を強いられることとなります。

このため、平成19年度の本町の予算編成に当たっては、昨年度に引き続き徹底した経常経費の見直しに努めながらも、継続的に取り組まなければならない生活関連資本の整備や、少子高齢化に対応した福祉、保健施策の充実に取り組むとともに、頑張る南会津町を実現するための新たな施策を導入するなど、事業の重点選別に努めた予算配分といたしました。

以下につきましては、昨年6月の一般会計当初予算額と比較しながら、本年度一般会計予算編成の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入面では、国からの税源移譲や定率減税の撤廃に伴い、個人町民税が1億5,000万円程度の増収となり、たばこ税や固定資産税等の減少分を大きく補い、町税全体で対前年度比8.5%の伸びとなりました。しかし、一方では、税源移譲により所得譲与税が廃止となったのをはじめ、定率減税の全廃による減税補てん債の撤廃や、地方特例交付金の大幅な減少が行われ、三位一体の改革による税源移譲が形づくられた結果となりました。

また、普通交付税につきましては、新型制度による新たな算定方式や頑張る地方応援プログラムが反映される地域振興費を加味した結果、地方財政計画上の減少率を下回る見込みとなり、前年交付実績額に対し2億1,400万円、3.6%の減少となりました。さらに、町債につきましては、地域づくり振興基金積立金の財源となる合併特例債を大幅に減額するなど、起債残高の圧縮に向けた努力を行い、対前年度比1億5,600万円、7.7%の減少といたしました。

このため、不足する一般財源につきましては、財政調整基金等の取り崩しで対応することとし、一般財源総額は前年度より9億円ほど減少した93億3,863万円となりました。

このため、歳出面では、職員数の削減等による人件費をはじめ、物件費や維持補修費、補助費等の経常経費の大幅な削減に努力しながらも、地域の均衡ある発展へ向けた地域事業の着実な推進に配慮した形といたしました。

また、子育て支援をはじめ、地域のやる気を応援する地域活性化発展支援事業や、産業振興などに不足する財源には特定目的基金の取り崩しなどにより対応することとした結果、平成19年度一般会計予算額は対前年度比8億6,700万円、6.5%減の125億4,700万円となりました。

この結果、平成19年度予算編成時点での基金残高は、地域づくり振興基金への積立てを含み、財政調整基金、減債基金及び特定目的基金の合計見込み額で20億2,778万円となり、平成18年度末残高見込額から6,379万円の減額となる見込みであります。

一方、一般会計の起債残高は、平成19年度末で172億1,878万円になるものと見込まれ、平成18年度末残高見込み額と比較し2億3,489万円の減少となり、地方債残高の圧縮が図られております。

新年度は、中期財政健全化計画の策定を進めながら、新しいまちづくりと財政健全化へ向けた改革策を検討し、実践してまいります。

今ほど、平成19年度へ向けた町政運営の基本姿勢と予算編成の概要を申し述べましたが、基本姿勢に沿った施策を着実に推進し、町の将来像であります「ありがたいの広がる新しい町、次世代へ誇れるまちづくり」を目指しながら、引き続き、田島、館岩、伊南、南郷の4地域の融合と、地域格差のない総合的な発展の実現に向けてさらに努力してまいります。

平成19年度の主要施策に関しましては、本年度策定準備を進めてまいりました第1次南会津町総合振興計画に掲げました町の5つの基本施策ごとに、主要な施策の概要をご説明申し上げます。

初めに、産業の振興と地域間交流の促進に関する施策について申し述べます。

産業の振興に当たっては、昨年と同様、本町の4地域が持つそれぞれの地域特性を踏まえ、調和のとれた活力ある産業経済の発展と、地域資源を十分に生かした地域提案型による交流型経済の活性化に取り組んでまいります。特に、地域経済全体が疲弊し、活力が失われている時代にあって、個々の産業分野の取り組みにも限界があり、さまざまな産業分野が連携した新たな事業展開が求められています。

このため、経済波及効果が大きいとされる観光産業の育成に重点を置き、地域資源を生かし切る商品開発、販売、情報発信に努めながら、農林業、地場産業、商工業等の地域経済全体を牽引する中核産業として成長させ、雇用の創出をはじめとする地域経済全体の底上げを図って

まいります。

分野別では、まず、商工業においては、中心市街地の空洞化等の解決を図るため、これまで田島商工会を中心とした「まちなか〇〇〇〇〇〇会」による中心市街地活性化基本計画の策定を支援してまいりましたが、新年度は基本計画に基づく空き店舗の改装、家賃に補助金を助成するなど、まちなかの賑わいを創出する拠点づくりを支援してまいります。

また、近年、事業規模の縮小等により、空き工場も増加していることから、随時進出意向のある企業情報を取り入れながら、積極的にセールスを展開し、施設の有効活用と新たな雇用の確保に向けて努力をしております。さらに、町内の4つの商工会に対しましては、地域の実態に沿った経営指導と特色ある商店街づくりを進める必要があることから、引き続き支援を行ってまいります。商工会が描く将来展望のもとに合併へ向けた具体的検討が行われることを期待しております。

一方、後継者の育成や経営環境の改善対策につきましては、各種制度資金の積極的活用や、利子補給等を行い、引き続き経営環境の向上を支援してまいります。

また、地場産材の消費拡大と商品券の流通による地域経済の喚起を図るため、地域経済活性化対策奨励制度の普及促進に努め、あわせて良質の木材住宅の普及による良好な景観形成を推進してまいります。

次に、観光の分野では、昨年12月に観光基本法が改正され、本年1月より観光立国推進基本法が施行されるなど、我が国の国家戦略として観光事業の推進が図られようとしております。また、本町におきましても田代山、帝釈山周辺地域が年内にも誕生する尾瀬国立公園に編入される見込みとなり、観光振興策の好機を迎えております。

このため、新たな観光戦略の核となる株式会社を立ち上げ、旧町村単位に存在する観光窓口を一本化した南会津町観光の総合窓口を開設し、観光案内や積極的な営業活動を展開し、体験型旅行プログラムの商品化、コンサルティング業務、新たな特産品の開発、人材育成などに取り組みながら、観光事業全般の再構築を図ってまいります。また、町内4つの観光協会につきましては、広告、宣伝活動が新たな株式会社へ移管され、観光客の受け入れやイベントの実施など、実動的性格が強まることが予想されるため、観光協会の統合、さらには総合支援センターへの組み入れについて検討してまいりたいと考えます。

観光イベントに関しましては、これまで観光誘客のため、各地域でさまざまなイベントを展開してまいりましたが、一部において事業効果に疑問もあることから、観光イベントの一部を地域活性化発展支援事業へ提案させる方式をとり、地域経済への波及効果、事業の発展性等を

検証していくことといたしました。

また、南会津地方初の市民農園としてオープンいたします会津高原ふれあい農園につきましては、都市住民との交流を主体とした体験型農園や、地域特産品の栽培オーナー制度、さらには無農薬の作付ゾーンも設けるなど、他との差別化を図りながら誘客に努めてまいります。

さらに、新たな株式会社を有効に活用し、たかつえ、南郷、だいくら、高畑の4スキー場のネットワークの強化に取り組みながら、第三セクターのウイークポイントでもある営業活動を支援、強化し、グリーンシーズンの誘客増加に努めてまいります。また、施設整備面では、年次計画により、リフト修繕や宿泊施設の改修工事を行うなど、安全対策と経営安定へ向けた支援を行ってまいります。

次に、農業の分野では、まず、新たな戦略として、ビジネスの可能性を十分に秘めた山野資源活用と農地再生事業に取り組みます。本町の広大な林野には、生け花に珍重されるナナカマドやハウキギなどの枝物や希少な山野草が数多く自生しておりますが、それらを高齢者の手によって遊休農地等に試験栽培していただき、その事業性、戦略性を検証してまいります。将来的には農地の再生とともに、高齢者の生きがいがづくり、健康づくりにつなげ、地域の元気に結びつくような事業に発展させてまいります。

農業経営では、地域活性化発展支援事業に農林水産業分野を設け、農家等の所得の向上、経営改善等を目指す自発的活動を支援し、自立した農林業経営の基盤づくりを進めてまいります。さらには、各地域の立地条件に適した収益性の高い南郷トマト、アスパラガス、花きなどの園芸作物の生産拡大を図るため、JA等の関係団体と協力しながら、戦略的産地づくり総合支援事業や種苗導入補助事業等に継続的に取り組み、南会津町の代表園芸作物のブランド化と産地化を進めてまいります。

一方、減農薬、減化学肥料の推進など、安心・安全で環境に優しい農業の取り組みは、製品のブランド化にも結びつき、今後大変重要な施策となることが予想されます。

このため、私は、有機栽培農業を目指すための条件整備として、バイオマスを活用した堆肥工場の建設について早急に検討を進めるとともに、無農薬化へ向けた取り組みをあらゆる機会をとらえながら推進してまいります。

さらに、農業の担い手支援として新規就農者支援事業を全町的に展開しておりますが、居住環境の整備が大きな課題となっていることから、空き家を活用した定住促進策とともに、その解決策を模索しながら、新規就農者の発掘と、その生活の安定に努めてまいります。

生産基盤の整備では、新たに、田島地域金井沢地区における団体営農道整備の平成21年度採

択へ向けた調査設計事業に着手するほか、各地区の農道整備、排水路整備、圃場整備等に継続的に取り組んでまいります。

また、国の農地・水・環境保全向上対策につきましては、現場に過大の負担を与えるなど、その事業手法に疑問があったことから、事業申請を見送らせていただくことにいたしました。このため、この代替策として町単独の集落維持発展支援事業を新設し、地域住民が協働し、自主的に行う農地、農業用施設、水利環境等の維持・保全活動に対し、地域の実情に合った支援を行ってまいります。

次に、林業の分野では、本町の面積の91%を占める豊かな森林資源を生かした生産性の高い林業を確立していかなければならないことから、これまで同様、地域ごとの計画的な林道の整備を推進するとともに、流域広域保全林整備事業等を活用した間伐や育成天然林の改良を進め、林野利用の増進を図ってまいります。

また、里山再生事業につきましては、森林環境税を財源とした森林環境交付金事業を活用し、新たに事業エリアを館岩、南郷地域に拡大しながら、町民の憩いの場、都市住民との交流ステージづくりを進めるほか、環境学習の一環として管内小中学校における森林環境学習授業を実施してまいります。今後は、森林資源や温泉を活用した森林セラピーの検証とともに、里山を健康増進やレクリエーションなどの癒しの空間として位置づけながら、本事業が町民の仕事づくりになるよう発展をさせてまいります。

また、担い手の育成では、町内森林組合の森林施業を支援し、担い手の育成強化に努めるとともに、森林を活用した体験学習や、体験旅行のインストラクター養成を行うなどの雇用対策も含めた森林活動の活性化を目指します。

森林の多面的利用では、平成18年度策定をいたしました南会津町地域新エネルギービジョンにおいて、豊富な森林資源を活用したバイオマスエネルギーの期待値が高いことが示されており、林業の振興、森林保全の観点からも間伐材や製材所等からの廃材を利用した新たな森林活用事業について、具体的な検討を進めてまいります。

一方、深刻化する猿や熊などの有害鳥獣の被害対策といたしましては、捕獲隊の活動支援を強化するとともに、先進事例の調査を進めるなど、効果的対策について早急に検討をしてまいります。

定住者支援と雇用の分野では、福島県が推進します「ふくしま定住・二地域〇〇〇事業」に連携し、定住者のための住まいと食の確保を総合的に支援するための体制づくりと情報収集を進めるとともに、インターネットによる定住化のための情報発信に努めてまいります。

また、化学物質過敏症や電磁波過敏症に悩む人々が取り組むロハス・コミュニティーづくりを支援するため、未利用の町有財産の有効活用を進めながら、地域住民との交流や定住促進、さらには有機栽培等の企業化に向けた取り組みを支援してまいります。

雇用対策としては、景気が拡大傾向にあることから、既存企業への雇用拡大に向けた働きかけを行うとともに、新たな観光戦略を基軸とした観光関連事業や、地場産業を通じた雇用の創出に取り組んでまいります。

さらには、引き続き、地域提案型雇用創造促進事業に、ふるさとガイド育成事業、特産品開発事業など、多くの事業を提案をし、地域資源の融合と連携の推進による雇用機会の創出に努めてまいります。

また、ハローワークが行う求人情報提供をさらにきめ細やかなサービスとするため、町による職業紹介事業の実施について検討をし、各総合支所におけるサービスの提供や情報提供の迅速化を進めてまいります。

地域間交流事業では、昨年度発足をいたしました南会津町都市交流推進協議会を核として、南会津町の魅力を積極的に発信し、さまざまな交流分野においてさらに取り組みを強化し、実効性の高い交流事業の展開を目指してまいります。特に、町内の活用可能な空き家情報を一元化し、団塊の世代や田舎暮らし希望者へ積極的な情報発信に努めるとともに、前沢地区の茅葺き民家をリフォームする空き家活用モデル事業を実施し、宿泊体験や各種イベントに活用し、子守歌の聞こえる里づくりを進めてまいります。

さらに、新たな観光会社がプロデュースする体験型交流を積極的に取り入れながら、友好都市をはじめ、学校法人、地域の団体同士の交流を支援し、実益性の高い地域間交流事業を進めていくとともに、ふるさと在京会の統合を進め、ふるさとの応援隊、宣伝大使としてより効果的な活動を支援してまいります。

また、よいとこ発見交流促進事業においては、首都圏からのU、Iターン者への情報発信として田舎暮らしサミットの開催や、菜の花プロジェクト事業を支援し、地域資源を生かした交流の促進と、定住者確保に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、生活基盤と生活環境の整備充実に関する施策について申し述べます。

道路網整備の分野では、まず、合併市町村を支援する道路整備事業に国道352号の中山トンネルを含む現道拡幅事業が採択をされましたことは、広域交流人口の拡大と地域経済活性化に好影響を与えるものと大きな期待を寄せております。

また、地域を循環するその他の主要幹線道路についても町全体の一体感の向上を図るために

大変重要な路線であることから、それらの整備促進について今後も引き続き関係機関と連携しながら国・県への積極的な働きかけを行ってまいります。

また、早期着工が待たれます会津縦貫南道路及び栃木西部会津南道路の整備促進、さらには国道289号田島バイパスの早期完成につきましては、道路整備が与える自然環境への影響に配慮しながら、一日も早い実現へ向け、議員の皆様をはじめ住民の民間団体と一体となった要望活動を展開してまいります。町内の基幹道路と生活道路における改良、舗装、流雪溝整備並びに老朽施設等の改修につきましては、引き続き、地方道路整備臨時交付金事業、まちづくり交付金事業を活用した計画的な整備を進め、道路交通の安全確保と、冬期間の除雪支援に役立ててまいります。

また、除雪体制につきましても計画的な除雪機械の整備を図り、その強化に努めるほか、集落における総合支援力を生かした「地域助け合い除雪支援事業」による4地域の均衡あるサービスの提供に努めてまいります。

都市計画の推進と市街地のにぎわい形成では、国道121号と国道289号田島バイパスをアクセスする縦軸の整備を進めるため、丹藤踏み切り道改良などの道路築造工事の施行により、慢性的な交通混雑の解消と通学児童等の歩行者の安全確保を図るほか、鎌倉崎松ノ下線の着工へ向けた建物等の移転補償を進めてまいります。

また、行司地区をはじめとして、区画道路築造工事、建物移転補償、配水管移設工事等を実施し、便利で魅力的な居住環境づくりを着実に進めてまいります。

さらに、国道289号田島バイパス整備区間の全線供用開始に向けて、道路沿線の仮換地指定支障物件の移転を行い、道路敷地の確保に努めてまいります。

また、休憩機能や情報発信機能を備えた「きらら289」の道の駅登録に向けた検討を進めるほか、「元気ふくしま地域づくり交流促進事業計画」と「中心市街地活性化基本計画」を基に、国道289号田島バイパス沿線の交流拠点として、地場産品の直売場やトイレ、駐車場の整備を進め、交流人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。

高度情報化社会の対応では、昨年度福島県の光ファイバ通信基盤整備促進事業により、田島地域の荒海、針生地区、南郷地域の和泉田地区を整備し、高速インターネット環境の整備形成に努めてまいりました。今後は、平成18年度繰り越し事業として市町村合併補助金を活用し、南郷地域の一部と伊南地域の全域及び舘岩地域のケーブルテレビをネットワークする事業を進めるとともに、平成19年度に光ファイバ通信基盤整備促進事業により、南郷地域の未整備地区を整備することとしております。これにより、平成19年度末には民間による整備分を含め、南

会津町のほぼ全域でブロードバンド基盤が整うことになり、インターネット等の通信速度が飛躍的に向上し、地域住民の利便性の向上はもとより、立地企業の情報伝達の高速化に大きく貢献することになります。

本事業の達成には、市町村合併の効果が大きく働いているとともに、地域住民の情熱と献身的な努力が実を結んだ結果であると考えます。

また、携帯電話の不通話地区の解消につきましては、現在、民間事業者において調査検討中であり、町といたしましても一日も早い不通話区域の解消事業に取り組んでまいります。

公共交通の分野では、依然として厳しい経営環境にあります会津鉄道、野岩鉄道の両鉄道会社に対し、福島県及び会津地方の全市町村による経営支援を継続して実施してまいります。特に、野岩鉄道につきましては、経営状況が大変厳しい状況にあることから、会社側の経営改善策の実践を強く求めるとともに、関係自治体による支援を検討してまいります。

また、会津鉄道においては、平成19年度で経営支援期間が満了することから、現在、新たな経営改善5カ年計画を策定中であり、今後も関係市町村と連携をしながら会津全域で支援する体制づくりに取り組んでまいります。両鉄道とも、住民生活には欠かせない交通手段であるとともに、首都圏と直結する観光を中心とする地域の活性化にとって重要な路線であることから、今後ともさまざまな側面から支援を実施してまいります。

また、町内を循環する公共交通システムの構築に関しましては、本年度末で廃止となる山口只見間の路線バスにかわり、昨年度購入をいたしました町コミュニティバスを活用した定時定路線方式の巡回バスを運行させるほか、田島地域の巡回乗り合いタクシーの運行範囲を高野、藤生、萩野地区まで拡大するなど、通院等の住民の足を確保してまいります。

今後とも、南会津町公共交通対策協議会を中心に、第三セクター鉄道の利用促進運動の展開をはじめ、4つの地域を一体的に結び、交通弱者対策や商工・観光の活性化を推進するための循環型バス等の新たな運行体系について、早期実現に向けた具体的な検討を進めてまいります。

快適な居住環境の形成に向けた取り組みでは、新たに地場産材と地域の伝統技法を生かした木造の田島型モデル住宅建設を支援していくほか、化学物質過敏症等へ対応した人体に優しい住宅づくりなど、地域提案型公共事業の推進に努めてまいります。

また、既存町営住宅の施設・設備改修等を進めながら、老朽化した住宅の建てかえについて、入居者の方々と協議を進めながら検討を進めてまいります。

本町の美しい自然環境と優れた景観の保全対策につきましては、町内4地域ごとにワークショップによる「景観まちづくり町民会議」を設け、景観法に基づく景観条例と景観計画の策定

を進め、全町的な取り組みを開始いたします。特に、舘岩地域の前沢集落につきましては、その歴史的価値が高いことから、文化的遺産として地域住民と一体となった保存に努めておりますが、国の伝統的建造物群への指定を目指しながら、新たな保存対策を検討し、自立に向けた地域づくりを図ってまいります。

消防・防犯・交通安全対策の充実では、まず、迅速な災害情報の伝達を実現し、被害の拡大防止を図る手段として懸案となっておりました田島地域における防災行政無線の施設整備に着手いたします。

本事業は、災害時の住民への情報伝達手段のみならず、平時においてはさまざまな行政情報を住民に提供しながら、情報の共有化が進められるほか、本町と各総合支所を防災行政無線で結ぶことにより、非常時には本町としての統制機能が確立されることとなります。

また、自治体消防団員の減少が問題となってきていることから、企業への協力を求めるなど、団員の活動しやすい環境づくりを進め、地域の防災意識の高揚を図りながら、自治体消防団の組織強化に努めるとともに、広域消防署との連携を深めながら、安全・安心の体制づくりを進めてまいります。

さらに、災害発生時の対策では、地域防災計画の策定や、防災マップ等の防災情報の充実に努めながら、さまざまな災害や事故、事件の発生に対応可能な危機管理体制の整備と、職員の行動訓練に取り組むなど、防災意識の高揚を図ってまいります。

地域ぐるみの防犯対策の充実では、空き巣や連れ去り、声かけ事件など、家庭や子供をねらった事件を未然に防止するため、地域のボランティアや学校、家庭が取り組むパトロール対策を連携強化する支援体制をつくり出し、防犯意識の高揚と防犯対策の強化に努めます。

また、引き続き、防犯灯設置補助金の交付を行い、地域での防犯対策活動を支援してまいります。

交通安全対策では、飲酒運転による交通事故被害が全国的に問題となっており、特に、公務員のモラルの低下が指摘されていることから、職員の意識改革を進めながら、町民の模範となるような交通安全意識の高揚を図ってまいります。

また、施設整備面では、交通安全対策特別交付金を財源として、歩道やガードレール等の交通安全施設の計画的な整備を進めるほか、冬期間の交通事故を防止するため、歩道除雪の充実や地域の除雪活動を支援するなど、除雪体制の強化を図ってまいります。

また、近年社会問題となっております家庭内暴力や虐待被害等の人権問題に関しましては、福島県との共催による人権啓発フェスティバルに協力をし、講演会やミュージカルを通してさ

まざまな人権問題に対し、メッセージを本町から広く全国に発信してまいります。

次に、環境衛生の分野に関する施策について申し述べます。

まず、環境衛生の推進では、本町の環境保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための柱として、昨年度より3カ年事業として「環境基本計画」の策定に着手しておりますが、本年度は計画の根幹をなす環境基本条例の制定と環境基本計画骨子案の策定に取り組みながら、町の望ましい環境像の実現に向けた道筋を作ってまいります。

また、昨年度は町民の皆様のご理解とご協力により、資源ごみの細分化収集に取り組みましたが、引き続き、一般家庭ごみの分別徹底と再資源化の推進を図るため、各種ごみの収集回数を増やすなどの工夫を図るとともに、ごみ排出抑制のための啓発活動を実施してまいります。

具体的には、持続可能な循環型社会の実現のためには、私たちの日常生活や地域社会における自発的な取り組みが重要であることから、町内に町職員有志による、「もったいない運動推進会議」を設置し、町職員が率先してごみの減量化やリサイクルの推進に取り組む運動を実践しようとしております。町職員によるこのような小さな運動の継続が、やがては町民の目にとまり、町民の地域環境問題に対する意識改革となっていくことを期待するものであります。

上下水道の整備では、田島上水道第3次拡張事業として、浄水場から給水区域に向けた配水管布設替工事を土地区画整理事業との調整を図りながら実施をし、給水の安定供給を図ってまいります。

また、簡易水道事業では、施設の老朽化が著しいことから、昨年度、変更認可申請を行いました田島地域の栗生沢簡易水道整備事業について実施計画の設計と水源地井戸掘削工事に着手し、計画的な施設整備に努めながら、安全な水道水の供給に努めてまいります。

生活排水事業の推進では、生活排水による河川や水路等の水質汚濁防止と水環境保全を図るため、田島処理区と南郷処理区において下水道工事を推進していくほか、農林業集落排水施設の適切な維持管理に努めながら、事業経営の安定化へ向けた事務改善やコスト縮減を図ってまいります。

下水道事業につきましては、接続率が低い状況であることから、今後も、公共用水域の浄化へ向けた普及啓発に努め、下水道経営の安定を図ってまいります。

また、集合処理区域以外での生活排水対策につきましては、引き続き合併処理浄化槽の設置、普及に努め、全町的な高度処理化を目指しながら、生活環境の改善と、水質の保全に努めてまいります。

健全で安全な食生活の実現と食文化の継承につきましては、食生活改善推進運動員等のボラ

ンティアと連携を図りながら、健全な食生活の実践に努めていくほか、健康の原点ともいえる健全な食生活を推進するための食育推進計画を策定してまいります。

次に、保健・医療・福祉に関する施策について申し述べます。

健康づくりの分野では、社会生活環境の急激な変化等に伴い、生活習慣病やメタボリックシンドロームの増加が大きな社会問題となっていることから、引き続き予防対策のための基本健診をはじめ、医療機関と連携した各種健診を実施し、早期発見、早期治療に成果を上げてまいります。

生活習慣病対策では、住民がみずからの健康状態を把握し、主体的に健康づくりを進めることが重要になってくることから、新たに、「ありがとう体操」の普及に努めながら、町民の健康増進を図っていくほか、保健協力員や食生活改善推進員による保健活動、さらには各種健康教室等を通じた栄養・運動・休養の正しい知識の普及、指導に努めてまいります。

特に、老人保健事業にあつては、平成20年度から健康審査義務化へ向けた体制づくりを検討してまいります。

また、訪問指導や生活習慣改善指導、機能回復訓練等の保健サービスについて、地域医療機関と各地域の保健センターとの連携を図りながら、サービスの充実に努めてまいります。

医療の分野では、館岩、伊南、南郷地域に開業する医療施設や地域医療支援センターへの支援に努めるとともに、昨年度に引き続き、県立医科大学の研修医制度に積極的に協力を行いながら、地域医療人材の確保を図ってまいります。

また、県立南会津病院の医師確保をはじめとする診療体制の充実強化につきましては、地域と病院との連携を深め合いながら、引き続き今後の打開策について関係機関との協議を継続的に進めてまいります。また、社会保障制度の健全運営と予防事業の推進では、平成20年度からスタートいたします後期高齢者医療制度への移行前にあつて、医療費の抑制や、保険料の収納率向上等が大きな課題となっておりますが、特に、医療費の抑制策につきましては、雇用や生きがいづくりなど、あらゆる観点からその実効性について検証を実施してまいります。

介護保険事業の充実では、昨年、伊南総合支所に専門職員を配置し、館岩、伊南、南郷地域のサテライト機能を設けるなど、地域包括支援センターの体制強化に努めてまいりましたが、今後も保健師の増強を図りながら、介護予防のケアマネジメントや、お年寄り家族の総合相談窓口として介護予防事業の強化に努めてまいります。

子育て支援の分野では、まず、保育料徴収基準の大幅な改定を行い、現行保育料基準を2割から3割程度減額改定し、保護者の経済的負担軽減を図るほか、妊婦の健康診査費の公費負担

を拡充し、健診費用の負担軽減を図ってまいります。

また、保育サービスの充実では、地域子育て支援センターにおける相談事業や、親同士の交流事業を進めながら、育児情報の提供に努めるとともに、特別保育の充実や館岩幼稚園での3歳児保育導入へ向けた検討を行いながら、地域格差のない子育て支援を進めてまいります。

施設整備面では、施設の老朽化が著しい荒海保育所と檜沢保育所、さらには保育環境面で問題を抱えるひかり保育所の3保育所の統合へ向けて、用地取得と実施設計等に着手し、子供たちが安全で楽しい保育生活を送れるよう統合保育所の建設を進めてまいります。

放課後児童対策では、新年度より教育委員会と福祉部局が連携を図り、管内小学校区ごとに放課後の子供の安全や健やかな活動場所を確保しながら、学習やスポーツ、さらには地域住民との世代間交流などを行う総合的な放課後対策事業を展開することとなりました。今後は学童保育事業と放課後子供教室推進事業の連携、融合を図りながら、子供たちの安全で健やかな居場所づくりに向け、地域住民の協力を求めながら、各地域の実態にあった「放課後子供プラン」づくりを進めてまいります。

また、手当面では、すこやか子育て支援事業の継続により、学校入学者や第三子誕生をお祝いするとともに、児童手当支給では3歳未満の第1子と第2子に対し、それぞれ5,000円の乳幼児加算が創設されたことから、所要の予算措置を講じております。

一人暮らしのお年寄りや、高齢者世帯と地域とのかかわりでは、団塊の世代が退職する時代を迎え、町内の高齢者のみで生活する世帯に同居し、高齢者の生活支援を行う方々に対し、「いきいき同居手当」を支給し、高齢者世帯の解消と、町外からの定住促進を図ってまいります。

また、地域助け合いモデル事業の充実を図りながら、地域内に福祉ネットワークを構築し、高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるよう、地域の中で支え合いのできる社会づくりを進めてまいります。

また、引き続き、介護予防地域支え合い事業の充実を図りながら、高齢者や障害者世帯等の除雪支援をはじめ、緊急通報システムサービス、配食サービス、生きがいデイサービス、住宅改修助成事業等を実施し、高齢者が安心して生活できるサービス内容の充実を努めてまいります。

障害者福祉の分野におきましては、平成18年度障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を盛り込んだ「障害者計画」を策定したことから、今後は身体・知的・精神の三障害を一元化したサービスの実施や、障害者の自立支援に向けた取り組みが行われることとなります。特に、障

害者等からの相談事業やヘルパー要請のニーズが高いことから、それら地域生活支援事業の提供体制の充実に努めてまいります。また、障害者自立支援法等に基づく、各種給付費の予算を確保するとともに、障害者の自立を支援する町内の小規模作業所に運営経費の助成を行いながら、通所者の生きがいをづくりと就労支援に努めてまいります。

次に、自然環境の保全、教育、文化に関する施策について申し述べます。

まず、自然環境の保全につきましては、生活環境の分野でも触れましたが、昨年度着手をいたしました「環境基本計画」の策定に関しましては、住民ワーキンググループの皆さんを中心に、熱心に計画策定へ向けた作業を行っていただいております。

本年度は環境基本条例の制定と基本計画の策定に向けた本格的作業に入っておりますが、無農薬への取り組みや、環境教育の推進に重点を置くなど、本町の特色を出した条例、計画としてまいりたいと考えております。

また、新エネルギーの関係では、昨年度、本町全域を網羅する地域新エネルギービジョンを策定したところから、本年度は、計画内容の実践へ向けた詳細ビジョンの策定を行うこととしております。計画に盛り込まれました重点プロジェクトの具現化へ向けた段階的調査を実施し、「木質バイオマス」や「雪氷冷熱」など、地域資源を生かした地産地消型のエネルギーとして確立し、新たな産業の創造に結びつくような施策の展開を図ってまいります。また、住民への新エネルギー導入支援として、太陽光発電システム設置費補助制度を継続して実施してまいります。

伝統文化の伝承では、本町には、地域ごとにはぐくまれてきたたくさんの貴重な伝統文化が存在しており、今後も、私たち町民一人ひとりがみずからの貴重な財産として次世代に保存継承していかなければなりません。

特に、国の天然記念物に指定されている駒止湿原は、近年多くの入山者が訪れており、貴重な植物群が荒廃の危機にあることから、入山規制を検討しなければならない状況となっております。このため、湿原の保護と活用策を長期的かつ計画的に実施するための「駒止湿原保存管理計画」の策定を進めてまいります。

また、田島祇園祭を初めとする伝統芸能行事につきましても、その保存、継承が困難となってきた傾向にあるため、関係者による話し合いを真剣に進めながら、本町の貴重な伝統文化が未来永劫に受け継がれるような環境づくりに努めてまいります。

学校教育の分野では、現在、ゆとり教育の見直し、いじめ問題への対応、教育委員会制度の抜本改革など、教育再生へ向けたさまざまな提言がなされておりますが、このような国の流れ

の中であって、南会津町の教育行政の現場で何を提案できるかが大変重要なことであると考えます。学力の向上や合理性のみを考えれば、都会の優位性は揺るがないものと思われませんが、人間形成を考えれば、土のにおいのする地域住民の顔が見える地方の方が重要な役割を果たせるものと確信をしております。

本町の地域資源を存分に生かし、子育て支援事業の充実を図りながら、南会津町で子供を育てたいと思えるような地域づくりを目指してまいります。

また、昨年度より、本町の中学校を対象に実施されております「県の学習サポート事業」につきましても、本町としてもインターネット環境の整備を図るなど、事業の円滑な実施を支援してまいりましたが、生徒の真剣に取り組む姿勢や学校の先生方の熱心な指導もあって、順調に推移いたしました。

本年度も該当中学をはじめ、県や学習事業者との連携を密にしなが、子供たちの学力向上と人間形成へ向けて努力してまいります。

また、県立南会津高等学校への経営支援につきましても、通学対策等の充実とクラブ活動の強化を図ることで、生徒の確保に努めてまいるとともに、県立田島高等学校と田島地域3中学校の連携型中高一貫教育の取り組みにつきましても、平成20年度から実施されます連携型入学者選抜に向けた具体的取り組みが実施されることとなるため、引き続き、県教育委員会等との連携を図りながら、基礎学力の向上に努めてまいります。

施設整備面では、本年度、館岩統合小学校建設事業が2年目を迎え、平成20年4月の開校へ向けた準備が本格化してまいりますが、廃校となる上郷小学校の活用策につきましても、地域住民や関係者と十分な協議をしてまいります。

また、管内の多くの学校で施設が老朽化してきていることから、施設全体の整備計画及び耐震化推進計画を策定し、順次改修を進めながら、安全な学習、生活環境の向上に努めてまいります。

学校給食につきましても、地元の農産物を積極的に食材に取り入れながら、社会的ニーズの高まっている食育につきましても、学校給食の中で指導をしてまいります。

なお、懸案となっておりました田島地域の中学校における学校給食の実施につきましても、検討委員会からの報告書が出されたことから、実施に向けた方法論の検討に入っております。

人材の育成では、町民の積極的なやる気の火種が地域や団体に起きてきたことから、地域活動を主導するNPO法人や地域づくり団体を積極的に支援してまいりたいと考えております。地域活性化の要素として社会資本の整備や、さまざまな地域資源が挙げられますが、その中で

も、最も重要な資源は人であり、地域活動や生涯学習活動を通して地域のリーダーとなる人づくりを推進してまいります。

また、地域の教育力の再生が緊急の課題となっていることから、地域に根ざした多様な活動の機会を提供するため、地域におけるボランティア活動や青年会活動、さらにはスポーツ及び特色ある文化活動など、町民の自発的な活動を支援してまいります。

さらに、行政と子育て支援団体等が連携し、家庭教育推進支援事業に取り組んでまいります。

また、住民一人ひとりが健康で生きがいと潤いのある生活が送れるよう、体育協会や総合型地域スポーツクラブの育成、支援を図り、子供から高齢者までだれもが身近にスポーツを楽しむ環境を整備してまいります。

特に、高齢者のスポーツ参加を推進し、医療費の軽減へ向けた健康な体づくりを進めてまいります。また、本年度も恒例となりました佐藤栄学園スポーツフェスティバルを開催するほか、女子ソフトボール1部リーグチームの合宿を開催し、子供たちを対象とした講習会など、町民のスポーツ技術の向上に努めてまいります。

さらに、総合スポーツの拠点施設となるよう、びわのかげ運動公園の施設充実について調査を実施してまいります。

御蔵入交流館につきましては、町村合併以降、より多くの町民に利用されるようになり、これまで以上に多くの芸術文化活動が実施されましたことは大変喜ばしく、今後の活用にも大きな期待が持たれます。

芸術文化活動は、自立的な人間形成を図るとともに、心身に影響を及ぼすさまざまなストレスを軽減し、より健康的な生活の営みにつながるものと考えますが、今後は、専門家の意見を取り入れながら、その実践効果の検証を進めてまいります。

また、これまで施設利用者の方々からいただきましたさまざまなご意見やニーズを踏まえ、図書館の有効活用や、子育て支援策に結びつく事業内容を検討してまいります。

特に文化ホールは、町民の方々が参加し、日ごろの成果を発表できる「町民手づくり公演」などの事業をはじめ、子供からお年寄りまで幅広い層を対象とした自主事業を開催していくほか、多くの貸館事業に利用していただけるよう工夫をしてまいります。

次に、地域の暮らしの総合的支援と効率的な行財政運営について申し述べます。

まず、総合支援センターにつきましては、本町の行政改革の大きな柱と位置づけながら、総合支援センターを中心とした行政サービスの新たな供給システムを構築し、住民満足度の向上と行財政の簡素・効率化を推進してまいります。本年度は、基本指針をもとに、アウトソーシ

ングをする対象事業を選定し、職員定員管理計画や事業効率、費用対効果を求めながら、年次計画を立てる実施計画の策定を行ってまいります。

また、実際のスタート時期は各総合支所管内の受け皿となる団体の成熟度により異なってまいります。本年度の中頃には業務を始動させたい、このように考えております。

住民との協働によるまちづくりに関しましては、これまでも各種のプランづくりに住民参加型のワークショップ方式を取り入れてまいりましたが、昨年度は第1次総合振興計画の策定に際し、初めて住民からのパブリックコメント、つまり住民意見公募制度であります。これを求めるなど、多くの住民の皆様の声を計画策定に反映させてまいりました。

また、本年度は町民の皆様から町政に対する意見や要望、提案をいただくため、私との懇談会「町長室へどうぞ」を開催し、きめ細やかな情報交換を推進してまいります。

さらに、広報紙の定期的な発行や町ホームページの充実に努めながら、各種情報の発信を行い、特に町民生活と密接にかかわる町の重要な施策につきましては、パブリックコメントなどにより住民の声を反映させてまいります。

地域コミュニティーの推進では、これまで、「地域活性化発展支援事業」を中心に、住民による住民のためのまちづくりを目指し、地元提案型の発展性の高い事業を支援してまいりましたが、新年度は予算枠を拡大し、新たに農林水産業分野の枠を設け、所得の向上や経営改善を図るための活動を支援してまいります。

また、引き続き電源地域交付金を活用し、伊南地域における住民団体等の自発的かつ自主的な取り組みを支援するとともに、「地域助け合い除雪支援事業」、「地域助け合いモデル事業」、「生き生き同居手当支給事業」により、核家族化、高齢化によって衰えつつある家庭力や地域力を定住化の促進と地域ネットワークでカバーする仕組みづくりに取り組んでまいります。

最後に、住民ニーズに適応した行政運営と計画的な財政運営の推進について述べさせていただきます。

新年度からは、「ありがたいの広がる新しいまち」を将来像に掲げた第1次総合振興計画に基づき、町の一体的かつ総合的なまちづくりの方向づけと、施策の着実な実現を図ってまいります。そのためには、職員の意識改革とともに、徹底した経費削減と大胆な行財政改革が必要不可欠となってまいります。

一方、本町財政の状況は三位一体の改革による国からの税源移譲が一応の決着を見る中で、今後は普通交付税の削減などにより、地方自治体の自主独立性が求められ、自主財源の乏しい

本町においては、引き続き厳しい環境にあることから、弾力的な財政運営がますます困難な状況となってまいります。

このため、行政改革大綱・集中改革プランを策定し、地方分権に対応した簡素で効率的な行政運営を推進していくほか、本格的な行政評価システムを構築し、事業の重点選別と町職員の意識改革を図ってまいります。

また、健全な財政の運営管理を行うために、「中期財政健全化計画」の策定に取り組みながら、経営的感覚を取り入れた財政運営を行ってまいります。

以上、「南会津町」の本格的始動の年となる平成19年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べましたが、新年度は、職員、地域住民、民間がともに知恵を出し合い、さまざまな成果を出す実践の年となります。地域間の融合と均衡ある発展を目指し、将来予測に対応できる執行体制を整えながら、次世代へ誇れるまちづくりに向けて職員と一丸となって全力を尽くして取り組んでまいります。

議員の皆様並びに住民の皆様におかれましては、町政への一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第1号から議案第42号まで一括上程、説明

○児山寿明議長 次に、日程第4、報告第1号から、議案第42号までを一括上程いたします。

提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 それでは、平成19年第1回南会津町議会定例会に提出をいたしました各議案

の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いを申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

まず、専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増加及び規約の変更についてであります。

本件は、地方自治法の一部改正により、平成19年4月1日から収入役制度が廃止されることに伴い、福島県市町村総合事務組合規約の一部を改正する必要が生じたこと。また、平成18年第3回議会定例会で議決された福島県後期高齢者医療広域連合について、平成19年2月1日付で当該団体を福島県市町村総合事務組合に加入させるため、組合規約の一部を変更することについて専決処分したものであります。

続いて、専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、平成18年5月23日南会津町片貝地内において、庁用自動車と相手方自動車と衝突し、双方車両に損害が生じたものであります。過失割合を町90%、相手方10%として相手方に賠償額21万4,043円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、専決第3号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。

本件は、平成18年10月19日山形市出張の際、施設駐車場内において、駐車していた相手車両に衝突をし損害を与えたものです。町の過失割合を100%、相手方に賠償額9万3,345円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分したものであります。

次に、専決第4号 和解についてであります。

本件は、平成18年6月5日南会津町下山地内において、庁用自動車と相手車が出会い頭に衝突し、双方車両に損害が生じたものであります。過失割合を町40%、相手方60%とし、両者の過失割合を相殺し相手方が町に対して6,142円を支払うことで合意しましたので、和解について専決処分をしたものです。

なお、専決処分第2号及び第3号についての案件については、先の議会で報告すべきところでありましたが、事務の手續上遅くなりましたことにつきましては、おわびを申し上げます。

次に、議案第1号 南会津町副町長の定数を定める条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法が改正され、同法第161条の規定により、副町長の定数は条例で定めることになったため、副町長の定数を定めるため、条例を制定するものであります。なお、副町長制度への移行に伴い、副町長の職務として町長の命を受け政策及び企画をつかさどること並びに、町長の権限に属する事務の一部について委任を受け、事務を執行することが追加されました。

次に、議案第2号 南会津町いきいき同居手当支給条例についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町に定住する意思を持って新たに町内の高齢者世帯と同居する18歳以上63歳未満の者及び新規学卒者で、町内の高齢者世帯と同居する者に対し、生き生き同居手当を支給することで、高齢者世帯の解消や定住の促進、地域活力の増進を図ることを目的として条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 南会津町環境審議会条例についてご説明を申し上げます。

本町では、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、3カ年事業として環境基本計画策定事業の取り組みを開始したところであります。

本案は、環境基本法第44条の規定に基づき、環境保全に関する基本的事項について、町長の諮問に応じて調査及び審議するための機関を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、助役にかえて副町長を置くこととされたこと。収入役を廃止して一般職の会計管理者を置くこととされたこと及び条項の移動があったことから、関係する条例5本をまとめて改正するものであります。

改正する条例は南会津町表彰条例の一部を改正する条例、南会津町職員定数条例の一部を改正する条例、南会津町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、南会津町行政財産使用料条例の一部を改正する条例、南会津町立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例であります。

次に、議案第5号 南会津町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、議会議員が私有自動車を利用して出張した場合の車賃について、一般職員との均衡を図るために、1キロメートル当たり37円の車賃を25円に改正するものであります。

次に、議案第6号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第7号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正す

る条例について、一部改正内容が同一で関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、助役にかえて副町長を置くこととされたこと及び、収入役を廃止して一般職の会計管理者を置くこととされたことにより、所要の改正をするとともに、議会議員の例に準じて町長等が私有自動車を利用して出張した場合の車賃について、一般職員との均衡を図るために所要の改正をあわせて行うものです。

次に、議案第8号 南会津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、助役、収入役の字句等の改正を行うとともに、私有自動車を利用した場合の車賃を職員の旅費規程に準じた支給とし、年額で定められている報酬の支給については、原則、年度末の年1回の支給を年2回に改めること。また、特別職の委員に環境審議会委員を新たに加えることなど、所要の改正をするものです。

次に、議案第9号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、一昨年の人事院規則等の改正に基づき、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、俸給水準の引き下げを行うとともに、勤務実績をよりの確に反映し得るよう、昇給制度等の整備を行うものであります。

なお、国・県においては、既に、平成18年4月1日付で施行されています。

主な改正内容としては、地域別の官民格差3年平均値をもとに、給料表水準を平均4.8%引き下げ、一般行政職給料表を8級制から6級制へ移行すること。また、新たな給与制度の導入により、昇給時期等が改められ、さらには、扶養手当の月額が改められるなどの所要の改正をするものです。

次に、議案第10号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、人事院規則の改正により、休息時間が廃止されたことに伴い、これにあわせて休息時間の廃止等の所要の改正を行うものです。

次に、議案第11号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から普通地方公共団体の吏員とその他の職員の区分が廃止されるため、所要の改正を行うものであります。

あわせて、入湯税の課税免除について、町または町の委託を受けた社会福祉法人等が行う保健福祉事業を町有施設の有効利用により効果的に推進するため、新たに追加するものです。

次に、議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部改正により、平成19年度分以後の国民健康保険税の基礎課税額の限度額が53万円から56万円に引き上げられたことに伴う所要の改正をするものです。

次に、議案第13号 南会津町雇用所条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、指定管理者制度の目的を達成するため、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を導入し、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、町と指定管理者との間の会計事務の効率化を図るとともに、経営の安定化及び町内同様施設との整合性を図り、もって、利用者のサービス向上に資するため、利用料金の改定を行うものであります。

次に、議案第14号 南会津町老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、館岩老人福祉センターことぶき荘及び南郷老人福祉センターみさわ荘について、利用料金の改定と、簡素でわかりやすい料金体系とするため、所要の改正をするものです。

次に、議案第15号 南会津町水稻育苗施設条例の一部を改正する条例及び議案第16号 南会津町穀類乾燥調整施設条例の一部を改正する条例については、改正理由が同じ内容でありますので、一括してご説明を申し上げます。

本案2件は指定管理者制度の目的を達成するため、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を導入することにより、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすくし、町と指定管理者との間の会計事務の効率化を図るとともに、経営の安定化、もって利用者のサービス向上に資するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第17号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町道城集会所が竣工したことに伴い、同条例に名称及び位置の追加をするため、所要の改正をするものです。

次に、議案第18号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、湯ノ花温泉交流センターの新築に伴い、湯ノ花生活改善センターを廃止するため、所要の改正をするものです。

次に、議案第19号 南会津町館岩総合交流促進施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、湯ノ花温泉交流センターの新築に伴い、当該施設を追加するとともに、条例題名を変更するなどの所要の改正をするものであります。

次に、議案第20号 南会津町南郷交流促進センター物産館条例の一部を改正する条例及び議案第21号 南会津町さゆり会館条例の一部を改正する条例については、改正理由が同じ内容でありますので、一括してご説明を申し上げます。

本案は、温泉入湯に係る入湯税については、利用料金の中に含まれる体系となっていました。が、町有の同様施設との整合性を図り、料金体系をわかりやすいものにするため、並びに入湯税を含まない料金体系とするため、所要の改正をするものです。

次に、議案第22号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、老朽化等による町営住宅の取り壊しに伴い、所要の改正をするものです。

次に、議案第23号 南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、正常な返済をしている債務者との公平を図ることから、延滞者からは延滞金を徴収することができる規定を加えるための所要の改正をするものであります。

次に、議案第24号 第1次南会津町総合振興計画についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第1次の総合振興計画について、議会の議決を求めるものです。当計画は、合併協議会において策定しました新町将来構想、新町まちづくり計画を基本として、5年後の本町のあるべき姿とそれを実現するための施策を定めるものであります。

次に、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、公の施設について、指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。南会津町会津高原ふれあい農園の施設について公募したところ、特定非営利活動法人A R Sのみから応募があり、申請内容も適当と認め、同団体を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第26号 損害賠償の額の決定並びに和解についてご説明申し上げます。

本件は、平成17年10月3日、南会津町田島字上町地内において、庁用自動車を運転中に前方停車車両を避けようとバックした際、後方にいた歩行者に接触し、相手方に重傷を負わせま

した。このたび、相手方の負傷も完治したために、損害賠償額416万1,935円を支払うことで和解するものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の選任につき、意見を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、人権擁護のため、活躍をいただいております伊南地区人権擁護委員の馬場康朗氏が平成19年1月31日をもって、一身上の都合により退任されましたので、その後任について、法務大臣より推薦の要請がありました。これを受けて検討してまいりました結果、人物、識見ともすぐれ、教育関係をはじめ、広く社会に精通しておられる佐藤万里子氏を人権擁護委員として適任と認め、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は平成19年7月1日から3年間となる予定であります。

以上、条例関係の議案についてご説明を申し上げます。

○児山寿明議長 説明中ではありますが、町長に申し上げます。

大変、この後まだ説明が続くようでありますので、ここで休憩をしたいと思いますので、よろしくご了承をお願いします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時58分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○湯田芳博町長 大変、お時間をかけて申しわけありませんが、引き続き提出議案の提案理由について説明をさせていただきます。

それでは、議案第27号 平成19年度南会津町一般会計予算からご説明を申し上げます。

平成19年度の予算編成につきましては、国の地方財政計画及び県の予算編成方針に留意しつつ、町の予算編成方針に基づき編成にあたったところであります。

なお、国の予算の状況等や町の主要な予算編成につきましては、平成19年度町政施政方針でも述べさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

それでは、平成19年度一般会計予算の概要につきまして、歳入より各款ごとにご説明を申し

上げます。

第1款町税は16億6,862万7,000円の計上でありまして、個人町民税で本格的な税源移譲が実施されることなどにより、1億5,002万8,000円の増額が見込まれ、固定資産税やたばこ税で減税見込みとなったものの、対前年度比8.5%の増となりました。

第2款地方譲与税は、三位一体改革による税源移譲に伴い、所得譲与税の廃止により、大幅な減額となり、対前年度比39.3%減の2億3,120万円の計上となりました。

第3款利子割交付金は、4.8%減の800万円の計上となりました。

第4款配当割交付金は、10.7%減の250万円の計上となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、8%減の230万円の計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額に基づき4.8%増の2億2,030万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績見込みから2.7%減の360万円を計上いたしました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、平成18年度実績見込み額から39.2%増の1億3,420万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金は、国庫補助負担金の改革による減収補てん分の廃止に伴い、激変緩和措置として経過措置が設けられましたが、減収補てん特例分は大幅な減少となりました。

また、新たな制度として児童手当特例分が追加されたこともありますが、51.2%減の1,853万円の計上であります。

第10款地方交付税は、対前年度当初予算との比較では5.1%減の62億3,400万円の計上となりましたが、普通交付税は平成18年度決定額との比較では2億1,353万7,000円の減額、さらに、交付税減額の補てん措置である臨時財政対策債も合わせた減少額は1億8,313万7,000円になると見込まれます。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から8%減の358万8,000円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、私立保育料や地方交付税清掃費再配分金等で9.6%減の9,873万9,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅、文化ホール等の公共施設使用料のほか、諸証明手数料等で15.2%減の1億6,236万6,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、市町村合併推進体制整備費補助金は減額で、館岩統合小学校建設事業、

まちづくり交付金事業をはじめ、各事業費補助金の増額により7.5%の増となり、7億895万3,000円の計上であります。

第15款県支出金は、区画整理事業公共施設管理者負担金等、農業等災害対策事業補助金等の減により、23.6%減の6億5,848万1,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地建物等の貸し付け収入等で3,587万9,000円の計上であります。

第17款寄付金は、リフト建設に係る償還金分寄付金で1,860万6,000円を計上いたしました。

第18款繰入金は、財政調整基金繰入金1億1,000万円をはじめ、特定目的基金からの繰り入れで最小限に抑制しましたが、15.7%の増となり、2億7,306万4,000円の計上であります。

第19款繰越金は5,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、預託金、貸付金の償還金、緑資源機構からの受託造林事業収入、健康診査受診者負担金、スキー場施設起債償還負担金等で45.8%減の1億4,476万7,000円を計上するものであります。

第21款町債は、防災行政無線整備事業、館岩統合小学校建設事業で増となったものの、合併特例事業債等の減額により7.7%減の18億6,930万円の計上であります。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、対前年度比38.2%減の1億3,069万8,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、ブロードバンド整備事業や地域づくり基金積立金の減額、集会施設等の建設がなくなったことなどから、24.7%の大幅減の16億9,349万8,000円の計上であります。

第3款民生費は0.3%減の18億6,244万8,000円の計上で、地域助け合い事業交付金、社会福祉関係補助金はじめ、各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険及び介護保険事業特別会計繰出金で、児童福祉費はすこやか子育て支援事業費、乳幼児医療給付費、児童手当及び保育所運営費等が主なものであります。

第4款衛生費は8.1%減、12億3,695万8,000円の計上でありまして、保健衛生費は各種検診、予防接種事業費はじめ、老人保健事業費、環境衛生業務費、簡易水道及び上水道会計繰出金が主なものであります。

清掃費は、廃棄物処理対策費、各衛生組合負担金、合併処理浄化槽設置費補助金等を計上いたしました。

第5款労働費は、勤労者支援経費等で1.9%減の42万4,000円を計上いたしました。

第6款農林水産業費は18.8%の減、8億5,379万3,000円の計上であります。

農業費は、農業委員会経費、市民農園施設指定管理料、山野資源活用と農地再生事業補助金、戦略的産地づくり総合支援事業補助金、中山間地域等直接支払事業費のほか、各種農業振興事業関係費、農道整備及び農地防災事業に係る県営事業負担金、農林業集落排水事業特別会計繰出金、基盤整備促進事業費、農村環境施設管理運営費及び国土調査費等でございます。

林業費は、里山再生事業費、森林整備地域活動支援推進事業費、流域広域保全林整備事業費、森林居住環境整備事業費及び緑資源機構造林事業費等を計上いたしました。

水産業費は、漁業組合補助金であります。

第7款商工費は、地域経済活性化対策奨励事業費、空き店舗対策事業費、制度資金貸付金、観光関連新会社設立出資金、観光振興関係補助金、スキー場及び観光施設関係修繕整備費、観光関連施設管理運営費が主なもので23.3%減、4億4,240万7,000円の計上となりました。

第8款土木費は2.5%の増、14億527万6,000円の計上となりました。

土木管理費は、地域助け合い除雪支援事業交付金のほか、各種団体負担金等であります。

道路橋梁費は、町道の修繕費のほか、除雪経費、地方道路交付金事業による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、まちづくり交付金事業のほか、公共下水道事業特別会計繰出金、河川公園管理費、土地区画整理事業による道路築造工事や物件移転補償などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅維持管理費等の計上であります。

第9款消防費は49.3%の増、8億9,238万4,000円の計上で、常備消防事業広域圏組合負担金、消防団関係経費、消火栓経費の特別会計繰出金で、災害対策費では、防災行政無線整備事業費等が主なものであります。

第10款教育費は5.7%の減で15億5,582万1,000円の計上であります。

教育総務費は教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業費、南会津高等学校生徒確保支援事業費、スクールバス運行経費、教職員校舎管理等であります。

小学校費並びに中学校費は、舘岩統合小学校建設事業費のほか、各学校管理経費、学校施設設備教材の整備費等であります。

幼稚園費は、町立幼稚園運営経費及び私立幼稚園関係補助金であります。

社会教育費は、生涯学習推進事業費、芸術文化関係費、御蔵入交流館管理運営費や、各資料館等施設の管理運営費などあります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関係費ほか、体育施設びわのかげ運動公園の管理費及び学

校給食の運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、農林業施設災害復旧費等で、調査測量設計委託料が主なものとして、183万2,000円の計上であります。

第12款公債費は、起債の償還金で1.1%減、24億543万3,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、6,602万7,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、消防費、防災行政無線整備事業についての継続事業として実施する経費の総額及び年割額は「第2表継続費」のとおりであります。

また、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、「第3表地方債」のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第28号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算につきましては、これまでの医療費実績に加え、被保険者数の推移、医療制度改正による老人医療対策に伴う前期高齢者並びに後期高齢者の状況等を加味した結果、予算規模は対前年比1.3%増の21億円となりました。

それでは、歳出から各款別にご説明申し上げます。

第1款総務費は6,736万3,000円でありまして、人件費、国保税、賦課徴収費のほか、経常的な事務経費等でございます。

第2款保険給付費は、一般・退職被保険者の診療費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年比5.7%減の14億3,761万1,000円を計上いたしました。

第3款老人保健拠出金は、老人医療費等の拠出金でありまして4.3%減の2億8,164万8,000円の計上となりました。

第4款介護納付金は、介護保険事業納付金として1億3,321万4,000円の計上となりました。

第5款共同事業拠出金は、高額療養費及び保険財政共同安定化事業の共同事業拠出金でありまして1億5,280万9,000円の計上であります。

第6款保健事業費は、保健衛生普及事業、各種健診事業費等で658万円の計上となりました。

第7款基金積立金は80万6,000円の計上で、利子収入を基金に積み立てるものであります。

第8款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で71万4,000円を計上いたしました。

第9款予備費は1,925万5,000円の計上となりました。

次に、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は、平成19年度における個人町民税の増収等が見込まれるところから、対前年比13.1%増の5億6,614万円の計上となりました。

なお、本年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により、6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は5億3,691万2,000円の計上で、療養給付費及び老人医療費拠出金、介護納付金等に対する国の負担金並びに財政調整交付金であります。

第3款県支出金は、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金で1億466万5,000円あります。

第4款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で4億4,141万8,000円を計上いたしました。

第5款共同事業交付金は1億3,480万4,000円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第6款財産収入は、国保基金の利子収入として80万6,000円を計上いたしました。

第7款繰入金は、国保基盤安定化乳幼児医療費給付事業、出産育児一時金、財政安定化支援、人件費、事務費等に対する一般会計及び国保基金からの繰入金で2億6,401万4,000円の計上となりました。

第8款繰越金は5,000万円を計上いたしまして、第9款諸収入は、保険税延滞金第三者行為納付金等で124万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第29号 平成19年度南会津町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、後期高齢者医療費に関する制度改正による老人医療費動向と実績から見込みまして、平成19年度歳入歳出予算は対前年比3.3%減の20億6,100万円の予算規模となりました。

歳出から申し上げますと、第1款医療諸費は20億6,099万5,000円の計上で、老人医療給付費及び診査支払手数料であります。

第2款諸支出金は5,000円で、返還金等を存目計上いたしました。

次に、歳入であります。第1款支払基金交付金は10億5,570万7,000円の計上で、各保険者から拠出される基金からの医療費等の交付金であります。

第2款国庫支出金は6億7,019万2,000円となり、第3款県支出金は1億6,754万8,000円の

計上でありまして、医療費に対するそれぞれの負担割合による計上であります。

第4款繰入金は、医療費等に対する町負担分を一般会計から繰り入れするもので、県負担割合と同額で1億6,754万8,000円の計上であります。

第5款繰越金は、存目1,000円の計上で、第6款諸収入は歳計現金の利子収入ほかで、存目4,000円を計上いたしました。

なお、医療費に対する国・県・町の公費負担割合につきましては、公費負担50%の制度化に向けて平成19年度中に調整されることから、それに伴い支払基金交付金が減額されました。

次に、議案第30号 平成19年度南会津町介護保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、介護保険制度改正から1年が経過することから、地域包括支援センターを核として、要支援者に対する新予防給付事業あるいは、将来、要支援者、要介護者になるリスクのある特定高齢者に対する事業の実施を図るなど、サービス給付費の動向等、実績に基づく保険給付費の算定の結果、平成19年度歳入歳出予算を対前年比3.8%増の13億8,490万円といたしました。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費及び介護保険運営資金貸付金、介護認定診査会費等で9,290万1,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして12億6,374万7,000円の計上であります。

第3款財政安定化基金拠出金は127万2,000円の計上で、第4款地域支援事業費は介護予防の事業費で2,123万5,000円の計上であります。

第5款保健福祉事業費は、介護用品支給事業補助費で384万2,000円の計上です。

第6款基金積立金は、介護給付費準備基金への利子収入積立て10万3,000円を計上いたしました。

第7款予備費は、158万4,000円の計上となりました。

第8款諸支出金は、還付金等として15万6,000円の計上であります。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

第1款保険料は、第1号被保険者の保険料2億104万7,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、3億1,447万4,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づ

く介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は3億9,268万4,000円の計上で、第5款県支出金は1億9,682万9,000円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく交付金及び負担金であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金利子として10万3,000円を計上し、第7款繰入金は2億5,285万2,000円の計上で、介護給付費に対する町負担金、地域支援事業費及び人件費、事務費分の一般会計繰入金並びに介護給付費準備基金からの繰入金であります。

第9款繰越金は20万円を計上し、第10款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金及び歳計現金預金利子等で2,671万円を計上いたしました。

次に、議案第31号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は、本町全域9つの施設に係る維持管理費及び起債償還金等で対前年比1.4%増の1億9,430万円であります。

歳出から申し上げますと、第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費等で6,128万1,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の償還金1億3,220万8,000円を計上いたしました。

第3款予備費は81万1,000円の計上です。

次に、歳入であります。第1款分担金及び負担金は過年度事業に係る受益者分担金で11万4,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料で4,765万2,000円を計上いたしました。

第3款繰入金は、起債償還金の一般会計繰り入れで1億4,622万4,000円を計上いたしました。

第4款繰越金は1万円を計上しまして、第5款諸収入は、国道改良工事関連工事負担金収入等で30万円を計上いたしました。

次に、議案第32号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、管渠布設事業の拡張等により、対前年比6.0%増の5億1,920万円となりました。

歳出から申し上げますと、第1款土木費は、施設設備維持管理経費管渠布設工事に係る事業費で3億1,434万円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として2億376万8,000円であります。

第3款予備費は、109万2,000円の計上となりました。

次に、歳入であります。第1款分担金及び負担金は事業に係る受益者負担金で445万7,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、7,662万円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道整備事業及び特定環境保全下水道事業に対する補助金として1億2,000万円を計上いたしました。

第4款県支出金は600万円の計上で、事業に対する県の補助金であります。

第5款繰入金は、起債償還金等の一般会計繰り入れで2億11万2,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は1万円を計上し、第7款諸収入は1,000円を計上いたしました。

第8款町債は公共下水道等整備事業に対する起債1億1,200万円であります。

なお、債務負担行為の内容につきましては、「第2表債務負担行為」、地方債につきましては、「第3表地方債」のとおりであります。

次に、議案第33号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算は簡易水道事業の維持管理費を中心に簡易水道新設改良工事に係る工事費等で、対前年比4.6%減の4億5,700万円となりました。

歳出から申し上げますと、第1款簡易水道事業費は1億7,336万3,000円の計上で、人件費等事務事業経常経費のほか、給配水管移設工事費等の維持管理費及び栗生沢簡易水道実施設計委託料経費などが主なものであります。

第2款公債費は、2億7,581万1,000円の計上で、起債の償還金であります。

第3款予備費は、782万6,000円の計上となりました。

次に、歳入であります。第1款使用料及び手数料は2億5,512万4,000円の計上で、水道使用料のほか、各種手数料であります。

第2款国庫支出金は、1,330万円の計上で、簡易水道等施設整備費補助金であります。

第3款財産収入は、19万3,000円で、基金利子収入を計上いたしました。

第4款繰入金は、1億6,072万9,000円の計上で、起債償還金、消火栓関係経費等の一般会計等繰入金及び施設整備費等充当の基金繰入金であります。

第5款繰越金を400万円計上しまして、第6款諸収入は、国道整備事業関連水道管等移設補償費収入等で95万4,000円を計上いたしました。

第7款町債は、栗生沢簡易水道施設整備事業債等で2,270万円を計上いたしました。

なお、地方債の限度額等につきましては、「第2表地方債」のとおりであります。

次に、議案第34号 平成19年度南会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収入は、水道使用料、消火栓修繕費繰入金等の営業収益と町公共工事関連繰入金、企業債償還金利子繰入金等の営業外収益でありまして1億8,148万円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は1億7,457万4,000円の計上となりまして、人件費、事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、町公共事業関連工事費等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は2,090万1,000円の計上で、第3次拡張事業費借入金、起債償還元金に対する一般会計からの補助金で、資本となる収入であります。

支出の第1款資本的支出は、第3次拡張事業費のほか、公共事業関連配水管布設工事費等の建設改良費及び企業債償還元金等で9,071万5,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,978万4,000円は過年度分損益勘定留保資金及び過年度分消費税資本的収支調整額で補てんすることとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては、第6条のとおりであります。

以上、平成19年度当初予算全会計についてご説明を申し上げます。

引き続き、平成18年度補正予算について申し上げます。

議案第35号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,303万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億6,337万円とするものであります。その要因は、国・県補助金の決定や、各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理が主なものであります。

それでは、歳出から款別に概要を申し上げます。

第2款総務費は、1億1,921万6,000円の増額で、主な内容はブロードバンド基盤整備事業の計上で、事業は繰越明許費とし、選挙費関係では福島県議会議員一般選挙並びに参議院議員補欠選挙執行経費の追加のほかに、事務事業の確定見込みによる補正であります。

第3款民生費は、介護保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金で追加となり、障害者

福祉関係給付費、乳幼児医療給付費、保育所費等については減額となるなど、事務事業の確定及び確定見込みによる補正でありまして3,282万9,000円を追加補正するものであります。

第4款衛生費は、母子保健及び老人保健事業費、合併処理浄化槽設置費補助金の減額等で、事務事業の確定見込みにより整理をするもので1,242万7,000円を減額補正するものであります。

第6款農林水産業費は4,000万円の減額でありまして、農業災害対策補助金等農業振興費をはじめ、農林業集落排水事業特別会計繰出金、林道事業費や造林事業費等の減額のほか、各事務事業の確定見込みによる整理であります。

第7款商工費は、地域経済活性化対策奨励制度報償金並びに、観光関連施設管理費等の減額のほか、各事務事業の確定見込みによる整理でありまして、1,152万3,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、暖冬に伴う除雪経費が少額で見込めることのほか、公共下水道事業会計繰出金、土地区画整理事業費など、事業の確定見込みによる減額が主なもので、合わせて6,134万6,000円を減額するものであります。

第9款消防費は、消防施設整備事業の確定見込みや、消火栓関係経費繰出金等の減額のほか、各種事務事業の整理で829万6,000円を減額補正いたしました。

第10款教育費は、小中学校管理経費並びに館岩統合小学校建設事業費等の確定見込み、社会教育費の各事務事業の確定見込み等による整理で1,516万4,000円を減額補正するものであります。

第11款災害復旧費は、本年度事業の確定見込みにより331万1,000円を減額補正いたします。

第14款予備費は1,306万円の追加補正であります。

次に、歳入であります。第1款町税は、町民税及び固定資産税等の各種税目の収入状況から見込んだ補正で47万6,000円の追加補正であります。

第10款地方交付税は、国税等の伸びにより、財源が確保され、調整率が廃止され、普通交付税が確定しましたので1,871万7,000円の追加補正であります。

第12款分担金及び負担金は、事業の確定見込みにより209万2,000円の減額補正で、第13款使用料及び手数料は344万7,000円の追加補正で、事務事業の確定見込みによるものであります。

第14款国庫支出金は主なものとして市町村合併推進体制整備費補助金等の追加計上のほか、災害復旧事業費及び雪寒機械整備費補助金等の確定見込みによる補正で6,408万8,000円の増

額補正であります。

第15款県支出金は、福祉関係はじめ農業費等各補助事業費の確定見込みによる補正と、各選挙費委託金の計上で1,988万7,000円の減額補正となります。

第16款財産収入は、土地区画整理事業保留地売払収入の減が主で700万円の減額補正であります。

第17款寄付金は、学校教育寄付金等で75万4,000円を追加補正するものであります。

第18款繰入金は、ふるさと景観づくり事業費の確定により227万5,000円の減額となりました。

第20款諸収入は、緑資源機構分収造林受託事業収入、町有建物等共済保険金収入等の計上が主なもので819万円の減額補正となります。

第21款町債は、補助事業の変更及び適債事業の確定見込み等により3,500万円を減額するものであります。なお、館岩統合小学校建設事業についての継続費補正は、「第2表継続費補正」のとおりでありまして、ブロードバンド基盤整備事業、土地区画整理事業、公共土木施設現年補助災害復旧事業については「第3表繰越明許費」のとおり、平成19年度に繰越しをすることとしております。また、事業費の変更等により、「第4表地方債補正」のとおり限度額等の変更を行うものであります。

次に、議案第36号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,761万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億677万2,000円とするものであります。

歳入で、国民健康保険税及び療養給付費負担金や調整交付金などの国庫支出金をはじめ、療養給付費交付金、共同事業交付金等の確定または確定見込みによる補正をし、歳出では療養給付費等の給付費の見込みの減額補正であります。

次に、議案第37号 平成18年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5,342万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,495万円とするものでありまして、老人医療給付費等を見込みまして追加補正するものです。

歳入で、支払基金交付金の追加交付、国・県支出金の決定見込みによる減額及び歳出における医療給付費に不足する財源としての一般会計繰入金の追加が主なもので、歳出では医療給付

費等の追加補正であります。

次に、議案第38号平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ203万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,244万3,000円とするものでありまして、後期高齢者制度に係る事務改正のための経費及び介護給付費等の見込みによる補正であります。

歳入で、介護保険料をはじめ、支払基金交付金の確定見込みによる減額及び国・県支出金の追加、歳出における介護給付費に不足する財源としての一般会計及び基金繰入金の追加が主なもので、歳出では、事務経費及び各介護サービス給付費の追加補正であります。

なお、後期高齢者制度に係る介護保険システム改修事業については「第2表繰越明許費」のとおり、平成19年度に繰り越すこととしております。

次に、議案第39号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ807万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,495万5,000円とするもので、事業の確定見込みによる予算の整理であります。

歳入では、下水道使用料等の追加及び一般会計繰入金の減額で、歳出では事務事業費等の減額であります。

次に、議案第40号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は歳入歳出それぞれ443万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,460万5,000円とするもので、事業の確定見込みによる予算の整理であります。

歳入で、下水道使用料のほか一般会計繰入金の減額で、歳出では事務事業費の確定見込みの減額であります。

次に、議案第41号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ915万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,887万9,000円とするもので、事業の追加及び確定見込みによる予算の整理であります。

歳入で、水道使用料の減額及び市町村合併推進体制整備費補助金の追加のほか、事業費の不足する財源については基金繰入金を追加し、歳出では簡易水道施設整備事業経費の追加補正と、事務事業費の確定見込みの減額であります。

なお、簡易水道施設整備に係る事業については「第2表繰越明許費」のとおり、平成19年度に繰越しすることとしております。

次に、議案第42号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収支の収入補正が、水道使用料等で1,179万3,000円の減額で、収益的支出では、消火栓工事費等の減額で196万3,000円の減額補正であります。

また、資本的支出についても、建設改良工事費等で569万6,000円を減額するものであります。

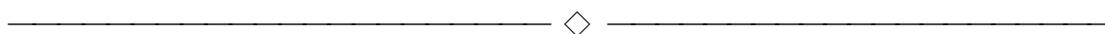
なお、過年度分損益勘定留保資金につきましては、第3条に示したとおり補正いたします。一部訂正を申し上げます。

先ほど、議案第30号 平成19年度南会津町介護保険特別会計予算の中で、歳出第1款総務費の説明で9,290万1,000円の計上と説明をいたしましたが、9,296万1,000円と訂正させていただきます。おわびを申し上げます。

以上、本定例会に提案をいたしました議案等47件につきましてご説明を申し上げましたので、ご審議を賜りご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で提案理由の説明は終わりました。



◎請願・陳情委員会付託

○児山寿明議長 次に、日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る3月6日までに請願6件を受理しております。常任委員会への付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成19年請願第1号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願について。平成19年請願第2号 最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

以上2件について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 今紹介がありました紹介議員の星でございます。

花粉症のため、途中ちょっと途切れるかもしれませんが、聞きづらい点がもしありましたら、ご了承願いたいと思います。

請願第1号 平成19年2月27日、件名、仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願について、南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1、氏名、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会、議長、渡部誠からでございます。

仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願について。

働く者の雇用と労働を取巻く環境は、不安定雇用労働者が増加している一方で、多くの正社員は長時間労働を余儀なくされており、この働き方の二極化は、教育や人材育成を含めた将来にわたる格差の固定化や少子化問題などの社会問題となっています。

国は就業意識の多様化、長時間労働者の高止まり等の課題に対応し、多様な働き方を実現できる労働環境の整備のため、労働契約法制、労働時間法制のあり方について見直しを検討しているところですが、働く者の安心と仕事と生活のバランスを実現する観点から、以下の内容について法制度に反映することが必要と考えます。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

(1) 就業形態の多様化に対応し、適切な労働条件を確保するため、均等待遇原則を労働契約法制に盛り込むこと。

(2) 労働契約法制が対象とする労働者の範囲は経済的従属関係にある者とする事。

(3) 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準については、労働契約を利用できる理由の制限、有期契約の更新回数や期間の制限、均等待遇を明示すること。

(4) 時間外労働の割増賃金の割増率は、諸外国の割増率や均衡割増賃金率との関係も踏まえ、50%に引上げること。

(5) 自由度の高い働き方にふさわしい制度の創設は、現行でも変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制があり、必要性がないことから、制度創設はしないこと。

(6) 時間外労働を助長することに繋がる企画業務型裁量労働制の業務制限緩和は、行わないこと。

請願第2号 平成19年2月27日、最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願

について、南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1、氏名、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会、議長、渡部誠であります。

最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

福島県内の最低賃金は、毎年8月に福島地方最低賃金審議会において決定され、10月1日から適用されています。

現在の福島県最低賃金は、時間額で618円となっており、全国順位で32位と低位にあります。このような最低賃金の水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちやパート労働者の生活改善は望めません。

また、一般労働者の賃金は4月に引き上げるのに対して最低賃金の発効日は10月1日と半年遅れとなっております。

したがって、私たちは、各種統計資料で示されている福島における一般労働者の賃金並びに産業・経済の力量に見合う水準に最低賃金を引き上げることと早期発効することについて強く求めるものであります。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。

(1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

(2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、発効日を早めること。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

次に、平成19年請願第3号 請願書 光ファイバーを使った高速インターネットサービスの桧沢地区（針生地区を除く）への導入促進及び早期に民間共用の実現について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 7番、湯田秀春でございます。

請願第3号、受理年月日が19年の2月27日、請願書、件名は光ファイバーを使った高速イ

インターネットサービスの桧沢地区（針生地区を除く）への導入促進及び早期に民間共用の実現についてと申すことと申すでございます。請願者は南会津町桧沢地区区長会、南会津町静川字坊村乙836、大豆渡区長、野中優ほか桧沢地区7区長でございます。

紹介議員といたしましては、私のほかに芳賀沼順一議員、大竹幸一議員、星喜弥議員がいらっしゃいますが、私の方で請願の趣旨を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

光ファイバーを使った高速インターネットサービスの桧沢地区（針生地区を除く）への導入促進及び早期に民間共用の実現について。

国家的なプロジェクトであるe-Japan戦略は、地方での電子自治行政への積極的な取り組みが見られ、高速データ通信の急速な普及拡大に象徴されるようにブロードバンドと言われる高速通信が身近なものとなってきています。

県内においても、多くの自治体で光ファイバーなどを利用した高速地域イントラネットが整備されており、本町においても旧田島町での地域イントラネット整備事業で学校や公共施設が整備され、最近では、荒海地域及び針生地区にて民間企業や住民に開放されつつある現状であります。

しかしながら、針生地区を除く、高野地区から黒沢地区までの桧沢地区にはその恩恵が受けられない現状であり、地域住民からは早急に光ファイバーを利用したい旨の要望が来ているところであります。

つきましては、針生地区を除く、高野地区から黒沢地区までの桧沢地区の情報通信の現状をご理解いただき、地域イントラネット整備事業での光ファイバーを使った高速インターネットサービスを、早期に民間共用として民間企業や住民に開放して下さるよう請願いたします。

平成19年2月27日

ということと申す。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

次に、平成19年請願第4号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める請願書について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 それでは、朗読をして説明させていただきます。

こどもの医療費を中学卒業まで無料化することを求める請願書。

請願者は、新日本婦人の会会津若松支部、代表者中村澄子、住所は会津若松市城東町16-1でございます。

紹介議員は、私、大竹幸一と、馬場秀男議員であります。

いま親たちは、こどもの笑顔に励まされながら、仕事や子育てに懸命にとりくんでいます。子育ての大きな不安にこどもの病気があります。

こどもは病気にかかりやすく、重症化することもあり、早期発見・早期治療が何よりも大切です。少子化対策・子育て支援にとっても医療費の無料化が大きな力となります。

全国的には、中学校卒業までの医療費が無料の自治体が多くなってきています。県内でも小学校入学まで無料となっていますが、さらに市町村では小学3年生、6年生、中学3年生までに補助を広げる自治体も生まれています。

県内のすべてのこどもたちの医療費を無料にするには、広域自治体としての県の役割が決定的です。子育てするなら福島県と、全国に誇ることのできる福島県になることを強く願っています。

国が責任を果たすと同時に、県として県民の願いを実現するための取り組みが求められています。

つきましては、下記事項について地方自治法99条の規定により、福島県に対し意見書を提出されますようお願いいたします。

記

1、国に対し、こどもの医療費無料制度の拡充を強く求めること。

2、福島県内すべてのこどもの医療費を、中学校卒業まで完全無料化すること。

であります。

そして、ちょうど昨日の民友新聞に載っておりましたが、今年になりまして、医療費の無料化の年齢を引き上げる自治体がふえておりまして、県内では只見町が中学校3年まで、県内のトップを切って、この4月から実施する予定ということでもあります。それから、大玉村でも10月から実施と、さらに小学校6年までは11の自治体があり、小学校3年までが2つの自治体と、小学校1年が1つで、16自治体が非常に進んでいる自治体がありますので、そうしたようになるように、非常に慎重審議の上、決定していただきますように、よろしく願います。

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

次に、平成19年請願第5号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める請願。

平成19年請願第6号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める請願。

以上2件について、紹介議員の趣旨弁明を求めます。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める請願並びに次の、療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める請願。これは、福島県保険医協会の理事長からの請願でございます。

紹介議員は私と大竹幸一議員でございます。

長いですが、読み上げて趣旨説明といたします。

リハビリテーション打ち切りの件ですが、厚生労働省は昨年4月の診療報酬改定で長期にわたり効果が明らかでないリハビリテーションが行われているという一方的な理由で、寝たきり老人防止のための機能低下防止リハビリテーションや、脳卒中後の意欲的回復に貢献してきた機能訓練リハビリテーションに給付日数の上限を設けました。リハビリテーションを新たに4系統疾患別へと編成し、リハビリテーションを施行する医療機関はハードルの高い施設基準を全て満たしての届出が必要となりました。

これらによって患者にとって保険診療で受けられるリハビリテーションが制限されることとなりました。機能維持を含め一定の効果があっても、例外として認められなければ診療報酬上の評価がなく、リハビリテーションの継続は困難となります。患者はその後の生活に大変に不安を抱えています。また、厳しい施設基準が設けられたために、人員確保等ができずにリハビリテーションから撤退せざるを得ない医療機関も生まれており、リハビリテーションの必要な患者が、身近で療養することが困難になっています。

特に障害児・者にとって、QOL（生活の質）の維持・向上のためにリハビリテーションは不可欠です。このため日数は無制限となっていますが、提供できる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児施設等に限られ、遠い施設に通所を強いられるなどにより一層深刻な事態となっています。

リハビリテーションについては2002年診療報酬改定に引き続き今回2度目の大改定であり、一貫した診断のもと適切なリハビリテーションを継続して提供することを困難にするものです。

これまで社会的に貢献してきた「維持期リハビリテーション」を医療費抑制のためだけに一方的に切り捨てる改定はとても許せるものではありません。

以上から、国民の生命と健康を守るために次の事項を請願します。

〔請願事項〕

1、リハビリテーションの診療報酬改定に関する影響調査と改善を求める意見書を、内閣総理大臣、関係閣僚、関係機関に提出して下さい。

これは、やはり、リハビリテーションの期間を一方的に切られることですね、リハビリテーションの途中でやめざるを得ない人が出てきてしまうという問題と、機能を維持していくためにリハビリテーションというのはずっと継続的に必要な場合があるわけです。それによって寝たきりにならない、非常に大事な問題があるわけで、そういう問題が取り上げられてしまうという問題、あるいは、リハビリテーション施設を持つ機関ですね、施設に対して非常に厳しい規定をつくったために、経済的に成り立たないと言ってやめてしまう機関が続出してきているという問題。そうしますと、近くでリハビリテーションができませんから、結局はリハビリテーションをしないで重症化してしまうという問題が起こってきております。そういうことを考えると、やはりこれは一面的にやるべきものではないだろうというのが趣旨でありまして、なお、その実態が既に起きておりますから、それを政府はきっちり調査してくださいということとであります。

以上の点について、どうか皆さんのご理解とご賛同をお願いしたいと思います。

療養病床の廃止・削減計画の問題ですが、これも読み上げて提案いたします。

日頃より福島県の発展ならびに県民生活の向上に努力され心から敬意を表します。

当協会は、福島県内の開業医を中心とする医師と歯科医師の団体です。現在、福島県内の医師と歯科医師1,511名が加入し、良い医療制度の確立をめざして活動しています。

昨年の通常国会において医療制度改革関連法が成立しました。

これにより、今後6年間で現在38万床ある療養病床のうちの23万床（6割）が削減されることになりました。これを福島県にあてはめると、現在5,723床（2006年1月現在）ある療養病床のうち、1,001床の介護療養病床は全廃され、4,722床の医療療養病床は2,833床削減され、わずか1,889床程度になります。

さらに、昨年10月から医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち医療の必要度が低い

と見られる患者の食費・居住費が保険給付から外されることになりました。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられることによって入院継続が困難になり、やむなく退院する者が多数出てくると予想されます。また昨年7月1日から、削減計画を先取りする（経済誘導する）形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省がいうところの医療の必要度が低いとされる患者さんの入院基本料が大幅に引き下げられました。

療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには数カ月から数年かかるといわれています。特に特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、福島県では11,225名と報告されています（2006年1月1日現在）。

このまま行けば、多くの療養病床を持つ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる医療難民、介護難民が各地であふれることは明らかです。

こうした中で、住民の身近にあって地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることが求められています。

つきましては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするために、下記の事項を要望いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

〔請願事項〕

1、療養病床の廃止・削減計画を中止するよう求める意見書を政府に提出して下さい。

1、地域住民が安心して暮らせるように、介護保険を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実するよう求める意見書を政府に提出して下さい。

これも療養病床の関係での削減、財政面からのみカットされるという状況があるわけで、ここから出ざるを得ないような人たち、病院の経営の問題として必要のないものをやっているんじゃないかという意見も一部ありますけれども、ほとんどはそういうことではなくて、本当に療養病床の活用が必要な人たちが大多数なわけですから、そういう人たちがこういう形で行き場のないものになってしまうという、その療養病床から介護なんかの施設に入れようということですが、実際には、介護の施設が足りないわけで、入るわけにもいかない。家に帰るにも家でもそれを扱えるような状況にはなっていないというのが圧倒的なわけですから、これはやはり見直すべきだろうということで、そういう趣旨で出された請願でございますので、どうかご理解とご賛同をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

以上で、請願6件に係る紹介議員の趣旨弁明を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願6件を会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いいたします。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月14日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後2時20分

平成19年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成19年3月14日(水曜日) 午前10時開議

日程第 1 諸報告

日程第 2 議会運営委員の選任について

日程第 3 一般質問

- 13番 星 登志一 議員
- 10番 星 光久 議員
- 6番 馬場 信作 議員
- 45番 湊田 幹夫 議員
- 19番 芳賀沼 順一 議員
- 42番 君島 勝美 議員
- 7番 湯田 秀春 議員
- 47番 馬場 秀男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (46名)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 楠 正次 議員 | 2番 内藤 孝 議員 |
| 3番 渡部 優 議員 | 4番 山内 政 議員 |
| 5番 高野 精一 議員 | 6番 馬場 信作 議員 |
| 7番 湯田 秀春 議員 | 8番 大宅 宗吉 議員 |
| 9番 渡部 忠雄 議員 | 10番 星 光久 議員 |
| 11番 目黒 幸雄 議員 | 12番 菅家 幸弘 議員 |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 平野 均 議員 |
| 16番 渡部 東 議員 | 18番 芳賀 芳一 議員 |
| 19番 芳賀沼 順一 議員 | 20番 星 和男 議員 |

21番	星 利一	議員	22番	星 茂	議員
23番	平野 昌盛	議員	24番	湯田 直美	議員
25番	森 豊喜	議員	26番	星 喜弥	議員
27番	平野 五十男	議員	28番	渡部 昌仲	議員
29番	五十嵐 司	議員	30番	平野 修治	議員
31番	五十嵐 正純	議員	32番	大竹 幸一	議員
34番	酒井 昭次郎	議員	35番	平野 虎一	議員
36番	阿久津 進	議員	37番	馬場 清雄	議員
38番	渡部 康吉	議員	39番	月田 和行	議員
40番	星 謙一郎	議員	41番	星 祥信	議員
42番	君島 勝美	議員	43番	村井 民重	議員
44番	河原田 苗利	議員	45番	湊田 幹夫	議員
46番	渡部 衛	議員	47番	馬場 秀男	議員
49番	大山 卓	議員	50番	児山 寿明	議員

欠席議員（1名）

48番 室井 強 議員

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	杉浦 孝幸	助 長 役
五十嵐 廣	収入 役	横山 恒廣	教育 長
穴戸 英樹	直轄政策室長	渡部 俊夫	総務課 長
星 廣政	企画観光課長	星 光幸	税務課 長
菊地 新六	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木 平蔵	建設課 長	児山 忠男	環境水道課長
湯田 タマイ	会計室 長	横山 孝夫	教育次 長
森 秀一	農林課 長	湯田 順一	農業委員 会 事務局 長
長沼 芳樹	学校教育課長	星 安晴	舘岩総合支所長
酒井 浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐 竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤田洋一 事務局長 酒井直伸 係長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は46名であります。

都合により欠席届のあった議員は、48番、室井強君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎諸報告

○児山寿明議長 日程第1、諸報告を行います。

去る3月12日の総務委員会において、議員辞職に伴い欠けておりました総務委員長に菅家幸弘君、さらに空席となりました総務副委員長に渡部優君がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。



◎議会運営委員の選任について

○児山寿明議長 日程第2、議会運営委員の選任を行います。

議員辞職に伴い欠けております当委員を選任するものでありますが、議会運営委員の選任については、南会津町議会運営申し合わせ事項の5（1）に、委員の構成は各常任委員会から2名を推薦し、議長が会議に諮って選任する。（2）に、本委員に欠員が生じた場合は、後任者をもって会議に諮り選任するとなっております。

お諮りいたします。

この際、議会運営申し合わせ事項に基づき、欠員となっております議会運営委員に、菅家幸弘君を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、菅家幸弘君を後任の議会運営委員に選任することに決しました。

◇

◎一般質問

○児山寿明議長 日程第3、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。

◇ 星 登志一 議員

○児山寿明議長 それでは、13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 13番、星登志一。

通告により、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

大きな項目で4つほど通告しておりますので、順次質問をしたいと思います。

まず第1番目に、スキー場存続の財政計画についてお伺いをいたします。

スキー場存続のためには、一番問題になるのはリフトあるいはホテル等の維持管理費かと私は思います。そこで、台鞍スキー場を例にとると、リフトのトリプル1基設置しただけでも、建設当時の耐用年数12年として、約2億7,000万円ほどの経費がかかっております。4スキー場で、例えば40本のリフトがあったとすれば、この総額は108億円になります。一番負担率の少ない過疎債をとっても、32億円の一般財源が必要となるわけでありまして。

今、今年度の一般予算を見ても、我が町は経常収支比率が98.6%であります。スキー場経営を考えると、この数字は非常に大きな数字と思うのであります。当然、当時と比べまして、現在は機械あるいは補修費が大分安くなっているということは聞いておりますが、スキー場の健全経営のためには、大きな問題になると思いますので、以下4点について町の考えをお伺いいたします。

まず1つ目に、リフト及び建物の維持管理費は町で行うのか、あるいは指定管理者や株式会社で行うのか。

2つ目に、町で行うとすれば、経常経費としてとらえているのか、あるいは投資的経費としてとらえているのかお伺いをいたします。

3つ目に、過去のリフト維持管理費は、4スキー場おのおのどのくらいの金額であったのか。

4番目に、合併特例債措置の終わる15年間の間に、どのくらいの維持管理費を計画しているのか、以上4点についてお伺いをいたします。

2番目に、南会津病院の応援体制についてお伺いをいたします。

過日の新聞報道では、整形外科の常勤医師1名、そして多少入院のできる体制になるとの報道がありました。職の確保及び年金生活者やあるいは交通弱者にとっては、まことに喜ばしい報道であります。区長会等住民活動あるいは町長をはじめとする行政の、また議会と一体となった陳情結果の成果かなど、こんなふうにも感じられます。県立病院ではありますけれども、我々が陳情に行き、その感じ取ったところでは、やはり私たちが地元の病院であるということ強く認識し、ボランティア活動やできる限りの財政支援を行い、健全な病院経営に協力することが我々の責務であるからと、こんなふうにも感じます。

住民の安全・安心を考えると、町長は前回の議会で、理学療法士の補助を検討しているということでしたが、その後の経過及び計画があればお伺いしたいと思います。

3つ目に、工業団地の造成についてお伺いをいたします。

過日、下郷町の議員と懇談する機会がありました。その議員によると、議会活動を一生懸命やってきたが、1つだけ悔いが残っている。それは工業団地をつくらなかったことである。土地がはっきりしていないと、企業は話にも乗ってこない。当町の振興計画にも工業団地の計画はあるようではありますが、具体的な予定表はあるのかお伺いいたします。

最後に、職員の業務の高揚策についてお伺いいたします。

最近、役場の中を見てもみますと、どうも役場の職員の働く雰囲気、いい意味では緊張感がある。悪い意味では萎縮しているのではないかと、こんなふうにも感じられるわけでありまして。

っと明るくばりばりと楽しそうに仕事をやっているという雰囲気にはならないのかなど。当然、最近の話題を見ると、国の政策性もあるかとは思いますが。地方交付税の見直し、あるいは地方公務員の給料の見直し、町の将来を考えると、明るく振る舞えといっても多少無理があるのかなと思えますけれども、せめて職員がやる気のある雰囲気のシステムづくりをすべきではないかと、私はこんなふうに考えます。業務評価の仕方についても、今般条例の改正がありますけれども、町独自の高揚の評価制度をつくるべきではないかと、私はこんなふうに思っていますので、以上4点について、町長の考えをお伺いします。

また、町長の答弁の内容によっては、自席より再度質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、スキー場存続の財政計画に関する1点目、リフト及び建物の維持管理費についてですが、町内にあります4スキー場につきましては、いずれも現在は第三セクターの会社が指定管理者として施設管理を行っております。町は、この指定管理者との間で包括協定書を締結しておりますが、本協定書の責任分担の中で、町が所有するリフト、建物等の維持管理費のうち、だいくらスキー場が大規模な修繕、たかつえスキー場が10万円以上、南郷及び高畑スキー場が20万円以上の修繕費については、町が負担することとなっております。

なお、それ以外の維持管理費につきましては、指定管理者が負担することと定められております。

次に2点目、町で行うとすれば、経常経費か投資的経費かとお質しでございますが、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるものを、投資的経費と規定しておりますので、本件のような経費については、投資的経費ととらえております。

次に3点目、4スキー場における過去のリフト維持管理費についてのお質しですが、平成16年度から18年度までの過去3年間の平均で申し上げますと、だいくらスキー場が約1,660万円、たかつえスキー場が約700万円、高畑スキー場が約1,580万円、南郷スキー場が約600万円となっております。

次に4点目、合併特例措置の終わる15年間での維持管理費の計画についてでございますが、合併特例法の普通交付税の合併算定外期間中であり平成18年度から平成27年度までの10年間の整備計画の試算をしておりますので、この期間での維持管理計画を申し上げたいと思

ます。

試算によりますと、当該期間中における4スキー場のリフト修繕等の町が負担する経費の総額は約7億9,300万円でありまして、スキー場別に申し上げますと、だいくらスキー場が1億6,700万円、たかつえスキー場が2億2,500万円、高畑スキー場が2億5,700万円、南郷スキー場が1億4,400万円をそれぞれ見込んでおります。

次に、南会津病院の応援体制についてのお質しであります。県立南会津病院の整形外科医師の問題につきましては、各方面にご心配、ご不便をおかけいたしました。去る2月28日、病院側より正式に4月から常勤の整形外科医1名配置の決定が示されました。この間の関係各位のご支援に、改めて心から感謝を申し上げます。

私は、13番議員さんと同じ認識に立ち、地域医療の充実のためには、地域からのサポート支援体制強化が非常に重要であるという基本的な考え方に立ち、この1年、要請活動を進めてまいりました。その考えの中で、お質しのありました理学療法士について検討してきたところでございます。現在、南会津病院のリハビリ体制強化と町村の介護予防事業の活用を図るため、平成20年度に地域医療支援センター内に、理学療法士1名を配置すべく、現在郡内各町村間で協議をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、工業団地造成の計画についてのお質しであります。南会津町には、これまで製造や縫製関係企業が立地し、就業の場の確保という面も含め、地域経済に大きな効果をもたらしてきております。今後は、既施設利活用の方策を探りながら、南会津の特性に合い、末永くつき合える企業等の誘致と、進出企業に対する町としての必要な支援を行っていくことが重要であると認識しておりますので、工業団地の用地確保につきましても、それらの取り組みと併せまして検討を進めたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、職員の業務高揚策についてであります。私のもとに届く町民からのご意見、感想は、最近とみに、「役場職員変わりましたね、あいさつが大変よくなって、そしてまた、丁寧に応対してくれるので、安心して役場に来れますよ。また、何かあると現場に即出向いてきてくれます」、こんな話がよく聞こえてきます。「頑張っているのだから、褒めてあげてください」こんなことも届いております。「やっぱり仕事は自らのやる気、心なんですよね」、最近言われたことも事実であります。

しかしながら、一方では苦情もないわけではありませんが、件数から見まして、苦情等の件数は大変少なくなっております。厳しい業務環境の中だからこそ、本質に気づき、与えられた職域に本気で向き合い、自らが納得し、もって住民の信託にこたえられる仕事をしよう、こう

いうことで自己啓発懇談会や発表会を自主的に進めているところでありますので、現在のところ、これ以外の強化制度をつくる考えは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、まずスキー場の問題から再質問させていただきます。

4スキー場ありますけれども、我々は合併してから、まだ各スキー場の収支決算を細かくは拝見しておりません。ただ、私の経験から言いますと、だいくらスキー場だけは収支決算あるいは損益分岐点等を精査したことがございます。その経験から言いますと、やはり、スキー場で一番ネックになってくるのは、私は維持管理費かなと。

当時、だいくらにおいては、維持管理費について、やはり一番大きいのは機械類ですね、リフトのロックは12年間に1回交換しなければいけないとか、そういった12年単位のもので、やはり2億、3億かかると。今回は各予算年度ごとにでは、例えば1,500万とか、チラリちらりと補修だけ出てきますけれども、これは最終的にはすべて取り替えないといけないという状態が出てくるんじゃないかと、私はこんなふうに思っています。

それで、先ほど町長から、18年度から27年度までに合計で7億円の補修費で済むという話でありましたけれども、この査定の仕方、それを少し教えていただきたいと、こんなふうに思っています。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

多分議員がお考えの数字あるいはご心配というのは、固定した考え方の中でスタートしているんだろうと思うんです。例えば10年あるいは15年という期間の中で想定されていると思いますが、私はこれまで、田島下郷町衛生組合の方の管理者もしておりますが、あそこの機械の維持管理、備品についても、しっかりとしたメンテナンスをすることによって、耐用年数をずっと長く延ばせます。そういうことを考えますと、私はこの大型施設あるいはリフトを含めてメンテナンスをきちっとするというのであれば、それほど議員が心配するような維持管理費にならないだろう、こんなふうに思っておりますし、またもう一つは、実は合併することによって4つのスキー場が連携を持つ。これまでも4つのスキー場の協議会というものがございました。しかし、これをもう少し発展させて、技術講習あるいは技術者の養成、これらをしてい

くことによって、抱える施設の維持補修費、修繕費というものを経費節減することができる、こんなふうに思っておりますので、現在のところ、そういうことを試案にした数字というふうにご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 町長の答弁にあったように、私の考え方はやはり減価償却というような観点から査定した数字であります。ですから、町長が今言ったように、もし10年間で7億円で済むようなメンテナンスをするということであれば、ぜひその目標に向かって、お金が多くかからないようなスキー場の経営に邁進していただきたいと、こんなふうに思えます。

とにかくスキー場というものは、やはりそういったものが一番負担になると思えます。ましてや4つのスキー場がありますので。

その次には、病院の関係については、これからもあと1名常勤を増やさないと、暗い3病棟がそのままになりますので、それは行政あるいは議会と一緒にやっていけばいいかなと思えますので。

工業団地の造成についてお伺いをいたします。

工業団地は、多分この前の前の議会ですか、そのときには、工業団地をつくる方向で、新しい計画ができた時にはやって来ますよということでありましたけれども、今の町長の答弁でも、検討するということでもありますけれども、例えば今回出た計画、後から3カ年のローリング計画も議員さんの方に、審議でなければ渡してもいいというような話があったんですけれども、今、南会津に必要なのは、やはり職の創出だと、私はこんなふうに考えています。いくらみんなで気持ちを切り替えてやろうと言っても、基盤となる職がなければ、やはり少子高齢化も乗り切れません。

その意味では、これから検討するじゃなくて、例えば3年の間に、このくらいは造りますよと、そのような力強い答弁をいただいて、それを目標に行政、議会が一体となった企業誘致が必要じゃないか、私はこう思うわけです。そこに造ってしまえば、それを解消するために、全員で協力すると、そのくらいの意気込みでやらないと、私は工業団地あるいは企業誘致はできないと思えます。特に私の基本にあるものは、農林業による職の創出と工業による職の創出の二本立てであります。片方が途切れてもバランスのいい職の創出はできないと思えますので、もう一度この工業団地、造るか造らないか、あるいは3年以内に結論を出すかどうか、町長の答弁をお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま地域の雇用創出に対する、並々ならぬ議員の思いを聞かせていただきました。このことについては私も全く同感でございます。既にこれまで議会でも申し上げてきたかと思いますが、福島県知事が名刺に営業本部長ということで刷り込んで、各都市部に企業誘致についていろいろと奮闘をしております。

そんな中で、知事が一番先に言っていたのは、確かに立地条件、非常に大事であることは間違いありませんが、しかし、なぜこの企業が福島県に来たかというときに、一番は町民性、県民性でした、こういう答えが実は企業経営者から返ってきましてということがございましたので、私はそういう受け入れ態勢、いわゆる住民の意識の問題も含めて積極的に並行線で、場所の確保の問題も進めていかなければならないだろう、こんなふうに思っております。

泉崎の例を挙げれば、確かに議員がおっしゃるように、もう造ってしまったから、だから町民を挙げて、何とかそこをしっかりと販売していこう、こういうふうに取り組みが今なされています。こういうことで、かなり販売が進んでおりますので、そういうことも一つの方法だと思います。しかし、3年以内にそのことをしっかりとやるかどうかということについては、もう少し検討の時間をいただきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 工業団地については、実際に造ると、売れ残ったときに行政が困るというような話もちらちらと聞いております。私は、過去、行政にかかわったことがありません。一般の会社で就職をしてやってきましたので、その目標値は違うかもしれません。やはり、造ってからそれに努力をするのか、造る前に、造って売れ残ったら困るのかと、そういうことを考えるのは、行政と一般会社では大分違うかもしれませんが、やらなきゃいけないということを達成するためには、やはり、負荷をかけなければならないということです。責任感を与えなければできない、そういうことをひとつ考慮して、早急な決断をお願いしたいと思います。

4番目の職員のやる気があるかないかという話になりますけれども、これは微妙に、受ける人の感じによって私は違うと思いますけれども、今回の評価制度、6段階から4段階になったという過程を考えて再質問をさせていただきたいと思います。

私は、かねてから職員のやる気を起こさせるためには、システムを変えなければいけない。こういうふうな主張のもとに一般質問をしてきました。町長はシステムの前に職員のやる気が

大事だと、こんなところで食い違いがあったわけです。今回システムは変えましたけれども、私が思うには、6段階から4段階になり、職員の一部の方に聞くと、50歳以上になると給料上がらないよ、というような話も聞いております。

そうしたときに、じゃ何で給料が上がらないところを評価するんだということを考えたときに、私は以前言いましたけれども、勤務評価制度をきちっとして、もし成績の良かった人は勤勉手当をもっと有効に使えないかというような提案をいたしました。一生懸命やっても、どこで評価されるのか。あるいは一部の人によると、入ったときの資格以上には上がらないというような話も聞いておりますので、今回の6段階から4段階になった、その後の人事の評価制度をどうするのか、お伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

この地域給を導入して変わりました給与段階、確かに私も個人的には大変厳しい給与体系であるなという認識を持っております。確かに人は評価をされることによって精進をし、あるいは精進をすることによって評価をされるという、こういう循環の中で仕事をしていることは確かに認めなければなりません。

しかし、現在公務員法という法律の中で、自治労という労働組合が一方にありまして、その中で給与に対するそれぞれ交渉といいますか、その勧告を通して交渉を持っております。そんな中で、私も自治労の福島県本部の委員長さんの方に、町独自の方法を考えられないのかということをお話ししましたが、大変これはなかなか難しい。つまり、これまでがそういう流れの中で、県の自治労の中で全体を満遍に見てきたものですから、なかなか難しいという回答がありました。

ですので、これらについては今後実施をしながら、単組であります南会津町の自治労の方と十分協議を進めながら、今後検討していきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 きょう、ちょっと資料を忘れてきちゃったもので定かではないんですけども、我々が一般質問するときに、よく給料関係について返ってくる答えが、国とか県とかの定めがあるんだという言葉ですけども、実際には国の方から、例えば勤勉手当を使ってもいいですよと、ただそれを使うのは、町の条例によって相当の幅があるということのはずなんです。国の方から言われたから、必ずそれを作らなきゃいけないというような条例の作

り方にはなっていないと思うんです。

ですから、固定給だとか、そういったものに関しては相当国の締めつけがあるんでしょうけれども、条例を作って町でやる分については相当の幅があるはずなんです。その幅を運用することによって、国や県に感化されない町独自の条例はできるんだと、こんなふうに思っています。特に、私が勤勉手当について前から言っているのは、一律に一生懸命やった人も、言い方は悪いですけども、さほど一生懸命やっていないんじゃないかなという人にも、一律に支給されているということが、私は職員のやる気をなくす一つの要因じゃないかと、こんなふうに思っています。

例えば、前に私が勤勉手当を半分にして、あとは基金に回して、職員のシステム改善の基金の方に回したらどうかという突拍子もない提案をしましたがけれども、これはやはり運用の中身を思い切って変えていく必要があるんじゃないかと。私も一般会社に勤めていたときに、勤務評価をいたしました。そのときにも、やはり社員に対しては目の前で、あなたはここが劣っているよと、ここが優秀ですよと、もうちょっとここを直していくと給料上がりますよと、3人ほどで対面形式でやりました。本当に人の業務を評価するときには、やはり今年はこの目標でやります。その結果上司の人が、あなたはこの点についてはこのくらい行きましたよ。この点はほかの人より非常にすばらしかった。そういったように、見た感じの思惑の評価ではなく、目に見えるような評価制度をつくる必要があるんじゃないかと私は思う。そのためには、私の経験からいうと、大体3年から4年くらいかかります。これが1年、1年後送りになりますと、例えば今後5年たっても、まだ6段階から4段階の厳しい状況の中で職員は仕事をしているけれども、評価制度は全く反映されない。5年後、6年後になってしまうと。

もう一度町長にお伺いしますけれども、評価制度についてのお考えをはっきりとご答弁いただきたい、こんなふうに思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私が町長になって一番実は大変だなと、非常に不安を持っているものが、実は人事評価であります。そのくらい人を人が評価するということは、非常に慎重に、そしてまた感情をできるだけ取り除いていかなければならないなというふうに思っています。

したがって、目に見えない部署で、しっかりと根っこの方を支えている仕事もございまして。反対に、表に出てやった仕事は確実に町民の目の前にあらわれるような仕事を担当する方もおります。

したがって、今おっしゃったように、給与については私は大事な要素ではありますが、仕事の喜びというものはそれだけではない。つまり、周りの人たちに自分がどう役立っているのか、貢献しているのか、こういう認識の中にも、私は仕事に対するやる気あるいは意欲、そういったものが出てきて、それらはしっかりと評価されるものである、こんなふうに思っておりますので、確かに国や県の話はしますが、指導は指導としてあります。定数管理についても指導が入ります。ですから、そういうこともむげになくすわけにはいきませんので、整合性を図りながら、先ほど申し上げたように、実際に組合がございますので、労働組合の方と十分な交渉、協議を進めながら今後検討を進めたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 本格的にやると、とても40分の一般質問じゃ終わりませんので、一生懸命頑張って、次回当選して、再度新たな方策で質問をしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 星 光 久 議 員

○児山寿明議長 次に、10番、星光久君の登壇を許します。

10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 どうもおはようございます。

15年9月だっけか、立って、一般質問が12月初めてやって、それから今回これ、来月解散で、また二度と上がれるか上がれないか心配なんですけど、上がれるようには頑張っているんだけど、なかなか情勢が厳しくて、最後の質問になるかもわかりませんが、一生懸命頑張りたいと思います。

通告順序に従いまして、今度は2番ということで頑張っていきたいと思います。

私の質問はごく簡単でございます。やるかやらないかですぐ終わることですので、前回と同じ学校給食については、10回ぐらい続けてやっていますか、そういうことで、中身については十分みんな分かっていると思うんですが、いつ実施できるかできないかが問題でございます。

1つ目の学校給食を早急に実施をということで、平成15年12月の定例議会から一般質問を

続けてやっているんですが、旧田島地区、特に田島、荒海、桧沢の中学校の給食については、早急に実施するよう質問してきたが、実施の時期も決まっていないのが現状である。どのように進行しているか伺いたいと思います。

2つ目については、郡内で実施されていない中学校は、旧田島地区、南会津町になってからなんですが、そこに田島、荒海、桧沢の3校だけ。全国的に見ても、中学校の給食は80%以上になっているが、これもやっぱり同じ南会津町になって、片方で給食がなされていて、片方では給食を食べられないということで、これも不平等という、そういうことで、早急をお願いしたい。

特に全会津的に見てどうなのか、県内的に見てどうなのか伺いたいと思います。特にこの中身では、一般質問を出した後で、19年度の町政施政方針の中で、町長がスタート台に立ったような気がするんですが、これもなかなか時間がかかると。これからの準備もあって、早々には実施できない中身でありますので、早急に実施されたいと伺います。

2つ目に、荒海中学校の土地問題、これも連続してやっているわけです。要求したものは実現するか、してから点検するかが、我々の使命だと思っておりますし、そういう形で、同じものを繰り返しているわけなんですが、12月の議会の中で、具体的な話し合いが持たれ、内容によっては、町として受け入れられないような中身であると、そういう答えは出たんですが、その後、どういう経過をたどっておりますか伺いたいと思います。

12月の中では、まだやっぱり弁護士にお願いして、裁判になるのかなというような気がするんですが、そういう中身でありますので、どのくらいに進行しているのか伺いたいと思います。

それから3つ目、猿等の対策ということで、猿、クマも含まれているんですが、昨年もクマ、猿等による農作物の被害が非常に大きかったことは、町としてもわかっているんですが、例年よりも今年は雪の浅いせいかなんかわからないんですが、特に栗生沢から滝原までかけて、非常に猿が、非常に多いの。今年、特に天気がいいものですから、そっちこっちにいるし、田部では犬を放していったせいも、悪いところもあるんだけど、猿にみんなかぶつかっちゃみてとかって、血を流して犬帰ってきたって言ってたけど、そういうところさもあつたんですが。

そういうことで、非常に猿が多いというか、そういうことで、大変だなと。一番苦情の多いところは栗生沢で、どこに行っても、菜っ葉、大根、芋から何から、今年は一つも食わなかったという農家がいっぱいある。そういうことで、何とかしなけなんないな、どういう方法よかんべって言ったら、いろいろな方法あるけれども、追っ飛ばしたらどうせまた来ると。鉄砲な

んかぶつべと思ったって、当たるもんでないと、早くて、猿は。みんな名人何ぼいたって、クマっこはとれるけど、猿はなかなかぶてないだよなんていう中身があるものですから、そういう形で、町としてもどういう方策というか、対策というか、そういうよい法があったら教えてもらいたいと思います。

そういう中で、これも19年度の町政施政方針の中で特にうたっているんですが、そういう中で、猿のすき焼きでも何でもいいから、これ町おこしにならないかなと、全国にどこでもなっていないんですが、そういう形でできないかなと。クマだって羊だって、メンヨウだってヤギだってなっているものだから、そういう形で何かいい対策ないかなと思ったことなんです。そういうことで、後、答弁によっては自席より再質問したいと思います。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 10番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

猿等の被害対策についてのお質しでございますが、議員ご指摘のとおり、本年は非常に早くから猿の目撃情報が入っております。平成18年度の猿の有害鳥獣捕獲許可件数及び捕獲数につきましては、田島地域が10件で47匹、館岩地域が6件で45匹、伊南地域が5件で29匹、南郷地域が1件ございましたが、ゼロ匹でございます。南会津町全体では22件、121匹となっております。

町では、これまで被害防止のための周知活動、捕獲隊による銃器での威嚇、捕殺等を実施しておりましたが、被害地が広範であることや、捕獲隊員もそれぞれ仕事についていることなどの理由により、猿が出没しても緊急な対応ができないことが多く、十分な効果を上げることができない状況でございました。

現状認識では、さらに猿の活動エリアが拡大している傾向とのことでございますので、町といたしましては、被害地域の関係者をはじめ、関係機関による猿被害対策会議を緊急に開催し、今後の具体的な対応策について協議を進め、被害地域に適したそれぞれの対策を検討しているところでございます。

具体的には、電気さく、防護ネット、防護フェンス等による対策について積極的に検討し、農作物等の収穫期を迎えるまでには、幾つかの方法を実施したい、このように考えております。

なお、本被害対策会議は、今後定期的に開催し、被害通報等の連絡体制の強化と地域の的確な情報収集を行うことにより、今後の被害対策の効果が上がるようにしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課

長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、学校給食のこと、それから荒海中学校の土地のことについてお答えいたします。

まず、田島地域中学校の学校給食についての進行状況のお質してございますが、昨年9月に検討委員会を立ち上げ、児童・生徒・保護者へのアンケートなどを実施するとともに、計4回にわたり協議・検討をした結果、去る3月1日付で検討委員会委員長より報告書の提出がありました。

報告書は検討委員全員一致して、給食は実施すべきとしております。その大きな理由として、アンケートの結果、保護者の92.3%が給食を希望している現実を重く受けとめるべきとしております。また、子供たちの意見の尊重、給食100%賛成でなく、弁当の日の実施、食育の大切さ、心を込めた安全で温かい手づくり給食なども理由としております。

さらに、検討委員会では、給食の方式について、給食センター方式、自らの学校内に給食室を設ける自校方式、他の小学校調理室で調理し中学校に配送する親子方式の3つについて概算経費をはじめ、メリット、デメリットについて検討されました。結論としては、いずれの方式も多額の費用を要することから、方式の特定には至らず、子供たちの明るい笑顔の見える給食の提供のために、最も適切な方法で、できるだけ早急に実施していただきたいとしております。

したがいまして、平成19年度町政施政方針の中で申し上げましたとおり、実施に向けた方法論の検討に入ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、福島県内及び会津地区での中学校給食の実施状況ですが、ご指摘のとおり、南会津郡内で完全給食を実施していない中学校は、本町田島地域の3中学校のみであります。全県での完全給食実施率は90.8%、南会津を除く会津地方では実施率78.9%となっております。このうち会津地方の完全給食を実施していない中学校の市町村別内訳は、会津若松市4校、喜多方市3校、三島町1校の計7校となっております。

以上、給食関係については以上でございます。

次に、荒海中学校の土地のことについてのお質してございますが、先の定例会で答弁しましたように、新たな観点から弁護士に相談すべく、去る1月9日に学校教育課長が、福島市で開催された無料法律相談に赴き、一連の経過について相談してまいりました。

結果として、無料法律相談の限られた時間の中では、この案件は困難な問題であるが、裁判をせずに和解に持ち込む場合は、相手があるので条件の提示、または条件の引き出しがまず大

事であること。そして、この複雑な経緯から、今まで相談されてきた弁護士で裁判までしているので、お金がかかっても、引き続き同じ弁護士の方に相談されて解決を図るのが一番よいということの指導を受けてまいりました。

従いまして、再度、まずは条件提示の交渉を進めることとしましたが、一貫して主張するのは、町長に、町は裁判を起こさないという公印を押した念書のようなものを書いてもらえれば、その後の話し合いに入るといことです。ただし、1つの進展と言えるものは、それらの誠意を見せてもらえれば、何ら特別な要求はしないという発言を聞き出したことです。

今後はこの発言の真意をはかりながら、引き続き粘り強く交渉を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、詳しいことについては、担当課長の方からお答えさせますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 答弁は質問の逆になるかわからないですが、答弁いただいた順から再質問していきたいと思ます。

町長のクマ対策、さっきの捕った頭数、猿でなくてクマだと思うんです。猿と聞いた人もいるみたいで、南会津郡で捕った頭数、田島が47匹、これは町長、クマだと思っただけけれども、クマだべ。

〔「猿」と言う者あり〕

○10番 星光久議員 猿ですか。わかりました。どうも失礼しました。

なおいいんですが、そういうことで再質問したいと思ますが、田島、南郷、伊南、各方面で相当数の猿の捕獲がされたと思っんです。ネットで100何ぼ捕ったからすごいななんて思っているんですが、糸沢あたりに行くどせ、1集団100匹ぐらい、簡単に居んの今。今、雪降っちゃったから見えなくなっちゃったけれども、天気の良い日、ずっと見ると100ぐらいはいつもいるの。それで猟友会でも、いろいろなところへ聞いてみると、一番やはり捕りいいのは、捕獲以外にないと思っっているんだ。それで、町長もネットだの、そういう形で出されたんですが、やっぱり枠でも組んでネット、えさを入れて、入ったら出られないようにパタンとふた閉めて、今はいい機械があると思っから、猿が来たらえさがあつて、入るとパタンと戸を閉まるようにして、そういう形で奥には猿いっぱい入っていると猿は集団ですから、集団意識が非常に強いものですから、そういう形で捕獲されるのが一番いいと思っの。

そういう形で、いろいろな形で、猟友会だの何だの聞いてみた。なかなか鉄砲はぶてないと言うの。47頭捕ったなんて、おれも初めて聞いたんですが、いやすばらしいなと思っているの。それで、おれの近くでも捕ったんですが、なかなか1匹捕っと50匹も60匹もいたって、1匹捕るのがせいぜい関の山。

そういうことで、各地域に入って菜っ葉、大根食わんねなんて言うの、誰もいないと思うの。おれらも菜っ葉大根つくってて、いやとっぺと思うんですよ、みんな荒らされて。そういうふうにしていっぱい来るんだから。1反歩、この広さぐらいの大根なんていうのは、1回で荒らされちゃうの。そういうことで、何とかしてもらえないかというのが切実な願いで、特に栗生沢、栗生沢はひどいと言った。物すごい、山の根っこだから、そして畑がぼつんぼつんいいところになっているし、芋から何から、みんな春先からやられちゃう。そういうことで、おまえ鉄砲ぶちぐらいやんねでしあんめなんて、クマだの猿だの追っ飛ばし方、人のことばかりやっていないで、お前やれって言ったから、おれ今年今度は鉄砲は取ったの。だけれども、なかなかおれの腕では、猿ぶちまではなるかならないかわからないんだけど、そういうことで、本気になって、農林課に、担当の部署になるか分からないんですが、本気になって取り組んで、おれらも応援しますので、暇だから毎日でも猿ぶちに行くから、そういうことで町の方でも、鉄砲ぶち鉄砲たがってはあんめけども、そういうことで、何とかする方法、もっといい方法があったら教えてもらいたいと思います。

そういうことで、特に言わちゃの猿ぶちやって、猿なじよするんだって、トクメイさんと言って電話来たの。トクメイさんですねって、苗字だと思っていたの。トクメイさんですかと、苗字だと思っていたら、名前言わないで電話かけたのにお前馬鹿かなんて言われて、アハーなんてやってたけども、猿捕ったらなじよすんだって言ったら、そうだな町おこしに猿でも焼肉でもしちゃおうかなと思っているんだなんて言ったら、何だお前、愛護精神ないのかなんて突っ込まれた経過があるんだけど、そういうことで、町の対策、ひとつお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

既に議員もご存じだと思いますが、捕獲する場合の許可のあり方について、今、県の方で許可をしておりますが、この許可を市町村の方で許可できないかというような協議も進めております。それらともしっかりとつながって、今後の対応を考えていきたいと思いますが、本来、それぞれの生き物には天敵というものがあって、食物連鎖の中で自然に淘汰されていくといい

ますか、そういうことが本来は望ましいんだろうと思うんです。しかし、ここに至って、さっきからお話あったように猿の被害等については大変厳しい状況にあります。

そんな中で、やはり、猿の天敵というのは、ともすると人間なのかなと、こういう考え方もできます。しかし、一方で今お話あったように、愛護団体の方の意見もございます。したがって、これらについては、先ほど申し上げましたように、地域の実情に応じて、本当に被害のひどいところと、まだそうでないところでは、やっぱり対策というのは変えていかなきゃならないだろうというふうに思っています。

そんなことをしっかりとこれから、議員おっしゃるように本気で取り組みをさせていただきますので、しばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 それもわかるんですが、方法として何が一番いいと思いますか、農林課長、方法。鉄砲でぶって一番いいとか、網かけちゃうとか、それこそ今言ったえさまいて捕獲してあれするとか、何かいい方法がありましたら、おれらもこれから。網とかは地域でできることだと思いますし、県段階でなくて、町村段階でそういうことができるような規制が緩和されたというか、そういうことになった場合など、地域でそういうことをつくることもできると思うし、そういうことでひとつ。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、方法は幾つか考えられると思うんです。いわゆるこういう方法をということをごここで明言するということは大変厳しい状況ですので、つまり、捕獲もあるでしょうし、捕獲の仕方も銃殺もあるでしょうし、そうでない捕獲の方法もあるでしょう。それについては、例えば捕獲をした猿を、どういうふうに処置するかという問題にもつながってきますので、今後はいろいろな意味で、私たちの猿と共存する領域と、あるいは私たちが主体的に活動ステージとして考えなければならない地域との、言ってみればそういう線引きというんですか、こういったことも考えながら、対応については複層的に取り組みたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 そういうことで、町としてもいい方法を早急にとって、狩猟の形、猟友会だの、いろいろな形で相談しながら、ぜひ対策を講じてもらいたいと思う。そういうことで3番については、我々も一生懸命それに参加していきたいと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

それから、1番に戻りまして給食関係で、先ほど教育長より、施政方針の中でも、後から出てきたんですが、ありましたように、スタート台に立って検討委員会の中で、保護者に対しては92%の賛成があると。そういう中で早急に取り組む形になると思うんですが、一日も早い機会を我々も望んでいるわけでございますので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。せっかくの町政方針の中に入っている中身ですので、細かいことを言いませんが、実施に向けた形でお願ひしたいと思います。

それから、2つ目の荒海中の土地問題で、今の福島で無料相談にかけたら、今までどおり弁護士の手でやっていった方がいいと。それと、そういう形でもし裁判がかけられたら、相手が言う言葉には、何回もあるんだな、これ。そういう形で、和解に応じますから裁判をしないとか、前回もやったことあるの、その繰り返しだから。だから、私は何回信用してもらえるのかなと思うんだけど、町としても本当に心得というか、そうすれば、してくれ、すぐ裁判取り下げたり、弁護士から、やんねえだ、で和解に応じて話し合い、つい最近はかなり交渉をやっているんですが、過去を見ると、今、課長のことを責めたり、教育長のことを責めているわけではないけれども、10年のうちに最初は50年の1月に購入して、60年1月まで12回しか交渉経過がないのな。そして、1年に1回ぐらいずつしかやっていない、交渉。それじゃやっぱり、だれでもいいから、忘れちゃうというか、土地を売ったの、我が土地で使ってもらえるし、家には入っていられるし、何の支障もない、交渉にも来ない、1年に1回くらいしかどうせ話し合いに来ないんだから、ずるくして入ってるっぺと思ってもへってないんだ。過去をずっと見ると、平成10年からは1年に3、4回やったような経過があるんだけど、特に、新しい町長になってから、かなり交渉回数はふえているんだけど、その中でも裁判にしないなら和解に応じますよなんていうような、この前の12月の定例議会の中で出されたようなんですが、これまた信用して和解するんですか、しないんですか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答え申し上げます。

一番最後の方に、きょうの答弁の中で申し上げたとおり、町長の裁判をしないという誠意を見せてもらえれば、何ら特別な要求はしないという言葉、言質をつい最近の交渉に私と課長が行きましたときに、聞き出してきたものですから、私はやっぱりそれをある程度考えながら、これから今までどおり、できる限り裁判をしないで、そして町長部局とよく相談をしながら進

めてまいりたいというふうに考えますので、何とかご理解をお願いしたい。

しかも、いつまでというようなことはなかなか、これは期限は申されませんが、できる限り早く解決する努力をしていきたい、今もそのようなことでやっておるところでございますから、何とかご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 そういうことは、過去に何回もあったの。それで、12月には、過去に町長が何か書くばせ和解するなんていうような出ちゃったんじゃないの。そういうことで、町長は応じないと、そういう形でおれら受け取ったんですが、そんな甘い、何回も繰り返すような約束には応じられないというような形をとったと思うんですが、つい最近またこれ12月以降、そういう形で出てきたのですか。町長、そういう今度は書くか、書かないかの判断ですから、町長にしか答えねえかな。そういうことでよろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かにこれまで、前の町長さんのときに、私印で、公印ではなくて私印で裁判はしないということを書いた経緯がございます。それを取り上げて、こういうことがあったので裁判をしないで、和解できるような協議を進めましょうと、こういうことで来たんですね。

それを受けて、私たちは何とか妥協点を探ろうと思って、いろいろ境界の問題とか、実はこれ当時の建設事務所の工事とも絡んでおりまして、それからもう一つは財産区有の所有地の問題等も絡んでいまして、なかなか複雑な問題になっていたんですね。

ところで、そういうことを仮に和解策をずっと私の方で提示をしながら、ある程度条件を示してくださいということで持ってきたんですが、一向に条件提示がないんですね。ということは、私としても、今、議員がおっしゃるように、どこまで本当にその言葉を信用していいのかという、そういう疑いの部分は少なからず持っております。

そこで、私は改めてこれらの要求に対して、公印で町長の職として裁判をしない、こういうような約束はするつもりは今のところございません。それはなぜかといいますと、仮にそういうことになると、裁判をしないという1つの規定路線ができるわけです。その中で、じゃ解決方法があるかという、これまでのそれぞれの町長さんやそれぞれの担当の教育長さんや職員の人たちが頑張ってきた経緯を見れば、どこに道が開けるんだろうと思ったときに、なかなか解決の道は厳しいだろうと、こういう判断をいたしましたので、基本的にはそういう約束

はしないというのが現段階の方針でございます。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 教育長、話聞いていても、町長は書かないという形であるのね。そういう形で、この前も、別な町長時代に、田島町長だれだれ名前と書いて、例えば湯田芳博だったら湯田の判子押されてる。田島町長、だれだれ、名前ってね。それだって、田島町長となっているんだから、公印だって、私印だって、町長という名前を書きながら、裁判はしませんだの何だのって書くばそれに応じますなんていう過去の経過もあるわけ。そういう形で、町長とって名前書いて、私印を押したから町長じゃないなんていうこういう突っ込まれ方というか、だだこがれ方、これ同じだと思うの、まだ。

そういう形で、町長は過去の経過もあるし、書かないと言っているのに教育委員会ではどういう対応をするのか、伺いたいと思います。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま町長の方が申しあげましたとおりでございます、それ以下でも以上でもございません。町長部局とよく相談をしながら、これから進めてまいります。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 町長と相談しながら進めていく、具体的な進め方はどういう、最終的にはどういう進め方なんですか。町長は書かないと。当然書かないと言えば、これからどういう形でいくというのが具体的にわかると思うのな。強硬手段にいくか、それしかないと思うんですが、そこらについて、前々から我が土地、買った土地、強硬手段でもない、何でもない、ちゃんとして区画整理、境もわかっているところ、強行手段でも何でも我が土地を整理するのは、これは何でもないと思うの。そういう形でやったらどうですかと再三おれは言っていたけれども、そういう形で、これから町長と話す、かなりこれ難しいでね、向こうでは、町長の公印がないとせ和解しない、和解するんだったらそんなの関係ない、それ一つあれば和解するんだからという形で出てくるんだから、間に挟まって難しいんじゃないかと思うんだけど、打開策、どういう考えでいるか、もう一度。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

再三申しあげまして、前の前の議会だったかで申しあげましたとおり、最終的には、やはりそういった問題でございますので、裁判をすることもやむを得ないんじゃないかなということ

は考えております。しかし、現時点では、お互い町民でございます、そういった面でありますので、できる限り和解に持っていければというふうに考えておりますが、最終的には、さっき申し上げましたとおり、決着するには裁判をするしかないだろうということは考えております。

以上でございます。

○児山寿明議長 10番、星光久君、残り時間が少ないです。

○10番 星光久議員 13分ですか。13分ですので……

○児山寿明議長 残り時間、1分30秒です。

○10番 星光久議員 そうですか。それで、再度中身の確認をするんですが、昭和50年1月8日の取り決めの時点で、買った土地の中に物もあるし、家もあると。そういう形で、自動車もあるし、いろいろなものがあるから、その部分については、撤去した費用というのは、すべて本人が片さなければ、町で片して本人に請求するっていうような取り決めまでなっていると思うのな、中身を見ると。おれは詳しい事態、軸のところ、ちょこっとしたところは理解、右か左かはわからないんだけど、そういう形になっているので、何ぼ家が、そのものがあつたとしても、壊してその費用、相手に請求すればそれでおれは片づくでないかということを思うんですが、だだこかち、ごかんによな町としてもそんなことをしてられないと思うの。前回の監査委員の中にも、何回も指摘された経過もあるし……

○児山寿明議長 残り時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○10番 星光久議員 そういうことですので、ぜひ解決に向けた方法をお願いして、終わります。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 以上で、10番、星光久君の一般質問を終わります。



◇ 馬場信作議員

○児山寿明議長 次に、6番、馬場信作君の登壇を許します。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 議席番号6番の馬場信作です。

通告に従い、私の質問は、裁判も和解も関係ない簡単な、最初に地域事業について質問をいたします。

在任特例の議員として最後の定例会になりました。合併を決議した議員の一人として、常に

住民のための合併になっているか、しっかり見定めるべく、その思いでここに立っております。今回の19年度予算は、町長にとりましては、実質的な政策のスタートであると考えます。予算編成では、選挙公約の実現、合併協定にある建設計画の実現あるいは支所、集落の要望など、増大する事業要求の中、歳入の確保、財政の健全化あるいは財政指数等の改善など、バランス感覚が求められた予算編成であったかと考えます。

さらに、合併直後だけに、地域格差が生じないように、均衡ある発展に最大限配慮した予算でなければならないと考えます。それには、基本的には合併協定が誠実に実行されるべきと考えます。

そこでお尋ねしますが、合併協定の建設計画にある旧4町村ごとの地域事業の実施状況あるいは変更があるのか、その変更内容についてまず1点目お伺いいたします。

次に、安全・安心のまちづくりという観点で2点ほど質問いたします。

その前に若干質問の背景について述べたいと思います。行政、つまり役場の仕事は、この19年度の予算書で見られるとおり、あらゆる分野にわたり膨大な事業量であります。何のためにこれだけの仕事をやっているのかといえば、すべて人のため、住民のため、町民のためと考えます。だから、自治体の存在の源は人口であり、その人口は自治体の力でもあると言われております。

ところが、現在、国の人口が減少する時代になり、少子化対策が全国的に行われて実施されようとしております。新聞に毎日のように、乳幼児や小・中学生の医療費の助成あるいは無料化とか報道されるのは、子供を育てやすい環境をつくり、赤ちゃんの誕生が増えるよう、人口増加政策が全国的に行われているということだと思っております。

私は先の議会で、妊産婦助成のさらなる拡充をお願いしたところ、今回の予算案では助成が拡大され、さらに保育料の値下げなど、町が少子化対策に真剣に取り組んでいると理解はいたします。そこで、人口政策のもう一つは、亡くなる人をいかに少なくするかということでもあります。

そこで質問いたします。火災報知器、正確には火災警報器ともいいますが、その設置義務が法令化されました。町として、設置義務化と住宅への早期設置対策についての認識と対応について、考えをお伺いします。

安全なまちづくりの2点目は、高齢者の交通安全にかかわる公共交通体系について提言を含めた質問です。

会津乗合バスなど、路線バスが相次いで廃止される中、現在、町では公共交通対策協議会で

町内の循環型バスなど、交通体系について協議中とのことですが、その議論に、運転免許証を返上した人、あるいは返上しなければならない人の足替りとなる交通体系、そういう視点での議論があるのかどうかという質問です。

第1次マイカーブームという時代がありました。そのときの多数の免許取得者が、今や後期高齢者、つまり75歳以上の世代になります。このことは、車の便利さに慣れた高齢者が車を止め、公共交通の利用者になるということです。この人たちを意識した利用しやすい交通体系を考えないと、運行しても乗車率が悪くなったり、利用率が単に低くなるだけでなく、高齢者が無理して運転を続けざるを得ない状況になり、交通安全の心配、事故の心配が出てくるわけです。運転に不安を感じた高齢者が早期に安心して運転免許が返上できるよう、交通安全や人命を尊重した高齢者福祉が必要であると考えます。

そこで、運転免許返上、つまりハンドルを握れなくなった高齢者対策と、町が考えている町内を巡回するバスの公共交通体系の構築について、その考え方を伺います。

なお、追加の質問が必要ある場合は、自席にて行います。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域事業の実施状況についてお質しがございました。

ご存じのように、地域事業につきましては、合併前の町村ごとに、平成18年度から27年度まで10年間に必要な事業について計画したものでありますが、平成18年度から22年度の前半、5カ年分に事業が集中していることから、各年度の財政状況に応じて、後年度へ変更する事業も出てまいりますし、社会情勢の変化等によりましては、当然事業内容の変更や廃止も生ずるものであり、平成19年度予算におきましては、地方交付税の歳入見込みが減少するなど、厳しい予算編成になったことから、一部の地域事業について、変更の判断をさせていただいたものであります。

なお、このような厳しい財政状況を踏まえ、平成19年度に計画する地域事業の順位づけを地域協議会にお願いして、それを勘案しながら、査定した結果について合併協議会で調整した平成19年度の事業費と当初提案額を地域別に申し上げますと、田島地域の当初計画が6億4,927万2,000円、それに対しまして査定額が7億6,960万7,000円、館岩地域が当初計画で6億2,881万1,000円、それに対して査定額が6億8,059万2,000円、伊南地域が当初計画で1億9,521万2,000円、それに対しまして査定額が1億1,363万6,000円、南郷地域が当初計画が2

億6,144万円、それに対しまして査定額が1億735万2,000円となっております。

なお、田島地域の額につきましては、舘岩、伊南及び南郷地域を含めた、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業費として、査定額に470万円が含まれております。

次に、安全・安心のまちづくりに関する1点目、住宅火災報知器の設置についてであります。ご指摘のとおり、平成16年6月2日の消防法の一部改正により、一戸建て住宅や共同住宅において、住宅用火災警報器等の設置が義務づけられました。この法律の背景は、全国の建物火災による死者数のうち、住宅火災による死者数が約90%を占め、死者の発生状況を経過別に見ますと、逃げ遅れが最も多く62.2%を占めております。本町における火災死亡者の要因も、ほとんどが逃げ遅れでありまして、住宅用火災警報器等の設置を普及することが必要である、このように認識しております。

住宅火災報知器は、原則として寝室と寝室がある階の階段には必ず設置することが義務づけられておりますが、既存住宅は平成23年5月31日までの設置とされていることから、南会津地方広域消防本部において、郡内消防団、南会津消防設備協会に対して法律の確認を行い、住民に向け、啓発につきましては、春、秋の火災予防運動の一環として、住民用チラシを配布しております。

本町消防団では、ひとり暮らし老人宅を訪問しながら、予防、消防とあわせ、住宅火災警報器の普及活動を実施しているところであり、これの設置については、本来各家庭の責任において設置すべきものと考えており、補助等の検討はしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

家族の絆、地域の力も問われます。自分や自分の家庭を守るためにも、早期に普及するよう関係機関と連携し啓発活動に取り組んでまいります。

次に2点目、高齢者の公共交通対策についてお答えをいたします。

本町における運転免許保有者数は、本年2月1日現在で1万1,652名、うち70歳以上の高齢者運転免許保有者は1,672名で、全体の14.3%を占めております。少子高齢化時代が進展し、今後も高齢者の運転免許保有者が増加するものと予測をしております。

本町といたしましては、ドライバー、歩行者を含めた高齢者の交通安全対策を求められることから、各地区のシルバー交通安全推進員と連携し、交通安全教室や講習会等を通じ、対策を講じてまいります。また、本町では、町内における総合的な公共交通体系の構築を目指し、バス事業者等の協力を得ながら、その計画策定を進めているところであり、計画策定に当たっては、鉄道並びに田島、舘岩、伊南、南郷地域を結ぶ路線バスを2次交通の軸として、それぞれ

の地域に合った交通システムを構築する考えであります。

平成19年度から新たに田島地域巡回乗り合いタクシーの運行を計画しており、これにより、町内における交通の空白地帯は解消されることとなります。

なお、今後一層高齢化社会を迎えるにあたり、路線バスを含め、利用促進についての啓発活動も実施しながら、住民の方々の生活に必要な公共交通確保に向けた施策を展開してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 初めに、地域事業に関してですが、毎回答弁のとおり、社会情勢あるいは財源が大変だから変更があったと。それは、地域協議会で協議したとなっていますが、私の地区でも集会所の延期といいますか、あったんですが、先ほどの数字を聞きましても、かえって充実したといいますか、増額されたプラスの地区もありますし、マイナスもあります。もちろん充実するために増額することはいいですが、マイナスということは、これはおそらく中止か延期かあったかと思いますが、その辺具体的な事業名なり、それがわかれば、今年度予算において当初の地域事業が、具体的に何が延期され、何が中止され、そのためにこれだけマイナスになったとか、分かればそれを教えて欲しいです。

それと、延期になった場合、例えば協定では時限立法といいますか、時限的な合意がありません、3年間は旧町村のまま行うとか。その取り扱いはどのように考えておられますか。つまり、延期になっても、3年後にはばっさりその合意どおりになっちゃうのか、延期した分は順次ずれ込むのか、その点も2点目としてお聞きしたいです。とりあえず、それをお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

細かい箇所については担当課長の方から説明をさせますが、延期になった分をどうするのかということですが、これは何回も議員にお答えをしていると思っておりますが、先の見通しは分からないんです。合併協議で約束したことは、私が何回も言っているように、非常に尊重しなければなりませんし、基本に据えなきゃなりません。しかし、合併協議をしたときに、今ある、例えば内閣総理大臣が安倍さんではなかったんです。その当時、新しい制度として教育基本法の改正やあるいはまた頑張る地方応援プログラムもなかったんです。でも、新しく国が政策、制度を動かしたときに、それにどう乗っていくか、タイミングを考えるのが私の仕事だと

思っておりますので、このことについては、合併協議で協議された事項については基本に据えるということは変わりありません。しかし、新しく与えられた制度もしくは政策に対してタイミングよく向かっていく場合は延期、あるいは場合によっては廃止もあり得るだろう。しかし、そのことをここで現在申し上げることはできません。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、19年度の地域事業の実施状況、どういう点で変わったかということですが、これにつきましては、先ほど町長からお話ありましたように、特に前半5年につきましては、特に19年につきましては、具体的に8月の段階で本庁及び各総合支所、調書を出してもらって具体的に検討に入りました。それで、細かいことまではあれなものですから、基本的な大きなものだけちょっと簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

例えばの例で申し上げたいと思います。例えば田島地区でありますと、元気な地域づくり交付事業ということで、金井沢地区の農道、これは当初に上がっていなかったわけですが、いろいろやっぱり消防法上の問題とか、迂回路の問題でこれが整備されるようになったということでございます。

それから、地方道路臨時交付金事業ということで、永田中荒井線、これは当初上がっていませんでしたが、これは継続ということで、18年から21年まで既に採択になっていたということで9,250万、これが新たに上がってきたということでございます。それから、例えば地方道路交付金の中で長野水無線ですね、これも17年から19年の継続、19年には完成するということがあったんですが、それが1,800万、継続事業でありながら、その事業として上がっていませんでした。

あと大きなものでは、まちづくり交付金事業の国道289号バイパス沿道整備事業ということで、これも18年に元気福島で継続事業として採択されたんですが、19、23年まで、これも上がってなくて4,400万ほど上がってきたということでございます。

土地区画整備事業の中で、これは道路踏切関係なんですけど、2億5,000万のところ、現場をいろいろ精査していく中で、それが急遽いろいろ査定の中で、2億5,000万が4億1,257万8,000円になったと……

〔「中止とか延期の分だけでいいです」と言う者あり〕

○星 廣政企画観光課長 はい。じゃ、中止と延期の分ということで、あとは館岩地区であれば、例えば中山間総合整備事業が1,190万ほどのやつが2,200万ほどになったと。それから花の御宿の里づくりは、これは100万ほどくれたんですが、これは再検討ということでゼロにな

ったということでございます。それから、一番大きなやつは、館岩地区については、中山間は申しあげましたね。

〔「大ざっぱに」と言う者あり〕

○星 廣政企画観光課長 はい。伊南地区につきましては、今ほど申しあげましたように、地区集会施設、多々石地区ですね、これ3,240万ございました。内容につきましては、地域協議会の中でもいろいろ検討させてもらったわけですが、この内容につきましては、やはり単に施設をつくるだけでなく、湯ノ花交流館もそうなんです、それをやっぱりもうちょっとどういう形で有効に整備ができるかと。しかも、これは全部単費だったものですから、補助金を含めてもうちょっと検討していただきたいということで、これは延びたということでございます。それから大きなやつでは、消防ポンプ整備事業ということで上がっているんですが、これは集会所と一緒にものですから、そういうことでございます。

それから、南郷地区につきましては、例えば町営住宅の和泉田地区3,650万なんです、これにつきましては、将来の利用者の新規参入者を含めて、空き家を含めて、本当に住宅はどういうふうにあったらいいのか、そういうふうなことから3,650万、こういうのが削られております。あとは教員住宅についても、これは2,800万なんです、和泉田地区に8棟あるんですが、これは小学校の統合等を視野に入れながら、もうちょっと再度検討すべきであると、こういうことから、決して単に取りやめたんではなくて、先に送ったり、あるいは全体的な中で検討しましょうということで、当然10年間のスパンの中で、最終的には位置づけられておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 それぞれ長いスパンで、いずれは地域事業というものはぜひ実施されるようお願いします。

その中で、私が町長に先ほど質問したのは、集会所について、3年間は地区区民の負担とか含めて、旧町村に基づいて行うという取り決めがあるんです。その点についてお伺いしたいんです。つまり、1年延期になったということは、3年間で3カ所予定していたものが、今年度は1カ所できました。次の2カ所目が延期になったということは、3カ所目の人ははみ出すといますか、3年目超えます、もしかしたら。その場合、その3カ年という言葉が生きて、当時の3年目の施設まで生きるのか、あるいはもう3年で来たよって切っちゃうのか、その辺の考えをもう一度お聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで決められたことにどうしても固執をするということであれば、議員がみずから町長に立候補することができますよ。現在、生きる人たちを大事にしなきゃならない、もちろんです。でも、地域は現在から未来につなげていかなきゃならない。このところで私は、集会所の話のときには、集会所をどういうふうに活用するか。先ほど課長も言いました。地域の中で自分たちができること、できないこと、これをしっかりと考えて検討して、その上でこの施設をつかって、私たちはこんなことをやって、その地域を次の世代につないでいくんです。こういうことをやりましょうと、そのために1年かけましょうということですから、3年間に3カ所とか、そういうことは私の中にはないんです。例えば1年間の中に2カ所あったっていいじゃないですか。そういうことですので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 私ははっきりと、当初の合意どおり、3年目までの施設もちゃんと入りますよというようなはっきりした答えが欲しかったんですが、何かちょっとしっかり提案して、より利用しやすい施設をつくるという趣旨なり、それは本当に理解しています。ただつくるんじゃない、もっと地域発展に貢献する、どうせつくるなら、そういうシステムは理解しています。ただ、その3年という数字をちょっと明確に欲しかったんですが、時間もありますので、次の質問に移ります。

警報器ですね、火災警報器。法律の内容は先ほど答弁にありましたように、そのとおりでございます。ただ、この法律の特徴は、23年5月までにつくればいいという、そうかもしれませんが、効果を見れば、これは早いほどいいわけです、事故もなく。そういう意味で、その辺ただぎりぎりまで待って着けるということじゃなくて、本当は早期に、なるべくそういう推進体制が欲しいわけですが、その中で町営住宅の現状をちょっと教えて欲しいんですが、これはどういうふうになっていますか。その場合、取り付け計画とかどうなっているか、その2点、現状と取り付け計画ですね。それをちょっと教えてください。

あとは金銭的といいますか、補助事業は考えていないということですが、これはやはり23年5月になっても、なかなか100%なんていう、個人の自覚で当然やるべきことでありますが、その場合、100%達成というのは難しい状況の町民もあると思います。その場合、何かしらそういう時点での対策はお願いできないかなということなんです。

もう1点、こういう事業が入りますと、実は悪徳業者が暗躍をするんです。事実、郡山の方で警報器云々の言葉を使ったことがあるということを知っています。それに対する対策もあ

わせてお伺いします。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 幾つか質問がありましたので、私からは補助事業の件と悪徳業者の件についてお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、行政は住民のためにしっかりとそのサービス行為をしていかなければなりません、もちろんです。しかし、その行政サービスが、ある一定の期限で終わってはならない。持続していかなければならない。そのためには、町の財源は限りがあります。そのときにどちらを優先し、あるいはどちらを大事にしながら今決断をするかということは、私の提案をすることによって、議会の議員の皆様がそれぞれ判断をされて同意をする、あるいは否定をするということでご決定をしていただくことになるわけです。

私がもし財源的に大変余裕があるのであれば、議員のお質しのようになりたいです。しかし、見てください。これまで起債、合併して、順次返していますので数字は変わっていますが、270億円。私は基本的には、起債によって造成したもの、あるいは一般財源だけでもいいんですが、あるいは建築したもの、基本的にはそこから収入を上げたい。それはどんな収入か、直接的な収入もあるでしょう。しかし、間接的に収入を上げる。それは、例えばですが、老人医療費が非常に今増大している。その施設を使うことによって、老人医療費を削減できないか。これも言ってみれば、回り回って収入になるだろう。こういうことを考えるのは、町だけではなくて、その地域に住んでいる、その集落の、ある意味では責任も、あるいはまた、その人でなければできないという部分もあるだろう、こういうふうに思っているわけです。

したがって、そういうことを十分話し合いながら、今後補助事業については考えていく必要があるだろう。現在はそれは考えていないということでございます。

それから悪徳業者、確かにこの問題も放っておけません。しかし、これも基本的には自らの判断、自らの対応が大事です。ただ、必要な情報あるいは必要なそういう環境をつくるというのは、行政サービスの中でしていかなければなりません。ですから、ここでこそ地域の地域力をどうぞふんだんに発揮していただきたい、こんふうに考えていますので、よろしく願います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 今ほどの住宅用の火災報知器の件でございまして、現状と申しますか、今、議員お質しのよう、新築住宅はもう既に18年6月1日から設置開始の義務が発生し

てございます。昨年の6月1日。既存の住宅は、町長答弁のとおり、23年5月31日までということ、実は広域消防の方でも町民の方にこうしたパンフレットでもって皆さん、時間帯が就寝時間、夜から朝方にかけての火災で亡くなる方が多いものですから、ぜひ寝室という部屋は全部、それから2階に上がる階段の上には、火が上がる、煙が上がるのがいち早く分かります。

〔「それはいいです。町営住宅の現状、できれば所々の設置状況」と言う者あり〕

○菊地新六住民生活課長 町営の方だけでよろしいですか。わかりました、よろしく願います。

〔「そっちの答弁」と言う者あり〕

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答え申し上げます。

現在、老朽化した住宅もありますし、高層住宅もありますので、今それらについて検討しているところでありますので、だんだんと答えを出しながら、順次優先順位を決めながら設置をしていきたいと、こんなふうに考えております。

〔「現状は」と言う者あり〕

○舟木平蔵建設課長 現状はないです。

〔「居間と寝室はないのですか」と言う者あり〕

○舟木平蔵建設課長 はい。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 町営住宅に関しては現状はないということですが、これも財政厳しい折、金もかかることですから、本当に順次計画的に何とか安全な住宅ということでもよろしく願います。

本当に予算が苦しいときに補助金云々と言いますが、現状の認識は、私も最初の壇上で申し上げましたとおり、非常に苦労した、本当にバランス感覚に注意された予算ということは私も認識しております。これからの借金の返済計画にしましても、残高にしましても、それを見据えた起債もしておるんだらうと、そういうふうに感じられる予算であることは十分認識しております。19年度予算の現状も認識します。

ただ、23年5月までの期間もありますし、その間にぜひいろいろな町民の状況、財政的な状況の中で、許す状況が出てきましたら、何かしら早く設置しなければならない、例えば逃げる

のに時間がかかるような障害者とか、そういうところは本当に早期に設置すべきだと思います。そういうところに、もしも目が届くのであれば、金銭的に含めまして、目が届くのであれば、そういうところを重点的にこれからぜひ配慮していただきたいという要望をしておきます。

次に、3点目ですが、免許証返上の件ですね。

これは返上といいましても、法律的な規制もないし、単なる自主返上なんですよね。あるいは、免許更新のときに行かなければ自然消滅しますし、そういうことなんです、私は結局言っているのは、もちろん通常の高齢者対策、当然公共交通は必要なんです、今まで車を持っていた人が、今度はそういう身体的理由といいますか、高齢を理由にハンドルを放さざるを得ないんですよ。その点をしっかり、ということは具体的に、例えば私の感じでいいますと、私も前にこの議会でいろんな質問しました。合併したほかの町村では福祉バスとか運転していますよと。合併して広域な町になったので、そこを巡回して、高齢者は特にバスを利用するのは、やはり福祉関係ですね、病院とか、あるいはいろいろな健康センターとか、そういうところは無料でやっている先進地といいますか、合併した他の町村での事例もありますよとか。そういうのを今度は利用しやすく、マイカーを持っていた人も手放しても便利さは変わらないといいますか、もちろん不自由はするでしょう、マイカーから公共交通に変われば。でも、その不便さが許容できる範囲で、運転に不安を感じたときに、すぐに免許を返上しようかなという、そういう体制でその公共交通体系を考えるとやって欲しいということなんです。

例えば同僚議員がデマンド方式がどうですかとか、あるいは玄関から玄関の、バスが直接玄関に来てくれる方式はどうですかとか、あるいは予約制はどうですかとか、いろいろな提案もしていますし、おそらく公共交通対策協議会においてもいろいろな方式を当然、今現在あるいはこれからも検討されると思います。ただ、その辺をしっかりと、繰り返しますが、ハンドルを放した、車の便利さを知った人でも利用しやすい体系をしっかりと考えて欲しいということ踏まえて、現在、協議会の中でどういう形とか、方式とか検討しているのか、あるいは検討される予定なのか、その辺お聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

具体的に自動車免許を取得している人が、ハンドルを握れない状況を例に出してお話をいただきましたが、そのために、核となる幹線の2次交通を何とか作りあげたい。幹線の2次交通を作り上げるということは、合併4町村のところをぐるっと回る路線ということになります。そこから今度は逆に枝線が必要になってきますから、その枝線については、先ほどご提議にあ

ったようなさまざまな交通体制を作っていかなければならない。その中には、お年寄りの問題もあるけれども、学校に通学する子供たちの通学バスの問題も出てきます。

ですから、そういうことを今協議会の中で真剣に、それぞれの地域の代表者を含め、バス会社あるいは陸運局等を含めながら検討しておりますので、今現在ではこういうふうなことで、こういう方式でというのを幾つか挙げていますが、限定したところまでは行っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。残り時間がわずかであります。簡潔に。

○6番 馬場信作議員 今言ったような検討をよろしくお願いします。

最後ですが、先ほどの警報器の関連で、基本的には個人の問題です。町民それぞれの問題です。ただ、今、町内ではそれではちょっとだめだろうと。じゃ、地区を挙げて防犯・警報装置を取り付けようとか、そういう動きもあります。一部他町村でも新聞報道もあります。町内ではそういう動き、いわゆる地域力、確実にそういう動きがあるということを一つご報告して質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、6番、馬場信作君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食にします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 湊田幹夫 議員

○児山寿明議長 次に、45番、湊田幹夫君の登壇を許します。

45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 順序に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、私は2つほどここに書いておきましたが、私の一番関心事の観光会社設立についてというのが第1点。2つ目というのが、県立南会津病院の活用について、これも私は大いに関心があるので、この2点について一般質問をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先般、観光会社設立については、全員協議会あるいは委員会の中でいろいろ説明がありました。その中で、まだちょっと納得いかない、あるいは分からない点を質問したいと思います。

まず第1点は、この持ち株の割り当てはどのように考えているかということをお伺いしたいわけですが、この前の全員協議会の中では、東邦銀行やら、あるいはさゆり荘とか、あちらの方の会社も株主になるようなニュアンスの説明があったんですが、この辺は町一本で株式にするのかどうかというのを、まず第1点にお聞きしたいと思います。

それから、委員会で渡った資料を見ますと、代表取締役会長という名前が出てくるんです。非常勤の社長と常勤の取締役支配人という内容なんですけど、今までのいろいろな行政で会長というのは余りなかったんですが、この考えをどのようにして作ったのか。あるいは差し支えなければ、構想として会長は誰になるのか。それから、非常勤の取締役社長はどなたになるのか。それから常勤の取締役支配人、これは実質的な経営者になると思うんですが、差し支えなかったらお知らせ願いたいと思います。そのほかに非常勤1名という説明がありましたけれども、この内容等をまずお知らせ願いたい。

繰り返します。株主はどのような方がなるのか。役員構成はどうなるのかという問題であります。

次に、私が全員協議会の中で一番気にしていたのは、皿1枚から、割りばし1本の問題も取り上げました。会社を作るからには、緻密なる計画で行うのが普通であります。そこで伺いたいと思うんですが、まずこの5年間の収支予算書を見ると、1年目は1,000万ぐらいの赤字、5年目にはとんとんという計算になっております。事業計画ですから、このとおりにはいかないと思います。あるいは1年でもうかるかもしれないし、うまくいくかもしれない。あるいは2年目でにっちもさっちもいかない状態になるかもしれません。

この原案を作ったり、考えは執行部の方で、町長の性格だから、やるとなればどんどんやると思うんですが、期待をしておりますけれども、こういう点で、この収支予算書を見ると、まず旅行業で150万あるいは100万の利益を上げるというふうに書かれております。私もミナト観光というのを30年やりましたけれども、なかなかもうからなくて、ほかに譲ってしまいまし

た。現在町でやっている観光会社は、旭タクシーと、それから農協さんでやって、この2つになって、あと小さいのがあるけれども、ほとんど採算が合わない。バス会社は引き揚げてしまったというような現状であります。

そういうときに、こういう収支予算、この前の委員会の中のお話では、日本旅行の方が来て、青少年旅行村あるいはそういう教育関係の人を引っ張ってきて利益を上げるというお話でした。いい構想だなと、それはいいことに決まっていますけれども、世話するからには、東京の方に本店なり、支店なり連絡場所があって、その人が営業をやって、こっちに連絡を取りながら送る。少なくとも1人しやれば10%あるいはテン5というのが常識です、旅行業も、利益の収入の方法ですね。とすれば、向こうの会社でこっちにおるときは手数料を払う。それを折半してこっちでも半分もらうという計算かなというのが、この前の委員会の中の説明で聞きましたけれども、それもいいでしょうと。ただし、このレストランとか物販の問題についてお聞きしました。そうすると、今のステーションの中にある売店、レストランの今までの実績によってそれを計算したというお話をお聞きしました。なるほどなど。しからば、今委託を受けている夢開発の会社の中の仕事をいただくということになるわけです。少なくとも6,000万、レストランが1,300万ですか、合わせて7,300万の売り上げが夢開発からいただくということは、夢開発も今までどおりのような売り上げはなっていないというのがちょっと心配です。このいきさつをどう考えているのか。

それから、これをずっと見ていくと、その他の収入、いろいろありますね、720万、720万ですか。これは指定管理者として今までかかる経費をおあげしますという計算のように聞こえてきました。それも夢開発から取ってあそこの事業をやるなという計算をしています。順調にいったって、5年には黒字になった。私の心配するのは、このような計算は計算でいいですが、本当にやれるのかなというのが実態です。スキー場にしても、ゴルフ場にしても、あの大手の東武鉄道が全部何億も捨てて帰ってしまう。将来を見通して採算が合わないからであります。行政がこういう事業をやって、日本全国津々浦々あると思いますが、99%が失敗しています。わずかなところが、紀州とか、3カ所か4カ所は成功している。それに準じてやろうという計算だと思っておりますが、これはなかなか容易でないと思うんですが、町長の決断、思えば実行するタイプですから、期待しています。

だから、この内容について、例えば役場から1人、夢開発から1人やる、この人件費はのっていない。燃料費、通信費、その他もろもろの金は7百何十万出してやりますよと。人件費を合わせると1千2～3百万の実質的な町の持ち出しになるなど。私も会社をやっていますが、

そういう恩典のある会社、これは田島にはここ1軒しかないはずで。今後、順調に町長の考えのとおり、どんどん客が来て、品物がどんどん売れて活性化になれば、これにこしたことはない。それを祈ります。しかし、株式会社というのは、そう泡食って作る必要はないんじゃないかなというのが私の考えですが、1つは、なぜ急いでつくるのか。よく計算して慎重にしてやってしかるべきでないのかなと思います。

それと、設立に関していろいろな方と協議したらしいんですが、その中の出席者の一人に私聞きました、どんな内容だったと。その質問の中で、これは法的に作らなければならない会社ですかという質問をしたそうです。そしたら、法的に作らなくちゃならないという答弁があった。それはおかしいよと、私今度の議会で確認してみます。法的になんでかんで作らなければならない会社なのか。私はそうでないと思いますが、その内容等について法的に根拠があるのかどうかお伺いしたいと思います。

これが大ざっぱな私の観光行政に対する質問であります。非常に興味を持って、もしも1年1,000万赤字、これはやむを得ない。2年、石の上にも3年と言うけど、3年たっても毎年2,000万、3,000万というお金を、もしも株式会社を町が100%出資するとすれば、株主の責任であり、町の責任であります。どんどん突っ込んでいかななくちゃならない羽目になった場合はどうするかということです。

私の提案は、資本金が2,000万だとすれば、2年後、3年後に2,000万以上の赤字になったときは、もう一度考え直す必要があると思うんですが、いや、5年後には大丈夫だって、どんどん突っ込んでいって、にっちもさっちもいなくなった場合のことを考えると、非常に心配です。その点について、限度は赤字が資本金を全部食っちゃうようなことであつたら、2,000万円になったら、私は考え直してくださいということを質問しますから、その点についてどのようなお考えか。それでもやるというなら仕方ないけれども、できればその辺でストップして、会社更生法なり、もう一回考え直す必要、これは悪い話で申し訳ない。町長のいう希望を持って、どんどん人が来て栄えればいいけれども、失敗したことも考えて会社をつくるべきではないのかなというのが私の提案です。株式会社というのは、今1万からできる。2,000万の資本金。泡食って作る、なぜ早く作らなくちゃなんないのか、あるいは補助金の問題とか、行政的に何が支障を来すのか、その点をお聞きしたいと思います。

次に、県立南会津病院の活用についてであります。

これは、去る2月28日、広域議会がありました。同じ質問をしましたけれども、4町村のキャップがいるところで私は質問いたしました。きょうは南会津町としてどういう考えかという

質問をしたいと思います。

私は毎年2月から3月にかけて、海外旅行に行ったつもりで10万の予算で竹田病院のドックに入っています。ある考えのある人は、ほとんど2月から3月、みんな病院に行きます。それで、この前課長さんとお話しして、何とかこれを竹田病院とか、今町でやっているのを聞くと、中央病院と西会津と、あと福島のだこかの病院と。これはもったいないなというのが実態です。

それから、年齢も私らは該当しませんが、69歳までと、町の補助は。質問の第1は、せめて年齢を75歳まで応用できませんかという質問をします。年齢を引き上げてくださいよという質問。

それと、もちろん補助を出して契約しないと、その病院に行けないんですが、中央病院ばかりでなく、あるいは竹田、そういうふうにお願ひできないかというのが1つと、県立病院、ここにある。行って勉強してまいりました。人間ドックを受けてもらえるような体制になりませんかと申し上げたところ、平成19年、今年からテスト的に引き受けるように今やっていますという。平成20年には本格的にやりたいと。何がガンかといろいろ聞いたらば、眼科がないと。それから看護師が少ないという問題があつて、今年はテスト的にやりたいと。早速それを申し上げて、課長にお願ひするのは、病院に行ってよく調べたか。協定できるかどうか、その点をお伺ひしたいと思います。

部屋は50も空いています、150のうち、整形がなくなった。先ほど町長の報告があつたとおり、明るいニュースでした、私も行ったら。整形外科来、4月から来るだろうと。それから2月からは泌尿器科ですか、毎金曜日満員だと、うれしい悲鳴だと申されていきました。そして聞いたらば、3億の赤字が6億になっています。せめて地元のそういう患者が人間ドックに、あの県立病院を利用して収入を多くして、只見もあるいは下郷も檜枝岐もみんなドックはあそこに集中すれば収入が上がるだろうと考えておりますが、その点について、向こうへ行つてどのようなお話をしたか、その明細等があれば詳しくお知らせ願ひたいと思います。

以上の点で一般質問を終わらせていただきますけれども、内容によって、自席より細かく質問しますので、よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 45番、湊田幹夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、観光会社設立についてのお質しの1点目、持ち株の割り当てについてお答えをいたします。

さきの議員全員協議会でお示しをいたしましたとおり、新会社への町からの出資金は2,000

万円を予定しておりますが、その他の株式割り当てにつきましては、現在のところ白紙の状況となっております。会社設立時の資本金構成は、新会社の役員の構成、さらには社員派遣の状況などからも勘案する必要があり、今後の会社設立準備委員会で十分な協議を重ねながら決定してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に2点目、事業収支計画についてであります。常任委員会の中で担当室長が説明いたしましたとおり、大手旅行会社の人的ネットワークや営業ノウハウを生かしながら、教育旅行や一般旅行業の取扱件数を着実に伸ばしていくとともに、地域資源を活用した商品開発を進めながら、インターネット販売も含めた物産販売に重点を置いた事業展開を図る計画としております。

また、支出面でも、スキー場をはじめとする観光宣伝活動やイベント業務のコーディネートを受託するなど、人件費面での節減を図りながら、できるだけ早期の安定経営に向けた努力を進め、開業5年目の平成23年度には、単年度収支を黒字にしていく計画としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県立南会津病院の活用についてのお話しですが、まず、人間ドックの実施について。

県立南会津病院では、病院内に検討会を立ち上げ、19年度中に検査項目の検討、職員配置や人間ドック受診者の院内の動線など、実施に向けての課題整理を行うこととなっております。早ければ20年度からの実施に向けて作業を進めていると聞いておりますので、この検討会の推移を見ながら、実施に向けての調整を図っていききたい、このように考えております。

なお、19年度の実施医療機関体制につきましては、これまで実施してきました会津西病院、会津中央病院、福島県保健衛生協会に加え、竹田総合病院を追加し、受診者の選択肢を広げ、受診しやすい体制づくりを行ってまいります。

次に、対象年齢につきましては、70歳以上の方は老人保険医療の対象者となっており、人間ドック事業は国民健康保険の保険事業とタイアップして実施している事業で、目的とする生活習慣病の早期発見、早期治療を考えたとき、これまでどおり医療機関への受診機会の少ない69歳までを対象として実施することをご理解をいただきたいと存じます。

また、実施時期につきましては、受診希望者の意向を見ながら、受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 質問した中のご答弁がないようですが、まず最初に、先ほど申し上げたように、差し支えなかったら会長の立場、社長の問題等の質問をしたはずですが、これにはお答えがなかったようですが、今のところ発表できないということなのか、構想があれば、まず第1点お聞かせ願います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

質問の通告の内容の中にその事項が入っておりませんでしたので、最初の質問からは省かせていただきましたが、このことについても、先ほど申し上げました設立準備委員会の中でしっかりと議論していきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 私は大ざっぱにしか書いていなくて、質問して細かく言う癖があつて申し訳ないと思うんですが、そこでもう一つお伺いしてあったんですが、なぜ急いで作らなくちゃならないかという質問をしましたね。これもここには書いていませんよ。そういう質問はまずいですかね、私、付加えて言うのは。私は二、三行しか書いていません、いつも。

だから、そういう細かい問題を聞いていいかどうかわかりませんが、やっぱり質問の内容になくても、言われれば答えられるような気持ちが欲しいと思うんですが、今の問題はどうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

再質問の中でしっかりと答えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 再質問いたします。

資本金が2,000万でなくても、今は簡単に会社ができますよね。急いで作らなくちゃいけない理由は何ですかというのが再質問です。それからもう一度申し上げると、早く作らなくちゃならない理由は、補助金かあるいは行政上こういう点があるのでやりたいという問題があると思うんですよね。それと、先ほども申し上げましたけれども、法的に作らなくちゃならないんだという発起人から聞いたもので、それはおかしいな、今度本議会で聞いて見ますと言ったんですが、これは法的には関係ないような気がするんですが、再質問としてお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

なぜ急いでという質問がございましたが、急ぐ急がないは、その人の持っている思い、考え方あるいは現在おかれた状況、それによって早いととらえる方もいるかもしれません。遅いととらえる方もいるかもしれません。私はこのタイミングがグッドタイミングである、こういうふうを考えておりますし、法的にこの会社を作らなければならないということはありません。

以上です。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 私の心配するのは、収支予算書は立派にできました。でも、今までの経験で、この事業を見ると、再質問になりますけれども、6,000万とか、レストランの金は全部今まで夢開発が行ってきた事業になります。それをそっくりいただくという計算になるんですが、その点でこの夢開発が、うんと売り上げも減ってくるという問題はどのようにお考えですかという再質問をいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど午前中、13番議員の方から雇用創出のお話がありました。私は、さまざまな行政課題がある中で、この地域が次の時代に継続をし、持続して地域の暮らしが成り立つようにするためには、雇用の創出が大変重要に思っております。

そこで、誘致企業あるいは進出企業等の方法もございしますが、かなり立地条件の中で厳しい状況に置かれているのは事実であります。そんな中で、農業や林業あるいは商工業と一体となった地域の新しい自前の経済を興したい、こういう願いを込めて、この会社を設立したい、こういうふうを考えております。したがって、夢開発株式会社との、言ってみれば収益の取り合いではないか、こういう疑問があるかと思いますが、今までの関係者との協議の中で、これはそれぞれのすみ分けができる、そして何よりもこれまで夢開発会社、あるいはさゆりの里、あるいは会津高原リゾートあるいはまた高畑スキー場、こちらのそれぞれのリスク、負担、これを一つにすることによって経費節減が図れる。こういう効果も含めて、夢開発との調整は着いている、こういうふう理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 そうすると、夢開発の売り上げが減っても、一心同体であれば大丈夫だということですね。それは間違いありません。

再質問と申しますか、私の心配するのは、町長の意気込みだから成功すると思いますよ。私

も大いに応援します。ただし、事業は何でもそうです。失敗した場合はああしよう、こうしようというのが普通です。私も若松と坂下と6店舗も持ったことがあります。これは先、まずいと言うことで、3年かかって引き揚げた経験がありますが、私が先ほど申し上げたとおり、2,000万の資本金を食っちまったと。2年後、3年後たって資本金と同じ赤字になった場合には、その辺で考え直して、歯どめをかける意思がございますか。いや5年は大丈夫だってどんどん突っ込んでいって、第二の夕張になったら大変だなという質問をしているんですが、再質問ですが、どの線に行ったらばどのようなお考えになるのか。これ、やってみなくちゃわからないと言えばそれっきりですが、赤字に2,000万資本金食っちまった場合には、その辺でストップして考えるお考えがありますかどうか。

かつて会津鉄道の10億の借りがありました。私も100万の出資をしておりますが、全部食ってしまった。ただバックにいるのは、各町村の援護があるからやっていけるんですよ。そういう基本的な考えがあると困るなという意味で、2,000万ぐらいの赤字になった場合は、この計画で2,000万というのは出てこない。2,000万の赤字になったら、ある程度ストップしたり考える余地がありますかという再質問をいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、こういう新しい会社を立ち上げたり、事業運営をする場合に、うまくいかない場合の想定はします。あるいは、うまくいかないときの実態、条件を洗い出しはします。しかし、出発するからには、そういう条件を整理しながら、失敗することは頭にはない。だから出発できるんだろうと私は思っています。

しかし、そうは言っても、さまざまな社会情勢が変わります。こんな中で、もし万が一そういう経営の危機を迎えたらどうするんだ、こういうご質問だと思いますので、そのときには設立時の気持ちにこだわらない判断をしなければならないというふうに思っておりますし、この会社の経営については、毎年検証していって、一応5カ年計画を作ったわけですから、5カ年を迎える1年前には、そういう判断をすることになるのかな、こんなふうに考えております。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 私の質問が分かりにくいかもしれないけれども、会社をやって3年、これは当然赤字ですよ。どんな会社もなかなか容易でない。限度がありますよっていう私の質問ですから。今の答弁だと、5年後たったときにまた考えるというお答えのように聞こえます。

私の言うのは、資本金2,000万だから、例えば2,000万全部食っちまったときに考え直す意

思がありますか。これはやってみなくちゃわからないし、赤字になる意思はないと言えればそれっきりですが。やはり、考えと実行して反省する場所が必要だと思います。反省しないでどんどん行って5年後に考えるというのは、ちょっと心配だな。株式会社ですから、例えば出資の問題は白紙だと言うけれども、株式会社は株主が資金生まなくちゃ、町が出資した場合は、町が全面的に応援することになる。それがどんどん赤字になっても、これはつぶれませんよ、当分は。そうすると赤字になると、税金のむだ遣い。私も昨日から税務課に行ったり、水道課に行ったりして、私は税金を何ぼ納めているかと研究しました。4、500万納めていますよ、いろいろな問題で。これみんな2,000万の中に入っていると、私は錯覚を起こしますよ。町民はみんな株主だって考えています。だから、ある程度年月よりも、赤字になったときにお考えはいかがですかと言うと、いや、大丈夫だ。それはいいけれども、年月でなくて数字で出たときに、お考えを改める必要があるというふうにお願いしたんですが、もう一度その辺。本議会ですから、私は確認の意味でもう一度その点をお聞きします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

私は質問にきちっと答えていると思っておるんですが、聞こえませんか。聞こえますか。

まず、経営ですから、当然前に進むのか、あるいはストップするのかの判断はしていかなければなりません。それが、例えば5カ年の計画を示したわけですから、5カ年を迎える前の時点の4年目の時点では、当然収支バランスを考えれば、判断の時期になるでしょうということも申し上げたわけです。しかし、毎年毎年、1年1年が検証のステージに乗せなければなりませんから、そういうことで将来の見通しの中で判断をするということになるかと思えます。

それで、税金のむだとの話がありましたが、私はこれまで、それぞれの地域における施設等ございます。ここに投資してきたお金、これは起債もあるでしょう、一般財源もあるでしょう、あるいは補助金もあるでしょう。しかし、これは投資したのをしっかりとつないで活用しないことが、実は投資した税金のむだになるのではないかと、こういうふうにも考えられます。

したがって、私はこの会社の経営をきっちり黒字にさせるということは、もちろん大事です。基本です。しかし、この会社が何のために設立されるのか。今まで先人、先輩の人たちがたくさん時間と経費を投入した施設あるいは資源が、この南会津町にはたくさんあるんです。その資源を何とか掘り起こして、自前の経済を興したい、それぞれの施設が有効に活用できるようにしたい、そういう思いでこの会社を作るわけです。ですから、そのところは、確実な経営をしなければなりません、ある程度時間をいただいて、その中で議員の皆さんと一緒に将

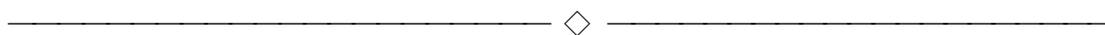
来を希望のあるまちづくりに進めていきたいと思っていますので、十分そのところをご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 私の心配するのは、今までの過去を見ると、あの東武鉄道とか、いろいろ田島に来た。何億も捨てて帰っています。先を見通して、このぐらいはだめだというときには区切りを着けなさいという私は苦言をしておるわけです。それを、町おこし、人材あるいは雇用対応、これはいい言葉です。言葉と現実は違うときがありますので、私はこれ以上やっただめだというのは金額ですよ。そのときに、資本金の2,000万以上赤字になったときにはストップする考えはありませんかという質問ですから、決してあんたをいじめたり、……ために質問しているのではない、町を思えばこそやっているんですから、その辺誤解のないように。

私だって、人を呼んでどんどん雇用対策やりたいですよ。言葉はいい、現実困ってきた場合に、どんどん町の金をつ込むようでは困りますよという質問ですから、それでも大丈夫だと言うならやむを得ませんけれども、それは見解の相違とあって、今までやってきた事業の中で、私はやっぱり引き揚げるときは引き揚げないと失敗しますよという苦言を申し上げているんですが、その限度は年……じゃない、金額だという質問をしているんですから、その辺私は町を思って一生懸命やってもらうのは結構ですよ。動きがとれなくなって、株式ですよ、町はどんどん出資した責任を負わなくちゃならない。それをいつまでもやって、第2の夕張になっては困りますよという、私は協力的な、決して邪魔とかそういうのはしませんよ。ひとつ頑張ってください。時間ですからやめます。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 以上で、45番、湊田幹夫君の一般質問を終わります。



◇ 芳賀沼 順 一 議員

○児山寿明議長 次に、19番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 通告順序に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、昨日、役場の職員とちょっと打ち合わせた中で、私の数字の計算違いというか、思い違いの部分を訂正させていただきます。3つ目の質問の市町村設置型合併浄化槽の部分で、

農集事業の9分の1で建設費ができるというところですが、もう一度計算しましたら、約5分の1でしたので、この「9分の1」というところを「5分の1」に訂正させていただきます。

では、私たちもいよいよ合併特例措置で定員52名という大所帯の議会も今回が最後かなと、こう思いますと寂しい気もしますが、私自身も今まで質問した中で、幾つかどうしても町で活性化あるいは町のために実施をしていただきたいと、こう思う質問を再確認も含め、町長の考えを聞いてみたいと思います。

まず最初に、平成14年6月議会で、誤飲性肺炎、マイコプラズマ肺炎というんですが、これは肺炎球菌という菌が人間ののどのもとに全員が持っているという、その菌を間違っって肺の方に飲むと肺炎になるという肺炎なんです。これについて、北海道の瀬棚町の例を挙げて質問いたしました。そのときには、医師会などの助言をいただきながら検討しますという答弁がありました。

あれから5年が過ぎました。その当時は、なかなか聞いたこともない肺炎でしたが、最近ではテレビでも取り上げられております。また、田島の開業医でもワクチンの予防接種ができますよという貼り紙があります。実は私の父も、平成13年に、病院に入院していながら、熱も出ない、せきも出ない、医者が気付いたときには、ハッハッということでレントゲンを撮りましたら、両方の肺は真っ白ということで、1日しか生きてはおりませんでした。私も不思議に思っているところ、先ほども言ったように、高齢者や脳梗塞あるいはそういう体の弱った人が、間違っって水を肺に入れるのと同じで、のどの奥にあるその肺炎球菌を飲んでしまうと肺炎になる。だから、誤って飲む、誤飲性肺炎という、こういうものがあることを知りました。

そこで、そのときに厚生省から資料をもらったところ、1988年に国ではもう予防接種を認可している。このワクチンがあったということです。まして、一度接種すれば5年間有効なんです。毎年じゃないんです、インフルエンザと違って。そして、80%から90%の効果がある。後遺症も多少熱が出たり、この部分が多少はれ上がったりで、それほど後遺症も大したことはない。当時は若松の大病院にしかワクチンがありませんでした。接種料も病院によって6,000円から8,000円という高額だったんです。今もそのぐらいだと思いますが、私も言うばかりではしょうがないので、試しに若松に行って接種をしていただきました。私の友達も、私の質問を聞いて、本当にそうかというわけで、そのとき2人ばかり接種をしてきたと言っていました。そのときに、間違いなく5年間有効ですよと言われてきました。

高齢者の死亡率の第3位から第4位である肺炎、これが入院して死ななくても、2日、3日

あるいは1週間と入院した費用は、非常に私の父はたった前の日と、次の日に死にましたから2日分取られました。保険を含めるとかなりの金額になっておりました。もう90近い年寄りにこんなに金かけて申し訳なかったかなと思うほどのお金でした。

その入院するお金で、例えば2日から3日の入院費で1人高齢者に3,000円ずつの助成をしても、約15人から20人に助成ができるわけです。最近、高齢者の医療費が非常にふえて、後期高齢者医療保険制度も創設されることになりました。この高齢者医療費をこれ以上増やさないためにも、先ほど町長が言ったように、商売でもうけることだけが、一つの赤字を出さないことだけが収益というか、町のためではないんだというのと同じで、その補助を出すことによって、肺炎の入院者が減れば、この高齢者の医療費をふやさないことにもつながるんじゃないか、こう思いますので、65歳以上の人に、5年に1回です。1回3,000円ぐらいの助成を考慮することができないか伺います。

2つ目に、スキー場のオフシーズンの利用についてでございますが、町長の施政方針の中に、グリーンシーズンの誘客増加に努める、こうありました。非常に前々から言われていることで、花を植えたりいろいろしましたが、だいくらの場合は、栄養がなくて花も育ちません。私も17年6月の議会で、だいくらスキー場のグリーンシーズンの利用のために、あの初心者ゲレンデの下の方、下部の方を公認のグランドゴルフ場として利用してはどうか、こういう質問をいたしました。栃木県の湯津上町、今は合併してきっと大田原市になったと思うんですが、ここの公認グランドゴルフ場は、関東一円や東北からもゴルファーが集まって大会を開いております。ことしも田島のグランドゴルフの会員が参加しております。約300人以上も集まって、半数の人はホテルに泊まってやっているということです。

グランドゴルフというのは、ご存じのように、ホールもあけることもありません。移動式なので、どこへでもホールを持っていけるわけです。まして、芝生じゃなくても、草を短く切ってさえおけばできるわけです。枇杷影の、あの平らなところで今やっておりますが、公認となれば、起伏があった方がいいということです。その湯津上町を見てきますと、ちょうどだいくらの下の方のようなあんな勾配で、下に転ばないように下に網を張って、それでやっているんですね。公認となれば、使用料も取れる。ホテルもあるということで、町長の言う団塊の世代を我が町に呼ぼうというには、この団塊の世代のこれ以上の年配の人の高齢者の集客にはぴったりのグリーンシーズン利用だと思います。ぜひ検討いただきたい。

それから3つ目に、市町村設置型合併浄化槽について伺います。

これについても、私は過去3回質問しておりますが、なかなかいい答弁はいただけませんが、

南会津町は非常に広くなったので、これはやらないと、検討もしないということであれば仕方ありませんが、下水道工事も現在認可区域以外はいつになるのかわかりません。私ももとの檜沢村の塩江の方に住んでいますが、いつになるか全然わからないと、こういうことですので、生活排水の浄化というのは、京都議定書以来、もうこの日本の国は非常に急がれております。建設費用一つ一つとってみますと、合併浄化槽というのは、公共下水道の約4分の1、農業集落排水の約5分の1で、受益者負担も国で進めていることだと、受益者は10%負担ということです。私は、この10%も町で持ってもいいんじゃないかと思うぐらいの事業なんです。この事業を南会津町では取り入れる考えはあるのかないか伺います。

最後に、二世帯住宅について伺います。

町長の施政方針に、いきいき同居手当の支給とあります。180万円の予算も上がっております。高齢者1人1万5,000円を3年間ということなんです、私としては、高齢者のみの世帯を減らしたいと、こういう意義はないかと思って前々からやっているものですから、非常にこのいきいき同居手当に対しては、我が意を得たりと喜んでおりますが、しかし、同居というのはなかなか難しい。

私も親と同居しておりますが、自分を生んでくれた親なので親孝行したいという心は非常にあります。顔を見ないうちは、今日は帰ったら優しい言葉をかけよう、こう思って家に帰って、ガラッと戸をあけて「どうだった」と言う前に、「何だニシ、けさ顔出さなかったな」とこう言われますと「やかましいわ」と、つい優しい言葉が逆の言葉になってしまいます。これは私だけかもしれませんが、心では思っている、なかなか難しいものです。そういうことで、同居が非常に難しいからこそ、今、もとの田島町は世帯数はここ20年間で500世帯ふえても、人口は1,000人減っているという状況が起きているわけです。

そこで、16年3月にも私は質問しましたが、二世帯住宅建設、これは台所もトイレもみんな別で廊下でつなぐ、あるいは玄関が別というような、非常にこれが一番理想じゃないかと、こう言われておりますが、この住宅の建設に新築の場合100万円の助成をしてはどうか。これは商品券なんてケチなことは言わないで、現金で。確かに商店のためには商品券なんです、価値が非常に違うんです。現金で助成したらどうか。

町長の言うように、高齢者世帯が減ることによって、同居でなくとも近くに住むことによって、安心して子供をもう1人産むことができる。あるいは、2人で共稼ぎもできる。あるいは若い者の収入が少なくても、お互いが出し合えば暮らしていける。高齢者福祉費も減る。もっともいろいろあると思いますが、100万円以上の効果が私は期待できると思います。

16年3月の答えのときには、このときは、もしかすると室井町長だったかもしれませんが、現在の湯田町長の考えはどうか伺いたいと思います。

以上、4点を質問いたしまして、ここからの質問を終わります。

なお、再質問があれば、自席よりいたします。ありがとうございました。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、誤飲性肺炎の予防接種助成についてのお質しですが、接種内容及び状況を見てもみますと、接種料金については、医療機関により差がございますが、おおむね8,000円程度と高額であることや、生涯で1回しか接種できない予防接種であり、接種時期の見きわめが難しいことなどから、その接種率は全国の65歳以上で3%程度と低い状況にあります。

そこで、肺炎球菌ワクチンの予防接種を公費で負担できないかのご質問でございますが、本町では、現在このワクチンの予防接種は、法律に基づいて市町村が実施する定期接種ではなく、接種者の希望により受ける任意接種に位置づけられているため、公費助成はしておりません。接種希望者が、その個々の健康状態により、かかりつけのお医者さんとの話し合いの上で、自己負担によって接種をしていただきたいと考えております。

肺炎球菌の予防接種をしたから肺炎にかからないというわけではなく、マイコプラズマ肺炎やインフルエンザ肺炎等、その他の肺炎には効果がなく、また誤飲性肺炎を防ぐためには、日ごろからのどのケア等が必要とされます。町といたしましては、住民に対し、肺炎球菌ワクチン予防接種の有効性などの情報提供や、肺炎にかからないための啓発活動、さらには高齢者の体力や免疫力を高めるための健康増進に関する事業に力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、スキー場のオフの利用とのおただしですが、だいくらスキー場におきましては、次年度からグリーンシーズンへの営業展開として、山村道場での各種体験を含めた定期的なイベント企画や地元食材をふんだんに使った年代別のメニューづくり、あるいは近隣温泉のお湯を購入しての営業を展開するなど、スキー場の活用に向けたホテルリゾートインだいくらを通年的に活用してのグリーンシーズン誘客を計画していると聞いております。

また、たかつえスキー場においては、教育旅行を展開させた活用の展開、南郷スキー場においては、ヒメサユリの活用とウォーキングコースの設置、高畑スキー場においては、ワラビ園やフラワーパークの開設など、それぞれ特色を生かした営業展開を検討しているところであります。

町といたしましては、今般設立を予定しております観光関連新会社を核として、4スキー場との連携を図りながら、グリーンシーズンにおける活用方策を検討し、シーズンオフの収入確保に努め、固定経費の有効性を図っていけるよう支援してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市町村設置型合併浄化槽についてのお質しですが、本町においては、集合処理施設11カ所と個人設置型の合併処理浄化槽において、町内の生活排水処理を実施しております。そのうち2カ所の処理区においては、現在下水道管理設工事の整備を進めているところであります。また、合併処理区域以外の地区におきましては、個人設置型の合併処理浄化槽の設置整備を、町内全域にわたって実施しているところであります。

お質しの市町村設置型合併浄化槽の県内における実施状況を見ますと、平成18年4月1日現在で60市町村のうち9市町村が実施しており、全国的に見ましても、実施自治体が211市町村という状況にあります。

そこで、交付金事業として行われます市町村設置型の合併浄化槽事業実施要件について調査いたしました内容を申し上げますと、1点目、実施地域は集合処理区を除く地域内において設定すること。2点目、原則として事業実施区域内の全戸に戸別の浄化槽を整備すること。3点目、当該事業年度内に20戸以上を整備すること。ただし、事業が3年以上継続する場合には10戸以上とする。4点目、公営企業として実施をして、建設費、維持管理費など特別会計により経理をし、適正な料金確保が見込まれることがあり、これらすべてを満たすことが事業要件となっている中で、地域住民の意向や浄化槽建設費さらには維持管理費についての検討、受益者負担金、使用料金など、財政的な問題等々慎重に対応すべきものと考えられます。また、増改築に係る個人負担、既に設置されている合併浄化槽との整合性など、多面的な検討が求められるものと認識をしております。

これまで旧町村ごとに生活排水処理へ取り組み、それぞれの地域に見合った処理方法で整備を図ってきましたが、南会津町としての新たな整合性のとれた生活排水処理方法の整備計画を図るため、住宅密集地においては集合処理、それ以外については合併浄化槽による処理計画とし、さらには市町村設置型の導入が可能かどうかの見直しは検討するものの、現在工事を行っている2つの処理区における下水道整備の早期完成を目指しながら、集合処理区以外の地区については、当面個人設置型の浄化槽整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、二世帯住宅に助成をとのお質しですが、南会津町内には平成19年1月現在にお

いて、65歳以上の高齢者だけで暮らしている世帯が1,756世帯と、全世帯の25%近くになっております。また、75歳以上の後期高齢者だけで暮らしている世帯も782世帯と、依然として増加傾向にあります。

今議会で提案させていただきましたいきいき同居手当の概要につきましては、提案理由で述べましたとおりであります。新たに町内の高齢者世帯と同居し、高齢者世帯の解消の促進を図り、定住の促進と地域活力の増進に資することを目的として創設したものであり、平成16年3月議会で、議員からご提案のありましたとおり、高齢者が安心した生活を営み、一方では高齢者世帯の除雪支援予算の削減にもつながるものと考えております。

支給額につきましては、同居する高齢者1人につき月額1万5,000円を3カ年間支給するもので、例えば高齢者夫妻世帯での転入ですと月額3万円を3年間支給しますので、支給総額は108万円となります。手当の用途については、受給者の方が自由に決めていただけますので、おただしのありました二世帯住宅への改装費用をはじめ、高齢者との同居生活に必要な費用に活用していただきたいと考えております。

また、住宅の新增築費用には、現在町が奨励しております地域経済活性化対策奨励事業に該当すれば、さらに最大50万円以内の商品券も支給されますので、いきいき同居手当の支給とあわせ、高齢者単独世帯の解消へ大きな効果が上がるものと思われしますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 質問させていただきます。

誤飲性肺炎についてでございますが、全国ではもちろんまだ接種率は非常に少ないということなんですが、誤飲性肺炎にかかっている率は結構多いんです。もちろん誤飲性肺炎じゃない肺炎もいろいろございますが、この肺炎にかかっている率が非常に多いんです。もしそこまで調べてあれば、お答え願いたいと思います。誤飲性だけでどのぐらいか。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

亡くなった方の死亡原因を見ますと、肺炎による死亡の方が第4位というような位置づけになっておりまして、その中で誤飲性のものが幾らあるのかというような問題につきましては、そこまでは調べた経過はございませんので、ここではお答えできませんので、よろしくお願い

したいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 わかりました。

高齢者あるいは脳梗塞とか、非常に弱い方の誤飲性というのは、これははっきりした、国で調べたかどうかということはわかりませんが、約30%から40%は誤飲性ではないかと、こういうお話もあるぐらいですので、もちろん国で認可はしておりますが、国の伝染病ではないので、法定の予防接種のワクチンにはなっておりませんが、どうしても私自身はもう一度検討していただきたいと、こう思うんですが、どうでしょう。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま健康福祉課長の方から、現在誤飲性にかかっている率というのはちょっと調べていないという話でしたので、実態をもう少し詳しく調べまして、このことについても前向きに検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 よろしく願いいたします。

次に、スキー場のオフ利用ですが、4つのスキー場のいろいろな利用について、町長からお聞かせいただきました。だいくらスキー場の利用については、近隣の温泉を利用してという話がありましたが、温泉をホテルに運んできてやるという意味ですか、もう一度お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま、夢開発株式会社の方で、私が求めましたグリーンシーズンの活用について検討した結果、その一つの方法として、町内の温泉施設から温泉を運んで、いろいろと関連する誘客に努めていきたい、こういうことでございます。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 わかりました。非常にそれは前々から言われていることで、いいことだと私は思います。そのほかにも、何度か花を植えてだめだったとか、いろいろあるものですから、あそこは非常に草は生いているんですね。あの草を枇杷影の野球場とか、あるいはソフト場の芝刈り機みたいな機械でダーッと草を刈ることによって、おそらくグランドゴルフの会場は私にはできると思うんです、草で、別に何も植えなくても。そこにこういう丸っこい物を持って歩くだけですので、ぜひ一度、公認になる前に、刈ってあげて、グランドゴルフの会

員にやらせてみると、本当に公認になるかどうか。そんな考えは持っていただけませんか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで、先ほど申し上げましたように、それぞれの第三セクターの会社社長を中心に、役員そして従業員一丸となって、今オールシーズンをどういうふうに活用するかということで検討協議を進めています。私の方に幾つかの提案も上がってきておりますが、ただいま議員からのご提案がございましたので、温泉を運んで温泉に入れるようにするというご提案でございますので、グランドゴルフというのは、どちらかというところ、温泉を求める方々の層も多いと思うんです。そういうものも関連できるのかなと、こんなふうに今聞いておりましたので、ぜひ指定管理者の方に提言をしていきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 よろしく申し上げます。もちろん指定管理者制度になったので、町長が無理無理やれと言うことができないのは、よく承知の上なんです、一度提言していただきたいと思っております。

市町村設置型、これについては、一応先ほどのお話で、また私自身ももう一度よく研究しながらしたいと思っております。

4つ目の二世帯住宅なんです、確かに町長の言うように、3年間で2人いれば100万は超えます。この同居というのは、二世帯住宅あるいは二世帯住宅らしきところで生活をしても出るわけですね、いきいき同居手当というのは。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほど議員の方からも確認のご意見があったかと思いますが、私たちは親からいろいろなことを学び、そしてまた親に人としての道も教えられたと思うんです。さらには、その親がまた前の親から引き継いだ財産、それは田んぼであったり、山林であったりすると思っております。こういったものも、次の世代に引き継いでいかないと、農業も林業も立ち行かなくなる。ですから、そういうことも込めまして今回同居という前提を打ち出しました。

しかし、この政策が今後どれだけの対象者ができるかというのは、今後の私たちの課題であります。そんな中で、住宅政策、先ほど企画観光課長の方からも話をしましたように、住宅政策をもう一回見直そうと。つまり、これまでのように住宅をただ建設すればいいのではなくて、

そこにコミュニティーが生まれるのか、あるいはその住宅政策によって、将来、地域の力が増すのかどうなのか、こういうことも考えておりますので、町営の住宅政策全体の中で、この二世帯の住居に対する支援も、今後十分検討課題にのってくと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 分かりました。私自身もだんだん高齢者と言われる年配になりまして、自分の子が来て御飯を炊くと、もうあたり前に炊いても固くて食えないと、子供とけんかする状態なんですけど、やっぱりいろいろな面で同居は非常に難しいですが、二世帯住宅ならば何とかなるという、やっぱり孫も非常にいい子が生まれて、これから先の、今テレビで取り上げられるような、バット棒で年寄りをはたくような子にはならないという、そういう自身も、私自身いろいろなところを見て、桧沢地区の子供なんかを見て思っていますので、今後いきいき同居、同居だけじゃなくて、二世帯住宅に対しても考えを検討していただきたい、こう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、19番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。



◇ 君 島 勝 美 議 員

○児山寿明議長 次に、42番、君島勝美君の登壇を許します。

42番、君島勝美君。

○42番 君島勝美議員 前もって通告をしておきました件について、1点、私はお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

まず、南会津町に1つのゴルフ場があるわけですが、このゴルフ場の利用拡大を図るために、中学生にゴルフの時間を作ってはいかががでしょうか。中学生にゴルフができるようになれば、中学校に行くのも楽しくなり、ゴルフの利用も多くなると思います。南会津町の学生には、早く中学生になりたいなという気持ちを持たせることも、私は希望を持つのではないかなと思うので、中学生の体育の時間に、月、数時間をゴルフの時間に入れてほしいと要望するものでありますが、ゴルフの道具につきましては、寄付を募り、町では送迎バスをどうか送り迎えをお願いをしたいと思っております。

子供がゴルフを楽しむことにより、その家族が、若い奥さん方がゴルフをやりたくても、人

の目があってなかなかゴルフに行けない。だが、子供がやれば、子供と一緒に各家庭と仲良くゴルフをやる時間が増えてくると思います。そうなれば、ゴルフ場の利用も増え、ゴルフ場に補助金を出すことも町では少なくなるのではないかなと、こう思いますので、また、あの青空の下の広いところで、球を思い切ったたいてくれば、いじめもなくなるのではないかと思います。

私はゴルフはやりませんが、聞くところによりますと、ゴルフというのはマナーが大事だと聞いております。中学生になったら、団体でやる競技のゴルフを教え、そしてそのマナーを教え、また南会津町に生まれて、ゴルフができてああ良かったなという気持ち、感謝の気持ちを中学生のときから教えていただきたいと思いますが、できたらこの中学生のゴルフを、このシーズンからお願いできればありがたいと思います。

終わります。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 42番、君島勝美議員のご質問にお答えをいたします。

ゴルフ場の利用拡大についてのお質しであります。ご存じのように、ゴルフ競技は自主申告のスポーツで、集中力のみならず、各クラブの特徴を熟知しての成果づくりを目指すものである、このように認識しております。中学生をはじめ、青少年育成の視点からも、精神力や誠実性をはぐくむ実効性の高いスポーツであると、このように現在認識を深めているところであります。

議員ご提言のように、学生用クラブ等の準備や学校教育との調整について、教育委員会等関係機関との協議を進めてまいりたい、このように考えております。

このことにも関連しますが、芝管理のための除草剤使用のあり方についても、本格的に検討を加え、南会津町唯一のゴルフ場であります会津高原たかつねカントリークラブが地域の教育力拡大とともに、ほかの地域からの来場者が増えることによって、安定的な経営に移行できますよう前向きに取り組んでまいりますので、一層のご支援をお願い申し上げます。

なお、さいたま市の大宮区にあります埼玉栄高等学校のゴルフ部が、当町での合宿を検討中と聞いておりますので、地元の中学生や高校生の保護者の皆様とも懇談を図りながら、意見を聞いてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 続けてお答え申し上げます。

中学生の体育の時間にゴルフをというご質問でございますが、基本的に学習指導要領というのがございまして、中学校の体育の球技の指定がございます。この球技の中にはゴルフは含まれておりませんので、体育の授業の中にゴルフを取り入れることは非常に難しいと考えます。

ただ、総合的な学習の時間あるいはクラブ活動、こういうものには取り入れることができますので、その辺で検討の余地があると思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 42番、君島勝美君。

○42番 君島勝美議員 前向きに検討していただけるよう、町長からの答弁をいただきましたし、また学校にはいろいろそれぞれの時間の決まりというものがあると思いますから、それは体育の時間でなくても結構ですから、ぜひ月、数時間できるよう、重ねてお願いをいたしまして、もう一度だけ町長さんから答弁をいただければありがたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、この場で数時間のそういう時間をとるということを具体的に申し上げることはできません。ただ、先ほど申し上げましたように、実はこれまで点を取り合う、そのスポーツが悪いことではありません。悪いことではありませんが、そういうこととまた異種、違う性質を持ったスポーツであることは間違いありません。ということは、真実を真実のままに記録をし、いわゆる自分との戦いでもある、こういうふうにとらえれば、学校関係者等あるいは保護者の関係者の皆さんと前向きに懇談会を持って、できるだけそういう実効性のあるものにしていきたいと思えます。

ただ、一つだけ、いろいろなご意見がございます。その中で、除草剤を使う場所に子供はなるべく行かせたくない、こういうご父兄の方々がおられることも事実です。したがって、先ほど申し上げたように、できるところから少しでも、除草剤を使わなくてもできるようなゴルフ場にしていきたい、そういう取り組みもあわせて行いたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 42番、君島勝美君。

○42番 君島勝美議員 まことにありがとうございます。私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございます。

○児山寿明議長 以上で、42番、君島勝美君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で2時40分にしたいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 湯 田 秀 春 議員

○児山寿明議長 次に、7番、湯田秀春君の登壇を許します。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。7番の湯田秀春でございます。

今回質問いたしますのは、大きく3点でございます。

その前に、私の方も、質問書を提出してから、その後関係者に聞いたところ、若干の訂正がありましたので、その辺を訂正したいと思います。

一番最初の真ん中ころだと思いますが、「実際は、その土地に不動産鑑定士が入っていなかった」とあるんですけれども、実際は3カ所のうちの2カ所は入っていたわけで、そのところを訂正方お願いしたいと思います。

それでは、1点目の用地取得の監査結果公表についてということで質問したいと思います。

広報みなみあいつ、去年の12月号でございました。町監査委員が用地取得について、町に調査事項として照会し回答を求めたが、合理的説明とは理解しがたいとの監査結果公表をいたしました。私も広報を見てびっくりしたわけでございます。大変驚いた次第と、こういうことでございました。

町民からもいろいろと、どうなっているんだというようなご質問をいただきました。はっきり言って、そのときはよく分かりませんでした。議員としてちょっと聞いておく必要があるなということで、今回質問にのせたわけでございます。

そこで、町民の目線に立って、本来正しく行えばどうであったのか、こういった観点で幾つか質問してみたいと思います。あくまでも広報紙に載ったもので質問書を書きましたので、あ

るいは的を射ない点が多々あるかと思いますが、ご了承いただきたいと、こんなふうに思います。

この件に関しましては、昨年の6月22日の議会で、多分議案審議の中で私は館岩統合小学校用地取得について質問しているわけですが、実は私よりも先に10番議員が聞いておまして、そのときは学校教育課長が平米5,000円というような単価を答えております。私もそのときは高いなというふうに思ったわけで、続いて館岩の総合支所長さんに、これは一般に公正妥当な金額であったかどうか、あるいは役場の固定資産の評価額の何倍であったのかというふうに聞きましたら、手元がないということだろうと思うんですが、役場の評価は分からないと、この土地には不動産鑑定士が入っていますからと答えたとと思います。

さらに、私は不動産鑑定士を入れたらこの金額になったと、こういうことですねと追い打ちをかけています。そうしましたら、そういうことでございますと答えました。ですから、私は不動産鑑定士は平米当たり5,000円というふうに自分は思って、そのまま何事もなく推移してきたのかなと、こんなふうに思っていたわけでございます。

そこで、私はその真実性に欠ける答弁ではなかったかというのは、先ほど削除いたしましたけれども、3カ所のうちの2カ所は入っていたわけですがけれども、実は4,770円だったのか5,000円だったのか、ここが一つは分からなかったということで、実際は後の監査公表からすれば4,770円を付けていまして、5,000円は付けていなかったということが分かったわけで、真実性に欠ける答弁でなかったかと、こういうことでございます。

2番目、不動産鑑定評価額の単価は幾らであったのかということでございます。

畑、雑種、原野とありますけれども、そのうちの2カ所はやったそうなので、この辺に対してお答えできればお願いしたいなど。それで、その評価額でそれぞれの平米数を掛ければ、監査委員の言うような金額に近い数値なのかなと、こんなふうに思っております。

それから、その次でございますが、不動産鑑定評価額の最高値、一番高い金額でございますが、これが平米当たり4,770円で取得した。そうした場合、差額、5,000円から4,770円引きますと230円ですから、そこに6,604平米を掛けますと、大体150万くらいになるのかなと。これは支出の無駄ではなかったかと、こんなふうに思うわけでございます。

監査委員のやりとりの中で見ますと、どうしても今回、合理的説明しがたい点、幾つかを見ますと、どうしても収入役さんの職務にぶつかってまいります。それは学校の建設用地に山林は関係ないわけですがけれども、山林を鑑定入れたとか、あるいは鑑定評価は4,770円だったんですけれども、実際は5,000円という形でやったとか、あるいは登記完了報告書提出前に支出

したとか、こういった点を考えると、もう少し慎重であるべきではなかったかと。

そこで、収入役の職務権限を見ましたら、170条に載っていたわけですがけれども、収入役は長の補助機関であるが、こと会計事務に関しては、独自の権限を有し、地方公共団体を代表する長の支出命令が法令または予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認、審査した上で支出するとなっているはずで、その出納機関の確認というのは予算の範囲内だったかどうか、法令規約に違反することはないか、支払い時期が到来したものであるか、こういったことを十分審査して公金を支出しなければならないと載っております。

監査委員が指摘しているように、疑義のある土地の取得価格に対しては、出納機関である収入役は職務として、こういった案件に対してどのように判断されたのか。毅然とした態度で審議することも、あるときは必要ではなかったか、こういうふうに思います。

それから、町の回答で、公共事業の用地交渉には、地目が別であっても取得価格は一律と、こういうふうなことを答えております。そういう方針があるように回答されていますが、そのような方針があるのか、あるとすれば、どこに記されているのか伺いたいと思います。

それから、監査委員の指摘事項で、支出の無駄と思われる金額、こう言っておりますので、それはどのぐらいと推測されますか、お聞きしたいと思います。

それから、用地取得の際、取得対象外の隣地を不動産鑑定評価するということ、こういったことはよくあるのでしょうか。日常的に行われているとは思いませんけれども、こういったことがあるのかどうか。

それから、最後ですが、当町は非常に財政が厳しい。そういったときに、たとえ隣地とはいえ、鑑定評価額を超えて売買契約した。鑑定を入れた意味がないではないかというふうに思いますが、どう考えるかお考えをただしたいと思います。

次、大きな2点目でございますが、入札等の制度改革についてということでございます。

福島県では、福島県行財政改革推進本部において、入札等制度改革にかかわる基本方針を決定し、現在その説明会を開催しております。流れ的には、指名競争から制限や条件付の一般競争入札へと来ているようではありますが、当南会津町はどのようにされるのか伺いたいと思います。

3番目、行政評価システムについてでございますが、行政評価システムを導入されるのは、大変結構なことでございます。具体的にどのように行政の仕事をだれが評価されるのか伺いたいと思います。

なお、再質問は自席より行いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、用地取得の監査結果公表についてのお質しではありますが、旧館岩村において、館岩統合小学校建設予定地へ不動産鑑定を入れたのは、畑、原野、山林の3カ所であります。このうち山林については、将来の取得の参考のために鑑定を依頼したものです。したがって、真実性に欠ける答弁とのことですが、実際には畑、原野の鑑定額を参考にしながらも、用地交渉の過程の中で5%アップした金額に推移してきたものでございます。

次に、不動産鑑定評価額については、1平方メートル当たり、畑で4,770円、原野で4,730円、雑種地で、山林ですが750円となっております。また、例えば隣の土地の不動産鑑定の評価額で算定した場合というお質しでございますが、現地における道路づけ、間口、奥行きなどを勘案したそれぞれの価格の数値は持ち合わせておりませんので、その算定は困難ですのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、不動産鑑定評価額の最高値で取得した場合と、取得額が5,000円との差額、150万円は支出の無駄ではないかとお質しですが、取得額については、用地交渉の過程の中で決定されてきたものでありますので、許容できる範囲ではないかと考えております。

次に、地目が別であっても、取得価格は一律という方針についてですが、これは旧館岩村において、館岩統合小学校建設用地として7筆の土地を、地目は違っても1団地としての扱いとして用地交渉に当たってきた方針を述べたものであり、特に方針として明記されているものではないかと考えております。

次に、監査委員の指摘事案で、取得対象物件ではない土地の鑑定評価を依頼した支出のむだと思われる金額については、不動産鑑定委託料は34万6,500円であります。しかし、将来予測の中で必要性を認めたのであれば、一概に無駄と言い切れるものではない、このように考えます。

次に、用地取得の際、取得対象外の隣の土地を不動産鑑定をするということがよくあるのかというお質しでございますが、そういう例は余り聞いたことがございません。ただし、この場合においては、プール建設予定地へのカラマツの落葉の防止や当時の幼保一元化計画に基づく幼稚園建設計画のために鑑定を必要としていた経緯があるようでございますので、ご理解いただけるものと考えます。

次に、入札等制度改革についてのお質しではありますが、ご承知のとおり、昨年12月に、福島県行財政改革推進本部において、より公正で透明性の高い新たな入札等制度の構築に向けた

入札等制度改革に係る基本方針を打ち出したところでありますが、その大きな改革の焦点は、災害等緊急的な公共工事に対応するための随意契約を除いて指名競争入札を廃止し、平成19年10月より、すべての県発注公共工事において、条件付一般競争入札を導入することとされたことであります。このことは、公共工事に係る談合を根絶し、入札制度のより透明性、競争性、公正性を確保することを目指すものであります。

さて、本町における入札制度につきましては、現在のところ従来からの指名競争入札で対応しておりますが、今回県で打ち出しました入札等制度改革に係る基本方針を参考として、本町を取り巻く自然的、社会的、経済的条件を視野に入れ、地域の実情に照らし合わせながら、そのメリット、デメリット等について十分調査検討した上で、本町により適した条件つき一般競争入札制度の導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、行政評価システムについてのお質しですが、行政評価については、町で実施するすべての事務事業について問題、課題、目的、手段を確認し、計画、実施、点検及び改善に至るマネジメントサイクルを確立し、町の総合振興計画に沿ったまちづくりを進める取り組みであり、現在、各担当部署における一時的な評価を実施しているところであります。今後は、庁内で2次的な評価を行うための横断的な組織について具体的な検討を行い、成果と効果を重視した政策立案や予算要求につなげていくこととしております。さらに、行政評価システムの確立を図るとともに、外部による評価のあり方についても検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○児山寿明議長 収入役。

○五十嵐 廣収入役 7番議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、収入役の職務権限と用地取得価格に対する収入役の判断についてのお質しについて申し上げます。

館岩小学校建設の用地取得に対する支出につきましては、地方自治法の規定により、町長の支出命令を受け、また支出負担行為が法令または予算に違反していないことを審査し、かつ支出負担行為に係る政務が確定していることを、所有権移転の登記により確認することができたため支出したものでございます。土地の取得価格は、旧館岩村において十分に検討され、所有者から旧館岩村長に提出された同意書により新町に引き継がれた、その内容により新町におい

て契約された経過がございます。したがって、適正な価格であると判断いたしております。

次に、鑑定評価を超えての売買契約は、鑑定を入れた意味がないと思うというようなお質し
でございますが、館岩小学校建設用地の不動産鑑定及び鑑定に係る支出につきましては、館岩
村において行われたものでございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 お答えがあったわけでございますが、まず一つ確認の意味でお聞きし
たいわけですが、館岩総合支所長さんにお聞きするわけですが、6月22日、その
とき、私が不動産鑑定士を入れたらこの金額になった、私はそのときは5,000円だと思ったん
ですが、総合支所長さんはどういう考えで、どちらの金額だったのか、ちょっと確認の
意味でお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 この不動産鑑定士を入れたということは、実はこの鑑定はどうだ
ったんですかということでしたら、不動産鑑定士を入れて決定した金額だというような報告
を受けたものですから、そのとおり報告いたしました。

以上でございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 だから、5,000円という意味でお答えになったのか、4,770円だとい
うことでお答えになったのか、そのどちらですかということです。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 一応私の方では、5,000円ということで、私はそういう報告を受
けていたものですから、その細かいまで、ちょっと受けとめなかったものですから、5,000円
ということで受けていたものですから、そのとおり5,000円だということでございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうですね、私も5,000円だと思っていたら、実際は、5,000円と
いうのは、後で用地交渉の際に5%アップした価格だったと。ですから、実際は私も館岩の総
合支所長さんも5,000円だと思った。このとき、学校教育課長さんは4,770円という、不動産
鑑定士はそうだったということを知っていたと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

5,000円という数字は、小学校の用地取得の議案の中で、売買価格が幾らかということで

5,000円と答弁したものでございます。ですから、不動産鑑定が入った時点で4,770円という数値があったことは、それは承知はしておりました。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 金額は大したことはないといっても、230円掛けると150万でございますから、私から見たら大きな金額かなと、こんなふうに思っております。

ですから、私何でこんなふう聞くかといいますと、やはり、一般の人たちというのは、おそらくこの交流館のときもそうでした。私はそのとき議員でありませんでしたけれども、非常に値段がひとり歩きして、いろいろな形でうわさ、本当かどうかはわかりませんが、そういうふうな話を言って、やはり、こういう用地交渉、特に公で買う場合は、鑑定士を入れたら鑑定士の価格というのを尊重していただきたいなど。そして、普通一般に公示価格という形で普通の取引はやるわけです。そうすると、例えば公示価格というのは、当然そこを基準に、そこから離れていけば、少しずつ値段が下がる場合もあるし、それからこの辺ですと、路線価格、当然郡部の方へ行きますと路線価格はありませんから、その次は倍率方式と、そういうふうな形になっていくだろうと思うんです。

それで、私がこの前、一般に公正妥当な金額はどうだと、こういうふう聞いたのは、大概郡部の方へ行きますと、不動産鑑定士もそうかもしれませんけれども、役場の固定資産の評価額の何倍と、こういうのが一つの目安になると思うんです。私も実際のところどのくらいかというようなことで調べましたら、大体館岩のあたりで、これは税務署ですよ、税務署で大体5.8倍だと言うんですね。それはかなり低い金額になるわけですがけれども、ですから、そこからいきますと非常に高いなど、こんなふう思ったわけです。

やはり、私としては、今後用地買収をするときには、どこから聞かれても、例えば不動産鑑定士というのはプロでございますから、そういった人が決めた価格というのは、できるだけ尊重していただきたい。それを目安ですからなんて言って上がっていけば切りがないわけなんで、どこかそういったふうな形で今後用地買収する場合には、その辺の価格をぜひ守っていただきたいなど、こんなふう考えますけれども、町長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員の視点で、私たち執行側がともするとこれまでのルールあるいは慣例にとらわれやすいところをご指摘いただいたこと、感謝を申し上げます。その上で、私は再三申し上げていると思いますが、土地の取得について、それぞれ公正妥当な価格というのを極力目指して

いかなければなりません。しかし、そこに地理的あるいは社会的な要因の中で、非常に建物の建設の妥当性が高いという認識があったときには、その土地を、例えば永々先代から守られてこられたその所有者の方々の思いというのも当然入ってくるんだと思うんです。しかし、それは一概に数字であらわせない。ここが私たちにとって非常に、ある意味では慎重にしなければならない部分なんです。ご指摘のあったことを改めて新たな視点と受けとめまして、そういう実際に建設をするその土地を守ってこられた土地所有者への思いにも十分配慮しながら、今後適正に処理をしていきたい、こんな考えで思っていますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 私は、今回どう見ても、将来必要だということで、山林を評価したというのは、やっぱり私もわかりません。取得する予定がなかったら、私は鑑定はする必要はなかったと、こんなふう思うんです。ですから、それはちょっと行き過ぎなような感じはするんですけども、そこでもう一つ疑問に思うのは、地目が違って、取得の際は取得価格が一律だというふうに答えているんです。どうも私らから見ると、地目、宅地もあれば畑もある、雑種も原野も山林もあるわけですけども、それをひっくるめて取得価格は一律という方針という、どうもこの辺もいまいちぴんと来ない面があるんですけども、その辺をどういうふうに納得したらいいのか、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員も多分これまでいろいろな経験をされてきたのでご理解いただけたと思いますが、地目というのは、登記簿上の、言ってみれば種別なんです。しかし、その地目の変更をするかしないかというのは、その所有者の判断によることが多いんです、本人申請主義ですから。したがって、地目は違っていても、その土地の使用実態が、その隣の土地と一緒にあれば、やはり実態として扱わなければならない、こういう場合もあるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 当然それはそういう場合もあるだろうと思っております。ただ、私が言っているのは、今回でも3カ所鑑定した。山林と畑では、もうえらい評価が違うわけです。それを一緒にしたというのが、畑と原野と雑種地ぐらいだったらまだいいんですけども、山林なんかも含めて一緒とか、そういうのはどうかと。そういう意味なんですけれども、これは言っても仕方がないかもしれませんが、私は余りにも大ざっぱにするというのはどうかと、そうい

う意味でございます。

それと、舘岩小学校の敷地に関しましては、今後用地買収をするときには、できれば鑑定を入れたその価格を、そこから余り超えたりしないように、そういうふうをお願いして、ここは終わりたいと思います。

それから、その次でございますが、入札制度でございますが、今、県の方で説明に回っているということで、それを参考として検討中だというようなことをお聞きしました。ぜひとも今度条件つき一般競争入札に入るだろうと思うんですけれども、かなり南会津町の公共事業も、あるいは業者の数も大分減りました。

そこで私が思うには、いろいろな条件があると思うんですけれども、できるだけ地元の業者が潤うというか、そして当然それは地元の人が雇用となるわけですから、地元の企業で、そしてそれがお金が結局還流をして、また税金として戻ってくるという、そういう意味で、かなり業者も今大変になっておりますので、余り条件を広く、例えば会津一円とか、福島県内とかやりますと、確かに単価とかそういったものが低くなるかとは思いますが、地元の業者が今度は仕事をとれないような、そういう状況であっても困るだろうと思いますので、できるだけその辺の条件ということに関しては、地元の業者にできるだけ仕事が回ると、そういう形にお願いしたいなど、こんなふうに思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、基本的な方向性としては私も同感でございます。いかに客観性が保たれて、そして条件づくりができるかということが、これからの課題になってくるかと思うんです。ただ地元だからというだけでは、私はその条件整理の中でくくれない。地元の事業者であっても、何回か申し上げましたが、その業者が非常に前向きで建設的で提案型の、ある意味ではこれまでの実績があるかどうか、こういうことも、これまでは県の方で議論されてこなかったと思いますが、これらについても、どこまでできるかは別として、私たちの条件整理の中に加えていって、透明性あるいは競争性、さらには公正性を確保していきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 ちょっと建設課長さんにお伺いしたいと思うんですけれども、福島県の今回の入札等制度改革に係る基本方針というものを決定して、今説明しているようなんですけれども、大ざっぱで結構ですから、知っている範囲で結構ですから、福島県のその条件つき

一般競争入札というのはどんなものなのか示していただければありがたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えします。

大変申し訳ありませんけれども、県の方の方針がまだ固まったものが町の方には降りてきておりません。ただ、最近の工業新聞の情報ですと、16日でしたか、福島県の入札に係る担当の部局が各企業を集めて、会津中浜通りの業者の方みんな集まっていたいただいて、今後の入札のあり方、郵便の入札とか電子入札、それから条件つき一般競争入札のあり方について説明すると、こういう形のもので、町の方の担当の部局の者も、業者の中に入って、どんな形で今後入札が行われるのか、出席の予定で今進めているところであります。

以上であります。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 大分冷え切っておりますから、とにかく業者も元気出せるような、特に今年みたいに除雪が少なくて大変困っているというような、あてにしていた除雪の収入が入らなくて困っているというようなことで、さらに追い打ちをかけて困らせることのないような、別に業者だけを思っているわけではないんですけれども、できるだけ共存共栄を図れるような、そういった形の中で条件をつけた一般競争入札の方へ持って行っていただきたいと、こんなふうをお願いしたいと思います。

それから最後でございますが、行政評価システム、1次をやって2次、それから外部もというふうに考えておられるそうなんですけれども、私もぜひともお願いしたいのは、やはり外部の行政評価、これは広島市だと思いますけれども、市民意識実態調査ということでアンケートのようなものを実施しているみたいなんです。ですから、やはり町民から見た評価、行政の評価、こういったものをぜひとも実施していただきたいなど、こんなふう思うんですけれども、町長さんも外部と言ったからそういう意味かどうかわかりませんが、町長の外部と言ったその考えをお聞かせ願いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は絶えず行政の執行にあたって、現場の声を聞こう、あるいはそれぞれの領域の中で、あるいは地域の中で違いがある、その違いが一つの尺度で判断されてはいけないだろうと、こう思っていますので、そういう意味で、内部だけの評価システムではなくて、外部の人たちに

も加わっていただくということで考えています。ただ、先ほどもありましたが、数字を出すことによって、非常に誤解をするんです。そのところが、私どもの方に確かめに来ていただいて、その上でそれをお互いのコミュニケーションにさせていただくのは結構なんですけど、確かめなくて、自分の価値観、自分の思いでひとり歩きしてしまう、ここが非常に私は心配しておりますので、その辺について、これから、おっしゃるように町民の方々と意識を高めながら、一緒に行政に参加をしていただけるような仕組みを考えていく。その中の一つとして、外部の評価ということを考えております。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そういうふうな町民の目線に立った行政評価というのも非常に大切かと思っておりますので、よろしくお願いしますなと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○児山寿明議長 以上で、7番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 秀 男 議 員

○児山寿明議長 次に、47番、馬場秀男君の登壇を許します。

47番、馬場秀雄君。

○47番 馬場秀男議員 私は、通告に従いまして、4点について質問をいたします。

まず1番目は、諸負担の減免の充実をということですが、これは、住民の暮らしを根底から支える安全策、セーフティーネットとして税や福祉の諸負担、この減免制度の充実が緊急に求められているという考えのもとに質問するわけでございますが、ご存じのように、貧困と格差問題が最大の政治課題になっているわけでございますが、本町でも収入減にもかかわらず、増税、医療、介護、年金などの負担増で住民の暮らしが追い詰められている。特に低所得者にとって、死活的な問題になっている状況だと思います。

暮らしの安全のための福祉が、実はそれを利用する前に、生活破壊につながっているという状況になっている。結果として、諸負担の滞納が激増したり、あるいは福祉の利用を控えざるを得ない状況が生まれているということでございます。

根本的な解決には、国政がこうさせている面がありますので、国政の改善を求めることは重要ですが、町長の姿勢、裁量によっては、対応可能な大切な部分があるわけでございます。例

例えば、医療保険、介護保険制度などにも法定減免制度がありますが、自治体の裁量である申請減免制度がございます。減免条件として、特別の事情がある場合という条項があるわけですが、これに対して国が事例を示しておりますが、国が示している条件事例だけでは、実態の改善に実際に有効に適用されていない、機能していないということがあるわけがございます。これは自治体の裁量の分野ですから、住民の実情にマッチしたものにすることが求められているわけがございます。

他の多くの自治体でも既にそれぞれの自治体、住民の実情に合わせて実施をしております。その事例を参考までに課長にも1部資料として渡してありますけれども、前回の私の12月の国保税の件で質問をいたしました、町長は、住民の苦痛を考えると、決しておろそかにできないと、研究しますという答弁をいただきました。その後どのように取り組みが進んだのかお伺いをしたいと思います。

他の諸制度にもこういう問題はございますが、町独自の裁量の減免制度について、この際検討する考えはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

2番目に、子供医療費無料化の前進をとということで、これまたさきの12月議会でも取り上げました。子育て支援の一環でもある義務教育期間の医療費無料化は、県内でもその後大玉村、そして只見町が実施と決めております。全国的にも大変急速にこれが広がり始めておるわけがあります。

12月議会では、本町の試算で、その対応する予算はどうかということの質問に対して、対象者400名、負担2,100万円で財政上難しいということで答弁をいただいております。調査によると、只見町の状況で調べてみましたところ、対象者が328名、予算は900万ということでございます。これは当然予想でございますけれども。大玉村でも、他の自治体でも、本町の試算の2分の1から3分の1と、ほかのところを幾つか調査した結果、そんな状況なんですね。なぜ本町はそういう高い負担になるのか、特異な事情があるのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

私の予想によると、1,000万円程度かなというふうにも考えますけれども、その程度の予算であるならば、130億と書いておきましたけれども、ことしは120億規模に一般会計はなっておりますが、この会計の中で捻出できないものではないだろうというふうに思います。

今、公共事業の入札改善の問題が取り上げられましたけれども、これらの問題でも、大竹議員が試算したところによると、7%程度の改善でも1億数千万の金が浮いてくるということでございますから、これらの財源も考えれば、できないことではないんじゃないかというふうに

思うわけでありす。

さらに、今、乳幼児の入学前までの医療費に対して無料にしておりますが、県ではこの2分の1を補助しているわけでありす。この義務教育、中学卒業までの間の問題についても、実施する町村に対して同じように県が2分の1補助するという制度も、そう難しいことではないだろうというふうに考えます。まだ実施されているわけではありませんけれども、県内がどんどんそういう姿で進んでいけば、可能性は十分ありますし、予算面からも2分の1になれば、なおやりやすいという形も出てくるわけですので、12月に続いて再度質問する次第でございます。

3番目に、医療費の償還払いを現物給付へということでございますが、耳なれない言葉かもしれませぬ。償還払いというのは、一旦病院の窓口で支払ってくる、いわゆる高額医療費とか乳幼児、ひとり親、重度身障等の医療費の問題でございますけれども、それを窓口で払わなくて現物給付といいますけれども、そこでもう払わなくてもいいと。例えば償還払いですと、ご存じでしょうからくどくど言う必要もありませんが、一旦は高額金を払って、役場へ行って申請しないと大変だということですから、これは一次的であれ、多額の金額の準備が大変ですし、また手続も忙しい生活の中で大変なわけで、これはやっぱり改善して欲しいという声があるわけですね。

実際に新潟県などは、もう20数年前から実施しております、全県的に。できないことではないということを証明されているわけですが、こういうことで、できるのであれば、やっぱり汗をかいて欲しい、実現して欲しいということでございます。これは、新聞にも載りましたが、県内では飯舘村が、県内全域の医療機関対象に現物給付を、先の2月に実施するということが載っていました。本町でも速やかに実施すべきと考えるけれども、どうかということで質問をいたします。

4番目は、住宅リフォーム助成制度ということでございますが、当町でも産業政策、景気対策として、新築に対する助成制度がございます。これがどのような実績を上げているのか、効果はどうかお伺いしたいと思います。

このリフォームの問題については、岩手県の久慈市や野田村、埼玉県では20以上の自治体がこれを取り上げておりますし、兵庫県の明石市などでも景気対策として住宅リフォーム助成制度が非常に注目されている。地元業者への発注に限ることを条件に費用の10%、最高10万円を限度に、商工会の商品券で助成するのが一般的なやり方のようにありますけれども、この住宅産業というのは底辺が広くて、助成金額に対して経済効果がいろいろありましようが、計算

して実際に14倍を越す経済効果があると、このようにどこでも言われているわけであります。建設事業の低迷の中で、景気対策として検討してみてもどうかということでお伺いをしたいと思うわけであります。

まず、これで質問を終わりますが、引き続き自席から再度質問することにいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 47番、馬場秀男議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、諸負担減免の充実をとのお質しでございますが、税には公平な負担という原則があります。そこで、国保の被保険者には比較的所得者が多いことから、低所得者に対する税負担の荷重を避けるために、法的減免の所得基準に応じて、一定所得以下の世帯の税の軽減措置を講じていることはご承知のことと存じます。

さらに、特別な場合の措置として、災害等により担税能力がなくなってしまったときには、町税条例による税の減免措置がございます。具体的な減免基準につきましては、南会津町国民健康保険税の減免に関する事務取扱要綱のとおり、現段階で客観的に税の減免が妥当と判断されるものについて明確に規定しており、現段階で想定していない事由で、明らかに担税能力がないと判断されるものが出た場合に、その他特別な事由として減免を行うこととしております。

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営するために、当該年度に必要な財源を税として納付いただく目的税であり、大規模な災害による減免を除いて、税の減免を行った場合に不足する財源についての補てんがないため、その税源を他の被保険者に負担していただくこととなることから、個別の事情を慎重に判断してまいりたい、このように考えております。

次に、子供医療費無料化の前進をとのお質しでございますが、子供の医療費無料化の年齢を引き上げている市町村があることは十分承知しております。試算額を他の自治体との比較をされておりますが、支払い内容については、それぞれの町村独自の試算をされており、例えば入院のみの試算であったりするため、一概に金額のみの比較は適当ではないものと思われま。また、現在一部負担金が無料となる被保険者等、10割給付の乳幼児でございますが、これについては、6歳に達する日以後の最初の3月31日までのものが2分の1の県補助金に該当いたします。仮に小・中学生まで無料化にすれば、国保の財政調整交付金に対して減額算定されるということもございます。

いずれにいたしましても、町単独で行うことは、現時点では困難を伴いますので、総合的に判断し検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、医療費の償還払いを現物給付へとお質しでございますが、国保加入者におきまして

は、医療制度改正により70歳未満の人が入院したとき、平成19年3月までは自己負担分、医療費の3割分を全額負担して、後から申請により限度額を超えた分が支給されましたが、平成19年4月から、入院時の窓口支払いが自己負担限度額までになり、一旦立て替え払いをしておく自己負担額が軽減されますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、乳幼児において、県内全域の医療機関を対象に実施すべきとのお質しでございますが、この現物給付は、保険医療機関等の協力によって実施するものであり、支払いについては、国保連合会との委託契約締結も伴うものであるため、新たなる負担となる事務経費等を勘案しながら検討してまいりますので、ご理解をお願いします。

一方、ひとり親家庭医療費助成事業と重度心身障害者医療費助成事業につきましては、まず高額医療費による医療費の支払いを決定し、そのことにより自己負担分が確定をします。その自己負担分の医療費につきましては、ひとり親家庭医療費や重度心身障害者医療費の助成制度に基づいた医療費の給付を行っております。

このような医療費助成の流れとなっておりますので、現制度での取り扱いにおきましては、本町が医療費の現物給付制度を導入することは困難でありますので、ご了承願います。

なお、飯舘村の実施事例を見てみますと、ひとり親家庭医療費や重度心身障害者医療費につきまして、社会保険の被保険者に限定した取り扱いで、国民健康保険の被保険者は対象としていないと聞いております。仮に今後制度改正が行われるなど、現物給付が可能になった場合におきましても、社会保険と国民健康保険が一体となった取り扱いがなされないと、公正さを欠きますので、慎重な対応を行うべきものと考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度についてのお質しであります。現在町が実施しております南会津町地域経済活性化対策奨励金制度の実績は、平成16年度からの3カ年で13件ございまして、平成16年が8件、平成17年が2件、平成18年が3件となっており、商品券の支給金額としては、合計で582万1,000円の実績があり、商品券及び工事費等、地域経済に及ぼす効果は期待できるものがあつたと思っております。

そこで、議員ご提案の住宅リフォーム助成制度についてであります。住宅産業は底辺が広く地域経済に及ぼす効果も大きいものがあると思っておりますので、過去3年の検証をするとともに、利用拡大を目的に、今後予定しております南会津町地域経済活性化対策奨励金制度の見直し作業の中で提案事項の一つとして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よ

ろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 医療費の現物給付について答弁されましたけれども、高額医療費については、国会でも国の制度としても動きがあるようでございますから、そのような形になっていこうと思っておりますが、乳幼児医療費の問題についても、やはり現在では地域が限られた形になっているわけですから、ぜひともこういう問題については、先ほど申し上げたような負担がかからないような方向で、ぜひとも汗を流して欲しいというふうに思うわけです。ただ、確かに国保だけの問題じゃなくて、住民はいろいろな制度にかかわっているわけですから、これは全体を含めてどうしていくかということで、できることはすべてやっていくという方向で取り組んで欲しいなというように思いますので、どう考えられるか、再度お伺いをしたい。

それから、子供の医療費の無料化の問題でございますが、調査されたんだろうと思うんですけども、2分の1、3分の1、確かに自治体によっては入院患者だけを扱うというところもございます。そういう形になると、人数だけでは割り出せない違いが出てくるわけですけども、実際に、例えばその辺の数字の問題もありますが、大玉村ではゼロ歳から中3までやろうということで検討した結果が、1,350人で2,700万だということでございます。これは民友新聞に出ておりました。田村市の場合には、これは小6までですけども、2,440人で2,000万だと。それで南会津町の場合には400人で2,100万だということなんですけど、これの中身、どのようにとらえておられるのかお伺いしたいと思います。

この間の新聞でも、各地で実は中学までというのは、大玉と現在では只見町ということになっておりますが、今年中になんかの自治体が、小学校6年までという実施自治体がぐんと出てくるわけでございます。これはそれぞれ予算の背景もあるんだろうと思っております。南会津町においても、確かにやりたいことがいっぱいあるし、予算面で決して豊かだとは言えないところがありますから、その辺も勘案しなきゃならないのかなと私も思いますけれども、それならば、中学まで行かなくても、小学校ぐらいはやれないかというような試算をしていただければどうかと。2,100万というのは、一体どういう計算をされたのか、どういう中身のものなのかも改めて質問をいたしたいと思っております。

どうも回数で質問することになってきて、なかなか切りかえができないでおりますから、ここで一つ。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

余り質問がいっぱいだと、答弁漏れになってしまうかもしれませんが、そこは平にご容赦をいただきたいと思いますが、まず乳幼児医療費等のことについてお質しがございましたが、前回の答弁でも申し上げたように、おろそかにできないということですから、継続して検討をやめることはない、こういうふうにお考えをいただいて結構だと思うんです。

それから、子供医療費の無料化についてもそうではありますが、午前中の質疑に対してお答えをしておりますように、私はこの地域が自治体の裁量で判断をするためには、やはり自治体の体力をいかにつけていくかということが大事だと思っています。大変大事だと思っています。そういう意味では、先ほどから申し上げているように、雇用を確保しながら、言ってみれば税収を少しでも上げていく。そんな中で、これまで手当てをしてきた予算を、先ほど申し上げたように乳幼児医療費あるいは子供の医療費の無料化、こちらの方に少しずつ回していく。そのことが、子育てをするのであれば南会津でやろう、こういう風土にもなってくると思いますので、おろそかにしないということは、継続して今後も検討してまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、試算の中身については、担当課長の方に答弁をさせますので、よろしくご了承いただきたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

まず初めに、お質しのありました2,100万円の内容はどういうことかということでございます。

小・中学生合わせまして、これは実は401名というのは国保の被用者でございます、年間総医療費の、12月の議会での推定の総医療費でございます。それで、私も誤解を招くとあれなんです、現在、12月分までのレセプトといいますか、診療報酬費が参っておりますので、10カ月分補足できてございます。国保に関しては401人の、概数ですが、2,600万で、公費負担が7割ですか、ですから自己負担は掛ける0.3をやりますと780万余りということになります。

同じように、今、議員おっしゃられました、実は社保の方が、被用者保険の方が人数は多いんです。それを申し上げます。小・中学合わせて、国保以外の方が1,334名、年間総医療費、これはまだ推定ですが、8,650万、概数です。全体ですと1,735名で1億1,250万。ここに0.3を掛けると、本来自己負担、本来といいますか、私どもはまだ取り組むということに至っておりません現状ですが、最終自己負担額が3,377万というような形になります。小学生に限って

いうと、このうち約2,280万、中学生に限っていうと約1,090万というふうな、合わせて町の負担がもし中学生まで医療費の助成を拡大すれば、3,380万ほどの負担が生じるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 医療費の無料化の問題については、いろいろ予算上の問題があることは先ほど申し上げましたが、それぞれやっぱり進めていくやり方があるわけです。一気にできないということであれば、例えば入院だけでもやってみようかどうかということだってあるし、あるいは学年を一定に下げて実施していくかというようなこともあるわけで、やっぱり前に進んでいくことが非常に大事だと。町長さんは常に前に進むことを非常に強調されるわけですから、ぜひともそういう姿勢で取り組むべきではなかろうかというように思いますが、その辺の考え方も再度質問いたします。

あとは、減免制度の問題なんですが、実は税の公平性とか、いろいろ言われるわけですが、そしてまた、目的税ですからというようなことも言われるわけです。だけれども、例えば国保税の問題をとってみても、担税能力を超えているんじゃないかという認識がどうなのかということなんです。町長さんがいかに認識するかというのは、これはかなり自己裁量の面ですから、大事ですので、この問題についてちょっとお尋ねしますが、さきの12月の議会で答弁された中で、滞納されている人たちの所得、収入、150万円以下が圧倒的だというようなことを答弁されました。150万というふうな収入で、世帯の構成にもよるわけですが、一体そこからいろいろな税金や負担が義務的に課されていくわけです。それは担税能力を超えていないというような認識なのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ医療費等の手当を含めまして、前に進めていただきたいということですので、今回ご提案をしておりますように、保育費の、段階がありますから段階によって削減といいますか、減らしていく幅が違いますが、おおむね全体で25%から30%の範囲内で減らしていこうと、こういうことで今回ご提案をさせていただきました。

しかし、そのときに、少ないことは、大変町民にとって、該当者にとっていいことではありますが、じゃその減らされたお金を、あるいはそういったものを本当に、こんなことを言うと失礼かもしれませんが、将来に備えたものにしっかりと手当てされるのだろうか、こういうこと

も一方で疑問を持ちました。したがって、そういうことを含めながら、今回保育料の方に一歩進みましたので、この後、ご指摘のような小学校等に歩みを進めていきたい、このように考えております。

なお、減免につきましては、これも確かに低所得者と言われる150万円以下の方々がございます。そこで、今回いろいろと懇談会を通して、とにかく健康でこの地域で暮らしを続けていこうということでご意見をいただきました。そんな中では、年金だけでは、特に国民年金は厳しいということもございましたので、山野資源を活用して、猿対策にもつながるんですが、遊休農地を活用しながら、少しでも健康な体で収入を上げていこう、こういうことで考えておりますので、これらについても総合的に判断をしながら、減免だけではなくて、常に前向きに所得を上げていく、こういう政策の中で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 ちょっとずれた答弁になっていると思うんですけども、担税能力がある人たちとか、あるいは滞納者でも心得違いの人たちがあるかもしれませんし、そういう人たちを対象にして、私は物を言っているわけじゃないわけです。現実には大変な人が圧倒的なわけです。その認識があるかどうかということが非常に大事な訳なんです。それがやっぱり実態が把握されていなければ、そういう窮状は分からないということなんです。

特に国保なんかの場合には、税の仕組み、制度の仕組みからいって、所得税とは違った意味を持っている訳です。つまり、先ほど申し上げました、目的税として、税の仕組みとして、この前の質問でも言いましたが、結局応益負担というのが非常に大きくなってきている。これは、存在するだけでかかってくるというものですから、収入とはかかわりなしにかかってくる部分がある訳です。そういうものが、本当の低所得者にとっては大変なわけです。

例えば、町長が今指摘したように、法定の減免制度がございます。それが7割減の場合どういう数字かといったら、年間33万の所得ですよ。33万の所得なんていうのは生活してどうなのか、生活保護よりずっと以下のものですよ。そういうものが対象として、一応7割、5割、2割というものがございます。自治体にあててみたら、本当に生活できないような状況にどんどん税金がかかってくる。だから、担税能力がないところにかかっているという実態があるわけです。その人は生活保護を受けたらいいんじゃないかという問題が出るかもしれません。ところが、生活保護を受けないで、生活保護基準以下の生活者というのは結構多いんです。これは権利意識の問題があつたり、周りの目の冷たさがあつたり、いろいろな問題があるんですけど

れども、そういうものを放っておいていいのかということなんです。

私は、地方自治体の使命として、こういう底辺で苦しんでいる、そして南会津町にはまだ出ていないと思いますが、餓死したり、本当に自殺したりというようなことが起きているわけです。そうならないようにすることが、第一義的な自治体の行政の使命ではないかと。予算がないって言ってられない、借金してもやらなきゃならない最低の仕事じゃないかと私は思うんですけども、町長の認識を聞きたいと思うんです。

それから、税の問題としてそういうことがあります、ちょっと幅広くなっちゃいますが、生活保護を受けたらどうかと勧めたら、ある人が、絶対とても周りの人の目が気になってだめだと。大変な生活している人だけども、夜暗くなると、すぐほっかむりをして床に入ると。そしてもう暖房も電気も使わないようにするという形で生活していて、とうとう鼻の頭、ほっぺたが真っ黒にしもやけになっちゃった。こういう人があるわけです、現実には。そういう人たちに手を差し伸べる、目を向けるという行政でなければ、ありがとうございますの町政なんていうものが出てくるんですか。私はそう言いたい。そこをどのように認識されているのかがなければ、この問題はとらえることができないと思います。ぜひとも答弁をお願いしたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

担税能力が上がるように、町政全般にわたって努力してまいります。ありがとうございますの広がる町は、必ずしも親切が行き過ぎたものではありません。

以上でございます。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 それは、所得を上げていくという努力は私も賛成です。成功してほしいなと思いますよ。でも、そういうものだけで救えないものがあるから問題なんですよ。そうでしょう。全部町長が考えているような施策で、全部救えるならそれはいいですよ。そういうものじゃないわけです。

例えば、時間がありませんからあれですけれども、新しい公社をつくって観光をやるといっても、全面的な人たちが救えるわけじゃないでしょう。一部だと思いますよ。それでもいい、とにかくやるということは私は意義があると思って期待はしているんです。

しかしながら、今、弱肉強食の経済が進んで、格差の問題、貧困の問題がなっているときに、そこに目をやれないというのは、やはり問題だろうと思います。これは、どう町長さんが考え

を持っておられるかということ、住民に我々、その内容を知らせていきますから、どう判断されるかということになりますけれども、今の答えだけではあてはまっていないと思います。そういう形になっている人たちをどうするかという認識があるのかなのか、どんな形でセーフティーネットをつくっていかれるのか。

保育料の問題も触れられました。保育料をこうして基準よりも下げて、子育てに支援していきたいということは、私は大変よく頑張られたなと思います。そういう点もありますけれども、実際そこはかかわりのないような形で怒っている人たちもいっぱいあるわけですから、そこにどう目を向けるかということだと思えます。それこそないがしろにできない、緊急な問題なんです。

まあここで議論しちゃってもしょうがないけれども、時間がありませんけれども、再度、町長が言われる所得の向上を図るということでは救えない、また可能性が簡単に見えてこない、そういう部分についてもどうされるのかということでお伺いをしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

そういう方々に目を向けることは大変重要であります。目を向けないとは言っていない。しっかりと目を向けていきます。しかし、そのやり方が議員とは違うということがございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君、残り時間がわずかでございます。

○47番 馬場秀男議員 3分あるようですけど。

○児山寿明議長 3分はありません。

○47番 馬場秀男議員 じゃ、最後に、違いますではわからないんで、あるいはどういうことなんだということを示していただけませんか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ町長がこういう答弁をしたということ、どうぞ住民にお伝えいただいて結構でございます。

○児山寿明議長 47番、発言はございませんか。47番、ご質問をどうぞ。質問を終結してよろしいですか。

○47番 馬場秀男議員 では終わります。

○児山寿明議長 以上で、47番、馬場秀男君の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○児山寿明議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明15日は午前10時より会議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 3時57分

平成19年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成19年3月15日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

4番 山内 政 議員
3番 渡部 優 議員
8番 大宅 宗吉 議員
23番 平野 昌盛 議員
32番 大竹 幸一 議員
11番 目黒 幸雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (44名)

1番 楠 正次 議員	2番 内藤 孝 議員
3番 渡部 優 議員	4番 山内 政 議員
5番 高野 精一 議員	6番 馬場 信作 議員
7番 湯田 秀春 議員	8番 大宅 宗吉 議員
9番 渡部 忠雄 議員	10番 星 光久 議員
11番 目黒 幸雄 議員	13番 星 登志一 議員
14番 平野 均 議員	16番 渡部 東 議員
18番 芳賀 芳一 議員	19番 芳賀沼 順一 議員
20番 星 和男 議員	21番 星 利一 議員
22番 星 茂 議員	23番 平野 昌盛 議員
24番 湯田 直美 議員	25番 森 豊喜 議員
26番 星 喜弥 議員	27番 平野 五十男 議員
28番 渡部 昌仲 議員	29番 五十嵐 司 議員

30番	平野修治	議員	31番	五十嵐正純	議員
32番	大竹幸一	議員	34番	酒井昭次郎	議員
36番	阿久津進	議員	37番	馬場清雄	議員
38番	渡部康吉	議員	39番	月田和行	議員
40番	星謙一郎	議員	41番	星祥信	議員
42番	君島勝美	議員	43番	村井民重	議員
44番	河原田苗利	議員	45番	湊田幹夫	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
49番	大山卓	議員	50番	児山寿明	議員

欠席議員（3名）

12番	菅家幸弘	議員	35番	平野虎一	議員
48番	室井強	議員			

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣	収入役	横山恒廣	教育長
穴戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
菊地新六	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
湯田タマイ	会計室長	横山孝夫	教育次長
森秀一	農林課長	湯田順一	農業委員会事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	星安晴	舘岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	酒井直伸	係長
------	------	------	----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

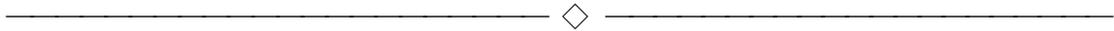
○児山寿明議長 おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は42名であります。

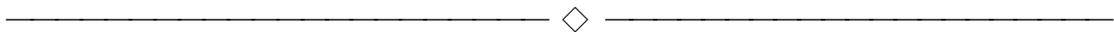
都合により欠席届のあった議員は、12番、菅家幸弘君、35番、平野虎一君、48番、室井強君であります。遅刻する旨、届け出のあった議員は、13番、星登志一君、26番、星喜弥君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

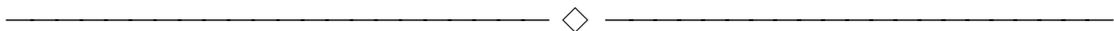


◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数は3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるようご協力方よろしくお願いを申し上げます。



◆ 山 内 政 議 員

○児山寿明議長 それでは、4番、山内政君の登壇を許します。

4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 おはようございます。

議席番号4番、山内政です。

合併特例議員として、この1年間議席をいただき活動をしてまいりました。西部地域の方々の思いは届いているのか、声は聞こえているのか、そんな思いで今朝駒止峠を越えてまいりました。その思いの一端を質問させていただきたいと思います。

それでは、質問通告に従い質問をいたします。質問は3点であります。

まず第1点目は、地域の特色を生かした振興策についてであります。

昨年6月定例議会におきまして、西部3地域の振興策についてお尋ねをいたしました。その答弁の中で、地域にとらわれず特色ある地域振興策を展開してまいりますと述べられておられました。今回、その答弁を受けまして、地域の特色といいますか特性を生かした地域振興策についてご提案をいたしますので、町長の考え方を伺います。

西部3地域は全国的にも名前が知られております、清流伊南川沿いに拓かれた地域であります。この伊南川には上流からそれぞれ館岩川、檜枝岐川が流れてきております。また、伊南川を含むそれぞれの川には多くの沢が流れ込んでおります。いわば源流の里と言っても過言ではありません。

そこで、地域の特色ある振興策として、アユ、イワナ、ヤマメ、ハヤ、カジカなどの溪流魚の放流事業及びそれに係る魚の養殖事業を積極的かつ重点的に取り組まれる考えがあるか伺います。あわせて、この人類共通の財産であります清流を守るため、町ができる水質管理体制が整備されているか伺います。

また、水質を守り清流を守るためには、それら水環境の保全に大きな役割を果たすと考えられる森林保全事業にどう取り組んでいかれるのか伺います。

第2点目は高齢者対策についてであります。

合併により、特に高齢者の方々は地域の枠組みの広がりからくるえも言われぬ不安を、特に西部地域の方々は感じておられます。それは体力の衰えや伴侶を失った悲しみ、そして後継者がいない寂しさなど、だれしものが通る不安の道であると思います。この不安の解消を図るため、施策的には町長が町政施政方針の中で述べられているように、除雪支援をはじめとした配食事業等と安心して生活できるシステムが用意されております。これが十分活用され、高齢者の方々がサービスを受けられるよう、実施にあたっては万全を期していただきたい。それも優しい言葉で。

高齢者の方々が少しでも生きがいを持って生活できるようにするために、次のことについて伺います。

1つ、高齢者の方々の中で春から秋にかけて農作業などを行い、その中から商品としてJA等を通じ出荷をされているようではありますが、行政としてどうかかわりを持っておられるのか。

2点目、伝統的な工芸など、例えば今は余り使用されなくなりましたミノでありますとか、あるいはマタタビ細工などなど、その伝承が次の世代に伝わるため、保存活動に高齢者の方々の参加が得られているのか。以上については町長に伺います。

3点目、子育て支援の中で、地域のじいさま、ばあさまとしての出番をつくることのできないか、プログラムの中に組み込むことができないか。このことについては教育長に伺います。

第3点目は、三ッ岩岳の尾瀬国立公園編入についてであります。

第1次南会津町総合振興計画の中にも町長の町政施政方針の中にも、三ッ岩岳の尾瀬国立公園編入については述べられておりませんが、12月定例会で一般質問した以後、三ッ岩岳編入について林野庁ほかに要望された経過があるか伺います。

以上、大きく分けて3点について演壇での質問は終わります。

再度の質問があるときは自分の席で質問をいたします。

終わります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域特色を生かした振興策についてのおただしであります。これまでアユ、イワナの放流事業に対し南会津西部非出資漁業協同組合に援助してきたところであり、平成19年度につきましても引き続き、館岩、伊南、南郷3地域に230万円の予算を計上し、放流事業に対する支援を計画しております。

また、アユやイワナ、ヤマメなどの養殖につきましては、地域の立地条件や費用対効果等を十分精査するとともに、地域内施設の活用の可能性等を含め、西部非出資漁業協同組合や関係機関、団体との連携を図りながら、調査、研究も必要ではないか、このように考えております。

河川は水道水源や農業用水など住民生活にとっても欠くことのできない資源であります。一方で子供たちも安心して川に親しむことができる環境整備も必要であります。清流を末永く守るために、水質汚濁の原因の一つである生活雑排水の対策を推進する必要がある。これまで下水道整備や合併浄化槽の普及、推進及び適正な維持管理に努めているところでありますが、さらに平成19年度から伊南川流域8カ所において年3回、生物化学的酸素要求量や大腸菌群数

など10項目程度の調査を実施する考えであります。

これら豊かな清流をつくり出すのは、まさにブナ、ケヤキなどの原生林と手入れの行き届いた森林であります。

しかし、近年は木材需要の低迷から林業離れが進み、荒廃した森林が目立ち土砂の流出が発生するなど、森林の健全育成が危惧されております。

このため、これまで以上に森林組合や森林所有者との連携により適切な森林整備を行うとともに、間伐材をバイオマスなどの新エネルギーとして有効利用を図り、森林の持つ新たな価値を引き出し、総合的な資源活用の意欲を喚起していきたい、このように考えております。

次に、高齢者対策に関する1点目、商品の出荷の際のJA等とのかかわりについてでございますが、JA会津みなみが埼玉県を中心に関東圏で店舗を展開しているスーパーマーケットに対して行っている産直事業と思われまます。この事業は平成15年からJA会津みなみが独自に取り組んだ事業でありまして、生産者は少量でも出荷できることや商品の規格も通常の市場出荷より緩やかであることなどから、高齢農業者の方々も取り組みやすい事業でございます。したがって、町といたしましてはJAの独自性に配慮しつつ、事業展開の確実な進展へ向けた情報交換を行っているところでございます。

次に、2点目、伝統的な工芸の伝承についてでございますが、わら細工や竹細工、つる細工等の伝統工芸については、老人会等の自主的な健康づくり、生きがいくづくり等を目的とした活動によって、技の伝承が行われているところでございます。

町といたしましては、今般設立を予定しております観光関連新会社において重点業務として位置づけている教育旅行の誘致の中で、地域の人、技を活用した体験事業を企画し伝統工芸を地域の強みとして活用していくとともに、教育委員会と綿密な連携を図りながら伝承についても取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、三ッ岩岳の尾瀬国立公園編入についてのお質しでございますが、環境省は会津駒ヶ岳、田代山、帝釈山を公園区域として編入することについて素案をまとめ、県及び関係町村と土地利用計画変更等の手続をとり、平成19年度中には尾瀬国立公園の実現化の運びとなっております。

このような状況でありましたので、三ッ岩岳周辺地域の編入につきましては、12月定例会以降に改めて要望はしておりません。今後につきましては、林野庁で推進します森林生態系保護地域及び緑の回廊の方針に基づき、地域にあった保護及び利用が図られるものと考えますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 4番議員の大きな2番目の高齢者対策について、3点目の子育て支援プログラムの中で、指導者として今後の活躍の場を提供できないかというお質しにお答えいたします。

子育て支援には地域の協力が不可欠であります。

現在町が5つの小学校区で実施している地域子供教室には、地域の多くの方が指導員としてご協力をいただいております。指導員は年齢に関係なくお年寄りの方にも参加いただき、自分の特技や昔の遊びを子供たちに伝え、子供たちと交流し、生き生きと活動を続けていただいております。

来年度は館岩小学校でも地域子供教室が開設される予定であり、ますます地域の方の協力が必要となります。そのためにも、お年寄りが指導員として参加するばかりでなく、自由に参加され、子供たちと触れ合うことのできる環境づくりに力を入れてまいりたいと考えております。

以上、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させます。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 各漁業組合に補助金を出されまして放流事業を行っておられるということでもありますけれども、4地域の放流に係る事業費はそれぞれいくらになりますか、お尋ねをいたします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 では、資料を確認しますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 私は昨年6月定例議会の質問の中で、西部地域を過疎地域と指定され、その中で地域活性プログラムというようなことで策定される考えはないかということをお尋ねいたしました。結論はないということでありました。ここで言う過疎地域指定というのは、私は3地域共通でプログラムが展開できるものがあるという、そういう意味であります。その意味で、この伊南川を活かした放流事業は3地域が共通に抱えていることですので、水環境の保全ということを前提として計画的に進めることによって、本当に地域に根差した特色のあります地域振興策につながるものであると思うわけであります。

町長が今回提案されております南会津町観光公社の旅行の中に、例えば四国の四万十川と同じような清流遊びも大きな商品として活用されるのではなかろうかと思うのであります。それは、あくまでも清流を取り戻し、魚も豊富に生息しているからこそであります。

実は、私たち住民も多くの反省をしなければならないと思うわけでありまして。それは、魚を棲めなく、少なくなってきたといいますか、環境にしてしまったということでありまして。今反省に立てば、まだ間に合うと思います。

今の町長の答弁ですと、各漁業組合、漁協との連携を図ることで進めていくということでありまして、それはむろん言うまでもありません。漁協も観光協会も、ただ魚がいっぱいて人がいっぱい来ればそれでよいということではなくて、この水環境の整備を行い、次の世代にもこの清流を残していくんだという観点に立たなければならないというふうに思うわけでありまして。

町長に再度お尋ねをいたします。

これは今年に限ったことではないんですけれども、これからもという意味で非常に特色ある事業として、これからも、今後といいますか、重点的に取り組まれる考えがあるか伺います。西部地域は何と言っても水それから山、雪が大きな特色であると思うわけでありまして。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からご指摘がありました件については、基本的な線あるいはトータル的に全く賛成であります。

ただ、私が振興策の最も根底についている、それは地域にいる、現場にいる人が本来の持っている力を発揮すべきだ、そうさせるために、そのことを喚起するために、行政とはあらゆる選択肢を与えていかなければならない、こう思っております。しかし、そんな中で、これまでどちらかというと行政に依存をしてきたケースが、見てみるとかなり多くあるのではないだろうか。それは、やってもらって終わりではなくて、そのところがどれだけ広がりがあるのか、あるいはどれだけ将来に発展展開していくのかということを考えた場合には、私は漁協あるいは観光協会あるいは商工会等の関係団体を含めて、地域の人たちが自ら提案をし、自らその実行、運営にあたっていくという、そういう仕組みづくりが必要だというふうに思っております。

そういう観点からいきますと、私は今回の予算編成でそれぞれの団体あるいは職員を通して、それらが伊南川を主流とするさまざまな事業興しにしっかりと火がついたと、こういうふうに

思っておりますので、今後伊南川を中心に新たな観光、あるいはその観光のみじゃなくて交流事業、さらにはそれが地域の子供の支援につながるような事業展開に積極的に取り組みを進めたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 大変失礼しました。

ただいまのご質問に対してお答えをしたいと思います。

各漁協組合に対する補助金でございますが、館岩地域分として80万円、伊南地域分として70万円、南郷地域分として80万円、また東部漁業組合に対しまして27万円を補助しております。以上でございます。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 これは事務的な話ですけれども、農林課長さんにお尋ねしますが、この館岩80万、伊南70万、南郷80万、東部は27万であります、では西部に限って申し上げますけれども、これはアユとイワナの放流ということで理解してよろしいですか。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまの内容なんです、各支所より提案されて上がってきている補助金なものですから、各支所長さんに答弁をお願いできれば助かる場所なんです。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 それでは、伊南総合支所でまとめましたので、私の方から一括お答え申し上げます。

18年度の実績でございますが、館岩はイワナだけでございます。イワナで578キロ。それから、伊南はアユだけでございまして305キロ。それから、南郷が同じくアユだけでございまして364キロとなっております。

19年度は、これはあくまでも予定でございますが、館岩が80万でイワナだけでございまして476キロ、伊南がアユだけでございまして267キロ、南郷が同じくアユで364キロの予定をしております。以上でございます。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 了解いたしました。

それでは、同じ先ほどの中で、森林整備のことについて若干質問をしたいと思います。

森林整備にはいわゆる林道整備、それに付随する溪流、沢ですね、治山整備も含まれているかと思うんですが、結果として水環境が保たれるということで、そういうふうに林道整備をす

るということで水環境が保たれるんだというふうに思っております。

そこで、特に伊南川から支流、沢に入りますときに、魚に配慮した治山ダム等、いわゆる魚道と申しますか、そういう施策がなされるのか。あるいは、そういうことを考えておられるのか。これは町単独ということではなかなかないと思うんですが、県並びに国等にそういうようなことを要望されるような考えはありますかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

結論から申し上げますと、議員がお質しの県に対して要望する考えは非常に強く持っております。

それで、魚道という、一口に言葉で言ってもなかなか、いわゆる本当に魚が通ってくれるかどうかということになりますと、実は先ほどの質問にも関連しますが、組織内で、組織の中で検討し結論を出したものと、いわゆる現場で実際に魚に親しみ、あるいはそういう地域の暮らしの中で伝えられた、言ってみれば知恵、知識をもとに作られたものとは相当開きがあるんですね。このところは私は最終責任者は、暮らしの最終責任者は現場で営々と暮らしをつないでいくものなので、県の方でさまざまなご事情があるでしょうけれども、設計の段階でも私たちの意見を十分取り入れてほしい、こういうことでお願いしておりますので、今後もさらに強めて、その辺については県の方に提案をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 はい、どうも大変ありがたく思います。確かに町長が話されますように、ただ単に魚の通らない魚道を作ってもしょうがないわけでありますので、非常にいいなというふうに思いました。

それで、もう一つ、今度は水環境の話ですが、先ほど19年度は10項目にわたってやるんだという答弁をいただきました。本当によかったなと思えます。

実は福島民報の3月7日の中に、県内で水質の一斉検査が行われたという記事が載っておりました。早速資料を準備していただいて本当にありがとうございました。伊南川におきましては南会津高等学校の自然科学部の生徒が調査されたわけですけれども、この調査を見る限りでは非常によい水環境が保たれているということでございました。先に答弁をいただきましたので、今後ともそういう調査等で水環境の保全に努まれることをお願いをしたいと思います。

水問題につきまして、伊南川につきまして一つだけ最後に、これで終わりますけれども、ちょっと「歴史春秋」という会津史学会の本を読んでいたならば、実は天明の時代に西部地区に巡遣使と言われる江戸幕府から幕府の役人が来るわけですけれども、その中できちっと伊南川の魚のことについて述べているくだりがありますので、それを紹介して質問を終わりたいと思います。

「伊南川には岩魚、山女、鰻通り申し候。夏より秋までは鮭通り申し候。」ということで、もうその時代は既に産業としてあったということをお伝えをしたいと思います。

続きまして、時間がないので、高齢者の問題について、若干話をしたいと思います。

この野菜づくりについて非常に私がいいというのは、収入という実益ですね。それから、畑仕事をするという、健康で働けるという、本当に理想的な展開があるわけであります。これが先ほど話しされましたように、将来的に南会津観光公社等が野菜等の販路の拡大をしていただければ、さらにこの生きがい広がるのではないかと、そして医療費の軽減に幾らかでもつながるのではないかとこのように考えるわけであります。関係団体と連携を図りながら、今度とも推進されていけるかということについて、なおもう一回伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げます。これは大いに推進を図っていききたいと思います。

議員がお質しのとおり、健康と収入という実益性の高い、そしてそれが生きがいにもつながるものでありますので、私はこれらの小規模な、いわゆるささやかな農業になるかもしれませんが、楽しみと、それからそこに生きがいと双方に生まれるような、そういう関係の小さな事業の組み合わせを積極的にしていきたい。特にJAを中心としたこういう販売網が今できておりますが、それにとらわれない、それが一つの核になると思いますが、それをまたさらに発展するような形で、今現在それぞれ第三セクターの各社長さん方と話し合いながら、それぞれのネットワークでほかの地域に販売をしていこう、こういう計画を持っておりますので、一生懸命頑張らせていただきたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 大変心強い言葉です。

なお、高齢者等の集まりの折々には、そういうPRですか、そういうことをぜひ行政としても図っていただきたいというふうをお願いをして、もう一つ、先人の生活文化の伝承というのはもうほとんど、まだ残っているかと思うんですけれども、今を生きる私たち世代の責任であ

るというふうに思うわけであります。行政の中の担当部署は教育委員会であり企画観光課で、それは調整をしていただきたいんですけれども、まだ残っているそういう伝承、技、それをビデオ等に記録されるというようなことの考えがないか。これは企画観光課長にお尋ねをしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

既にビデオにおさめたり、あるいは書籍にしているやつも多分あるんじゃないかとは思いますが、再度各総合支所、それから本庁、今申し上げましたように企画観光課、それから教育委員会、それぞれで確認し合いながら、新会社の方でも体験学習あるいは修学旅行ともども活用できるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 私もそういった伝承とか営業については興味もありますので、ぜひ協力をしながらかかわっていききたいなというふうに思っております。

最後に、三ッ岩岳の件でございますが、残念ということでございますけれども、緑の回廊というようなことで林野庁の事業を待つということでございますが、今後とも、駒ヶ岳の隣でございますので、尾瀬国立公園、館岩地区の田代山等がなったということを含めまして、なお三ッ岩岳も一緒にPRをしていただきたいというふうに考えるわけですが、その点についてお伺いをして質問を終わりたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

尾瀬国立公園の件についてであります。議員も既にご存じだと思いますが、ここまで来るまで大変な期間を実は要しているんですね。そんな中で、田代山のいわゆる裏側の日光市にかかわる分について、当然日光国立公園でしたから、それを尾瀬国立公園の方に変更するということ、これについても日光市のいわゆる議会等の同意がないとなかなか難しい。さらには、緑の回廊ということで、これは国有林のいわゆる自然保護という面での取り組みがあります。

そういったことを総合的に判断をしながら、環境省の方で、いわゆる今の時点でこの国立公園をきちっと成果としてつくり上げるのか、それとも先延ばしにするのか、こういう判断もあるわけですね。そんな中で、先ほど申し上げたように、檜枝岐を中心として市町村や関係者と打ち合わせた結果、この形でいこうと、そうでないとなかなか独立尾瀬国立公園が日の目を見ないのではないかと総合的な判断があったというふうに私は理解しておりますので、三ッ岩岳

については現在のところ、この公園に絡んだ運動としては考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、4番、山内政君の一般質問を終わります。

◇ 渡 部 優 議員

○児山寿明議長 次に、3番、渡部優君の登壇を許します。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 議席番号3番、渡部優でございます。通告に従いまして、今回の議会における私の一般質問を開始いたします。

湯田町長になりましての本町における政策の中心は、地域コミュニティーの構築ということできざまな政策を執行しているところではありますが、今回は前回の議会における予告どおり、主に福祉について質問なり議論をしていきたいというふうに思っております。

国や自治体の財政難から、各地方自治体での福祉政策が大変厳しい状況にあります。また、国民、県民、町民におきましてもその負担増感が増してきており、その中で格差という言葉に集約されている議論をされているところでもあります。そんな中、県内においても矢祭町とか鮫川村とか幾つかの自治体の中でも工夫をしながら福祉の財源を確保し、特色ある政策を実行していることも報道されております。

福祉の原点ということになりますと、よくいろいろな場所で言われるのは、権利と義務はどっちが先かというふうな議論がされることがございます。日本人は勤勉なところがありまして、義務が先だろうというのが結構いらっしゃるんですね。これが如実にわかるのは、生まれたばかりの赤ん坊は義務はあるかということによく言われるんです。生まれたばかりの赤ん坊は生きる権利、人間としての人間らしく生きる権利しかないんですね。そういうことから考えますと、福祉の原点というのは、まさしく人間らしく生きる、人間として生まれた以上、人間らしく生きる、そういう権利を守るということが福祉の原点だというふうに思います。

また、そういったことを考えればそのとおりかなというふうにも思われます。人が人として安心して生活できる社会をつくるのが、まさに行政の本旨であり本意だというふうにも考え

られるのではないかというふうに、前段申し上げたいというふうに思います。

そこで、福祉を中心にいくつか質問なり議論させていただきたいというふうに思います。

1つ目に、まず、湯田町長におかれましては、福祉、いわゆる福祉の基本的な考えをしっかりと持ちだすというふうに思いますので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

2つ目に、本町における福祉政策の特徴、各自治体いろいろな意味で工夫をしながら特徴を出しているというふうに思います。本町における福祉政策の特徴はと言われると、どういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

3番目に、ちょっと具体的に入りますけれども、障害者自立支援法施行後のその後の取り組みはどういうふうになっているか、私も何度か質問しておりますので、節目の今回の議会において確認をいたしたいというふうに思います。

4番目に、新聞報道等に報道されたわけですがけれども、介護保険料が2006年度、2007年度を比べますと4%ほど上がり、2000年介護保険法、介護保険が施行された、制度ができた2000年以降、2007年度で7年目になるわけですがけれども、2倍になるというふうな報道がされました。本町の状況、見通しはどのようになっているか、お伺いいたします。

5つ目に、高齢化時代における本町の対策ビジョンはということで、前回の議会においても後期高齢者医療制度ができるということで、75歳以上の方々は何人ぐらいいらっしゃいますかというような質問の中で4,000人以上いらっしゃるというふうな中身もあるわけでありまして、まさしく南会津町は高齢化時代そのものである。また、人口動態も示されているわけですから、しっかり今までもされているというふうに思いますけれども、これからまず強力に進めていく対策の一つかなというふうに思ひまして、本町の対策ビジョンを確認したいというふうに思います。

6番目に、本町の少子化対策の基本はということで、これも先ほど申し上げたように矢祭等、県内でも県外でもいろいろなアイデアを出し、財源を確保しながら少子化を防ごうというんじゃないで、子供を増やそうというような対策がされております。

本町においても前々回の9月議会で地方交付税が9,600万でしたか、ほど減少、ある意味では始めて以来だというふうなことで、前年度の後期政策の目玉ができなかったというような状況もあるわけです。その要因として、新聞等で私は知ったんですけども、町の見解として人口が大幅に減った、1,225人も減った、それが要因だろうというふうなことが示されておりました。まさしく少子化をとめるというか、子供を増やすという対策はこれからのまちづくりの基本にもなってくるのではないかというふうに思ひまして、6番目の質問に、本町の少子化

対策の基本はということでご質問申し上げます。

それから7番目に、これは生活セーフティネット構築の考えはあるかということで、ちょっと広がりがあり過ぎてちょっと答えづらいかなというふうには思いますけれども、地域力の構築等の中で地域助け合い事業等がこれに当てはまるのかなというふうには思いますが、ばらばら政策、ばらばらというか個々の政策ではなくセーフティネットという形で、町民の生活を守るためにどういった対策が必要かなということで、ネットをかけていただければありがたいなというふうな考えで、こういったことを質問したいというふうに思います。

8番目に、障害者関係ですけれども、県における県地域生活移行促進プログラムというのが出されております。5カ年計画だというふうに承知していますが、これは施設入所している障害者を地域に移行させるという政策であります。中身においては、数値目標も県では出されております。平成22年度を目標として、1つ目には入所施設からの地域生活移行者を南会津圏域では10人を数値目標としております。また、もう一つ入所施設からの地域生活移行に伴うグループホーム、ケアホームの設置数2というふうな数値目標を掲げているわけですが、南会津地方振興局内にも設置されているというふうに聞いています。18年度からのこれは政策だというふうには思いますが、調整会議等、当該町村が参加して調整会議等が行われているというふうにも聞いております。その中身と本町の取り組みについてお伺いしたいというふうに思います。

9つ目に、若干ずれている中身になってしまったんですけれども、これも新聞報道で皆さんご承知だというふうに思います。全国で消滅するであろう集落数の調査結果が発表されております。本町にも多分調査の依頼が来ているのではないかと、出されたというふうに私は思ったんですが、先般出されました、策定されました第1次振興計画、これは5カ年計画であります。そういった消滅するであろう集落数等をどういうふうに推定して計画をされてきているのか、それもお聞かせください。

それから、大きくこれも私3回目の質問だというふうに思いますが、鳥獣被害対策はということで、先日、きのうほど10番議員が中身、猿の習性まで及んで細かい質問がされましたけれども、私も取り上げてありますので、私の方からも質問させていただきます。

県の来年度の方針で、狩猟鳥獣の新たな休猟区を設置しないということが出されており、またニホンザル被害の状況も示されました。それで、県の方でも独自の対策をするということになったようでございます。本町においてはどんな対策を考えているか、お伺いしたいというふうに思います。

このことは、私先ほど申し上げたように3回目の質問だと思うんですね。1回目は、荒海地区のいわゆる3ちゃん農業というか、かあちゃん、ばあちゃん、じいちゃんがやっている小さい農業を生きがいにしてやっている農業ということで質問申し上げて、その地域力が衰退するんじゃないかというふうな、生きがいがなくなるんじゃないかというふうなことで質問申し上げて、前々回だと思うんですが、これはもう果樹被害ということで、それを専門に、それを生活の糧としている農業専門家の実害が出てきていると。もう大変な大きな被害が出てきているということで、県北地方でもこの調査にもものっていましたけれども、もう果樹生産を本当にやめたというふうなところもあったようでございます。そういった意味で、2回ほど質問しているわけですが、県の方も本腰をだんだん入れてきたというふうなことで、まさしく本当に昨日の質問のお答えにも出ましたように、ことしは少し早く猿等の出現が出ているということで、また出てきたなというふうな心配が広がっているわけですが、やはり本当に本格的にやっついていかないと、せっかく町長が進めている地域力の構築等も損なうこととなりますし、地元の果樹等の生産のモチベーションも下がってきてしまうというふうな中身になってきてしまいますので、これも一つ大きな政策として掲げていただきたいなというふうな思いで質問を設けました。

以上で演壇上からの質問は終了させていただきます。再質問があれば自席の方からさせていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 3番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町の福祉政策の状況について、いくつかの項目にわたってお質しがございましたが、関連がございますので総括して答弁をさせていただきます。

まず、福祉に関する基本的な考え方でございますが、行政はもとより集落や多様な民間主体などが有しております潜在能力を結集し、人が人として生きる環境をみんなで作り出し支え合う仕組みを持続的に導き出すものと考えております。そして、そのことを実現するために、町は指導的な役割を果たしていかなければならない、このように考えております。

次に、19年度の福祉政策は、このような視点に立ちながら、集落における支え合いのネットワークを確立するための地域助け合いモデル事業や、高齢者世帯の解消をも目的として、新たに実施するいきいき同居手当、さらには子育て支援するための保育料の見直しなどで特徴を出しております。

次に、障害者自立支援法施行後の取り組みについてであります。この法律が目指すところ

は、これまで身体、知的、精神と3つの障害ごとに行われたサービスが、障害の区分にかかわらず一元化されたことと、あわせて施設から地域生活への移行という障害者の自立支援を促すところがございます。

本町では3月6日に南会津町障害者計画を策定し、その中に自立支援法に定められている障害福祉計画の内容を盛り込みながら、本町として実施していく地域生活支援事業等につきましては、その内容を決定したところでございます。

次に、介護保険料についてでございますが、本町における介護保険事業につきましては、南会津町介護保険条例に基づき保険料の設定を行い、適正かつ健全な事業運営に努めているところであります。

保険料の設定につきましては、同条例で定めているように平成18年度から20年度までの3カ年となっており、現時点におきまして保険料を改定する予定はございません。

次に、高齢化時代における本町の対策ビジョンでございますが、家族力や地域力を高めながら健康づくりに努め、年を重ねても安心して健康に生活できる地域づくりを目指します。

次に、少子化対策の基本についてでございますが、1つ目には子育てに対する経済的な支援、2つ目が安心して子育てができる環境づくり、3つ目として子供たちやその親への教育とし、ここに力を注いでいく必要があると考えております。これを実現するために、関係各課を横断的に連携し、平成19年度から子育てに係る総合的な支援体制を確立するとともに、着実な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、生活セーフティネット構築につきましては、高齢者世帯等への緊急通報システム、除雪支援事業、配食サービス等の事業とあわせ19年度から取り組む同居推進策により、安全・安心の確保に努めてまいります。また、母子世帯に対しましてはこれまでも経済的な支援を行ってまいりましたが、今後は安定した収入の確保が図られるように就労面でもサポートしてまいります。

なお、生活セーフティネットという大きな視点では、やはり地域における支え合いが最重要であり、安全かつ安心して生活できる地域、社会の実現を目指して各種施策を推進してまいります。

次に、県地域生活移行促進プログラムと本町の取り組みについてでございますが、自立支援法の施行に伴い、県では障害者施設入所者の地域生活への移行を円滑に進めるために、生活圏域ごとに地域生活移行促進プログラムを定めました。また、この計画を実現するために、県及び町村の行政関係者、さらには小規模事業者を含むサービス提供事業者等による地域生活移行促

進調整会議が設置されたところであります。

本町では、この組織との連携を深め、障害者の地域生活への移行を支援してまいります。

なお、本町の取り組みについてであります。入所している施設での就労移行訓練費の給付、さらには在宅での生活をサポートするためのヘルパー派遣等のサービス提供を実施してまいります。特に、南会津郡内での障害者の就労につきましても、受け入れてくれる事業所が少ないなどの課題も多くございますので、当面は小規模作業所の機能強化を支援し、就労の準備や生きがいに寄与してまいりたい、このように考えております。

次に、消滅する集落と第1次振興計画との関係であります。南会津郡内にも将来的には消滅が危惧される集落もあるものと思われまします。しかしながら、本町では22年度を目標年次とする第1次総合振興計画においてそのような集落が出ることは想定しておりませんし、集落が消滅しないよう地域内の後継者づくりに、当事者である集落の方々が自発的に行動を起こせるよう支援してまいることが行政の果たすべき役割であると考えております。

次に、鳥獣被害対策についてのお話しであります。猿についてはもともと狩猟鳥獣ではありません。有害鳥獣捕獲許可により捕獲することになります。猿の被害対策につきましても10番議員の質問でお答えをいたしましたように、対策会議を開催しながら地域に適した具体的な対応策をとっていく方針でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、福島県が今年度に策定を予定しているニホンザル保護管理計画では、猿の地域個体群の保全を図りつつ農林業等の被害を減少させ、猿との共生を図ることを目標に、計画の中では広域対策と群れ対策とに分け、広域対策については県が中心となり、群れ対策については市町村が中心となって対策を講じることとしております。

本町においても群れ対策に係る計画を立てることになりますが、効果的な追い払いや電気さく等の農業被害の軽減を図る施策とあわせ、無意識なえづけとなる未収穫作物や、生ごみの放置等の注意喚起及び農地や集落周辺の森林整備をはじめとした周辺環境の整備を図る施策を実施することとなります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 自席の方から再質問させていただきます。

福祉の基本的な考え方、本町における福祉政策の特徴というのは、議論を尽くせば尽くせないほどの議論になってしまうというふうには思ひますけれども、町長の個人の福祉の対する基

本的な考え方、本町における福祉政策の特徴も若干網羅的であったのかなというふうに思いました。その点は深く自分の考えるところでございますので、個々の考え方ということで聞くだけにしておきます。

3番目の障害者自立支援法施行後のその後の取り組みについてということでお伺いした中身ですが、障害者自立支援法そのものの是非、よしあしも議論するとまた長くなっちゃいますけれども、このことだけは言っておきたいんですね。例えば、聴覚障害者が電話をかける、お話をするときに通訳者が必要だというときに、この自立支援法の最初の考え方というか施行の中身としては、そこにお金を、いわゆる一律負担というか、一律負担をかけるという中身なんですね。障害者が普通の生活をするためにお金をかけなければならないというふうな、これは法律だというふうに最初私は強く思ったわけでありまして。これはまさしく福祉に反するような中身だというふうに考えたわけですが、本町においては聞くところによりますと、そういった基本生活に係る地域生活支援事業の中ではほとんどお金は、減免というかかからないというふうな方向性が出ているというふうに聞いていますが、地域支援事業について中身について若干決まったようでございますので、示していただければありがたいんですが。担当課長の方がよろしいでしょうか、お願いいたします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

まず、1点目の障害者の自立支援法に伴いますサービスの個人の負担金の問題がありましたので、まずその1点についてご説明させていただきます。

地域生活支援事業におきますサービス事業の負担金につきましては、基本的にはその自治体に裁量がゆだねられておりまして、お話にありました聴覚障害者に対するコミュニケーション事業につきましては自己負担なしということで当町は整理をしているところでございます。

それから、地域生活支援事業の中身でございますが、議員ご理解のことと思っておりますが、それぞれ必須事業と、それから町村の独自の任意事業ということで2つに分かれております。それで、当然のことながら、必須事業につきましては相談支援事業、それから日常生活用具の給付事業、コミュニケーション事業、それから移動支援事業、それから地域活動支援センター事業ということで、この5つの事業をやっていきます。さらに、町村の独自の任意事業としましては、訪問入浴サービス事業、それから更生訓練事業、さらには施設入所者が在宅の方に向かって就労に向かう場合の就労の支援についての支給金の事業、それから障害者におきます自動車の取得のための免許の取得のための経費の助成、さらには障害者に合った形での自動車の改造

関係での給付ということで、これらの事業を展開していくことを障害者の自立支援法に基づきます障害福祉計画の中で定めまして、平成18年度から実施するというところでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 障害者が普通の生活をするためにお金がかかるというのは、やはり先ほど申し上げたようにおかしな福祉の考え方であるというふうに思ひますので、ただいま地域生活支援事業の中ではコミュニケーション事業等が町村の裁量でその負担が決められるというふうな中身でありますので、先ほど出ましたように、コミュニケーション事業等が個人負担がなくなったと、なくなってサービスするんだというふうなことで大変歓迎いたします。その他のそういった普通の生活をするため、例えば盲の人が歩くためには人が必要だとか、サインが必要だとか、そういうものにやっぱり負担をかけるというのは、やっぱり人間の社会ではおかしなことだというふうに私は思ひますので、ぜひそういった基本、人間らしく生きるところの基本のところにはお金がかからないように、ぜひ負担がかからないように、個人負担がかからないように、これからも考えていただきたいなというふうに思ひます。障害者自立支援法施行のときにつくづくそのように思ひましたので、再度申し上げておきたいというふうに思ひます。

それから、5番、6番ですけれども、高齢化対策ビジョンと少子化対策なんです、高齢化に対してはなかなか長生きが美德と認められないというふうな風潮がある、それは非常に嘆かわしいことだというふうに思ひますので、やはり高齢者が長く生きて喜ばれ、本人も楽しく生涯を閉じられるなというふうな思いこそが人間の終えんの姿なのかなというふうに思ひますので、その辺のところ、町長にちょっとお考えをお聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

議員の考えておられること、全くそのとおりだと思います。私たちの究極の目標は長生きをして、しかもそれも喜びあるいは生きがいに包まれて生活を送れるということでございますから、どちらかというとなり高齢社会になって、高齢者が高齢者という言葉聞くだけで何か居心地が悪い、そういうような風土、環境をつくってはならない、こういうふうに思ひしておりますので、私としては何回かお答えをさせていただきましたが、高齢者の方もあるいは障害者の方も、実は私たちは垣根を作ってはならないし、そういう分け方をしてはならない。しかし、そういう方々がそういう垣根を取り払って行動、生活ができる環境をつくっていかなければならない。

この2つが、いわゆる並行していかなければならないはずなので、私は高齢者方がいわゆる健康であれば、絶えず自分の能力で収入が少しでも得られるような、そんな環境をつくっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 それから、少子化対策の基本はということで、時間は余りありませんがお聞きしたいというふうに思います。

やはり人口減、それから人口動態が非常にいびつになってきているというふうなところは町長も認識しているというふうに思います。特に本町においては生産人口動態が非常にだんだん減ってきている。子供の人口が減ってきている、生産よりその下ですね、生まれる人たちがどんどん減ってきているというようなことで、実際として先ほど申し上げたように、新型交付税は、人口と面積というふうな考え方があるようではすけれども、人口が極端に減ってきて、実際として前回9,600万ほどの交付税の減があったというふうな実態があるわけですから、やはり先ほど少子化対策の基本はということで、経済支援と安心できる環境づくり、親御さんの教育というふうな3点のお答えがあったわけではすけれども、やはり工夫をして、もう少し大きな柱としての政策をこれから展開していく考えはございませんでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員も既にご承知だと思いますが、なぜ少子化になっていくのかという、この原因ですね、これは非常にさまざまな理由と申しますか、原因が複層的に重なり合って現在のような結果を生んでいるわけでありましてね。その中で、いわゆる先ほど福祉の基本はというお質しがありましたが、人が人として生きる、ではこれは一体どういうことなのかということですね。そう考えたときに、子供たちが、あるいは親が子供を生んで育てていく過程の中で、何が今一番求められているのか。その中に経済支援等がございます。しかし、経済支援をずっとすることが本当に少子化対策になるのかということ、そうばかりは言い切れない部分がありますね。したがって、私は大々的に、本格的に大きな柱としてやっていく前に、打ち出す前に、それらのいわゆる課題をきちっと抽出していきたい。その課題が本格的に見えてきたときに、その時点で大きな柱として少子化問題の対策を掲げたい、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 町長の少子化対策は、外堀を埋めながら真ん中に向けてやっていくと

いうふうなやり方だというふうに思います。まさしく経済的支援をすることがオールマイティではないという、私もそれは全く同感であります。しかしながら、伊達市なども先般の新聞にも載ったように、子育て支援の部を専門に設置したというふうな、市においてもそういった危機感を持ちながら具体的に、回りから攻めるといふか外堀を埋めながらというよりも、もう中心に注射を打つみたいなのやり方もしているわけですから、やはりそういったこともしながらやっていかないと、なかなか周知できないといふか町民の意識も上がらないといふか、そういうふうに思います、実際に。確かに原因というのは仕事がないとか、いろいろな要因はいっぱいあると思います、今まで出ていますからね。町長の方も申し上げているし、私ども議員もまさしく簡単なことではないというふうな思いはあるわけですので、ぜひアイデアを出し合いながらやっていったらなというふうに、一つ思いました。

それから、県における地域生活移行促進プログラムの中身ですけれども、障害者を地域に返そうという風潮といふか流れといふのは、もう数年前から出てきているわけですけれども、障害者自立支援法の中でもそういったことがうたわれているというようなことは承知していますが、こういう南会津地域等では受け入れる体制といふか、受け入れる側の体制といふのはほとんど整っていない。先ほど町長がおっしゃったように就労の場がないと、実際として、そういう実情があるわけですね。そういった中で、数値目標があるから無理やりそういったグループホーム等に政策的にやってしまうというようなことがないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。その項目の中でも障害者自身の意思をしっかりと確認してやるというふうな項目も載っていますので、それを確認して推進するというふうに県の要綱にも載っておりますので、これは大丈夫だというふうには思いますけれども、ぜひ数値目標があるからといって、そういった急がないようお願いしたいというふうに、これはお願いだけにしておきます。

それから、鳥獣被害ですね。鳥獣被害の対策のことについては、やはりなかなか模索している状況で、なかなか手が出せないというような状況が、苦しみの方がわかりましたけれども、実際としては何をしたいか分からないというのも、10番議員の質問の中でもなかなか出てこないというのはしょうがないといふか。前回、前々回の質問の中では、県において追跡調査をやっているんだというふうな報告が1件あったと思うんですが、その後の報告がなかったんですけれども、県の方でどういうふうな調査結果が出ているかちょっと分からないんですけれども、しっかりそれをやっていかないと、せっかく今進めている町長の進める政策が足元からすくわれかねないというふうな状況もありますので、ぜひしっかりやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、町長の今年度の当町の新年度のキーワードということで存在感というふうにされております。「一人一人の存在感に感謝し、あなたがいてくれてありがとう」というこのキャッチフレーズ、コピーというのはまさしく福祉の原点だとも私は思っていますので、福祉政策を大いに期待しております。任期中最後の質問となりましたけれども、ぜひお願いしたいと思います。質問ではないんですけれども。

終了させていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、3番、渡部優君の一般質問を終わります。



◇ 大 宅 宗 吉 議 員

○児山寿明議長 次に、8番、大宅宗吉君の登壇を許します。

8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 8番、大宅です。

私からは大きな項目で3点ほど質問させていただきます。ご答弁はいずれも町長にお願いしたいと思います。

まず最初に、国・県道整備促進と町の対応についてであります。

我が町には国道として121号、289号、352号、400号、そして401号の国道が通っております。国の道路施策においては厳しいものがあり、道路の必要性とか道路の財源の見直しなどがなされようとしております。道路は地域発展と地域格差の是正や生活の安全・安心の基盤として絶対に必要なものであると考えます。

289号線は新規改良工事等が進み、いよいよ白河地方と直結されようとしていますし、下郷地区では会津南縦貫道も具体化されようとしております。352号の中山トンネルも合併推進債ということで10年間、約46億円という予算の手当てが県からありまして、この新設計画も検討が見込まれ、南会津町といたしましても大変喜ばしいことであり、心から期待しておるところでございます。

しかし一方、401号国道は町内区間において、徐々にではありますが改良されてきております。しかし、檜枝岐地区で行きどまりとなっていて群馬県側とは連結しておりません。この路線は通称沼田街道と言われ、歴史的には田島地区や荒海地区、そして南会津西部地区とこの沼田街道を利用して交易もあり、人の交流や経済活動もされていたということも確認されてお

ます。私は、ぜひともこの国道を群馬県側と結ぶことによって、南会津地方の発展を図るべきと考えます。

我が南会津町の観光開発は再重要課題でもあります。栃木県は隣県という意識は皆さんあっても、同じ県境を接していても群馬県は遠い県となっております。この道路が実現することによって、南会津の観光や人、物流、産業が飛躍的に拡充、発展するものと期待しております。いよいよ尾瀬の単独国立公園化もなります。

以前環境庁が発足したとき、自然保護の象徴としてこの道路建設が中止となりました。尾瀬の貴重な自然を守ることは言うまでもありませんが、当時とは車の排気ガス等の課題も、技術革新やエネルギー革命も見込まれ、自然に優しい車も開発されつつあります。路線もトンネル化を図り、自然に配慮した路線を計画し、群馬県にとどまらず中部地方との交流や関越自動車道とも連結でき、我が南会津地方にとっても新しい扉が開かれることは間違いないと思います。檜枝岐村の事情等も承知いたしておりますが、南会津の中核自治体としてリーダーシップを発揮され、これの実現に努力されることを望むものであります。

また、県道大倉大橋浜野線は伊南川の西側地区の集落を結ぶ基本路線であり、国道の代替路線として緊急時へも対応する地域の重要な路線でもあります。にもかかわらず現状は狭く、屈曲も多く危険であり、生活路線の安全・安心の面からも早急な改良工事が必要であると考えます。これから当町において計画されている巡回バス等の安全かつ合理的な運行のためにも、必ずや生きるものとするものであります。

以上、これら2路線の整備促進については南会津地方町村議会議員大会においても議決されており、南会津町振興と活性化のため、南会津町としての態度を明確にして国・県・近隣町村との協議も進めて、実現に最大の努力をすべきと思います。町のこれらに対する対応を伺います。

次に、地域建設計画の見通しについてであります。

合併協議会の合意事項である平成27年までの建設計画は、尊重し実施されるものと考えます。これらの見通しについて伺います。

当然、合併前の協議会で財政も考慮され各地の建設計画をなされたと思いますが、地区の町民にとっては継続事業として考えられるものも含まれております。合併して1年がたとうとしております。合併後の町民の意識としては、寂しくなった、サービスが低下しているなというふうを感じる意見を結構耳にします。これは西部地区ばかりでなく、田島の地区においてもそのような意見を私は結構伺っております。

このことは、私たち議員も真摯に受けとめなければならないと思います。また、職員においても積極的に地区に出向き、デスクワークばかりでなく直接町民と接する努力をしてほしいと考えるものでございます。合併しても町民の意向をしっかりと酌んでくれているという信頼感が大切だと思います。

そこで、まず最初に、この建設計画に変更あるいは中止というような事項があるか。

2つ目に、ある場合は、十分な地域との話し合いが必要と思うが、その対応はどのようにされているのか。

3つ目、計画の中には、その地区ばかりでなく全町的な視野で検討すべきものも含まれているものもあると思います。これらについての町の対応はどうされるのか、伺いたいと思います。

なお、この質問に対しましては先日、馬場信作議員の方からも質問がありまして、そのとき答弁いただいておりますが、重複しない部分においてのみで結構ですから答弁をお願いしたいと思います。

3つ目、除雪対策についてであります。

今冬は未曾有の暖冬となって、除雪経費も当初予算で約1億6,700万円計上がありましたけれども、実際に執行されたのは36.5%、約6,000万円ということで、1億円の未出となっているというような先日報告を受けました。そして、補正予算の中でも5,000万円の減額ということがなされる状況になっております。町としては大変好ましいことになりました。

しかし、一部地域では何度かのまとまった降雪時に、出勤時間までに適切な除雪が間に合わなかったり、また早過ぎて通勤時までまた雪が積もって大変困難を生じたとの話を聞きました。年々増える町の除雪範囲に、町が所有する機械の能力と除雪距離等が適切な配置となっているか、検討されるべき面があると考えますが、この改善策を伺います。

また、昨年の豪雪を教訓にして、町内の有志の方々が除雪作業請負事業など積極的に参画されましたが、少雪のため出番が少なく余り活動ができなかったようにも伺っております。特に町から委託された除雪作業従事者は他の仕事に従事するわけにもいかず、自然現象が要因とはいえ、出勤日数がわずかで経済的にも厳しい状況になっていると考えられます。この仕事は町民の生命や生活を守る大切なものであり、今後とも誇りと気概を持って町民のためにやっていただかなければならないと考えます。

そこで、この実情を踏まえ、町の対応をどのようにされるのか伺います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、大宅宗吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国・県道整備促進と町の対応についてのおたがしであります。国道401号は会津若松を起点として会津美里町、昭和村、本町、檜枝岐村を經由して群馬県に至る生活、産業基盤を支える重要路線であります。このため、会津を拓く最重点要望事項として、本町の山口から木伏間及び白沢工区、新坂地内の改良を国・県に要望した結果、一部事業の着手があり、整備が進んでいるところであります。また、未供用区間となっている檜枝岐村七入から群馬県に至る10.8キロにつきましては自然環境への配慮などから、現段階では路線ルートの確保は難しい状況にあると聞いております。しかし、本路線は本町にとりまして生活、産業活動をする上で重要な路線でありますので、引き続き関係市町村と連携をし、粘り強く真剣に継続して要望してまいりたい、このように考えております。

また、県道大倉大橋浜野線につきましては、国道289号及び国道401号の代替路線として重要な役割を担っております。県では、財政事情などから事業を休止した県道改良工事についても平成19年度より再開されるとの情報もありますので、この路線の改良工事についても引き続き要望活動をしてまいります。

次に、地域建設計画の見通しについての3点お質しがございましたが、6番、馬場信作議員の答弁でも申し上げているとおり、平成19年度の予算は大変厳しい中での予算編成となったことから、一部の地域事業について次年度以降へ繰り延べしたのもございますが、中止の判断はしておりません。

なお、変更にあたっては各地域協議会に事業の順位づけをお願いしながら、必要に応じて地域への説明を行っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。全町的な視野で検討すべきものにつきましては、広域事業として位置づけ事業を推進してまいります。例えば、ブロードバンド基盤整備事業などは南会津町全域を整備対象とし、地域間の連携を図るための事業であります。

次に、除雪対策についてのお質しですが、本町の除雪計画は毎年降雪前に通勤、通学路の幹線道路を優先して作業にかかり、午前7時ごろまでに完了させることを目標に路線の組み立てを実施しております。今年度、伊南地域において通勤時間帯までに除雪が終了しない事態が生じ、住民の皆様にご迷惑をおかけしたことは大変申しわけなく思っております。この件につきましては、遅れたのは経験不足等が要因であるというふうに聞いております。今後こうした事態が起こらないよう、除雪作業受託事業者と担当職員で除雪方法やコースの取り方など細部について打ち合わせを実施したところでございます。

また、本議会には伊南総合支所に配置する除雪ドーザー更新の予算を計上しておりますので、機械の能力不足は解消するものと考えております。

今後も各地の除雪計画と助け合い除雪支援事業の有効活用を図るとともに、計画的に老朽化した除雪機械の更新に努めてまいります。

次に、暖冬時の除雪作業従事者に対する経済的支援についてであります。議員がおただしのとおり、除雪事業は冬期間の車両通行や歩行空間の確保など当地方では欠かすことのできない大変重要な事業であり、この作業に従事する作業員の方々には大変なご苦勞をおかけしていると認識をしております。

異常気象時においてこうした方々への経済的支援策は検討すべきことと考えておりますが、限られた厳しい財源から編成する予算であることをご理解いただき、除雪事業にこだわることなく多様な仕事の選択をお願いするとともに、支援策の対応にあたっては慎重に進めたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 まず最初に、国道の件でありますけれども、確かにこの道路は国道として私たちの南会津地区の四隅を固める、ある一つの道路であるわけでありまして、町長も答弁にありましたように、私もその重要性は同じような、皆さんも同じような認識だと思っておりますけれども、289号線は白河から只見の方に抜ける道路になるわけですが、それから400号、121号は栃木県の方に通じる道路であります。401号は西部地区を沼田の方に抜ける道路でありまして、ここが一つ閉ざされていることによって、ストーブに例えればどうも火吹き口の換気が悪い、そういうような部分でありますから、この低迷している南会津の経済、生活の状況、それを考えれば、今にも燃えそうな状況にはなっているんですけれども、都市部から求められているものが南会津にいっぱいあるんですけれども、なかなかその火つけ口がないと。そういう意味で、関越につなげることによって人の流れも変わり、物流も変わり、そのような道路を建設することによって、南会津が一段とそういう発展するような道路であると、そのように思うわけです。

ですから、そのような中で、実はこの第1次の南会津総合振興計画、これを見せていただきましたけれども、この中に401号のことが触れていない。ですから、これは南会津全議員が議員大会で協議して決議していることでもありますし、ですから南会津町としてもこの第1次振興

計画の中にぜひとも入れて、文言の中に入れて、計画の中に入れて実行されるべきだと私は考えますが、その点について町長に答弁をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

先ほども答弁で申し上げましたが、非常に重要な路線であり、今後期待できる、言ってみれば産業道路あるいは経済の活性化に資する道路だというふうには思っております。

しかし、これまでの経過を見てみますと、それぞれ檜枝岐村さんのいわゆる思い、それから環境保護団体の方々のいわゆる考える地域のあり方等がございましたので、現段階ではそこに、いわゆる振興計画の中には上げさせていただかなかったんですが、今後改めて、私はこの道路について直接的ないわゆる会合に、これまでの経緯の中に出させていただいておりませんでした。したがって、今後檜枝岐村を中心として、それらの機会をできれば設けていきたい。そんな中で、改めて環境保護といわゆる地域の経済の活性化と、この両面から検討を加えていきたい。そういうことを考えますと、今後振興計画の見直しの中で、見直しの中でその事業として取り上げることがタイミングとして出てくれば、その段階で考えていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 確かに、国立公園内をどうしても通らざるを得ないというような状況にあるものですから、それへの考慮は大変重要になると思いますが、長野県とかそういう地域での国立公園内の国道、道路の通行に関しましても、昔富士スバルラインということで車の公害ということで問題になって、それ以来環境庁ができて、このような尾瀬を通過するこの道路が中止されたというような認識が私にはありますけれども、先ほども申し述べましたように、車の改良もされてきていますし、そのような状況で、あと今は技術革新もありまして、道路をつくるにあたりましては当時とは雲泥の差が、技術の差があると思います。そういうわけですので、ぜひともこの南会津地区の発展にはこれは欠かせない一つの道路だと、本当に最重要路線といっても過言でないぐらい思っています。そういうわけですので、機会あるたびに、ただいま期成同盟会には議長さんだけの出席みたいですが、そうではなくて町長もぜひ、我々議員も、議員は今回どうなるかわかりませんが、これからの町議会としてもそれにかかわって、この計画に邁進してほしいと、そういう要望を申し上げます。

それから、地域建設計画のことですけれども、これは昨日も答弁いただきましたし、今日もまた答弁いただきましたから改めての部分は私もそんなにないわけですけれども、ただ、やは

りみんなが、1町3カ村が合併いたしまして一番注目しているのがこの事業ではないかなと、そう考えます。そういう中で、自分たちの地域は、では町はどう考えてくれているんだろうと。ですから仮に延びるにしても、中止されるものはないと言われましたから、延べられるにしても、地域協議会やあるいは住民の意見を十分に聞かれましてそれを進めていかれることを希望したいと思います。そして、一日でも早く町が、皆さんの気持ちが一つに、本当に合併したなというような気持ちになれるように、町の施策の中でも生かして行ってほしいと、これまたそういうふうに思います。

最後に、除雪対策ですけれども、町長の答弁の中に、私がいろいろ申しあげました中、町長もご理解いただけましたけれども、地域助け合い除雪支援事業という話もありました。これは確かに各地で、このおかげで助かった地域もあるわけでございますけれども、ただ町として今後の長期的な除雪の対策といたしまして、果たして確かに地域力、地域を生かすという、その考え方はわかりますけれども、今これから高齢化に向かって地域の力が果たしてどこまで発揮できるか、NPOの活動も考えられますけれども、町として本当にそこまで、地区の人たちだけに任せていいのかと、そういう検討がされるところもあるかと思えます。

実は町道として今現在町で持っている機械、あるいはその地域の除雪に携わっている今の業者の方々の持っている機械を生かしながら、そういう道路の除雪にあたられるかどうか、そういう検討を今後されるかどうか伺いたいと思います。助け合い支援事業というのは地区にとって3年間しかないものですから、そういう意味で長期的なそういう町としての考え方をお尋ねしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまの質問の前に、先ほどちょっとお話がありましたが、いわゆるこういうふうに雪が大変少ない冬があります。それと反対に裏腹に、いわゆる昨年場合は大変多い雪があったんですね。このときに好ましい、町として好ましいという考え方、町として好ましいかどうかという判断は、財政出動がないから好ましいということではなくて、それぞれ町の中ではある意味では、大変多い雪のときには特別交付税ということで県からの手当てもいただいておりますので、私はこういう場合においては好ましい、あるいはこういう状況の中で、こういう方々は余り好ましくない、こういうような考え方をぜひしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

その上で、除雪体制をどうとるのかということなんですが、私が何回か申し上げております

けれども、南会津町はいわゆる春から秋までの期間は大変、そこに住んでいる人もあるいはほかから訪れた人も非常にすばらしいと、あるいはこんなところで生活できたらいいな、こういう意見が大変多くあります。そうすると、残された期間というのは冬期間だけなんです。

したがって、ただいま議員がお質のように、この冬期間のいわゆる除雪体制、あるいは雪対策といってもいいかもしれませんが、これをしっかりと骨組みを組み立てながら肉づけをしていく、ここに平成19年度は真剣に取り組みをさせていただいて、でき得れば20年度から本当に安心して冬でも生活できるような体制を組みたい。その中の大きな役割を果たすのが、実は集落であったりNPO法人であったりするわけですね。しかしそこだけで、では十分すべての事業を賄えるかというところではありませんので、そこを何とか、そういうNPO法人とか地域の集落の力を核として総合支援センターを組み立てたい。この中でしっかりと除雪支援体制をつくりたい、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 そういうわけで、町としてある程度大型機械の入る除雪地域というのは確かに除雪されていると思います。ですけれども、いろいろ地区、地区の事情を聞きますと、やはりボランティアのことは重々承知しているんだと。だけれどもなかなか、今年は少なかったですけれども去年みたいな雪になると、とてもじゃないけれども自分の家で精いっぱいだと。そういうわけで、ボランティアといえどもなかなかできないんだと。今度ある一方、業者にしてみれば小さな機械もあるし、町でそういう対策をしていただければ、我々もそういう活動をする用意はありますと、そういう声もあるわけです。そういう意味ですから、町でもそういう住民の意見を十分聴取されまして、その対応をされまして、高齢者や地区の人たちが安心して冬の生活ができるような対策をされることを望むわけです。

一方、二地域居住ですか、そういう事業も県で進めたいと、そういうわけですから、なおさら今町長の答弁にありましたように、この地域は冬期間が問題です。ですから、冬期間が安全で安心して暮らせるような地域にならなければ、なかなかそれが実現できないわけですから、ぜひとも今後にあたって十分検討していただいて、その対策をしていただきたい、そう思います。

それから、除雪作業にあたる人です。これは本当にわずかな日数しか、今度降りましたけれども、それでちょっと一息ついているかなと思っても、あとわずかです。そんな中で、本当に今年は例年になく雪が少なく、厳しかったみたいです。ですから、この作業にあたって、実は補助員がいなくて1人で除雪するような状況に今なっています。そういう中でなかなか除

雪員の技術のアップと申しますか、ただオペレーターの免許があるから除雪ができるという状況ではないみたいですし、やっぱり地域を知って、そして除雪の技術があつてこそ、先ほどいろいろ課題がありましたような除雪ができると、可能になると、こう思うわけですが、その点について町長はどのようにオペレーターに対して今後養成なり、あるいはこのような場合の対応を再度伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員がお質しのいわゆる事案につきましては、私の耳元にもたくさんそういう不安の意見が届いております。1つには除雪、いわゆる除雪作業がなかった場合のいわゆる作業種と申しますか、仕事をどう組み立てていくかということ、私たちは改めて今回課題として引き出しました。そのことについて、建設課を中心に各総合支所の方と、これからしっかりと実態を見きわめながら考えていこうと。

例えばその一つの方法として、山野資源あるいは山林あるいは工事事業等が新年度で早々に実施をしなければならないものについては、林道等のいわゆる除雪等も考えられるのではないかと。しかしこれは考えられるということですから、ではいきなり実施するかということではありません。そういうことも視野に入れながら、やはり作業をしてもらう専門職の方々が、ある意味では安心して冬期間生活できるような体制はとってまいる。しかし一方で、先ほど申し上げましたように特別交付税をいただくことがありますので、やはり県の方の対応が実はどうなっているのだろうか、ここにも私たちは着目をしていかなければなりませんので、大変今すばと議員が望むような答えにはならないかもしれませんが、何らかの方法をこれからしっかりと議論をし、導き出していきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 それで、たまたま昨日の新聞に、今町長が答弁されたような中で、建設業協会の方から、業者の方から県に対して最低保障制度の創設の要望というものも記事に出ております。これは当南会津町ばかりでなくて福島県全体の問題でもありますし、福島市なんかは、最初除雪業者の入札を募集したところだれも応募がなかったと、そういうような入札制度の問題もありますけれども、そういうようなこともあります。ですけれども、このことは私たち、こういう積雪地帯においては本当に生活を守る、命を守る大事な事業であります。

そういうわけですので、その方たちが喜んで、誇りを持って仕事ができるような、やはり自

治体としてもその責務があると思いますので、そのように県とも国ともいろいろ協議されながら、ぜひこれが安定した除雪作業ができるような方向で進めていってほしいと思います。

それから最後に、我が町もいろいろ一般会計から特別会計から含めまして、約260億余りの借金があるわけでございます。これの財政再建も当然していかなければならない、これが最重要課題であるとは私も重々認識しておりますけれども、やはりいろいろ町の事業を進めるにあたっては、建設計画の中でもそうですけれども、そういうことを町民にきっちりわかるように説明して、ただ財政が少ないばかりじゃなくてこういう状況ですよという、随時そういうことを町民にわかりやすく説明しながら、振興計画の中にいろいろ計画されていって、この高齢化の進む中、安心した南会津町の建設に町として進めていっていただきたい。

そういうことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、8番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。昼食にします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 平野昌盛 議員

○児山寿明議長 次に、23番、平野昌盛君の登壇を許します。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 2つの事項について質問します。

1つ目は公共建物の耐震対策についてであります。

全国的にはもちろん全県的に見ても、今公共建物の耐震化が取りざたされていることは周知のとおりであります。しかれば当町におけるそれはどうなのかと考えるとき、当地域には震災はまずないとは思いますが、日常的に大勢の人が集まる学校施設等の耐震強度が懸念されるのであります。

学校施設や役場、集会施設等の公共建物は、震災に限らず災害時の救済拠点施設または災害復興対策の拠点施設ともなる特に重要な施設と考えられます。

こうした施設のうち、建築基準法が改正された昭和56年以降に新耐震基準が適用されて建てられた建物以外の建物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律などや県の指導などを踏まえて、耐震改修促進計画を策定され、耐震診断を実施されておるところかと思います。

しかるに、その耐震診断の結果、震度6強の大地震で倒壊の危険性が高いDランクの建物があった場合には、当町が県防災計画による震度6強以上の揺れが予想される地域ではないにしても、予防としてその耐震化を図る必要があるのではないかと思います。町長のお考えを伺います。

また、当該建物の耐震化をするには膨大な費用がかかることにもなりましようが、財政事情の厳しい今、その財源調達をどのようにされるお考えか、あわせてお伺いします。

2つ目はスキー場の夏季活用についてであります。

これについては昨日、19番の芳賀沼順一議員が同様な質問をされましたが、改めて質問させていただきます。

町の観光施設における誘客については、これからそれらに付加価値をつけるとともに、体験型、滞在型の誘客をしていくべきと思いますが、それが容易にできそうな観光資源の一つがスキー場で、必要なときに必要なだけの降雪があればよいのですが、今年のような雪不足が何年も続けば、累積赤字もさらに累積し、経営状況も非常に極めて厳しくなることはだれしも想定できることと思います。いかにスキー場といっても降雪という自然条件にだけ頼っていたのでは、将来に向けての経営努力のカバーということもありましようが、さらに好成績が得られず赤字の累積もさらに増えるのではないかと考えられます。

しかしながら、これらの施設はどうしても存続させなければならない重要な施設であります。それが存続のためには、スキー場のグリーンシーズン、すなわち夏季の活用を真剣に考えていく必要があると思います。

そこで、比較的経費のかさまないと思われる観賞、体力向上、学校の教材等を兼ねてのフラワーロード的な施設を構築したり、駐車場を利用した契約イベント等を開催したりしてのスキー場のグリーンシーズン活用を図り、健全経営保持に努めていくべきであると思います。

以上の視点から次の事項について、ご自身のお考えを伺います。

スキー場のグリーンシーズン活用を真剣に考えて、早急に施策するお考えはお持ちでしょうか。以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 23番、平野昌盛議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、公共建物の耐震対策はとのお質しであります。議員ご指摘のように不特定多数の人が利用する施設や防災拠点施設、避難施設等になり得る建物について耐震化を図ることは大変重要なことであると考えております。

そこで、現在町においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、特定建築物、防災上重要建築物等の台帳整備を行ったところであり、本年1月に県が策定をいたしました福島県耐震改修促進計画及び現在策定中であります南会津町地域防災計画を踏まえ、南会津町耐震改修促進計画を策定し、耐震診断、耐震改修を順次計画してまいりたいと考えております。

また、促進計画に基づき、耐震診断、耐震改修を進めるには、その費用は膨大な額になると考えられますので、地域住宅交付金をはじめ有利な国・県の補助制度を活用し耐震対策にあたってまいりたいと考えております。

次に、スキー場の夏季活用をとのお質しであります。19番議員のご質問にお答えを申し上げましたように、新たな観光関連会社を核とした第三セクターとのネットワークによるグリーンシーズンにおける営業展開を積極的に支援してまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 今ご答弁いただきましたが、とにかく公共建物の耐震対策については結構です。これについては都道府県で計画をして、県で計画をして市町村でその実施を促すというようなことになって、市町村はそれに基づいていろいろ対策を立てる、そういうことになっておりますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律においては、それを実施する義務は課していないんです。その計画を立てたり実施したりする努力義務は課しているようです。それで、今町長から答弁をいただきましたが、そうしてとにかく前向きに努力して欲しいと思います。

それから、スキー場の夏季利用についてでございますが、これについては町長の施政方針にもありましたように、スキー場と限定はされておられません誘客増加に努めてまいりますということがございました。そういうことですので、これについても前向きに積極的に努力して欲しいと思います。

以上ですが、答弁は要りません。質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、23番、平野昌盛君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○児山寿明議長 次に、32番、大竹幸一君の登壇を許します。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 非常に短い質問の後だったものですからやりにくいんですが、早速一般質問を行います。

まず最初の質問は、職員の採用試験についてであります。

平成19年度の職員採用試験は、9月17日に高卒程度以上の一般事務と土木が行われ、さらに11月12日には短大卒程度の保健師の2つの試験が行われました。この中で一般事務の過去5年間の実施要領を情報公開条例で内容をもらって見てみますと、平成15年には高卒程度という試験区分で受験資格が17歳から25歳で種類は一般事務、学歴は問わない、こういう内容で平成15年から16、17、18年まで行われております。さらに、平成18年度には大卒程度の試験が行われ、これは21歳から29歳までの一般事務で、学歴は大学の卒業または卒業見込みの者というふうに学歴を必要としております。そして、平成19年度の試験は高卒程度以上で、これは17歳から29歳というふうに枠が広がりまして、一般事務で学歴を問わないというのが1つ、もう一つは同じく17歳から29歳で土木の試験が行われ、これも学歴を問わないという形で行われたわけであります。

今まで何年も一般事務の受験資格は高卒程度の17歳から25歳だったわけですが、平成19年度はなぜ29歳まで引き上げたのか、その理由を伺いたいと思います。

2つ目の質問ですが、土木につきましては専門的なので29歳まで引き上がってもやむを得ないかなというふうに考えられるものの、しかし募集にあたり土木についての資格や経験を明記していないので、何をもちて土木の専門としたのかを伺いたいと思います。

3つ目ではありますが、この職員採用試験の試験官及び事務担当は誰であったのか伺います。

2つ目の質問は、今年度の新しい事業であります保育所統合について手順見直しをという質問であります。

2月27日の全員協議会におきまして、田島地区のひかり、桧沢、荒海保育所の統合の計画が

示され、今議会に基本実施設計委託料など1,566万円が計上されました。しかしながら、地域、保護者、議会への説明は、その全員協議会の時点ではこれからという段階でありまして、場所についても未定であり、手順が逆さまではないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。

それから、保護者へのアンケートや説明もまだされていないということでありましたので、それが本来だったら優先されまして、そしておおよその理解を得てから議会に提案するよう見直すべきと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、この新しい場所は、この桧沢、荒海、田島のほぼ中心地域になると想定されますが、そうした場合に例えば針生地区やあるいは滝原と、こういう地区からは保護者が毎日朝夕送迎することは大変厳しいというふうに考えられますので、希望する方については送迎バス、こういうものも利用できるように計画して、それからこれを進める必要があると思うが、いかがでしょうか。

この保育所問題につきましては、今から7、8年前にもそういうような話がありましたが、いろいろな事情からこの御蔵入交流館の方が優先されて、大変この保育所問題が遅れたという事情はわかりますけれども、現在の案は非常にいろいろな点で順序がおかしいんじゃないかと、こう思っております。

次の3つ目の質問は、株式会社観光公社についてであります。これも本年度の新しい事業であります。

昨年12月の全員協議会の説明からこの事業が始まったと思いますけれども、従来の4つの観光協会をそのままにして、そして株式会社の観光公社をつくれば、観光協会とイメージがダブることは確実でありまして、そうした中、観光協会補助金を見ると、今年は昨年とほぼ同じ2,030万円となっております。これでは両方の役割がよくわかりませんので、やはり役割と位置づけを明確にすべきでないかと、こういうふうに思いますがいかがでしょうか。

2つ目は、南会津への誘客に力を入れ、黒字経営を目指すんだと、こういうような説明がこの前の2月の全員協議会のときにありましたが、そういう方針はもちろん黒字経営というのは当然でありますけれども、そうならばやはり都市部へ営業所をつくると、こういうような大きな構えが必要で、そうした構想が可能かどうか。法的にも経済的にもいろいろな面から煮詰めて、それからスタートすることが必要と思うが、いかがでしょうか。

さらに、どうしても予定どおり6月議会後にスタートするんだということであれば5年程度の収支予算を示していただきたいということではありますが、これについてはおとこの委員会の中でも説明がありましたが、この説明資料を見ると、法人税あるいは法人町県民税の基本割

とか、そういうものがここには計上されておられませんので、いくら大ざっぱな計画といいたしてもやはり問題があるのでないかと私はと思いますが、その点、再質問の中でもう少し詳しく質問したいと思っております。

4つ目の質問であります、これも本年度の新しい事業でありまして、田島地区への中学校給食についてであります。

これが、町長の施政方針の中でも、実施に向けましていよいよ方法論の検討に入ると、こうされておりますけれども、この学校給食を考える場合に、1つは子供が食べ物によりますアレルギーなどを持っている子供もいるというために、やはり従来どおりの家庭からの弁当との選択性をとってはどうかという提案であります。これも7、8年前に中通りの方の中学校でそういう学校があるということで、実は質問通告した後に思い出して電話をしてみましたら、二本松の旧二本松地区の中学校、3つの中学校でやっていると、大変評判がよいという話でありましたので、ぜひ参考にしていただきたいというように思っております。

2つ目は、そうした選択性をとれば完全給食を食べる子供も減りますので、小学校の給食室を改修して行うというような、いわゆる親子方式というんですか、そういう方式も可能ではないかと。また、改修費も安くできるんじゃないかと、こう思いますがいかがでしょうか。

さらに3つ目は、この給食を考える場合には給食センター方式というのもありますけれども、これは新しく給食センターをつくるという点で多額な経費を要すると。それから、長く運搬をするので給食が冷めるという問題がある。さらには、調理員などの雇用が減るという問題もあります。そして、またさらには、食中毒があった場合には一斉に広がってしまうという問題があるので避けるべきではないかと、こう思いますがいかがでしょうか。

実は私も今から何年か前に中学校のPTAの役員をやっているときに学校給食という話がありました、ちょうどそのときO157が発生しまして、それでその運動がぱたりと終わってしまったというような経験があるわけでありまして、そうしたことも考えてこの学校給食について取り組んではどうかというような提案をしまして、この場からの一般質問を終わります。答弁によりましては自席から再質問をさせていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 32番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、職員採用試験についてのお質しであります、その1点目については大学卒業者に対しても門戸を狭めることのないよう、また最終学歴に関係なく優秀な人材を幅広く確保するという趣旨から、あえて年齢要件を25歳から29歳に引き上げて実施をさせていただきました。

なお、29歳の年齢要件の根拠については、福島県などで行われている大学卒程度の一般職の採用試験の年齢要件に合致しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目の土木職の採用試験については、議員ご指摘のとおり特に資格等の要件は設定していません。採用試験実施にあたり、土木職につきましては、一般教養試験に加え土木職としての専門試験を実施しており、それをもって専門性を問うことができるものと判断をし実施いたしました。

次に、3点目、採用試験の試験官及び事務担当は誰かとお質しですが、南会津町職員の採用試験に関する要綱第3条において、試験は町長及び課長以上の職の町長の指名する者をもって行う旨規定をされており、主に町長及び特別職である助役、収入役などがその任にあっております。なお、事務は本庁総務課庶務行政係が担当しております。

次に、保育所統合の手順見直しをとのお質しの1点目ではありますが、保育において最も配慮しなければならないことは安全な環境での保育であると、このように考えております。ご承知のとおり、荒海保育所は昭和40年建築、檜沢保育所は昭和41年建築で老朽化が著しく、早急に建て替えを行う時期に来ており、またひかり保育所は園の庭が狭く、設置場所も交通量の多い町道に面しており、保育環境に問題を残しております。また、少子化が進んでいることから、効率的な保育所の運営や多様な保育サービスの提供なども踏まえ、施設整備が緊急の課題となっております。

こうした状況を背景として、平成15年度においては保護者を含めて田島町保育所整備検討委員会を8回開催し、基本的方向性が具申されたことを受けて早急に実施すべきところ、合併等もあり繰り延べになってきたものが今回の具体的な統合計画に至っていることをご理解いただくとともに、同時並行で保護者、地域の合意形成に努めていく考えでありますので、あわせてご理解をいただきたいと思ひます。

2点目の送迎バスについてであります。現在もそのほとんどが親の送迎で行われており、それが1つには子供を育てる親の姿であり、子供が感謝の心を育むことへつながると、このようにも考えられますので、現在のところ計画はしていません。

次に、仮称であります株式会社観光公社についての1点目、仮称株式会社南会津観光公社と既存観光協会との関係についてであります。観光協会の役割としては会員に対する公平、公正なサービスやそれぞれの地域観光の要として各種イベントの開催や伝統芸能の保存、伝承など、地域ごとに特色ある活動にあると考えております。今後も各地域の特色ある活動は不可欠であると考えますので、今の観光協会の組織見直しを進めながら、実践的活動機能を将来的

には総合支援センターへ移行させるなど、会員に対する公平・公正な活動を継続する考えでございます。

一方、新しく設立する観光公社につきましては、各観光協会が取り組んでいる地域の特色あるイベントや自然散策、自然体験等を一つにまとめ、積極的に外へ売り出すというコーディネーター的な役割を持たせたいと考えております。例えば体験旅行と祇園祭、そばまつりと健康ウォークなどを組み合わせることにより、旅行者の滞在時間を少しでも長くすることで、宿泊や温泉利用、さらにはお土産品の購入などに結びつけ、イベントの実効性を高め、地域経済へ波及効果を上げることを目指しております。また、農業体験や林業体験など、本町の産業を体験プログラム化することにより、農林業の所得増加にもつなげていきたい、このように考えております。

なお、各観光協会が実施しております方法、宣伝業務につきましては連携して実施した方が効率的かつ経済的な部分もございますので、いわゆる仮称株式会社南会津観光公社が積極的にかかわりながら、観光窓口の一本化を図り経費の節減に努めていきたい、このように思います。このため、新会社と観光協会との役割分担と双方の位置づけに関しましては、今後の新会社設立準備委員会の中でさらに検討を加えてまいります。

次に2点目、仮称株式会社南会津観光公社の営業所を都市部へ設置する構想があるかとのお質しではありますが、旅行商品の販売に関しては、都市部へ営業所を配置して一般のお客さんを呼び込むという方法もございますが、より広域的に取り組むには、自前で営業所を設置して他の旅行代理店と競合するより提携する旅行代理店を経由して委託販売をする方が、販売網の広がりや販売ノウハウの面で有利と考えております。また、旅行商品に関しましては、一般の方を対象とした旅行より学校を対象とした教育旅行が中心になると考えておりますので、都市部へ営業所を設置し、不特定の旅行客を確保していくことは経費的にもかさみますので、今のところ考えておりません。

また、新会社の収支予算案につきましては、各常任委員会の中で担当室長が説明したとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、質問事項4の田島地区の中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

初めに、アレルギーによる弁当との選択性についてのお質しでございますが、現在の町内の学校給食を実施しているすべての学校及び給食センターにおいては食物アレルギー等による除去食及び代替食を実施しておりますが、その対象品目の数には差異があります。

ご指摘のように、田島地域中学校給食実施の際には弁当との選択性も想定されますので、選択性についての学校の調査が必要になることもあると思われまます。

次に、選択性をとれば小学校の給食室を改修して行う方式でも安い経費でできるのではないかということですが、現在食物アレルギー対応食をとっている児童・生徒は1校平均4人程度ですので、統計的に推察する限り改修の経費的には変わらないと思われまます。また、アレルギーでなく弁当希望の生徒がいることも想定されますが、基本的には全校生徒が給食を利用することを前提として計画を策定することになります。

次に、給食センター方式のデメリットについてのお質しですが、冷めるという問題は保温食缶の利用や保温設備のある運搬車の導入などにより防止できますし、雇用についても運営費、人件費の節約という観点もあり一概に比較できない点もあろうかと考えまます。いずれにしても、これから方法論の検討に入ることとしておりますので、ご指摘の件は考慮してまいりたいと思ひまます。

以上。具体的事項は担当課長に答えさせまます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 職員採用試験についてまず再質問いたしますが、去年の試験においては12月の一般行政報告の中で一般事務が3人、それから土木が1人、11月6日の日に採用内定通知を行ったというような報告がありました。その中で、この4人が受かったそうですが、年齢についてちょっと伺いたいんですが、29歳の方はおりますか。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答え申し上げます。

一般行政職について、ここに資料等は持ってきてございませませんが、29歳の受験者もあったというふうには思っております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今ちょっと答弁がちょっとおかしいんですけども、受験者を私は聞くんじゃなくて、採用内定通知になった4人について聞いているんですよ。一般事務3人と土木1人、4人の中で29歳の方はおりますかと言っているんです。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 はい、大変失礼いたしました。

おそらく29歳の方もいたと思っております。ここに今現在、資料はありませんが。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 それでは、29歳の方がいたということは分かりました。

私、なぜこういう質問を今回したかと言いますと、実は町の中にやっぱり話があるんですよ。何か今回、今までは25歳で高卒程度をやっていたのに、今回は29歳まで年齢を引き上げた、そして29歳の人が偶然かどうか分かりませんが、受かったという話があるんですよ。今相撲をやっておりますけれども、夕方やっておりますが、相撲で言えば土俵を変えたんじゃないかと、おかしいという話があるんですよ。はっきり言えば、29歳の方が受けるというのを分かっていてやったんじゃないかということなんです。そういう不審な目で今の執行部の方は見られています、はっきり言いまして。ですから、そういうことはないんだということをはっきりすればいいんですけれども、そこはいかがですか。何で今年に限ってやったんですか。しかも、私の話では、その方は大学も卒業していると聞いています。ですから、去年と同じく大卒程度の試験を何でやらなかったんですか。そこを伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町の中に話があると言うんですか、あっていいんじゃないですか。私は、100人いれば100人の人の考え方が違っていいし、いろいろな置かれた状況、環境の中で、それぞれに保守的なり、あるいはご提言なりあってしかるべきでしょう。それがむしろ健全な、そういう意味では集合体ではないでしょうか。私はちょうど合併した後、職務代理者が一時町政執行を担いました。そういう端境期の中で大卒が執行されなかった。したがって、大卒にも門戸を広げたいということで、県の方と相談をして年齢の制限を聞いて、今回の試験に臨んだということでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 私は今の答弁は、私はそれは居直りだと思うんですよ、居直り。そんな、どういうふうに思ってもらってもいいですよなんて、それはとんでもないと思うんですよ、居直り。そういうふうに町民の方が不審に思っているというのを、どう思ってもいいですよなんてことはとんでもないじゃないですか。今まで湯田町長は大変、そうでなく非常にクリーンに見られていたんですが、そうでなくなっているんですよ。それをどう思ってもいいなんてことはとんでもないと私は思うんですよ。

それからもう一つは、また29歳まで門戸を広げたという話をしましたけれども、私の質問に答えていないですよ。何ででは18年度は大卒程度という試験があったんですよ、何でそれをやらないんですか。それやれば29歳の人を受けても、これは18年度やっているわけですから、何でもこれは不審感がわからないんですよ。それは高卒程度で17から29まで広げているから、今までないことやっているものだから、みんなおかしいと、しかも29の人が偶然受かったようだ、こうなっているんですよ。分かるでしょう、言っている意味が。それをね、こんな居直るなんてとんでもないですよ。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

居直るか居直らないかも、その物差し基準はあなたの自由なんです。議員の自由なんです。私は私の気持ちの中で、自由に町民が自分の思いを表に出すことは素晴らしいことでしょう。私は昨年の10月、自動車を買いました。それで、私の方のところにたくさんの手紙や電話がありました。それは、何百万円で自動車を買った、買ってもらった。これも止めようがないじゃないですか。信頼できるかできないかは、私が自分の身の潔白の上で、真摯にその行動を示せばお互いに分かってくる、そう思っています。したがって、どう見ようとそれは自由なんです。その上で、先ほど言ったように、合併の端境期で、試験をするには何カ月も前から準備が必要なんです。町村会の方に委託をするんです。そういう事務ができなかったので、大学卒にも門戸を広げたということでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、来年もそんなふうにして17から29で行う予定ですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

来年のこと、いわゆる平成20年の採用になるかと思いますが、これは今ここでお答えはできません。というのは、状況というのは刻々と変わっていくんです。しかし、先ほど申し上げましたように、試験事務を委託する関係がありますから、その委託する期限までには答えを出していかなければなりませんので、その時点で判断をさせていただきます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この問題については押し問答になりますので、次の問題に移りますが、保育所の見直しであります、これについて検討会の中で8回ほど議論をしたという話がありましたが、しかし地域の方あるいは父兄の方、あと議員も含めて、そういうことがほとん

ど知らされておりました。

そこで、検討委員会のメンバーというのはどういう方なのか伺いたと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

検討委員会のメンバーにつきましては、保護者の方、それから役場職員、さらには保育所の職員の方、さらには県の保健福祉事務所の方から児童福祉担当の方に入っていただきながら、8回ほど開催をしたということでございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 先ほど送迎バスについては計画していないという話がありましたが、今まで遠い方が、例えば桧沢方面ですと檜沢保育所まで、あるいは荒海方面ですと荒海保育所まででありましたから、それでも4キロぐらいはあったかと思うんですが、今度は場所ははっきりしておりませんけれども、大体その倍ぐらいにはなるんじゃないかなというふうにとちょっと想定するわけですが、そこで送迎バスですね、これの考えがないと言うんですね。確かに小さな子供もいますから、それはゼロ歳児とかそういう子供についてはもちろんこれは送迎でしょうけれども、やはり少し大きくなれば自分でバスにも乗れると思うんですよ。ですからそういう人に対して、例えば仮に送迎バスが無理であったならば、夕方の帰りの迎えの時間を延長するとか、何かそういうことをしないと、おそらく仕事の都合で無理になる方が私はいらぬと思うんですね。あるいは、そのために今度は民間の方にいっちゃうとか、いろいろなことが心配されますので、やはりその辺ですね、何とか私は送迎バス、あるいはそれにかわる施策が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

現在のところは考えておりません。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 それでは、これも押し問答になっちゃいますが。

それでは、今西部地区といいますか全体の地域を見て、ほかではどういうふうになってますか。ほかでも送迎バスは一切ありませんか。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

西部地区におきましては3つの保育所がございますが、うち1カ所の伊南保育所につきまし

ては、小・中学校のスクールバスの運行している期間におきましては、大桃地区の方等の遠距離の方については同乗して通園をしているということでございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 やはり、そういう例がやっぱりあるんじゃないですか、やっぱりね。ですから、ここにかたくなに計画しないししないと言わないで、やはりもっと柔軟にやるべきじゃないですか。それだったら伊南の方と不公平になるじゃないですか。そういうかたくなな、あるいは強引などいいますか、やはりそういうふうに最近町民の方が受けとめていますよ。やはりそれはぜひ改めてほしいと、私は要望をいたします。

次に観光公社の問題に移りますが、時間が残り5分になりましたので、余り。

損益計算書の方に絞りますか。損益計算書の方で、先ほども一般質問の中でちょっと言いましたが、まず、これは誰が作ったか、ちょっと初めに伺いたい。役場の中で作ったのか、それとも例えば夢開発とか、あるいはそういうところの人に作ってもらったのか、あるいはもっと専門家なのか、そこを伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをします。

ただいまの質問の前に、誤解を招くと困るので一言発言をさせていただきます。

議員が強引という言葉、これこそが疑問を招く原因ですよ。強引とかそういう言葉がどういう基準で、どういう定義で使われるのか、ここのところをしっかりとっておかなければいけないと思うんですね。町民とありますが、町民は2万人いるんですよ。2万人全員が私を強引と言っているんですか。ですから、公平、不公平も、今、伊南の大桃という話がありました。大桃は、特に枝線で檜枝岐の近くまで行っています。そういうことを考えると、スクールバスの運行期間に限ってやっていますということ。ですから、私は公平さに欠陥を、あるいは欠落をするようなことは考えていません。しかし、現在のところ、議員がお質のような方法では考えていません。こういうことですのでご理解をいただきます。初めから疑問ありきということになれば、私も人間の一人として感情を持った動物ですので、そのところではご理解をいただけるかと思えます。

その上で、観光関連会社、いわゆる仮称であります南会津観光公社については、私の政策の一つとして、役場から最初の考え方はスタートしました。

以上でございます。

○児山寿明議長 政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

先の委員会で配付いたしました資料につきましては、設立準備委員会のメンバーを中心に、町の職員が中心になっておりますが、民間の方も含めてご意見を出していただきながら作っております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この中で、経常損益の後、その他の収入というのがありますが、これは本当はその他の支出も必要なんです。それから、法人税あるいは法人町県民税ですね。町県民税の中では、特に赤字であっても県民税とあれて13万ぐらい、たしか払う必要があるんです。そういうものがぴしっと、ここにやっぱり入っている必要があると思うんですが、その点いかがでしょうか。

○児山寿明議長 政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

資料の中の支出の部門で物件費計という欄がございます。ここに内訳として入っておるわけですが、租税公課費として法人町民税13万、法人県民税5万5,000円を毎年度経費として計上をしております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君、時間残りわずかです。

○32番 大竹幸一議員 残り1分になりましたが、給食の問題で、最近給食費の未納という問題がありますが、今現在どういう状況になっているか、把握していれば伺います。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答えいたします。

平成17年度の結果でございますが、当南会津町には未納は一切ございません。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君、時間終了です。

○32番 大竹幸一議員 以上で一般質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、32番、大竹幸一君の一般質問を終わります。



◇ 目黒幸雄議員

○児山寿明議長 次に、11番、目黒幸雄君の登壇を許します。

11番、目黒幸雄君。

○ 1 1 番 目黒幸雄議員 11番の目黒でございます。

最後の登壇となりました。お疲れのところ大変申しわけありませんが、一般質問をさせていただきます。

在任特例期間中は議員の務めを果たしたいという考え方から、新しい質問項目には入らず、これまでのかかわりから総合支援センターの基本指針と子供を守る町の機関の検討経過についての2件を質問させていただきます。

まず最初に、総合支援センターについてであります。平成18年度町政施政方針のまちづくりに取り組む姿勢の第1番目に掲げてあった、特色ある地域の暮らしを総合的に支援できる支援センターの創設については画期的な発想であり、大きな期待のもとに合併後のまちづくりがスタートいたしました。

地方分権が実行の段階を迎え、地方公共団体はさまざまな手法を活用して行政改革に取り組み、簡素で効率的な行政体制を確立する時代となりました。総務省では、行政運営の効率化、住民サービスの向上を図るため、地方公共団体に対し民間委託の実施が適当な事務事業については、地域の実情に応じ積極的かつ計画的に民間委託を推進するよう要請しております。

平成17年3月、総務省は、地方公共団体における行政改革の新たな指針を都道府県を通じ各市町村に通知しております。この時期は、まさに我が地域においては合併調印式を迎えたばかりで、新町スタートに向け一目散に進んだ時期と思います。

新町がスタートした後の18年度の町政施政方針の中のまちづくりに取り組む姿勢の中で、第1番目に地域支援センターの創造がありました。すばらしい発想だと思いました。具体的にはどんなものだろうという期待感で、過去の定例議会においても質問をさせていただきました。昨年8月には、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針が総務省から出されております。そんな時代背景からの総合支援センターだと思います。

今定例会に示されました平成19年度町政施政方針では、総合支援センターの立ち上げに関しましては、新年度のできるだけ早い時期に始動させたいと考えておりますが、職員の定員管理や事務事業評価との関連性が強いことから、現在策定を進めております行政改革大綱並びに行政評価システムとの歩調を合わせながら取り組みを行ってまいりますと述べておられます。

一方、みんなが参画できる協働のまちづくりの中では、19年度の中ごろには業務を始動させたい考えと述べておられます。また一般行政報告では、緊要な課題であることから、設立に向け組織体制や移管業務の内容及び移管業務の進め方などの基本指針について内部で検討中であるとのことでもあります。たくさんの課題があるのだろうと思います。19年度の中ごろの開設に

向けて努力されている町長はじめ職員各位のこれまでのご努力に感謝し、今後の活躍に期待をしております。

今回は総合支援センター創設について、次の点をお伺いいたします。

1つ目は、基本指針についてお聞かせください。

次の2点は一般質問というよりは事務レベルの質問かもしれませんが、初めての制度なのでお尋ねいたします。

2つ目、福祉に関するものや子育てに関する支援センターはたくさんの先進事例がありますが、本町で取り組まれているような、行政にかわり福祉、教育、商工業、観光などの一部の行政サービスを提供し、住民の生活を総合的に支援する組織、これは平成18年度の町政施政方針からでございますが、それを設置し運営している先進自治体はどのぐらいあるのか、お知らせください。

3点目ですが、行政サービスの新たな供給システムを構築し、住民満足度の向上と行政の簡素化、効率化を進めるということではありますが、そのシステムの決裁権者は誰か。つまり行政にかわり一部のサービスを提供する組織、それは福祉、教育、商工業、観光という総合的なものですが、外部委託するにあたっては1社、1業者だけではないんだろうと思います。総合センターの中には複数の団体が入るものと私は予想しておりますが、それを束ねるのは誰かというものでございます。

次に、子供を守る町の機関についてであります。教育長にお尋ねをいたします。

前回の一般質問で、子供の人権を守るための町独自の制度があってもいいのではないかと質問いたしましたが、教育長はこれからいろいろ検討させていただいて、子供たちが安心して住めるようなまちづくりに進んでいきたいと思いと、こう答えられております。そこで、その後の検討経過をお伺いいたします。

以上であります。再質問がある場合は自席から質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、目黒幸雄議員のご質問にお答えをいたします。

総合支援センターの基本指針に関する1点目ではありますが、総合支援センターにつきましては、一般行政報告でも触れましたが、緊要の課題であることから、その設立に向け組織体制や業務移管の進め方など基本的な考え方についてまとめているところであります。

総合支援センターは、将来的に職員数が減少し、総合支所機能の維持が困難と予想される中

で、これまで行政が担ってきた役割を地域住民、団体、企業など多様な主体が担う方向へと転換させる新たな供給システムを構築し、住民満足度の向上と業務の簡素化、効率化を図ることを目的としております。

その組織は、法人格を有する組織を母体として、各総合支所内に設置する事業所を中心に、NPO法人やボランティア団体、企業、個人を包括する組織であり、それぞれの支援業務を行う計画としております。また、業務の移管については、町が行政責任を果たす上で必要な監督権を保有しつつ、事務事業の一部を民間委託等をはじめとするさまざまな手法により進めたいというような検討を加えているところでございます。

次に2点目、住民の生活を総合的に支援する組織を設置して運営している先進自治体はどのぐらいあるかとおたがいでございますが、一部の事務事業についてアウトソーシングを実施している自治体は多数ございますが、行財政のスリム化のみを図ったものがほとんどで、住民の生活を総合的に支援する組織は今のところ例がないようであります。組織的に総合支援センターに近いものとしましては、愛知県の高浜市が100%出資をして設立をいたしました高浜市総合サービス株式会社で、施設管理をメインに文書発送、メーター検針など多岐にわたる業務を実施しているようであります。

次に3点目、総合支援センターの決裁権者のお質しでございますが、総合支援センターはアウトソーシング手法の一つであり、町としての行政責任を果たす上で必要な監督権を保有しながら、業務を包括的に委託するものであります。したがって、権限も含めての業務委託であり、総合支援センターにおいて完結するもので、各地域の総合支援センターの責任者が決裁権者になるものと考えております。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続きまして、質問事項2の子供を守る町の機関についてお答えいたします。

その件について、その後の検討経過はということでございますが、子供の人権を守る町独自の制度について、その検討経過はというお質しですが、現在子供の人権を、人権と特定した形での検討ではありませんが、子育て支援という観点から健康福祉課の社会福祉係、健康増進係、保育所、教育委員会の学校教育課、生涯学習課、公民館などにおいて横断的、連続的な話し合いを持っております。これらの協議の結果、平成19年度から実施予定としている事業のうち関連するものとしては、新たに家庭教育連絡推進協議会を設立し、親の子育て能力の育成、父親

の子育て参加、食育による児童の育成などの具体的な事業を展開することとしております。

また、いじめ、体罰、虐待問題などに対応する安全・安心の確保のために、昨年設立した要保護児童対策ネットワーク会議の拡充、田島地区老人クラブ連絡協議会による子供見守り隊の発足、各学校に設置しているいじめ根絶チームの実効性の確保、さらに子供避難の家の充実などを進めることとしています。

したがいまして、議員の例として示されました子供の人権のオンブズマン制度の創設や子供の人権条例までは検討しておりませんが、別な観点で子供を守る政策を展開してまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上、具体的事項は担当課長に答えさせます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 町長が考えておられる総合支援センターというのは、他の自治体で実施している単なるアウトソーシングではないんですよね。行政にかわり福祉、教育、商工業などの一体化、まとめて提供するということなものですから、そういう組織ですので、そういう組織、住民は大変一日も早い設立を望んでおりますが、これも十分な検討が必要なんだろうと思うんですよ。

それで、基本指針作成にあたって、国の民間委託推進研究会というのが中間まとめを出しているんですよ。それで、その中間まとめについて、町長はこんな細かいことまでは分からないと思いますので、事務レベルで国の民間委託推進研究会の中間まとめをどの程度参考にされたのか、お尋ねをいたします。

○児山寿明議長 政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

お質しの民間委託推進協議会、おそらく総務省の外郭の協議会であろうかと思いますが、実際私は今のところ目を通してございません。ということで、現在基本指針としまして内部でとりまとめを行って大体の骨格はできておりますが、その中にもその協議会での報告内容が反映されていないということにもなるかと思えます。

以上です。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 あまり課長の責任になると私も困るんですが、実は民間委託について17年6月に発足した国の地方公共団体における民間委託の推進などに関する研究会、これは18年6月までに8回の研究会が開催されております。中間論点の整理が公表されておりますが、

この研究会では民間委託に関する基本的な考え方、選定方法のあり方、委託先との契約のあり方、公務員及び外郭団体職員の処遇のあり方など6項目について研究されているそうであります。

つい先日、中間報告、論点の整理が出ておりますので、総務省の自治行政局行政体制整備室というところに照会をいたしまして、結論的な報告書はいつ出るのでしょうかという質問をいたしましたらその回答の中に、18年度末または19年度の早い時期の公表を目指しているが具体的な公表時期は未定だということでありました。

我が南会津町においても、国の論点整理ができた後、住民の意見も十分取り入れ検討してもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は担当の政策室の方に、国が県がどうであれ、私たちが私たちの現場の目で暮らしの第一線の立場で見直しをしてほしい、こういうふうに依頼をしております。それは、これまで国や県の政策、制度、要綱等があるから、そこからはみ出せなかった。したがって、組織の論理から抜け出したものづくりをしようと、その上で、そのプロセスの中で県や国がそれぞれそれに関する事項についての目安あるいは方針等が示されていれば、そこで整合性を図って、こういう考え方で進めておりますので、私のところでは国のそういう研究会の中間まとめのものについては、今のところそれほど意識を持っておりません。

しかし、そうは言っても、議員がお質しのよう、それぞれにハードルがございますので、そのところをこれから丁寧に一つ一つクリアをしていくためには、今後十分に配慮していかねばならない、こういうふうには思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 町長の言われることはよく分かりますが、役場の仕事は町職員が地方公務員法の服務に関する規定によりまして、全体の奉仕者として職務上知り得た秘密を他に漏らすことなくその職務にあたっているわけでございます。

この民間委託の研究会では、それらについても研究をされているわけなんでありますよ。ですから、国は国、県は県という考え、それはもちろんでしょうが、そのことも今後この総合支援センターを創設されるにあたりましては、それらの上部の指導も取り入れてほしいなど、こう私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

公務員が公務員として、その領域を逸脱することはあってはなりません。ですから、それはいかなる業務の中でも、そこだけはしっかりと正していかなければなりませんので、その上で私たちは、先ほど申し上げましたように整合性を図りながら今後参考にさせていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 その研究会の中には、くどいようですが、参考までに申し上げますから答弁は要りませんが、民間委託先との契約のあり方の項で、個人情報保護、守秘義務のあり方という項目がありまして、それらについても研究会では研究しているわけでございます。

あと、その他もう一つぜひ入れてほしいと思っておりますのは、施政方針か何かでも出ておりましたが、基本指針をもとにアウトソーシングする対象事業を選定するということですが、例えば町では町独自の方針があると、こうおっしゃられるかもしれませんが、県のうつくしま行財政計画大綱によれば、アウトソーシング実行計画を立てて住民提案型アウトソーシングの取り組みがなされております。

これから検討される場合にこれらも検討されまして、この総合支援センターがスタートすれば、まさに日本中の先進自治体になるわけでありましてよ。ほかの地方自治体からの行政視察はたくさん来るんだろうと思っております。それによって町内の宿泊施設も大きな潤いがあるものと思っております。

どうか一日も早い、すばらしい、町長はじめ職員の皆さんのご努力で立派な支援センターができますようお願いしておりますが、その心構えについてお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全国に先駆けて、本当に住民が住民のために行われる行政、そして地域が次の世代、未来永劫にわたって続いていく、そういう地域形成にこの総合支援センターが一つの役割を果たすということで、議員からお質しのあったように、しっかりと足を地につけて頑張りたいと思っておりますので、今後ともご支援いただければありがたいと思っております。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 どうか立派な総合支援センターができますようお願いいたします。

なお付け加えますが、昨日でしたか、どなたかの一般質問の中で、頑張る地方応援プログラムという言葉が町長の口からありましたが、それらも頑張れば地方交付税は増えるという制度

を平成19年、今年の1月から国でスタートさせているわけですから、それらと、それから町長がいいアイデアで、いきいき同居手当支給条例などもありますから、南会津町はこれだけ頑張っているんだというような姿を国に認めてもらって、地方交付税を1円でも1万円でも5万円でも余計にいただくような方策をしてほしいと、こう思っております。1円は例えばの話でございますが、そのようにお願いをしておきたいと思っております。

あと教育長にお願いしますが、いろいろとご努力されている姿はわかりました。この前一般質問の中で申し上げました、兵庫県川西市に条例があると、こう話しましたが、子供の人権オンブズマンなる制度の条例について、例えばホームページなどを開いてごらんになりましたか。それでは、よくその辺も検討された上での今回の答弁だと思いますので、理解をいたしました。

時間は十分にありますが、私はここで一般質問を終わらせていただきます。

町長、どうかよろしく願いいたします。

○児山寿明議長 以上で、11番、目黒幸雄君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 これにて本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明16日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

散 会 午 後 時 分

平成19年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成19年3月16日(金曜日) 午前10時開議

日程第 1 報告第 1号 専決処分の報告について

専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増加及び規約
の変更について

専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解について

専決第3号 損害賠償の額の決定並びに和解について

専決第4号 和解について

日程第 2 議案第 1号 南会津町副町長の定数を定める条例

日程第 3 議案第 2号 南会津町いきいき同居手当支給条例

日程第 4 議案第 3号 南会津町環境審議会条例

日程第 5 議案第 4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例

日程第 6 議案第 5号 南会津町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 6号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例

日程第 8 議案第 7号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8号 南会津町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 9号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例

日程第12 議案第11号 南会津町税条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第13号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第14号 南会津町老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 南会津町水稻育苗施設条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 南会津町穀類乾燥調製施設条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 南会津町館岩総合交流促進施設条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する
条例
- 日程第22 議案第21号 南会津町さゆり会館条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 第1次南会津町総合振興計画について
- 日程第26 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第26号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第29 議案第35号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第36号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第31 議案第37号 平成18年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第38号 平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第39号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第34 議案第40号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第35 議案第41号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第36 議案第42号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第27号 平成19年度南会津町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（44名）

1番	楠 正次	議員	2番	内藤 孝	議員
3番	渡部 優	議員	4番	山内 政	議員
5番	高野 精一	議員	6番	馬場 信作	議員
7番	湯田 秀春	議員	8番	大宅 宗吉	議員
9番	渡部 忠雄	議員	10番	星 光久	議員
11番	目黒 幸雄	議員	12番	菅家 幸弘	議員
13番	星 登志一	議員	14番	平野 均	議員
16番	渡部 東	議員	18番	芳賀 芳一	議員
19番	芳賀沼 順一	議員	20番	星 和男	議員
21番	星 利一	議員	22番	星 茂	議員
23番	平野 昌盛	議員	24番	湯田 直美	議員
25番	森 豊喜	議員	27番	平野 五十男	議員
28番	渡部 昌仲	議員	29番	五十嵐 司	議員
30番	平野 修治	議員	31番	五十嵐 正純	議員
32番	大竹 幸一	議員	34番	酒井 昭次郎	議員
36番	阿久津 進	議員	37番	馬場 清雄	議員
38番	渡部 康吉	議員	39番	月田 和行	議員
40番	星 謙一郎	議員	41番	星 祥信	議員
42番	君島 勝美	議員	43番	村井 民重	議員
44番	河原田 苗利	議員	45番	湊田 幹夫	議員
46番	渡部 衛	議員	47番	馬場 秀男	議員
49番	大山 卓	議員	50番	児山 寿明	議員

欠席議員（3名）

26番	星 喜弥	議員	35番	平野 虎一	議員
48番	室井 強	議員			

説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣	収入役	宍戸英樹	直轄政策室長
渡部俊夫	総務課長	星廣政	企画観光課長
星光幸	税務課長	菊地新六	住民生活課長
室井裕	健康福祉課長	舟木平蔵	建設課長
児山忠男	環境水道課長	湯田タマイ	会計室長
横山孝夫	教育次長	森秀一	農林課長
湯田順一	農業委員会 事務局長	長沼芳樹	学校教育課長
星安晴	館岩総合支所長	酒井浩蔵	伊南総合支所長
五十嵐竹則	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

澤田洋一	事務局長	酒井直伸	係長
------	------	------	----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は44名であります。

都合により欠席届のあった議員は、26番、星喜弥君、35番、平野虎一君、48番、室井強君
であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎報告第1号について

○児山寿明議長 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増加及び規約の変更について、専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第3号 損害賠償の額の決定並びに和解について、専決第4号 和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これをもって、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第1号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第2、議案第1号 南会津町副町長の定数を定める条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第3、議案第2号 南会津町いきいき同居手当支給条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

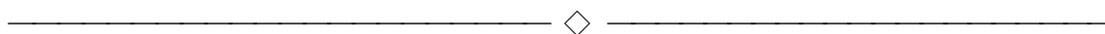
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第4、議案第3号 南会津町環境審議会条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

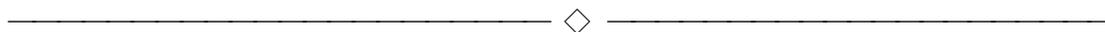
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第5、議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第6、議案第5号 南会津町議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第7、議案第6号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第8、議案第7号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第9、議案第8号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第10、議案第9号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第11、議案第10号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第12、議案第11号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第13、議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第14、議案第13号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 審議が進んだ中で初めての質問ですが、本条例について、ちょっといろいろお聞きしながら、質問をしたいと思います。

まず、新旧対照表を見ると、例えば1回券で見ると100円から200円に、そしてなおかつ委員会説明では、入湯税を外税扱いにして、窓口で払うのは100円から350円ですよという、1回券の一つの例として、その改正案であると思います。

そこでお聞きしたいことは、まず、改正の目的とといいますか、必要性、これを町長さんにお聞きしたいんですが、もう1点お聞きしたいのは、あとこれによる入湯税の収入増とといいますか、金額はいくら試算してありますかという、とりあえず2点ですが、町長さんと担当部署の

人をお願いします。

目的、必要性は、これは時代の流れがありますし、今まで入湯税を取っていなかったんで、それで取るべき施設であると、だから今度取りますと。しかも、ほかの施設との整合性の関係で外税にしますというものがまず1点あると思います。2点目は、社会情勢との整合性といえますか、ほかの民間同業者との関連で、100円はあり得ないでしょうという感じで整合性を図りたいという点も考えられます。3つ目としては、指定管理者、今これはそれに任せてあるんですが、これも100円で、いきなり旧伊南地区から広い町内一円100円、混むわ、混むわ、たしか委員会の報告では2倍から3倍近く入ったと。ところが収入は、ちょっと数字は忘れたんですが、数割、ちょっとしかふえていない。この料金表では、当然そうなります。経営も苦しいし、当然人が来るから経費はかかる。それに収入が追いつかない。だから、これで値上げ改定をしたいと。そして、4番目に考えられるのは、そのかわりと言っては何ですが、もっと利便性を高めたいと。値上げになるんですが、年間券もつくりますよと。常時使う人は、今度はそういうところでぜひ見返してください。あるいは、今まで広間の使用料、つまり部屋の使用料も取っていましたと。そこでお昼を食べたり、何か休むと、それもそれじゃ今回は無しにしましたという、値上げするんだけど、今度はそういうまた面も見ますよというのが理由かなと思いますが、一応改めて町長さんにお考えを伺います。

そしてもう1点は、入湯税の試算はどうなっていますか。

以上です。まず1回目。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま大変懇切丁寧にその理由を説明されたので、そのとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 入湯税につきまして、お答え申し上げます。

入湯税は、310万5,000円と見ております。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 何か必要性、さらにつけ加えてあったのかなと思いましたが、了解しました。

310万の今度入湯税が、今年度ゼロ円ですが、次年度の試算としては約310万入るといふことですね。

それで、その理由も、私自身が述べたようにすごくわかりやすい理由ですが、ただ、その1回券の例ですと、100円が350円になるという事実もあります。

ところで、この改正案を見た場合、ここに関係する人のちょっと関係を整理してみました。町にとっては、これはもう今まで取っていないのがおかしいので、もう310万の増収といいますか、これ早速新しい関連事業といいますか、目的税ですから、当然保養所関係の事業に使いたいと、もう待ち焦がれているでしょうし、だから一応ほくほくですよ。民間業者にしましても、今までが本当に異常であって、ようやく、例えばこの改正案になれば対等といいますか、それなりの同じ土俵でできますよということで、これは民間の人も、ある意味ではようやく普通になったなど。指定管理者にしてみましても、先ほど述べましたように、もう混むわ、混むわで、任されたはいいが、経費はかかる、収入は増えていないと、とても苦しいと。これもまた改善されて、ようやく、これもある意味じゃ特別もうけにもなりませんからね。当たり前のように改善してもらって助かると。

〔発言する者あり〕

○6番 馬場信作議員 町民にとりましても、100円から350円に、これは町民にとりましては、これは本当に今度は苦しいわけです。

そうやって4者の中で見ますと、町民は苦しんで、そこで私の質問は、1回券を例にして述べます。これを今までどおり100円にして、そして町税が増収になる分を指定管理者との間に取り決める年次の協定書の中において、その分を算定してやると。実質のその200円の利用料金並みの算定をしてやると。補てんといいますか、算定してやると。

そういうことができないかという提案と質問なんですが、まず、その前に担当部署に聞きたいんですが、そういうことは、まず可能かどうか。条例上とといいますか、法令上とといいますか、12条にありますよね。町長の許可を得て減免、または免除できると、この条項を使いまして、これも時限的に、それは1年間になるか、2年間になるか、これもまた町当局の判断になると思いますが、もちろん、例えば1年間を想定しますと、1年間は100円で減免措置を行うと。そして、年次協定書の中において、指定管理者に対しては、管理料が減った分を、収入の減った分をやると。そういうのを法的とといいますか、条例的に大丈夫なんですか。ちょっと担当部署のまずそれをお聞きしたいと思います。大丈夫かどうか。お願いします。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 それではお答えいたします。

まず、議員にご理解いただきたいのは、利用料金と入湯税の違いでございます。利用料金は、

行政サービスの対価として施設の利用料金でございまして、入湯税は地方税法に基づく目的税でございます。従いまして、課税免除につきましては、公益等の判断をし、課税免除の措置を講ずることが適当であると考えられる入湯行為について条例で定められております。その目的税の使い道は、地方税法701条で定められておりまして、環境衛生施設、観光施設、あるいは観光の振興に要する費用、消防設備施設等、それから保養所管理施設の整備に要する費用として使うことが決められておりますので、議員おただしのような目的に使用することはできないと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 ちょっと言い方が悪かったのか、要は入湯税をまけるじゃないんですね。入湯税310万入りますと、これは一般財源に入ってしまいますから、別に色がついているわけじゃないですから、要はその310万のうち100円相当分を協定書の中で算定できないかという話です。入湯税は、相変わらず当然、利用料金は100円に下げても、150円ですが、結局窓口では250円ですね。それはもう当然。だから、350円を250円にできないか。そして、その分の指定管理者の収受する金が減った分を協定書の中でできないかという、今度はこれは町長の判断になるわけですが、たとえ1年間であれ、半年間であれ、この激変緩和措置という住民に対するその意味で、半年でも、1年でも、できれば2年とか、要望は切りありませんが、その辺は町当局の判断によります。それが入湯税云々をいじるんじゃないで、そういう方式にぜひして、そうすれば、町当局も300万は入ってこないですが、単純に言えばその50円分は入ってきます。

そして、民間業者も、せっかく350円に期待して、同じ土俵と思ったんですが、ちょっとやはり250円に下がれば苦しいかもしれません。指定管理者にしましても、結果的にそこで協定書の中で協定が結ばれれば、算定してもらえれば、この改正案どおりにもられます。そして、町民にとっても、改正案では350円なんです、これは250円になるという激変緩和効果があると思います。

そういうことで、3回目ですから、これ最後だから、質問の残りはないと思うんですが、最後は町長さんに、その辺は今度は最後は判断になりますから、お願いも含めまして町長さんに質問をいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

指定管理者とも十分協議した結果でございますので、ただいま詳しいお話をいただきました

が、そういう考え方は毛頭ございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにも質疑ございませんか。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 まず、1つ目の質問は、条例の説明書がありますが、その中で、これは委員会でも説明がありましたけれども、もう一回再確認の意味で質問いたしますが、条例の説明書の中でこの保養所条例の説明の中で、町内同様施設との整合性を図りとありますね。その町内同様施設というのは、何か最初は伊南の花木の宿とか何とかという話もあったんですが、そうでもないような、南郷の施設のような話もあったんですが、それは一体どこの施設との整合性を図るのかというのをちょっと再確認の意味で質問をいたします。

それからもう一つは、この条例の新旧対照表を見てみますと、今も馬場議員の方からも質問がありましたが、まず、町民の1回券ですね。これ100円が200円に上がるということでありまして、これはほかの施設との整合性というよりも、やはり値上げということですね、早い話がね。ですから、値上げの場合には、ほかの施設との整合性という観点ではなくて、今一体どれくらいの収入があって、どれくらいの支出があって、どういう、赤字なら赤字の状態なのかという、この分析、これが必要だと思うんですよ。しかし、そういう説明は一切ありませんでした。

そこで、それがどういう状況なのか、やはりそういう別の観点からこれを分析して、値上げしなくちゃいけないんだったら、値上げしなきゃいけないという判断をする必要があると思うんですが、その2点ですね。どんなふうになっているのか伺います。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答え申し上げます。

第1点目の整合性の件でございますが、大人1回200円の値上げにつきましては、次に出てまいります館岩老人福祉センター等の施設と同じ料金にしたという考えでございます。

それから、収支の状況でございますが、18年度の見込みでございますが、赤岩温泉、収入が720万、それに対しまして支出が1,097万で、差し引き289万7,000円赤字となる見込みでございますので、この赤字を解消するために今回値上げを提案しているところでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今その整合性との関係で、館岩の老人福祉センターとの関係であると、こういう発言がありました。しかし、それはおかしいんじゃないですか。館岩との施設の

整合性であるならば、そこにちょうど条例の新旧対照表がありますけれども、館岩の施設には、高齢者については無料というのがあったわけですよ。だったら、それとの整合性だつてとる必要があるんじゃないですか。しかし、一般の200円の方だけ見ているわけでしょう。だから、それでは一般については確かに整合性はあるかもしれない。しかし、高齢者、この無料については全然整合性がないじゃないですか。今度、伊南の保養所にも高齢者無料というのを設けるならば意味がわかりますよ。だから、それは違うでしょう。そうじゃなくて、南郷の施設に合わせているんですよ。

南郷の後から出てくる条例を見ると、南郷のきららですね、あの交流センターとか、それから、その後のページにあるさゆり会館。なぜ私はそう言うかということ、小学生が今度有料と出てくるんですよ。それがありますから、その出口はどこにあるのかなと見ると、やはり南郷の施設に子供は小学生だというのがありますが、それが今度ここに来るということを考えると、これは南郷の施設との整合性を図っているんじゃないかなと私は思うんですね。そこをどう思うか、まず伺いたいと。

それから、今、赤字が289万あるという話がありました。しかし、この赤字というのは、単なるその数字ばかりじゃないと思うんですよ。例えば、今度合併して田島の方からもどんどん風呂へ入りに行けば、今度は利用が増えて赤字が減るかもしれないでしょう。そういうこともあるし、また、例えばあそこに食堂関係の施設がありますよね。あれがああの保養所に本当にふさわしいのかどうかという問題だつて、考える必要はあると思うんですよ。もっと質素な本当の共同浴場というのかな、そういう施設にだつて、最初はそうだったと思うんですよ。それがだんだん華美になって、食堂なんかがあると。食堂は、例えば土曜、日曜あたりは人がいっぱい行くときには売れるかもしれませんが、どうですか、平日はガクンと落ちるはずですよ。だから、案外食堂というのは、いいようで、普段の日は赤字なんですよ。

だから、そういうのも考える必要があるので、単純にここで1,069万から710万引いて289万が赤字だ、これだけでは、上げる理由には私は乏しいと思うんですよ。いかがですか。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えいたします。

初めの整合性の関係でございますが、整合性、館岩と申し上げましたが、館岩とか一部南郷の施設も整合性をとっております。

それから、赤字の件でございますが、やはりこの施設を末永く維持していくためには、余り赤字が続いたり、財政上無理があるということで今回値上げを提案した次第ですので、ご理

解賜りますようお願いいたします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この施設は、私が聞く中では、この町村合併した中で、ただ一つ合併のメリットがあるという、みんな田島の町民は言っているんですよ。100円を入れるから。合併のメリットは、あと何も無いと言っている。今度、冬になったら共通シーズン券が1万5,000円の値段制度ができたから、これもメリットだ、あとはないと、こう言っているんですよ。そのただ一つと言われている、2つかな、それが今度なくなったらどうするんですか。

だから、例えば入湯税はやむを得ないとしても、今までどおりに100円にするとか、何か本来はあったはずなんですよ。私は、やはりこれは絶対もっと下げるように、入湯税を取らなくするとか、あるいは入湯税を取っても値段は100円にするとかして、やはりそういう努力をすべきだと思うんですよ。それでなかったら、合併のメリットがなくなりますよ。これは今からでも修正をしてくださいよ。私は反対します、そのようなことから。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

議員は、値上げだと、こういうようなお話ですが、新旧対照表を見ていただきますとわかりますように、また、6番議員がお話のように、今までは入湯料100円と広間使用料、町民の方に100円ずついただいていたのでございます。それを利用料金ということで200円で入湯税を別にすると、その部分は変わっていないということでご理解いただきたいと思います。

また、実態上、連日にわたりこの保養所をご利用いただいている方も多数いるという観点から、今まではなかった年間券を新たに設けまして、額は1万5,000円ですが、そのようにして、その方々にも急激な値上げというんでしょうか、負担にならないように考えたところでございます。

また、旧田島地域において、合併のメリットはこれしかなかったというご発言ですが、それ以外にもたくさん旧田島の方のメリットもございますので、いろいろな機会をとらえまして議員さんからもいろいろご説明いただければありがたいと、このように考えているところでございます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 いろいろお二方から意見が出ましたけれども、私も、いきなり実質3.5倍の料金になるわけですけれども、やはりこの保養所の性質から申し上げまして、住民の

健康と生活の潤いというか、そういう面から考えれば、やはり3.5倍、いきなりのその値上げはちょっと大き過ぎると。

そして、やはり他の施設に関しましては高齢者の額が100円ということで設定ある。そしてこの場合は年間券1万5,000円ということはあるじゃないかと、こう言われますけれども、これは2日に一遍ほどの利用をしないと、その恩恵にあやかれないと。そして、これだけ広域なところで、全町民がその恩恵にあやかれるということはちょっと厳しいと。そういう面からしまして、ここの保養所条例の中に、高齢者の100円というものをぜひ入れてほしい。そのようなことでお願いしたいと思いますが、町長、どうでしょう。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

それぞれ着眼点をどこに置くかによって、その導き出される答えというのは当然違ってくると思うんですね。私が先ほど申し上げたように、指定管理者制度で運営をしております。指定管理者が指定管理者としてその施設を運営しやすい環境をつくるということは、私は施設を維持していく上で大変大事であると、このように思っております。そんな中でいろいろと協議をしてここまで来た結果でございますので、これでご理解をいただきたい。

なお、この後これを施行してみても弊害等があれば、それはその時点でまた検証をすることはやぶさかでない、こんなふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 確かに利用料金になったということは、利用者が応分の負担をすると、そういう考え方がわかりますけれども、この施設そのものは年間約3万人弱ですか、そのくらいの利用はあると思います。そして、ここを指定管理者にするがために、旧伊南村時代には、この改造として1,600万か700万ぐらいの食堂を抱き込んだり、そういう工事をしています。そういうふうにして努力してこの施設を何とか運営していこうと、こういう経緯もありますものですから、できるだけ利用者に、まして町全体に利用していただきたいと、そういう思いもあるものですから、ぜひとも高齢者の利用は何とか100円ということで、他の施設と肩を並べていただきたい。

申しわけないですけれども、もう一度その点で答弁をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 現段階では考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 料金の値上げということで、以前から利用者が希望をしておりました時間の延長等の考慮はこれからされる考えはあるか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 お答えを申し上げます。

今回、時間のいろいろなサービスの向上の面につきましても検討しておりまして、時間につきましては、現在朝8時半から19時までの営業でございますが、これを9時半から夜20時まで営業したいということで検討しております。

以上です。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 一般の観光客でありますとか、例えば田島地域から峠を越えてこられるお客様に対してのその時間延長ということ、8時までということですね。了解いたしました。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 私は、この条例の改正に反対を申し上げます。

その理由は、まず1つ目は、この保養所は、条例を見てもみますと社会福祉という位置づけになっている施設であります。しかし、私がさっき指摘しましたように、南郷の施設、これは条例にも書いてありますが主に観光の施設であります。ですから、これを整合性を図るなんていうこと自体が、やはり目的が大体合っていないんですよ。これが私の第1点の理由であります。

それから2つ目は、この値上げについて、先ほど助役の方から、広間使用料がなくなったとか、いろいろ年間券の話もありましたが、しかし、年間券だって、これは1万5,000円を割ってみますと、本当に年に相当の回数を行かなければこれに追いつかない回数がありますから、なかなかこれは75回なんていう回数は、本当に大変ですよ、これ。1万5,000円を200で割れば大変です。そんなに行けるわけがないんですよ。

しかも、今度は小学生がお金がかかるんですよ、たしか今度100円。そういうふうになってきて、もう本当にお年寄りから子供まで今度はお金を取るんだと、こういうことですから、こ

れはもう本当に実質値上げになっておりますし、先ほど言いましたように、値上げをするんだったら、もっといろいろな観点から検討する必要があるのに、非常に間違った観点から検討しているというふうに思いますから、そして、この合併で本当にみんながこれだけはよかったなとこう言っているのに、それがなくなる。そういう希望をなくすようなこの条例に反対をいたします。

○児山寿明議長 次に、賛成者の発言を許します。

42番、君島勝美君。

○42番 君島勝美議員 私はこの議案に賛成をするものでありますが、今どき100円というところはどこへ行ってありません。私は、福島県はもちろんのこと、栃木県、茨城県、どこへ行って、風呂が好きなものですから行っていますが、やはり人を雇い、そこを経営していくにはいろいろな経費がかかります。当然、今は一番騒がれているのは衛生面です。よそから来て観光客がやたらと入っていったから、その人だけのサービスということではありません。地元の年寄りの方がきれいなところで、衛生もあれば、また部屋もきれいにしてもらわなければなりません。それには値上げをしても、これぐらいのことでは何ら問題は私はないと思いますし、また、私が聞いているところによりますと、合併してよかったなど。

なぜかそれを聞くと、田島の人も、伊南、南郷、舘岩の人も、何か同じ町民の、同じ隣同士と同じ家族みたいな感じがすると。ああ、合併してよかったなど。それで、やはりよその人こうやって会話ができることはいいことだから、ぜひこの合併について、まず町の明るいまちづくりをしてもらいたいという声が多いんです。だから、私はこの議案を賛成するものであります。

○児山寿明議長 次に、反対者の発言を許します。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 私は、この緩和措置がとれる方法があるのに、とられていない点で反対いたします。

つまり、今回のある意味では、いきなりの3.5倍の値上げという、これは1回券についてです。流れを見ますと、旧伊南村時代に当初本当に掘り当てて使用を開始したときは、本当のプレハブの村湯、町湯的な、入湯税もかからない、例外規定にあたる施設でありました。100円も自由意思で、番人もいませんというか、自由意思で払ってくださいと。その流れをほうっておいたといいますか、途中から、ある意味じゃ今度は保養所として、もう入湯税を取らざるを得ない、取るべく施設に改修したにもかかわらず、そのまま怠慢といいますか、怠ってきた。

しかし、合併したときには、旧町村のすべてを引き継ぐのは町でありますから、なくなった伊南村に責任を押しつけるよりも、その責任は、これは町が引き継いでいるわけです。したがって、そういう意味では、引き継いだ町が何らかの緩和措置、指定管理者にも迷惑をかけない、町のそのかわり収入が減る方法はあるとは思いますが、それがとられていないので、私は一応反対します。

○児山寿明議長 次に、賛成者の発言を許します。

43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 今2人の人に反対のご意見がございましたが、確かに合併いたしましたよかったですというような声で、田島方面からもどんどんおいでになっております。これは倍以上もあると思うんですが、多くの人が立ち寄って入浴されると、どうしても施設関係においてもいろいろな損傷が起きてまいります。まして、指定管理者制度になってくれば、ある程度の目安がなければ指定管理者も大変だと思います。こうして当初予算の中身を見ますと、指定管理者制度になっても指定管理者委託料というような各方面においても、やはり相当の金額が出されておるところを見ますと、やはり君島議員が申しあげましたように、200円ぐらいは上げていいんじゃないかな。

もともと伊南村は、今まで信作君が言うておりましたが、観光は向こうの花木の宿の方、あそこは保養所というような面で作ってまいりましたが、本当に100円で入れるから、うちに風呂を立てないでというような人があの地区には相当数おられます。でも、今度も200円でもおそらく、私も通っておりますが、減る見込みはないと思います。それについても何がしの100円のオーバーとなるようでございますが、これはやむを得ない事情ではないかなと私は感じますので、賛成をいたします。

○児山寿明議長 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第13号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議案第13号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例は、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第15、議案第14号 南会津町老人福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この案件も今の保養所と似ている内容であります、この条例の説明書には、ほかの施設との整合性を図るといのは説明はないんですけれども、これもやはり私は、小学生が今度出てきます。高齢者が100円に上がるほか、小学生が出てきますので、やはり南郷の施設と整合性を図っているんじゃないかなと私は思うんですが、まずその点いかがでしょうか。

それから、ここについても、先ほども言いましたように、値上げするんであれば今現在の収支はどうなんだと、その観点の分析も説明も何もないということですから、そこはどうなっているか伺います。収支のことを伺います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 質問にお答えいたします。

この金額でございますが、これは伊南保養所との整合性を図りました。それとあと、子供については南郷の老人センター、だから南郷の関係を若干その小学生については入れたということでございます。

あともう1点でございますが、収支についてでございますが、まだ平成18年ではちょっと出てきませんが、平成17年度は使用料が51万4,000円。指定管理料が、ちょっと17年度の指定管理料は持ち合わせておりませんが、19年度の予算でいきますと294万の指定管理料でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 伊南の施設との整合性を図ったと言っていますが、それも何だかさっぱりわからない整合性で、今まで館岩で一般が200円だったでしょう。それで伊南で今まで一般が100円だったでしょう。何も整合性を図ってないと思うんですよね。伊南に合わせて100円にするんだったら、整合性はいいですよ。伊南の前の状況ですよ。これにするんなら整合性を図っていますけれども、全然整合性を図っていないと思うんですよ。それは小学生と同じく、これは南郷の施設と図っているんじゃないですか。だから、福祉施設と観光施設を混同していると思うんですよ、混同。

それからもう1点は、先ほどの説明で、何か51万というのは、これは収入ということでもいいんですか。何かちょっとわからない説明だったんですが、収入で支出が294万ということでもいいんですか、これ。差し引き240何万が赤字ということでもいいんですか、これで。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

まず、1点目でございますが、まず、館岩の場合は高齢者は今までゼロでございましたけれども、これはただということではなくて、一応100円いただきましょうと。一般に関しては今までの200円と。それからあとは、今までいただいていた冬期加算料、それから部屋の関係はいただかないと、もう使っていただくということで、その辺は大分住民の方を面倒見ていると。

それからもう1点は、高齢者が今まで70歳ということでしたが、これを65歳にするということでございますので。

あと2点目に関しては、一応収入でございますが、これは17年度の収入が使用料、一応51万4,000円の売り上げということでございます。今回の指定管理料に関しましては、これは290万というのは19年度の予算の要望額でございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 これは、先ほどと同じような理由になりますが、やはり1つの理由は、保健福祉施設、それと観光施設を混同しているというのが私のまず反対の理由であります。

そして、値上げについても、高齢者が今までは無料だったわけですね。しかし、室内加算をすれば、部屋を使えば高齢者は100円はかかっていたんですが、今度はもう部屋を使わなくとも、高齢者はふろ代が100円と、それから入湯税が150円ということで250円ですよ。ですから、これは2.5倍というのかな、さっきの伊南は3.5倍だけれども、これはゼロから250円だから、もう物すごい、2.5倍とこういうのは言わないんですよ。何か無限大みたいな、そういう表現ですよ。ですから、大変なこれは負担となってくると。それから、小学生も今度増えてくるということで、物すごい値上げになります。

そういう点で、私は前から言っているように、さっきも言ったように、値上げはやはり別な観点からもっと総合的に考えるべきだというふうに思いますので、これについては反対をいたします。

○児山寿明議長 次に、賛成者の発言を許します。

1番、楠正次君。

○1番 楠正次議員 私も県内の施設と館岩の施設が、今幸一議員が言ったように、ゼロから100円、高齢者だと100倍という表現はないんでしょうけれども、調べてみましたが、やはりただという、このおんぶにだっこみたいな行政というのは、今やはり私はおかしいと思います。

この提案は熟慮に熟慮を重ねられた結果であろうと思いますし、受益者負担の原則に合致した提案であると思いますので、賛成いたします。

○児山寿明議長 次に、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第14号 南会津町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議案第14号 南会津町老人福祉センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第16、議案第15号 南会津町水稻育苗施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第17、議案第16号 南会津町穀類乾燥調製施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 ライスセンターと、以下ライスセンターと条例の方でなっていますんで、南会津町のライスセンターの件について、あわせてお伺いしたいと思います。

我々産業建設委員会で、昨年、各農業施設を視察してまいりました。当然つくったときには旧村単位でやっていたので、補助金等のあり方、あるいは受益者負担のあり方等ばらばらでありました。ただ、これは合併しましたから、同じような施設はやはり見直すべきじゃないかなと、私はこんなふうに思うんですよ。

それで、例えば伊南とそれから館岩のライスセンターの場合には、受益者負担というのは、ほとんど多分使用料だけでなっているんじゃないかなと。ただし、南郷のライスセンター、これは構成員が5名ですから、そのいきさつがどんなふうだったかわかりませんが、ここだけは、その構成員5名が全体の金額の25%を自己負担していると。それで、今後の維持管理費も自分たちがやると。聞くところによると、この5人の方たちは、毎年400万円ほど出しているらしいです。

目的はライスセンターですから、同じです。ですから、そういうことを考えると、今回の伊南のライスセンターは委託料ももらっているわけですよ。なおかつ、今回、利用料としてその利用料も自分たちで使えると。片方は今までの残金400万円払っていて、なおかつ維持管理費も出さなきゃいけないということになると、これは相当な不公平感があるんじゃないかなと私は思うんですけども、今度の町長のこのライスセンターに対する考え方ですね。現状を見て、あるいは今後調べて、そういった困っているところに少し補助の手をあげるのか、その辺の方針をちょっとお聞かせ願いたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま議員からご指摘がありましたように、南郷地区の方のライスセンターの経営にあたっている人から、それぞれ1度いろいろと問題を聞いてほしいということで話がありました。しかし、時間の関係もあって実際にまだ会っておりませんが、その実情を聞きながら、そして先ほどからお話がありましたように、安ければいい、無料であればいい、こういう仕組みを真剣に考えていかなければなりませんので、それぞれ伊南のライスセンター、あるいは館岩のライスセンターの経営、指定管理者として経営にあたっている方々ともできるだけ早い機会に懇談を持って、調整、整合性をこれから確認していきたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第18、議案第17号 南会津町地区集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第19、議案第18号 南会津町生活改善センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第20、議案第19号 南会津町舘岩総合交流促進施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第21、議案第20号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この案件については、委員会でも説明がありましたが、私はその場で何回も言ったんですが、ちょっと納得いかなかったものですから質問いたしますが、この条例の新旧対照表を見ますと、入湯税を含むというふうに今までなっていたんですけども、今回はその言葉が入っていないと。そして、その分だけ金額が150円が引けているというのが主な内容でありますので、反対をするわけではありませんが、ただ、入湯税の表示、これはあつた方がわかりやすいんじゃないですかということを私は何回も言ったんですが、それは何かの法律か何かであるからというようなことで、よくその説明がわからなかったんですが、そこをまずもう一回確認したいと思います。

それからもう一つは、条例集の9,374ページかな、この伊南の小豆温泉の花木の宿条例というのがあるんですね。そこを見てみますと、今回の議案には上がっていませんけれども、そこではちゃんと入湯税150円を別途加算すると書いてあるんですよ。ですから、そういう条例がちゃんとしっかりあるわけですから、これは今回その改正の対象になっていないわけですか

ら、やはりそれを見ると、別途加算するというふうな表現をここに入れた方が、だれが見てもわかりやすいと思うんですね。

この条例の説明書、説明書の改正理由ですね、そこを見ても、供用の同様施設との整合性を図り、料金体系をよりわかりやすいものとするためと、こうなっているんですが、この入湯税を別途加算するということをちゃんと入れた方が、私はよりわかりやすいと思うんですね。わかりやすい行政と、それをやるべきだと思うんですが、なぜそういうふうにしないのかね。

また、そういうふうにしなくてもいいような、何か入湯税の法律でそういうふうに別の方がいいんだという、どこにそういう決まりがあるのかどうか、その2点伺います。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまのご質問にお答えします。

今回の条例改正につきましては、入湯税は内税から外税に改めるものでありますし、入湯税につきましては、南会津町の税条例の中に入湯税の額はきちんと定められておりますので、議員おっしゃるように、花木の宿では入湯税を別途加算するというようなことでありましたけれども、まだ、先ほど、昨日というか議会初日の日に、町長の施政方針の中にもありましたように、これから調整していく部分もまだいっぱいありますというようなことなんですけれども、今回は入湯税を外税にするということで、あとはその対応としましては、この条例改正する際に第三セクターの方とその都度協議して、きちんと議会が終了次第に、チラシとか回覧等を図って住民等に周知を図っていききたいというようなことで考えておりますので、この辺はご理解を賜りたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、それじゃ花木の宿には入湯税別途加算となっているのを、今後の議会の中でそれも削る可能性があるということですか。

それが1つと、それからもう一つは、入湯税は町の条例に別途ちゃんと書いてあるというけれども、だからそこで、ここに、この条例に別途加算すると書くのはまずいということも書いてあるんですかと私は言っているんですよ。まずくないでしょう。ここに書いた方がわかりやすいんじゃないんですかと私は言っているんですよ。別途加算するよ、入湯税、例えば昼間大人の場合、今までは700円で入湯税を含めると。今度は大人550円でしょう。これのほかに別途加算するとあった方がわかりやすいでしょうと私は言っているんですよ。そういうのを書いてまずということがどこかにあるんですかと私は言っているんですが。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまの質問にお答えします。

書いてまずいということはありませんので、その辺については今度十分検討していきたいと思えますけれども、当面は、住民等に周知を図っていく過程の中で、今回この条例を提案させていただきましたので、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 これについては、窓口の表示とか、あるいは領収証とか、いろいろな面で住民をトラブルを起こさないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。なるべくは今後記入するように前向きに検討してください。お願ひします。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

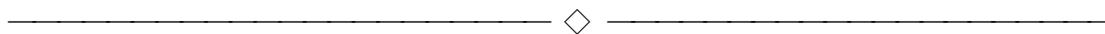
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありせんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第22、議案第21号 南会津町さゆり会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第23、議案第22号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第24、議案第23号 南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第25、議案第24号 第1次南会津町総合振興計画についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第26、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第27、議案第26号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを

議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第1号の質疑、採決

○児山寿明議長 次に、日程第28、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 提案理由の説明はいただきましたが、前の方が私の記憶では19年1月31日付で退職されたと。それで、後任は何月何日から3年間ということになるかと思いますが、その起算日を教えていただきたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

本定例会でご同意いただけますれば、法務省法務局を通じて上申いたしまして、現在の予定ですと、本年の7月初日に委嘱されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎動議

○児山寿明議長 31番、五十嵐正純君。

○31番 五十嵐正純議員 議案第35号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第4号）から議案第42号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）までを本日の議事日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とされるよう動議を提出いたします。

○児山寿明議長 お諮りいたします。

ただいま31番、五十嵐正純君から、日程の順序を変更し、議案第35号から議案第42号を先に審議することの動議が提出されました。この動議に賛成者はありますか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○児山寿明議長 この動議は賛成者がありますので、成立しております。

日程の順序を変更し、議案第35号から議案第42号を先に審議することについて採決をします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 しばらくお待ちください。

ありがとうございました。

起立多数です。

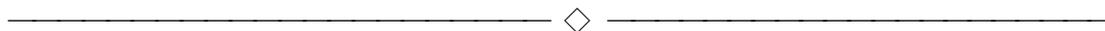
よって、日程の順序を変更し、議案第35号から議案第42号を先に審議することの動議は可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

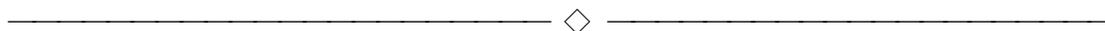
再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の変更

○児山寿明議長 本日の議事日程第29、議案第27号の前に平成18年度各補正予算を審議することとし、順次日程を繰り下げて議題といたします。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第29、議案第35号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 一般補正の19ページですが、高度情報化推進費の中の工事請負費でブロードバンド基盤整備工事請負で、減額もありますが結果的に1億2,700云々の増額になっていますが、まず、伊南、南郷地域と田島地域とありますが、伊南、南郷地域は増額かと思いますが、当初聞いたのは、今年度は田島地区と町でやると、NTTでやる分もありますが、民間でやるということは。西部の方は南郷地区の和泉田地区とは聞いたんですが、その補正だと思いましたが、伊南が入っているんで、これは新規なんですか。

そして、大川地区の方は、まだ全然ブロードバンドは入っていないんですが、じゃどこですか、場所は。

あるいは、中身はどういうブロードバンドといいますか、工事なのか。

新規かどうか、場所はどこですか。内容はどうですかをお尋ねします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の今回のブロードバンド基盤整備工事請負費の田島地域の減額ということにつきましては、先般というか、荒海地区、それから針生地区、それから和泉田地区、その減額の方でございます。

それから、伊南、南郷地域とありますが、これにつきましては、和泉田地区を除きまして、新年度で和泉田の境から南郷まで分は基盤整備で19年度でまた上がってきますが、今回の18年度で上げた分は、南郷から東、それからスキー場、高畑スキー場のずって行って。それから、館岩の支所までの分、その分が新たに今回繰り越しで上げたということでございます。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 挙手をして質問をしてください。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 はい、そういうことでございます。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 そうすると、新規に始まる分、ちょっとどんな内容か、つまり、どんな形式のブロードバンドが入ってくるんですかとか、そしてあと、これはいずれ当然、個々の家庭に接続するものであると思いますので、そうすると、ケーブルテレビ方式ではなっているのをたしかどこかで見たんですが、あるいは聞いたんですが、それも含めて、どんなまず方式か。

そして、実際今度は次年度を含めての継続事業だったんですが、その場合、個々の接続の場合の接続料なりとかの経費の問題ですね。そういう、それはもう決まっているんですかね。地区協議会とか含めて、そういう地域の説明はどうなっていますか。この辺をお尋ねします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 まず、1点目はどんな方式かということですが、今回のこの基盤整備事業につきましては、事業費が合併補助金、これが前倒しで来たものですから、内容は全く同じでございます。荒海地区、それから針生、それから和泉田でやった事業内容と同じでござ

いますが、今回合併補助金が前倒しになってきた分をやると。

それから、どんな工法かということですが、工法は、今申し上げましたように、1つは旧南郷地区、そこから東、それから高畑スキー場、それから館岩をつなぐブロードバンドの整備事業ということでございます。この申請数とか何かについては、その戸数とか何かによって決まってくるので、それではじいております。

それで、施政方針の中で、実はケーブルテレビに若干つなぐようなイメージはあったんですが、そうでなくて、館岩村はケーブルテレビですが、行政間のネットワークが必要だということで、全部の総合支所と本庁を光で結ぶという意味での結ぶということで、ケーブルテレビをすべてやるという意味ではなかったものですから、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

この基盤整備をやることによって、館岩村の旧町内はケーブルテレビで全部結んでおります。ただ、残念ながら、本庁との光で結ばれていないものですから、耻風から先の方はそういうことで行政同士で結ぶと。それから、それ以外の伊南地区、南郷地区の残った分は、光ケーブル、まさにブロードバンドの基盤整備を新規に行うと。その補助金が合併補助金の前倒しで行うということでございます。

〔「接続料」と言う者あり〕

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 個々の接続の関係ですが、これは町が支線をやりまして、あとはNTTさんが供用できるような形で貸し出すものですから、NTTさんがおやりになるということです。

〔「もう1点あります」と言う者あり〕

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 地域協議会への説明ですが、これにつきましては、各地域事業でなくて広域事業という形でこういうふうにしたいという説明は行っております。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第30、議案第36号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第31、議案第37号 平成18年度南会津町老人保健特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第32、議案第38号 平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第33、議案第39号 平成18年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第34、議案第40号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第35、議案第41号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第36、議案第42号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第37、議案第27号 平成19年度南会津町一般会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 それでは、一般会計予算につきまして、関連ある何点か質問をさせていただきます。

本予算は18年度予算に比べて6.5%のマイナスということで、大変苦勞をなされたと思われ
ます。最初に、町長は、やる気のある団体、それから提案型の事業には予算をつけますとい
うことで、各団体に対する補助金、それから委託料関係はすべて見直しされたようなんで
すが、おおよその程度の見直しであったのか、お尋ねしたいと思います。

また、査定でゼロ査定が何件かあったようにお聞きしていますが、事業名と18年度の予算の
金額、そしてゼロ円になったその基準が何であったのか、お聞きしたいと思います。

それからもう1点は、観光公社、仮称ですね、の株式会社についてであります、全員協議
会の中でも、それから湊田議員、大竹議員の一般質問の中でも聞いたわけですが、どう
しても私のあの頭脳では理解できない。なぜ既存の会社、例えば夢開発の事業部門とし
てできなかったのか。また、現在ある第三セクターを一本化して、その中でできなかつ
たのか。その辺がどうしても分からない。

例えば民間会社として設立しようとするれば、少なくとももう3年程度で黒字にしなければ
ならないし、金融機関からも融資を受けられないと、そういうことで、会社としては不
可能であると。何で民間会社でできないようなことが行政ではできるのか、これまた理
解に苦しむところであります。

今回の会社の損益計算書を年度別に見ますと、ステーションプラザという、母屋を無償とい
うより、物品販売、レストラン事業、そして管理委託料までいただいて、5年後には百
何万の黒字にするというのが計画です。だれが見ても、ちょっと聞いても、判断が甘
いと私は思います。

営業、それから管理部門のプラス要因、これは現在、夢開発がやっておる事業の一部
でありまして、新会社ができてこの利益が出るものではない。当然町から見れば、今
までの夢開発の利益を単に新会社に移したにすぎない。とすれば、実際の新会社は、
観光部門のマイナス要因だけが残ると。5年間で1億470万ですか、これが出ると。
この金額は、果たしてこれから今後、町のどのような財政の中から出していくか、
この辺が非常に疑問な訳であります。

それから、営業管理の中のその他の収入720万となっておりますが、19年度予算の
ステーションプラザの管理委託料は620万。100万多いんです。これは委託料だと聞
いたんですが、これは100万をどこから持ってくるのかですね。これもお聞きした
いと思います。

それから、指定管理料についてであります、どのような見直しをしたのか、ちよ
っとお伺いしたい。私は、この指定管理委託料について、町長に以前、これは高
いか、安いか、適正かということをお聞きして、町長から適正であるという答
えをもらっております。しかし、例え

ば我々が新会社を何であろうが立ち上げようと、そこで商売をしようと思ったときに、例えばステーションプラザのような場所で物品販売、レストラン事業、そういう事業をやりながら管理委託料をもらえるなどということは、ちょっと私としては考えられない。当然その事業をやる方から町としては家賃をもらうべきだと私は思いますが、その辺をどのように考えるかお伺いしたいと思います。

できれば、この管理委託料、これはぜひ見直しをお願いしたい、このように思いますが、いかがですか。よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

大変多くの質問があったかと思しますので、答弁漏れがあったら再度お願いをしたいと思います。まず、予算査定の見直し額についてであります。ここで総額について承知しておりませんので、額については申し上げられませんが、基本的に今まで実施してきたから継続として事業だということは、それは何らかの事業効果が上がっていると、あるいは将来に期待できると、つまりこの事業は現在まで10年、あるいは5年やってきたんだけど、あと3年やると、あるいはあと10年間かけないと効果が出ませんと、こういう答えを用意しているものについては、しっかりと査定で予算づけをしました。しかし、そういう見通しのないものについては、予算に私は認められない。ないよりはあった方がいいんだということ、それから今まであったものをなくすと大変困る人がいるんだということ、それだけの理由では予算の中でしっかりと査定する条件が整っていないということでゼロ査定にしたものもございます。

私が覚えているゼロ査定の内容は、田島地域で行われている商工紅葉祭であります。これはなぜゼロ査定にしましたかといいますと、実行委員会の方で本当に必要があるのかという、実はそういう意見が私のところにも届いておりました。そして、もし本当にやる気があるならば、発展支援事業が用意されていますよということをお願いしてきました。

そのほかの、例えば田島地域の商工紅葉祭はそういう訳ですが、伊南にも、あるいは館岩にも、南郷にも、そういう事業がありました。しかし、それは予算査定の期間の中でしっかりとこういう効果をねらうんです、こういう経済効果があるんです、あるいはこういうもの等をつなげていくことによって、こういう間接的な医療費の削減になるんだと、こういう答え、計画があったので、そのことについてはしっかりと予算づけをしたということでございます。

なお、詳しいデータが欲しければ、後ほどそれは差し上げたいと思います。

それから、仮称南会津町観光公社の件であります。これまでも何回も説明をしま

した。理解できるか、できないかは、個人の資質の問題じゃないでしょうか。

私は全員協議会の中でも、そしてまたほかの機会をとらえながら、何度も何度も、あるいは一般質問の中でも説明してまいりました。つまり、これまで縦割りの中でそれぞれの会社が努力をしてきたんです。そして、それぞれの会社が、例えばさゆりの里の経営については、公費支出負担が多いのではないかと、こういうふうと言われる。そこで働いている人たちは大変つらいんですよ。毎回毎回議会で取り上げられる。しかし、先人の人たちはいろいろな時代背景の中でそれを作ったんです。作った資源を横糸を張りながらしっかりと連携をとって、ネットワークを組んで、そして経費節減を図りながら、新たないわゆる旅行パッケージも作りながら、あるいは商品開発をしていこうと。どこの会社でばらばらにやっていたんでは、これが成果を見ない。だから、それらをネットワークできちっと包含できる、今回のいわゆる仮称ではありますが、南会津町観光公社を立ち上げて、しっかりとそこで働く人たちの将来の安定を図っていこうと、こういう目的でやっているわけですから、何ら私は問題ないので、これ以上詳しく説明を加えるつもりはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、個々の数字、あるいは指定管理料の委託料、これについては、私は今もって適正であると思っておりますし、個々のデータについては担当課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 答えいたします。

個々の数字的なお質しにお答えいたします。

まず、5年間で、先にご説明をしました収支計画書の中で1億円相当の赤字が出るという件につきましては、計画の中では5年間で2,725万7,000円の赤字というふうに見ております。さらに、夢開発の売り上げを単に新会社の方に移行されるだけではないのかということについてでございますが、確かに物産販売、レストラン事業につきましては、そのまま新会社が受け継ぎ、ある程度拡張させて事業を行うといたしましても、おっしゃるとおりというふうに考えますが、新会社の目的は、あくまで旅行を誘致して、それを地域の経済の活性化につなげていくということが大きな目的の一つでございます。収支計画書の中でも、一般旅行事業と教育旅行事業で、5年間の計画で約2億1,000万の売り上げを計画しております。これが地域経済に約1.5倍の波及効果をもたらすというふうに仮定しますと、新たに3億1,500万のお金が、この南会津町の地域に新たな経済効果として生まれるということを考えますれば、新会社の役割と申しますか、目的が十分に達成されるというふうに考えております。

それから、指定管理料の営業管理に上がっております720万につきましては、内訳が町からの指定管理委託料として600万、さらにはステーションプラザを貸し出ししたり、そういった利用料金として上がる収入額が100万ということで、その合計でございます。

それから、指定管理料につきましては、建物の維持管理費に主に使われるということになりますので、計画ではステーションプラザの電気、ガス、水道代が年間600万、それから下水道代が110万ほど実績の見込みからかかる予定となっておりますので、そういった維持管理経費に主に使われるものというふうに考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○児山寿明議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 町長さんから、これは個人の資質の問題だと、こう言われれば、もう本当に何とも言うてみようがありません。

ただ、現実問題、教育旅行、一般旅行で、今、宍戸室長が言われたとおり、もう2億1,000万、それからそのほかの経済効果を考えれば、これ以上のものがあるのかも知れません。ただ、現実この収支計画書を見る限り、私は営業管理部門だけのものはもう今あるんだと、新会社が出来たから、これが利益として上がるんじゃないんだということは間違いないと思うんですね。そうすれば、観光部門だけを見るものがこれは当然だ。そうすると、観光部門で毎年毎年、2,278万、2,311万、2,126万、それから1,961万、それから1,796万、必ずこれはマイナス出ているんですね。だから、この辺がちょっと私は甘いんじゃないですかと言ってるんです。

だから、これを果たして経済効果だけでやっていいのかどうか。これからこの金額がマイナスの財産として残っていくはずなんですよ、町の財政の中ではね。だから、それをどうするのが非常に心配なんです。これは、やはりやるべきではないと私は思います。この点、もう一遍聞きたいと思います。

あと、指定管理委託料については見直すつもりはありませんということですから、これは町長さんの意見と私の意見が違うだけですから、これはしようがないと思います。

ただ、現実と、私は行政がちょっと営業面とかそういうもので考えが甘いなと感じるのは、前にも言いましたけれども、民間であれば家賃を払っているんで、それで商売をやるわけですよ。そこに会議室があろうが、トイレがあろうが、それは商売をやっている人がきちっと管理して、それでやっているわけですから、この管理委託料を600万を出してやらせるというのは、もうちょっとおかしいというような感じがあります。町長さんが言われるように資質の違い、考え方の違いだと言われればそれまでですが、もう一度お答えをお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

着眼点をどこに置くかによって、多分その論点が変わるんだろうと思うんですね。例えば、今のお話の前後するかもしれませんが、仮に民間が家賃を払って営業をするということであれば、これは正しい、そうあるべきだと思いますよ。空き店舗はなぜ増えるんでしょうか。空き店舗を増やしたままでいいんですか。つまり、私が言いたいのは、このままの状態で民間のルール、あるいは民間の考え方、ベースで行ったら、本当に町の経済が、商工業者がこの先どうなるんだろう。そこである一定期間体力がつくまで、行政が後方支援なり、環境整備をしてあげるといことはとても大事なことだというふうに私は思っております。そういう意味で、指定管理料は適正であるというふうに認識をしております。

その上で、先ほども申し上げましたが、確かに新会社の固体としての経営を赤字にさせるわけにはいきません。できるだけ健全な経営に持っていかねばなりません。だけれども、そういう会社を確認して、今まで例えば山村道場にどのくらいお金を投資されたかご存じだと思いますけれども、生かされていないんですよ。あるいは、この御蔵入交流館は確かに大勢の方が利用されています。しかし、議員からのお質しもあったように、管理費が7,000万円ほどかかっているわけですね。これらをじゃ、ずっとできたから計画的にいくんですかと。じゃ、この御蔵入交流館も含めて、ここも289号線が通ります、開通になります。それとあわせて拠点づくりもやりましょうと、そのときに、今までは役場が大体主導権でやってきたんです。だから、役場の人たちは行政サービスをしなきゃならない、あるいはいろいろな制約を受けながらその活動範囲が限られてきた。でも、そういう新しい会社によって、新しい情報と新しい社会のニーズに合わせたものをしっかりと取り組みながらやっていこうということなので、まさしく議員お質しのように、だからと言って赤字を出していいとは言いません。しかし、できるだけ早く経営が健全になるように、黒字にするように努力をしながらも、その会社は何とか地域資源を掘り起こして、自前の南会津町ならではの経済を興すためになくってはならないものだ、こういうことで考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 町長の言わんとすることは、よく分かりました。

しかし、しかしですよ、どうして観光の一本化をねらうんだと、ネットワークをつくって活性化を図りながら一本化をしたいと、それは分かりました。なぜ、だったら、今の第三セクター、会社、夢開発に会津高原リゾートとかと、INAとか、いろいろありますね。これを一本化できないですか。これを一本化して、これをまとめることによっても私は可能だと思います

が、最後です。これでひとつお答え願います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員の経営者の1人ですからお分かりでしょうが、会社というのは生き物なんです。例えばどんなに、私は今100%出資の会社にとってはオーナーとしてその相談を受けることになっておりますが、これはその会社には、会社の経営に携わっている者、それから会社を実際に動かしている社員、従業員、これすべての魂が入っているんですよ。これを合体、合併するには、それぞれの会社の精神、考え、魂を十分に議論しながら、理解を深めながらやっていく必要があるんです。ですから、将来的にはそういうこともあり得るかもしれません。しかし、そこまでほうっておけないので、この会社を作ってやろうとしているわけですから、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 私の方からは、平成19年度一般会計、内容によっては特別会計も含めた内容を言うかもしれませんが、まず第1には一般会計のことで申し上げますと、町の町税が非常に伸びているという内容を、過般の総務委員会のとときに税務課長にどうなんだと聞きましてところ、これの要因というのは、税源移譲による伸びであるということでありました。なるほどな、税源移譲、政府もいろいろこういう手当もしているんだなというような感じで受けとめたんですが、これは三位一体改革でもって税源移譲はするという、あるいは地方交付税などにもいろいろ諸般のことを諸々を書いてあるわけですが、その中の一端であるなというふうに受けとめております。

その金額を申し上げなくても、これは一般会計の11ページに出ておりますが、どなたでも分かる内容であります。そのマイナスになった以降というのは1億3,106万であったという内容であります。しかしながら、これはありがたい話だなというふうに簡単には受けとめられない事情があるわけなんです。

それを申し上げますと、国庫補助負担金というのが大きく減額されている内容であります。中身を言いますと、義務教育費国庫負担金や児童手当等、そのほかにも生活保護国庫負担金等が軒並み減額されている内容でありますので、またそのほかにも地方交付税は3億3,500万ほど減額されておる内容でありまして、これらを総体的に考えてみますと、まずマイナス移行になっているんですね、財政事情が。だから、そうしていきますと、ずっとこう見てまいります

と、ここの11ページを見ていただきますと、伸びを示しているのは5つ、5項目あるわけですが、そのほかはすべて三角マークであります。この状態の経済状態をこれから長いスパンで考えていくと、将来的には夕張のような財政事情になってくるのではないかというふうに私は思います。ただ、申し上げますが、南会津だけの問題でもなかろうかと思しますので、そんなに危機感を持つ必要もないかなとは思いますが、どうでしょうかね。これはやはり解決するには、個人所得とか、そういう所得の向上などが最も基礎的な打開策として考えられるのではないかと思うんですが、まず第1点、その辺についてお伺いをします。

もし、足りない場合は、結局、負債とか、そういう起債を起こすというような内容になってくるんだと思うんですが、そこら辺も含めて総体で185億ぐらい、4億でしたかね。総体で特別会計を含めて。そうしたときに予算のやりくりとか、そういう作業はされるわけなんです。どの辺に力点を置いていろいろ操作されるのか、非常にこれは大ざっぱな話でありますので、できれば私であったらこういうふうにやりますというようなことを、町長さんでもいいですし、税務課長さんでもよろしいですから、ご答弁をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が今さまざまな観点からご心配をされた内容であります。実際に国の方の交付税等を考えれば、三位一体改革の中の税源移譲といいながら、地方にとっては十分な税源確保ができていないというのが実態であります。そのことについて、地方6団体の中で、さらに第2ステージの中で訴えていかなければならないということが一つございます。

しかし、一方でご指摘いただいたように、個人所得をどうやって伸ばしていくかということが私たちに与えられた課題でもありますので、このことについては、前段でも若干提案理由のときに申し上げましたが、南会津にある資源というのは、皆さんいろいろな立場から、おそらくこれまで真剣に資源の活用について取り組みをされてきたと思います。しかし、その取り組みが、私の見る限りではどうしても個人分散型になっている。したがって、これを何とかつなげたいということも含めまして、今回予算額としては少ないんですが、健康なお年寄りも国民年金だけに頼るんじゃなくて、少しでも収入に結びつけるということで、山野資源の活用を、遊休農地の対策を含めてしっかりとやっていこうということで取り組みを進めました。

そのほか、13番議員からもお質しがありましたが、企業、雇用の創出、ここのところしっかりと力点を置いて今後収入源の確保に努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

細かいところの答弁については、担当課長の方から必要があれば答弁させますので、よろし

くお願いします。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 答えいたします。

私は、税務課長の立場では、政策的なものよりも、まず与えられた税務行政の使命の中で一生懸命徴収率を上げていくということが私の仕事だと思っております。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 税源移譲のこの制度は、平成16年から平成18年にかけての税源移譲について3兆円の減税をすると国は言っておりますね。このことが19年の過般18年度で、今年度の予算の中にもいろいろ1億3,000万ほどの計画がされておるわけなんですけれども、来年度以降もこのように変わらない内容で税源移譲がなされるのかどうか。単年度でいきますと3兆円ですから、1兆円を全国にばらまくという内容になろうかと思うんですが、変わりなく税源移譲がこの南会津の中に来るのかという話なんです、どうでしょうか、その辺。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、この問題については、三位一体改革あわせて税源移譲ですが、第2ステージに進むということで新聞等でも報道されております。したがって、私たち市町村の首長をはじめ、議長会、それから県知事会等、しっかりと地方に税源が継続的に、しかも私たちが期待する額が移譲されるようにこれから頑張ってまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 わかりました。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 何点か質問をしてみたいです。

まず1つ目は、70ページの扶助費の中で、はり、きゅうマッサージの助成費117万円が上がっておりますが、これについて、昨年12月議会でも、昨年は当初が98万でありましたが、そこから57万の減額になって、実質は40万しか去年は実績がなかったというふうになっております。その背景としまして、利用年齢が65から70に上がったり、あるいは補助額が1,500円から1,000円に下がったりしておりました。そこで、合併前のように戻してはどうかというような提案をしておきましたが、今回その内容がどういうふうに変ったのか。前のようになったのか。そこを伺いたいと思えます。

それから、78ページに行きまして、一番上に統合保育所建設事業があります。これについては私もこの前一般質問をしましたが、ここに1,548万2,000円と上がっておりますが、この前の全員協議会の際の説明資料を見ますと、金額が若干合わないんですね。若干合わないんですよ。何ぼか合わないんですが、それはどういう理由なのかね。説明書では1,566万2,000円となっていますね。ですから、何ぼか合わないんですね。合わないかわりに、こっちの予算書の方は少ないんですけれども、項目としては基本設計委託料とそれから実施設計委託料、それから不動産鑑定委託料も入っていますので、項目としてはこっちの方が多いいんですね。ですから、その辺は金額的な問題はないのかどうか。

あわせて、その金額のほかに、これから保護者に対する説明とか、あるいは地域に対する説明、そうしたものをやっていかなければならないと思うんですが、そうしたものについてはどういう予算化してあるのか、それを伺いたいと思います。

それから、次は109ページに行きまして、109ページの観光、下から4行目の方に観光関係の新会社だね。これは今、東さんも質問しましたし、私も一般質問をしましたが、ちょっと一般質問の中でも時間がありませんでしたので、もうちょっと私もこの損益計算書について質問いたしますが、この前私が質問をして、法人税関係が入っていないんじゃないかというふうな質問をしました。そうしたら、それについては物件費の中に入っているんだというような話でありましたが、私はその前に、これは一体だれがつくったんだと質問をしましたけれども、やはりこの損益計算書という名前があるんならば、出てくる順番があるんですよ。そういう法人税なんていうのは、物件費の中には入らないんですね。経常損益の後のその他の収入、その他の支出、その次に来るんですよ。そういう順番はあるんですよ、やはり。これは私も農協にいましたから、一応こういうのは分かるんですよ。ですから、そういう決まった順番に出てこない、これはおかしいなというふうになるわけですね。ですから、そういうもっと言えば専門的な人にきちっとやってもらう体制ができてないと思うんですよ。そこを早急に強化すべきだと思うんですね。

それから、例えばこの最終経常損益なんていうのも、こういう表現はないんですね。当期損益と言うんですね。あるいは最終という言葉を使っていますから、当期損益の次だったら、そこから繰り越しの損益をプラスマイナスして、当期末処分損益というんですかね、そういうちゃんと言葉があるんですよ、きちっと。そういうふうにしなないと、これはちょっと信憑性に欠けるというふうになりますので、その辺はいくら大ざっぱと言いなながらも注意をしてほしいと思っております。

それから、さらにこの中で、平成22年になりますと教育旅行が5,000万くらいの売り上げがあるだろうと、こういうふうに読まれております。その前が2,000万で、そこで21年と22年では2,000万から5,000万に売り上げが上がるとなっておりますけれども、これなんかも私は非常に読みが甘いんじゃないのかなと思うんですね。さらに、23年では8,000万を特に見えていますけれども、これも1万人程度という説明でしたが、8,000万で1万人だとして、1人8,000円ですか。非常に安い売り上げですよ。ですから、そういうものではなかなかうまくいかないんじゃないかなと、今、東さんが指摘したように非常に厳しいものがあると思うんですが、その辺、5,000万なり、8,000万なりということについて、もう少し根拠を示していただきたいと思います。

それからあともう一つは、この中で一番、5年目の平成23年度で最終経常損益が120万4,000円出るということで、ここでやっと黒字になるんだというようなことを言いたいんでしょうけれども、しかし、そうでなくて、その上の経常損益のところプラスになると、これが理想なんです。これは、経常損益のところ1,500万の赤字ですからね。経常的な営業をやって、そこで黒字になると。そして、その他というのは、これは税金とかいろいろなやつプラスマイナスがあって余り営業には関係ないものですから、だから、そこを本当は目標にする必要があるんじゃないか。じゃ、この経常損益が黒字になるのはいつになるんだと、そこを伺います。

それから、次はスキー場の問題で、113ページのスキー場に関連して、ここにスキー場の工事請負費がいろいろ上がっていますけれども、これに関連して、去年、高畑スキー場と南郷スキー場で圧雪車を買いましたね。その中で、高畑スキー場の圧雪車が壊れたという話を聞きました。かなりのお金がかかるようであります。そういう指定管理の関係の契約の中で、いくらかかった場合には会社でやるのか、いくら以上になったら町でやるのか、そういう取り決めはどうなっているのか伺いたいと思いますね。

そして、その話をする中で、ちょっとこれは又聞きだから分かりませんが、南郷スキー場でも何か新品の物が壊れたという話を聞きました。ちょっとこれは又聞きだからはっきり分かりませんが、これの事実関係と、それからそれもどういうふうになったら、何ぼ以上になったら町でやらなきゃならないのかなと、あるいはその辺、そういう修理費がどんなふうになっているのかなと伺いたいと思っております。

それから、171ページなんですけど、級別の標準的な職務内容ということなんです。これは私は去年質問しまして、8等級に去年は分かれていまして、非常に言葉もあまりよくない言葉

がありましたので、それを直してもらいました。例えば去年は、困難な業務を処理する課長なんていうのもあったんですが、普通の課長のほかにね。今度はそういうのをなくしたんで、大変どこに出しても差しさわりない内容だなと思っておりますが、ただ、1つだけ、2級の1に書いてある副主査がありますね。この副主査があるというのは、これは主査もあると思うんですね。ですから、その辺がちょっとこれはどうなっているのかなど。そういうふうのじゃなくて、例えば1級は主事、2級は主査、3級は係長とかというならいいんですけれども、2級目に副主査がありますから、正主査というんでしょうか、そういうのがあるのかどうか、どうなっているのかと。やはりもっと、だれが見てもわかるやすい町職員の位置づけね、私らから見ても、ぱっとわかるような位置づけにしてほしいと思っております。

それから、最後になりますけれども、最後はちょっとページ全般に関係がある問題なんだけれんのですが、コンピューターの問題。コンピューターで、この前、只見の中学校の先生が何か情報が漏れたというのが新聞、ニュースに載りました。夫婦でコンピューターの情報が漏れたようであります。非常に重大な問題でありますので、この町の中でも、役場関係では、そういう個人のコンピューターはどんなふうになっているのか。

前にも、これは質問をしたことがありますけれども、その後何年間か質問をしていませんでしたので、個人のコンピューターは一体何台くらい入っていて、それで家に帰るときに、中身はどういうふうを持ち出せないようになっているのか。もっとも今はメールでも、自分の家にぱっとメールを送っておけば、それでもいいわけですから、その辺はどういうふうにチェックしてあるのか、それをまず伺いたいと思います。

それから、あとは役場の中の例えば一例を挙げますけれども、ちょっと私は保育料を計算したい場面があったんですけれども、これは一例ね。そのときに、その担当で、その家の所得が分かるみたいなんですよね。ただ、それはいいのかどうかね。そういうふうになっているんだったら、これはちょっと困ると思うんですよね。おっかないと思うんですよね。

確かに便利でいいのはいいですよ。パッパと分かって、だけど、たしか所得関係は、もう税務課に行って、自分の所得証明書、自分の所得はコンピューターで分かるのか、あるいは証明書をもらうか、そういう以外は本当は分からないはずだと思うんですよね。ところが何かパッパと、こう分かったんですね。ですから、その辺はそういう仕組みでちょっとまずいんじゃないかと思うんですね、私は。その辺はどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

以上、いっぱい出ましたけれども、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、第1点目の70ページの扶助費にあります、はり、きゅうマッサージの関係のお質しでございますが、額、それから年齢要件等につきましても、改正はしておりません。

これにつきましては1つだけつけ加えさせていただきますが、以前から町の純然たる単独事業として取り組んできた事業でございます、今まさにいろいろな事業が一般財源化されまして、補助金が入ってこないというような状況が続いておりますが、それ以前から純然たる町の単独事業としてやっておる事業でございます、すべての町村が取り組んでいる事業ではないということをご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

さらに、合併2年目を迎えて、なかなかPRが不足している部分がございますので、2年目に向けましては、各民生委員等と通じまして、それぞれこの事業のPRについて努めていきたいというようなことも含めまして額の確保をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の統合保育所の関係でございますが、これは78ページに統合保育所の建設事業の委託料関係で1,548万2,000円の予算計上をしておりますが、これが先に配付しました、お示ししました数字と合わないのではないかというようなお質しでありましたが、先にお示ししました数値につきましては、予算書の76ページになりますが、そこに報償費ということがございまして、統合保育所の建設事業がありまして、基本設計についてプロポーザル方式をとるというようなことで、その参加者の謝金18万円を計上しておるところでございます、これに加えた額で先にお示しした数字で表したところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、3点目の説明に要する経費というようなことについてのお質しでありましたが、これにつきましては、こちらから保護者の方、それから行政区の方々にお集まりをいただきながら、それぞれ説明会を開催するというふうなことで考えておりますので、特別な特定の経費の必要はないというようなことで、通常の一般経費の中で対応をしていくという考え方で特段の予算措置はしていないということでございます。

それから、担当ではありませんが、保育料の関係でコンピューターの問題がお質しがありましたが、実はこれはすべてそうではありますが、保育料につきましては、それぞれ所得段階ごとの数字で保育料が決まるものですから、常にやはり所得の情報がないと通常の業務ができないというような部分でございます、それでそういう担当者にはそれだけのパスワードを交付しまして、限定をして必要な情報だけを提供するというようなことで、庁内でそのような取り組

みで情報管理をしているということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 答えいたします。

仮称南会津観光公社に関するお質しについて申し上げます。

まず、ご質問の1点目の委員会時に配付しました資料の記載の方法につきましては、町職員が作成いたしましたもので、今後ご指摘のあった点について改めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の損益計算書の中の売り上げの根拠ということでございますが、一般旅行事業、それから教育旅行事業につきましては、町内で実績を既に積んでおられます会津高原教育旅行誘致協議会並びにNPO法人ARS等の実績を踏まえまして目標数値をつくっておりますが、実際、平成17年度の教育旅行誘致協議会の実績を見ましても、2,500万円という教育旅行の実績がございまして、今後受け入れ側の受け皿を整備していけば、さらに民泊等を推進していけば、さらに実績は伸びると、それなりの需要がかなり多くあるというお話からも、こういった数字にしております。

また、町では平成21年度にやまなみ博覧会を開催を予定をしております、そういった地域資源を有効に活用した博覧会等を実施した効果についても、21、22年度以降について加味しているということでございます。

それから、3点目の経常損益が黒字になるのはいつごろかというお質しにつきましては、今回は5年間の計画書ということで作っておりますが、最終的な売り上げ目標を3億円というふうに考えております。この目標が達成される時期にあつては、つまり町からの指定管理料、あるいは職員等への人件費の支援、そういったものがなくても黒字転換できるものというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、お質しのコンピューターの個人の庁内持ち込みの関係ですが、これは基本的に、本庁もそうですがデスクトップがほとんどでございます。個人の持ち込みということについては、無いというふうに認識をいたしております。

それから、もう1点、リフト維持管理費の関係なんです、いくら以上を払うかという、これについては、先の一般質問の中でも町長答弁のとおり、だいくらスキー場については大規模修繕、それからたかつえスキー場がおおむね10万以上、それから高畑スキー場と南郷スキー場

がおおむね20万円以上の修繕費等について負担するという答弁でありますので、あとは具体的な圧雪車の不具合云々については、それぞれの支所の方から答弁をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

171ページでお質しがございました級別の標準的な職務の内容ということで、1級から6級まで記載してございます。これが先ほどの新給与制度でご決定いただきました条例の関係で、4月1日より8級制から6級制に移行するものでございます。その中で、ご指摘の主事の職務1級から6級までございます。その中の2級の副主査の職務、そしてさらには主査はといったご指摘がございました。これにつきましては、ここにすべての職名を入れなくて、この様式を作っております。従いまして、このほかに3級の1、2項の中に、係長の職務の下でございます。職務の内容及び責任の程度が前項と同等と認められる職務といった中の、この中で主査という形で位置づけをさせていただくように、改めて級別分類等についてはつくらせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 南郷総合支所長。

○五十嵐竹則南郷総合支所長 ただいまの南郷スキー場の圧雪車の件の質問にお答えいたします。

それで、圧雪車につきまして、壊れたわけではないんですけれども、機械の不具合が生じまして、それで1年間の保証契約がついておりますので、購入先の方で修理していただくようになっております。

先ほど企画観光課長の方からお話がありましたように、20万円以上の資本にかかわる部分についての修繕等については町で負担するというようなことで、圧雪車等について保険等の対応をしながら、町では修繕については負担を出さないというようなことでありますので、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 伊南総合支所長。

○酒井浩蔵伊南総合支所長 高畑スキー場の圧雪車の修理関係でお答え申し上げます。

圧雪車につきましては、今回は保険適用になりますので、保険で修理したいと考えております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 それでは、はり、きゅうマッサージにつきましては、金額、年齢とも改善はしていないということでありまして残念であります、それでは、去年は大変PRが

弱かったということとか、館岩と南郷ではマッサージをする人がいないというような話がありました。

そのほかにもうちょっと事情を調べてみると、サービスというか、助成というのか、助成券を何かあらかじめ役場の方から求めてから、かかりに行くようになっているということなんです。そういうふうに変ったそうですね。それが何か徹底してなかったみたいなんです。以前は、真っすぐマッサージに行っ、そこで4,000円のうちの2,500円を払ってきて、その業者の方が町に1,500円請求すると、こういうふうになっていたんですが、そうでなくて、今度はあらかじめ券を求めるというふうになったそうなんです。それがなかなか皆さんあらかじめ行ってくるというのが、そういう説明もあまりPRも十分でなかったし、そこを改善するなり、さらにPRするように求めたいと思いますが、どのようになっているか、そこを2点目伺います。

それから2つ目で、保育所について、プロポーザルの費用が180万だというのがわかりましたが、プロポーザルの話になるといつも思い出すのは、今のあそこの老人ホーム、あれが非常に冬に向かないような設計になっているというのが後から分かったものですから、ぜひ冬場に向くような、そういう設計をお願いしたいと思っております。

さらに、あとコンピューターの中では、1つはパスワードを渡してあるということなんです。それはどこの部署とどこの部署なのか。

それからもう一つは、個人のコンピューターは持ち込んでいないということで安心しましたが、ただ、そういうのを持ち込んでなくても、メールで自宅に送った場合にはそこをどうやってチェックするのかね。役場のコンピューターから自宅の個人のコンピューターなんかにはメールが行かないようになっていけばいいんですけども、そこをはっきりしてもらえれば安心するわけですがね。

それからあと、スキー場関係は、そういう内容はわかりましたので安心しましたが、ただ、あと最後の職務内容につきましても、今説明を聞いてわかりましたが、できれば副主査についても、やはりどこかで説明が書かれているというのかな、どこかを見ないとわからないような説明じゃなくて、ここにずっと1級、ずっと言葉があらわれた方が、誰が見てもわかりやすいと思いますので、今後そんなふうに改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。そこを2点目伺います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

はり、きゅうマッサージの件であります。あらかじめ助成券を受け取りにというお話であります。私は、いろいろな行政サービスがある中で、確かにいろいろと都合があつて、できるだけ簡素化を図らなければならないとは思いますが、あらかじめというのは前もって準備をすれば、こういう意味でもあります。このことは大変今携帯電話が増えた後、あらかじめ準備をする、あらかじめ話し合う、あらかじめみんなで確保し合うということが大変少なくなつてきているということが社会問題になりつつあると、こういうふう聞いておりますので、そういう意味では、あらかじめという準備の段階だということですので、ご理解をいただきたいと思つております。

それから、統合保育所の件であります。議員おただしのように、大変冬場の建物の設計については、大いにこれからたくさんの方の意見を聞きながら、議員お質しのような形で、冬場の安全、あるいは冬場の負担の少ない、そういう形にぜひともしていきたいというふうにおつておりますので、ご理解をいただきたいと思つております。

そのほかの件については、担当課長の方から答弁させます。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

先ほどの171ページの件でございますが、できれば説明書きに入れてほしいと、改善するかとお質しがございました。これにつきましては、給料費明細書の作成の手續等に調査しながら検討させていただきたいというふうにおつております。

以上でございます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、お質しのメールの関係ですが、これはシステム上これをなくすということにはいかないと思つておりますが、基本的には町の中にも南会津個人情報保護条例の中で当然モラルのあれがありまして、職員をしてやらなければならない義務がありますので、メールで家でやったり、送ったりという、そういうことは無いというふうにおつて認識をいたしております。

それから、パスワードの関係なんです。これは情報関係は総務課の方のあれなんです。コンピューター関係はうちの方ということで、担当者が1人、きちんと管理をしておりますので、よろしくおつてほしいと思つております。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 すみません。

パスワードは各自にやっております、管理する人は1名、企画観光課でやっております。それぞれ番号を持たせてやっております。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今回のコンピューターの件、そうすると、こういう意味ですか。例えば農林課にもコンピューターがあるのかな。農林課のコンピューターでも個人の収入、あれは分かるという意味ですか、パスワードをこう入れれば。どうしても料金をすぐに見ないと業務ができない部署だけにしてあるのか、それとも全部のコンピューターで分かるのかということ、私は聞いているんですよ。

これは3回目だから、もう一回言いますと、それから、その問題ですね。ですから、特定の部署になっているんだったらいいけれども、全部のコンピューターでも一応パスワードを入れれば分かるかとなれば、おっかないということなんですよ。

それから、スキー場のことでちょっと話をさっき忘れしたので質問いたしますが、圧雪車が壊れたという話で、それは修理はいいんですが、その話をする中で、実はだいくらスキー場の方も同じらしいんですけども、賃金が非常に安いということで、時給なんだそうですね、時給。それで、今年なんかは物すごく収入が少なかったと、1カ月10万にもならなかったということで、来年からは行かないという人もかなりいるそうです。そういう中でありますので、誰かの話のときにもありましたけれども、何とかもう少し安定した給料にしないとやり手がないと思うんですね。もう夜の10時ころから深夜やるというんですよ。

非常に大変な仕事でありますので、そこを検討してほしいということと、もう一つ聞いたのは、台鞍の人に聞いたんですが、台鞍の場合には何か20年も1つの機械を修理しながら使っていると。それで、5万、3万の修理はあるけれども、そんなすごく大きな修理はないと。保険を使うような修理はないと。そこで、何かその圧雪車もさらに高杖にも持って行って使っているということで、もう20年以上使っているの、技術の問題もあるんじゃないかということとありますので、やはりベテランがずっと長くやれるような体制をつくらないと困るということで、それも指定管理会社の方に強く言ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

だいくらスキー場のいわゆる時給のお質しであります、これはオーナーとして、それぞれ

のスキー場の社長さん、あるいは専務さん等と懇談を持ってきました。その中で、私からもその問題については今後の大きな第1番目の課題にしようということで取り組みをしております。ところが、どうしても経営者側から見ると、やはり議会のみならず、町民の厳しい目は大切にしていかなければならないということになると、どうしても人件費を上げていこうという、そういう姿勢にはなかなかかなりにくい雰囲気は実はあるんですね。

私はこの観光関連新会社の話を持ちかけたときに、実はそこを目指していこうというふうに持ちかけました。つまり、仕事に行っているからいいのではなくて、仕事には仕事のやりがい感と、それから、やった後のそれ相応の俸給といいますか、給与としてはね返ってくる。そして、議員がお質しのように、それぞれの生活が安定していくという、そういう環境をどうしても作り出さなければ、本当にこれから子供を産んで、育てて、あるいは親を面倒見てという、そういう一連の生活が確保できないということでございますので、これはより以上に真剣に取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、圧雪車の問題であります。この問題もご指摘のとおりだと思います。実はこのことについても夢開発株式会社の社長とも話をしましたが、彼は以前、索道関係の仕事にも携わっていたことがあるものですからお聞きをしましたら、やはりそのメンテナンスをきちっとやるということが非常に効果的な経費削減になるんです。このところを4つのスキー場の協議会でひとつ大きなテーマにして、技術力アップ、あるいは人材の養成、これをしていこうということで取り組みを進めたところでもありますので、今後も引き続きこのことに重点を置いて対応をしてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ほかのもの1点については、担当課長の方からお答えをさせます。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

いま1点の個人情報の取り扱いの関係かというふうに認識しておりますが、この件につきましては、南会津町個人情報保護条例に規定してありますように、個人情報の取り扱い規定がございます。さらには収集の制限、さらには利用及び提供の制限、それから職員の義務といった中でこれらの管理をしております。

このパスワードを持っている者は、どこの機械でも取り扱うことができるのかといった内容のお質しもございました。この件につきましては、登録しているコンピューターがあります。例えば今お話ありました保育料の関係であれば、健康福祉課のどの機械にその一定情報を見ることはできますよと、それも誰々のパスワードでないと開かないよといった内容のシステムで

やっておりますので、この辺のご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 45番。

皆さん、眠たくなっているような時間ですが、ひとつよろしくお願いします。

3点ほど質問したいと思います。

先ほどの大竹議員、それから渡部議員から、観光会社のことで質問がありました。よく聞いていて分からない点、それから一般質問で時間がなくなったのでお聞きできなかった分を改めてお聞きしたいと思います。

第1点は、109ページの観光設立準備の予算ですね。84万3,000円ですか。資本金の2,000万は分かりましたけれども、その会社を作るために84万3,000円という、また予算が上がっている。この会社を作るための予算というのは、普通はちょっと我々は考えられないんだけど、その内容等がどういう内容でこういう予算を上げたのかお知らせ願いたいと思います。

それから、この前の質問、あるいは勉強会において、この会社の設立は大体5月ごろだというお話は聞いています。それで、この前の質問で、会長は誰か、その他が分からないと、後からというお話でした。そこでお聞きしますが、この概略予算書を見ると、先ほど宍戸先生のお話だと、行政から行く人件費が709万2,000円と聞いたんですが、これは間違いなくとも、では、誰が年間700万の予算で役場の職員が行くのかなというのが、ちょっと随分高い給料だなというのが私の実感ですが、これが民間人なのか、役場の出向の社員の709万2,000円なのか、この点をお聞きしたいと思います。

先ほど渡部議員が言ったような問題の委託管理料が720万ですか。合わせると1,400万も年間そこに、1年間でお金を出される。なおかつ計算していくと、年間1,000万の赤字になると。普通の常識では考えられないんだけど、どういう計算をしたら、こう赤字になっちゃうんです。1,400万も金を出してやったり、資本金を出して、なおかつ私の想像では、会社設立は5月と聞いている。わずか10カ月そこそこで1,000万の赤字をつくるというのは、私はどうしても納得いかないんですよ。1カ月100万ですよ。

こういう経営の考え方が私は納得いかないので、これだから赤字になりますという説明、1年間だけで結構ですから、これのご説明を願いたいと思います。月100万ずつの赤字ですよ。1,400万もお金を出したり、そのほか夢開発の人件費も、これは向こうから出る、この予算には上がってこないなというんですが、それはどんな計算をしているのか。

こんな温かい行政、こんな最も有利な会社というのはめったにないと私は思うんですが、その内容をできるだけ詳しく簡単に分かりやすく、ひとつお願いします。

2点目は、今日は教育長がいないのかな。2点目は、私は関心を持っているんですが、147ページにいろいろ探したんですが、予算が出てこない。前回、教育長にお願いして、郡役所の2階に案内しました。町長もご存じだと思うんですが、あの2階には大量の寄付を受けた美術品がございます。美術品というか何というか、要する石こうで固めた人体とか、いろいろな貴重な、金で換算をすれば考えようによっては何千万もする品物ですよ。それが私が教育委員会に聞いたところに、128体ぐらいある。身体の銅像みたいのが大体90体あると。私は教育長に申し上げた。もう2年も3年もたっているんだと、このまま埋もれては困ると、何とかこれを活かしてくれと。毎年1体ずつでも、この人形の形をした石こうの固まりをどうかしたり、いろいろ固めると金がかかりますよ。おそらく1体100万から200万かかるでしょう。でも、せめて1年に1体ぐらい、100万から200万ぐらいの予算で何とかこれを日の目を、出るようにしてくださいとお願いした。ところが、一生懸命予算を見たけれども、どうしても入っていないので、きょう、横山課長にお聞きしましたところ、風121ですか、そのときに展示すると。展示はありがたいなと思ったけれども、私の要望は、金額にしたら膨大なその美術品の埋もれたものを、私は歴史的に、文化的に町民の目にあたる場所に出してやりたいという願いでお願いしたんですが、さっぱり予算がつけられていない。

教育長がいないから、横山課長に申し上げていいのか、町長に、この考えですね。100万、あるいは200万ぐらいの予算を何とか計上する意思がおりかどうか。全然考えられないなら、考えられないで結構ですよ。基本姿勢がやはり文化とか歴史館に、どうも南会津町は他町村に比べて薄いなというのが私の実感です。ぜひともお願いしたい。

私の所管の文教委員の所管だってこの前質問しまして、156ページ、この中に鳴山城の予算90万、久川城が200万と上がっている。倍以上あるので、これを何とか久川城並みに予算をとれないかなとお願いしたんですが、面積が広いからこういう予算がついてる。私の記憶では、田島の90万というのは森林組合に委託して刈り払いをしている。あるいは西町の老人会にお願いして、参道の草むしりをお願いしている。そういう除草の予算が90万ですよ。私は個人的に申し上げて、いつもお叱りを受けているんですが、町長に、年間100万ぐらいの予算はアップしてくださいよと。10年たてば1,000万になると。その10年のうちに、あの予算がないと100万ずつやってももらえれば、立派な花の観光地になりますよと申し上げた。

私も今年問題を起こしましたがけれども、せっかく花を受けても、行政がその気にならないと

どうしてもいろいろな問題が起きてくる。ぜひとも予算の要求、今度は予算は無理でしょう。次の予算はいつになるか分かりませんが、補正とか、何か、今言ったこの久川城の問題、鳴山城の問題、それからその美術品の鑄造というんですか、あれ。あの胴体を加工して、この文化会館なり、あるいは駅の入り口なり、美術品を、歴史を飾りたいと思うんですが、そういう意思がおりかどうか。横山課長の答弁なのか、町長のお考えで、どちらでも結構ですから、前向きなご返答を期待します。

以上、この3点について、分かりやすく大まかに申しました。場合によってはもう一度質問したいと思うので、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

分かりやすくということですから、分かりやすく申し上げます。観光関連新会社は必要なんです。会社の立ち上げ、起業をやるときに、1年目から黒字になる会社はないんですよ。将来に社会的なニーズにどう応えていくのか、将来予測を怠らないで、そしてしっかりと計画を立てていかなければならないということは十分承知しております。その上で、この会社が役割を果たす使命は、先ほどちょっとお話がありましたが、現在寄付を受けて利用されていない美術品等も、教育旅行関連の中で、あるいは山村道場、あるいは舘岩、伊南、南郷、それぞれに施設があるんです。そういうところでどういうふうに子供たちに教育をし、あるいは地域の文化に触れさせ、歴史を学ばせるかということを経営的に企画をする会社でもあるんです。ですから、私は必要だということは何回も申し上げているんです。

不安はないわけではありません。しかし、これをしなければ、このまま行って南会津の観光は、ではどういうふうに将来持っているんですか、雇用は、経済はどうするんですかということをしつかりと担保できないから、この会社で私はぜひやりたい。そして将来につながる、体力のある南会津町をつくっていききたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、職員についてですが、これは人事の件ですので、ここではお答えできません。いずれ時期が来れば、その人事の中でお示しをすることになるかと思えます。

なお、詳しい内容については、担当課長の方からお答えをさせます。

そういうわけで、2点目の郡役所のものについても、現在のところはすぐこういうところに利用するという事は考えておりません。しかし、観光新会社を設立するという事をご同意いただければ、その中でしっかりと企画品を出していきたい、その利用を考えていきたいと思っております。

それから、3点目の久川城の予算と鳴山城の予算のことですが、これは実は伊南に伊南の郷という団体がございます。伊南の郷と懇談をしました。それは、伊南の郷の方から懇談の申し入れがありました。私は、何回も申し上げますが、自発的にやろうとする、そういうところには積極的に赴いて、現場の声を聞きながら、どういう手当が必要なのかということのをこれまで議論してまいりました。その中で伊南川を挟んで、南郷側から行きますと右手が久川城、左手がライスセンターを含めた生産基地。生産とそれから歴史と、それを一体的な観光の中でしっかりとその地域の資源を活用しようという提言が伊南の郷からありましたので、それについてはしっかりやろうということで予算づけをさせていただきましたので、この違いになりました。ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 政策室長。

○宋戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

観光公社の準備負担金ということで、予算を84万3,000円計上しております。その内訳でございますが、会社設立のためには、定款認証料、あるいは会社設立の登記手数料、さらには税といたしまして登録免許税、さらには定款認証のための印紙、こういった費用がかかります。これらが約40万ほどの金額になります。そのほかに、準備委員会の中で会社を設立していくための必要経費としまして、一般的な事務経費、さらには自動車の燃料費、あるいは自動車のリース料、旅費、そういった事務経費と合わせまして84万3,000円の金額となっております。

さらに、2点目の人件費のお話でございますが、これは職員本人に渡る給与、手当以外に、共済費、あるいは負担金等、人件費すべてにかかる分がここに上がっておりますので、こういった金額になっております。ご理解を賜りたいと思います。

それから、もう一つありました夢開発からの社員の人件費が上がっているのかということに関しましては、今回の計画書には上がってございません。派遣元の夢開発株式会社で支払うということの計画になっておりますので、今回の計画書には上がってございません。

以上です。

○児山寿明議長 教育次長。

○横山孝夫教育次長 私の方からお答えを申し上げます。

旧郡役所の美術品は、先ほど町長の方から方針を申し上げましたけれども、私の方からは、具体的な事例としまして19年度の事業予定の方をご説明申し上げます。

風121という、国道121号線沿いの市町村の芸術家が集まって美術展を企画しております。この会場で毎年、祇園祭りの前までに2週間くらいにわたりまして展示をしております。その

中で、この美術展を展示したいというふうに考えております。

少ない予算の中で何ができるか、それらを考えながら、保存と利活用をさらに意識をしながら、展示に向けて機会をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 まず、観光の今、宍戸室長からお話を聞きましたが、普通、会社設立というのは1,000万の資本金を積んで、銀行にそれで証明書をもって、登記料、その他の経費はその中から普通出すんですよ、普通の民間は。行政は違うんですかな。会社は、資本金1,000万とすれば、いろいろな経費はそこから出して、証明書をもって登記して、そこからいろいろな諸経費を出して会社の設立となるんですよ。資本金は資本金、作るときのいろいろな経費はこっちということはちょっとあり得ないんですが、行政と民間との違う理由をお知らせ願ひします。

それから、教育長がいないようだけれども、教育長は努力しますという言葉しか出しませんでしたけれども、私の要望は、年に1体ぐらいずつやってくれませんかという質問に対しては、予算が云々ではっきりした答えがないので、はっきり、希望でいいですよ、夢でもいいですよ。全然返答がない。これをまず、3回しか質問できませんので、しつこいようすが願ひ。

あわせて、杉原夷山のあの文書、私は数えて4年間ですよ、あそこの、2階に虫干しされて。そういう教育委員会の担当者の熱意が余りにも寂しい。町長がああ2階に上がって見たことがあると思うんですが、あの古文書がずっと虫干しされて4年ですよ。あれは一体どうなるのか、私は気にしているんですが、私はさっき質問しなかったけれども、これも早く何とかしなくちゃならないなと気をもんでいるんですが、その点はどうか、ご返事、今の問題。

あと1回しますからね。

○児山寿明議長 教育次長。

○横山孝夫教育次長 先ほどの美術品のブロンズ化でございますけれども、ブロンズ化することと展示とは、また別な意味合いがございます。今現在も厳重に保管をしておりますし、ブロンズ化しなくても、展示の方を図っていかれるということで、少ない予算の中で展示に向けた利用というものを考えていききたいというふうに考えております。

それから、杉原夷山の古文書の関係でございますけれども、これは図書というより、資料館に展示するような古文書にふさわしいものというふうに考えております。私も中身を見ておりませんが、聞いた話では、祇園祭に関する資料がここに多く載っているということから、

貴重な資料として、末永く古文書として保存していきたいというふうに考えております。

○児山寿明議長 政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 お答えいたします。

会社の設立時期、つまり登記をふむ時期を6月の上旬ごろに考えております。実際に会社が営業活動を行うということで、それは7月の上旬を考えております。つまり、会社の設立までには、今回予算に上げました設立準備委員会の方で、それまでにかかる経費を持っていこうという考えでございます。

先ほど説明をいたしました定款の認証にかかる経費、会社の登記にかかる経費等につきましては、準備委員会を経由して一旦会社が本来負担すべき費用でございますが、それを立てかえるということで、後々新会社ができる営業活動等が運営が行われた後に、町にその分は返還してもらおうというような考えでございます。

よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 その方から言うと、今の説明を聞いて納得しました。要するに、会社ができるから今までかかった経費は、例えば84万3,000円は返ってきますよという解釈でいいですね。それと会社の設立は民間と同じだという解釈でいいですね。間違いなくですね。これは、入ってこない大変ですよ。きょうの質問でね。入ってきますね。

それと、町長の理想、夢、私も同じですよ。町を思う気持ちは誰にも負けないつもりですよ。町長よりも観光については。

ただ、私の心配するのは、いろいろな問題がある、必ず失敗するこれは事業ですよ。私は赤字だから云々じゃないんですよ。この議会で町長の提案したものを議員が可決する。もしものことがあったら、議員の責任であり、町長の責任になる。荒海の中学校の問題と同じだ。ああいう問題とは違うけれども、内容はそういうふうになったら大変だから、私は心配している。決して反対しているんじゃないんですよ、大賛成なんだよ。しっかりやってくださいと何回も言っているんだよ。でも、不安だから、今から念を押して、失敗、2年2,000万円赤字になったら、もう一回考えてくださいよと本会議で申し上げました。町長は、5年たたなきやわからないような、あやふやな返事だから、その辺だけもう一回、あなたの意思、心構えをお聞かせ。これが最後ですから、よろしく。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

負けるとか勝つとかという問題ではなくて、私は真剣に本気で南会津町を地元の経済として奮い立たせたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 暫時休憩をいたします。

議場の時計で3時5分までお願いします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時05分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 それでは、お聞きしたいと思います。

まず最初に、93ページ、実は、市民農園ということで、大変いいことをやったなというようなことで、私はそう思っていたわけですがけれども、最初に私どもに説明があったときの指定管理料というのはいくらでしたか。

それと、今回こういう形で181万7,000円と上がっているわけですがけれども、多分、最初50万だか、非常に少なかったと思うんですがけれども、一挙に増えた理由、これの算定がどうだったのかと。特に、これは募集をしたところ、ARSというところで決まったと。1社だけだったということで、その1社が決まった後で何かぱっと上がったような感じがするんですがけれども、その辺はそういうことがなかったかどうか、まずお聞きしたいと思います。

それから、50ページの一番最後に、6番議員も聞いたと思うんですがけれども、ことしのブロードバンド基盤整備工事請負費ということで2,395万6,000円ほど上がっているんですがけれども、もし、分かっている範囲で結構ですから、今年はどこをやる予定なのか、それ以外の地域をやるというようなことで、大ざっぱには分かるんですがけれども、具体的にどこどこ分かる範囲で結構ですから、もし分かればお願いしたいと、こんなふうに思います。

それから、これは52ページ、非常に予算の中には小さな金額なんですが、10万2,000円ということで、14番使用料及び賃借料と書いてありますけれども、真ん中あたりかな、空き家情報ホームページサーバー使用料とかと、こう書いてあるんですがけれども、確かに町中を歩いてみますと空き家が非常に増えているんですがけれども、これは町で主に空き家情報をホームページか何かで載せて、広く発信して仲介しようとしているのかどうか、その辺をお尋ねするわけで

ございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから最後は、これは111ページの商工の需用費の中の一番最後に、昨年も私はこれを質問したと思うんですけども、スキー場のリフト無料優待券購入費650万という、結構私からすれば大きな金額が上がっているわけですけども、非常に財政厳しいときにこういうのは必要なのか。その必要性をお聞きしたいなと思ひます。

以上、お願ひします。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 まず、お答えする前に、12月の定例議会のふれあい農園条例におきまして、38番議員さんからの質問の中で、指定管理料に関しまして50万程度を見込んでいると申し上げました。細部にわたる検討の結果、181万7,000円となりました。これに対しまして、本当に甘い見積もりで答弁したことに対して大変失礼いたしました。ここでおわび申し上げます。

それでは、質問にお答えいたします。

最初の指定料を50万程度で答えております。

それから、181万7,000円の増えた理由でございますけれども、これに関しましては、まず賃金関係、まず1カ月20日で見えておりました。これを1カ月、やはり農業関係ですので25日に見させていただきたいと。これによって、約27万円の増になります。それからもう1点は、共済費、これは6カ月分、当初全然見ておりませんでした。これが概算で16万5,000円。それからトラクターの借り上げ料、これも当初全然見ておりませんで、6カ月間で24万円の計上をさせていただきました。それから、1年間を通じましての事務費、事務管理、それから誘客宣伝等をやっていくということで、これは月5万円で、12カ月で60万円。それから、営業関係で燃料費、これは東京に結構行かれるものですから、6万円程度上乗せになったと。合計で130万ぐらいの上乗せになったことでございます。

それから、募集したところ1法人だけということでございますが、町長から条例の中でもご説明ありましたが、1法人の応募だけございました。

それから、何でこのように上がったかということでございますけれども、12月の定例会の中におきましても、47番議員さんの方から収支計画ということで話がございました。それで、町長の答弁が、これは精査してからということございましたので、それを受けまして、うちの方ではすぐに精査をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、52ページのホームページのサーバー使用料でございますが、これは館岩地域で

ございます。これは、館岩地域はもう空き家関係の大体調査が完了しておりまして、今年一応10件程このホームページに載せたいということで計上いたしました。

以上でございます。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、ただいまのお質しにお答えをいたします。

50ページ、15の工事請負費、ブロードバンド基盤整備工事請負というお質しですが、これにつきましては、先ほどもお答えいたしましたとおりでございますが、南郷から界まで、本年度やったその間の分、それをこの基盤整備事業でやりたいと。それから残ったその東から南郷、それから館岩、それから高畑、それは合併補助金でやりたいということでございます。場所的に。

それから、111ページですね。スキー場リフト無料招待券購入費650万。これは、ご承知のとおり、第三セクターということで4スキー場、まさに町としての第三セクターですから、関係機関及びそういうところに、自らも誘客宣伝、それから誘客宣伝だけでなく、やはり地域に与える経済的な波及効果が大きいという意味から、これは合併協議会でも随分議論されたわけですが、ぜひそれは継続して行ってほしいという自らの町としての宣伝を含めた意味から今回も計上をさせていただきました。

以上でございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 まず、私はふれあい農園は大変いいなと思ったんですけれども、今ほどみたいに、最初は50万と言って、そして募集して、そして決まって、予算を見たら181万だった。あまりにも違い過ぎて、どうなっているんだと。そうすると、どうしても決まってから、ここと相談してやったんじゃないかなと、つい勘ぐりたくなっちゃうわけなんですけれども、だから、その181万と、こちらの方の決まるその辺の前後というのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

それから、あまりにも予算をとるときの算定というんですか、これが余りにも違い過ぎて、私らから見るとこんなに違うわけないだろうと、こう思うわけですが、再度お聞きしたいなと思います。その辺がどうなっているか。

それから、今年町長が一生懸命山野資源で農地再生と、これで400万やっているんですよ。町長が一生懸命やっているものよりも、もっとスキー場のリフト券無料の方が、650万多いというのが、私らから言うとなんとなく納得できないなと、こう思うんですよ。どちらかというとなんとなく

普通の会社でいうと接待交際費みたいなもんですよね、接待交際費より、町長がやると言った方を私は重要視すべきだなと思うんですけども、この辺の認識を町長の方からお聞きしたいなと思います。

2点ですね。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、1点目の市民農園の件であります。多分、議員が非常に疑義を感じるのは当然だと思います。私もこの市民農園の活用について、当時の議会終了後に直ちに館岩総合支所の方に出向きまして、一体どういう内容になっているのか、あるいは対象者はどうなのか、対象区域はどうなのかということで精査をしたところ、実は先ほど総合支所長が謝罪をしたとおりに、十分な具体的な事項についての詰めがなかった。

しかし、ここのところはしっかりと謝罪しながらも、やはり与えられた市民農園をしっかりと期待に応えるものにつくり上げていかなければならない。そのときに、私の方からいくつか提案をさせていただきました。それは、あそこの場所の利便性を考えると、非常にネットワークを張れる地域でありましたので、そんな中で新たな企画を起こしながらやっていこうということで、指定管理者が決まる以前にこの数字の積み重ねはしました。しかし、その時点ではもちろん金額ははっきりとした金額出ておりませんので、その後さらに担当者において具体的に詰めた結果この数字になったということです。ご理解をいただきたいと思います。

それから、スキー場のリフトの購入費でございますが、私もそういう点から検証をさせてもらいました。先ほど大竹議員の方からもありましたが、実は各スキー場とも、スタッフ、あるいは給与、待遇、ぎりぎりのところでやっているというのが実態で、事故を起こさないか、それは非常に心配でありました。そういう意味で、人件費でかなりの削減を図っている。それでは町の方で営業、あるいは宣伝、そういったネットワークを使って、しっかりとあなたたちが職場の使命を果たせるようなものをやろうということで、今回はこれだけの数字で予算をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

34番、酒井昭次郎君。

○34番 酒井昭次郎議員 私は、127ページ、消防費について質問します。

これは、2通りありまして、非常消防と常備消防とあるわけですが、非常消防費が減っていくということは、おそらく団員が減っていくのだらうと思います。これは非常に憂うべき現象

であります。それから、常備消防の方なんです、これは反対が増えておまして、これは前からいろいろな懸案事項にありまして、何とか消防本部は会津一つにして経費削減を図ろうというものは各町村の願いだと思っております、ここは広域消防の議場ではありませんが、町長さんの広域消防に対するこれからの取り組みについて、ひとつお尋ねします。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

広域消防が、その広域合併ということで県の方から合併に向けて協議をするように、こういう指示はいただいております。しかし、南会津地方4つの町村長の意見としては、経費を削減するための会津一本化については疑問ありということで意見の統一を今しております。というのは、広域消防の果たす役割というのは、地域の安全・安心の確保の中で非常に重要であると。それで、ここまで経費削減をしながら、人員の補充をかなり減らしながら来たんですが、人員の構成に穴があく、これではいけない。そして、広域消防の使命上、消防学校の方に、あるいは新任した場合に新任の研修ということで、年によって変わるんですが、大体1名ないし2名がこの地には配属されない、ここでの任務につかないということもありますので、何とか継続するように職員をとろうということが1つありまして、今回予算が増額されたということになります。

その上で今後、広域合併のメリット、デメリットを私たちの地域の地域実情に合わせながら検討をしていこうということで、引き続きこの問題については慎重に、そして経費の問題も含めまして真剣に検討をしていきたいというのが現段階の考えでございます。

○児山寿明議長 34番、酒井昭次郎君。

○34番 酒井昭次郎議員 その中で、資料を所管なもので私の方でとったんですが、断然火災発生は少ないんです。それで、救急業務が多いんです。それで、南郷村だけなんです、分遣所も救急分遣所もないのが。これは、ひとつぜひ本年度は無理にしても、予算化してもらって、本署がなくなってもそう多くの人員は必要ないわけですから、ぜひひとつお願いします。

以上です。

○児山寿明議長 ほかに。

4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 それでは、2点質問をいたします。

所管外でございましたので細かい説明を受けませんでしたので、説明を求めます。

昨日、一般質問で水の話と高齢者の農業の話をしたので、第1点は水の話関係なんですけど、89ページの衛生費、合併処理浄化槽の設置補助金なんですけれども、これは内訳書を見ますと55基というふうになっておりますが、それで間違いないのか。

そして、その55基というのは、全町的な55なのか、それとも4地域で分けてトータルが55なのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、93ページの負担金、補助金の山野資源活用と農地再生事業補助金400万円、昨日ちょっと一緒に聞きたかったんですが、ちょっと時間がなくてお聞きできませんでした。施政方針の6ページの中にも書いてあるんですが、ナナカマドと、この中にはキノコ等も含まれるのかということと、それからこの事業を展開するにあたりましてはどういった団体を想定されているのかについてお伺いをしたいと思います。

○児山寿明議長 水道課長。

○児山忠男環境水道課長 合併浄化槽設置補助に関するお質しにお答えを申し上げます。

総数で55基の内訳でございますが、各支所間の合計となっております。まず、田島地域が34基、館岩地域が10基、伊南地域が11基、南郷地域においては合併浄化槽ではなく集合体での整備となっておりますので、以上55基となっております。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまのご質問に対してお答えをしたいと思います。

93ページ、山野資源活用と農地再生事業ということでございますが、これは高齢農業者を対象に考えております。それと同時に、遊休農地の解消ということでこの事業は設定をされております。

それで、対象となる作物なんですけど、生け花等を対象にした枝物、それから山野草、それからキノコ、山菜、これらのものを対象作物としまして、種苗管理、それから苗代、それからキノコ栽培、苗代につきましては、遊休農地の解消方法によって補助率を変えていくというような内容にもなっております。50%から70%ということでございます。

それから、対象としている団体があるかということなんでございますが、今現在2団体を対象に考えた中で、さらにその以外の団体もこれから取り込んでいきたいというふうに考えているわけなんですけど、生け花等に使用される枝物、これは館岩地域で1団体が予定されております。近日中に設立総会が開催される予定ということになっております。

それから、キノコを対象にしている団体なんですけど、伊南にございます伊南の郷、ここでや

られている内容、それからそれに対しては菌茸類、それから原木、これらのものを対象にして、この事業で取り組んでいければというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

以上です。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 衛生費につきましては、了解いたしました。

なお、93ページの山野草につきましては、昨日質問をしましてとおり、非常に高齢者にとって実益と生きがいということでございますので、広くPRをしていただきまして、多くの方が受けられるようにご努力をお願いしたいと思います。

終わります。

○児山寿明議長 ほかに。

5番、高野精一君。

○5番 高野精一議員 それでは、54ページ、あと55ページ、これの中に、会津鉄道の施設近代化補助金という項目がございますが、たしか会津鉄道の補助金が今年度で切れるような話を聞いておりましたが、それが今年度新たに発生する、充当する補助金と解釈してよろしいのでしょうか。

それと、野岩鉄道の経営安定化補助金がこれは42万ということなんですが、果たしてこれだけ野岩鉄道に支出している金額というのは、この42万だけなんですかということと、これは企画課長にお伺いしますが、あともう1点だけね。

55ページの南会津防犯協会連合会負担金というのがございます。これ31万3,000円ですね。最近、農作物の野荒しというのは若干姿を消してきたんですが、今、鉄、そういう関係の犯罪が多く増えている中で、どうしても地域によるボランティアに頼るところが多い中での補助金では、ちょっとこれは少な過ぎるのではないかなということをお伺いしたいなということで、お願いします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、ただいまのお質しにお答えをいたします。

54ページのまず1つ目は、野岩鉄道の経営安定化補助金42万2,000円、それから会津鉄道施設近代化補助金の1,880万。まず、この1,880万の内容ですが、これにつきましては、固定資産税分のこれは基準財政収入額に含まれる部分を除いた25%ということで、実はこの1,880万と42万2,000円は、国鉄から無償譲渡で受けたときの固定資産税分の25%分を補助するという

ことで、先ほど議員がお質しの5年間の支援については、上の方に会津鉄道総合開発協議会特別負担金1,863万2,000円とありますね。これが実は、会津鉄道については15年から19年まで、それから野岩鉄道については16年から22年度まで、この1,863万2,000円が会津鉄道に対しては1,203万、それから野岩については509万8,000円、これが会津総合開発協議会を通して28市町村で支援をしている分でございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

南会津防犯協会連合会負担金のお質しであります。警察署の方と相談を何回かしまして、地域挙げて防犯の芽を摘み取ろうということで、小学生からの標語を募集して、事業者にも協力をいただいて、啓発活動をしようということで、そちらの方で予算を確保しておりますので、これらに上がっている補助事業費については私は十分間に合うだろう、こういうふう理解をしております。

○児山寿明議長 ほかにございませんか……、すみません、答弁漏れがあったそうです。

企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 すみません。ただいまのお答え申し上げた中で、野岩鉄道の経営安定化補助金、これは42万2,000円。これは25%なんです。その上の会津鉄道近代化補助金1,880万、これは固定資産税分すべてでございます。25%でなく。失礼しました。訂正いたします。

○児山寿明議長 43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 では、質問いたします。

ページ数云々というよりも、先ほど渡部議員の方から、いろいろ観光施設関係の指定管理者委託金ですか、そういった面について質問されましたが、私も大変そのように思っておったところ、町長の自信満々たるご答弁でその点は納得いたしました。去る何日だったか忘れてましたが、全員協議会の中でこの交流会館の云々を私がお尋ねしたところ、町長からは、この施設内に何らかの方法を講じて改善するんだというような説明を聞いておったように記憶しておりますが、この予算書の中をいくら検討してみても載っていないから、予算に間に合わなかったのか、また補正で上げてこられるのか。上がっていたら、どの事業がどういうことであるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

この交流館の言ってみれば使用料といたしますか、利用料といたしますか、これは非常に少ないんですね、議員がお質しのように。しかし、生涯学習、あるいは文化、歴史、さまざまな交流事業の中でこの施設が活用されていることも一方で事実であります。それは、減免措置等がなされていることにも原因がありますが、しかし、私が考えるのは、ここの例えばスキー場は赤字になると大変問題になる。しかし、こういう文化施設については余り問題にされない。しかし、それは文化レベル、文化の向上のためだと、こういう話も出てくるんですが、私は基本的には、それぞれの施設がそれぞれの利用価値と利用料、あるいは利用収益といたしますか、これが必ずしも一致しなきゃならないということではないんですが、かなりシビアにやはりそれは求められるべきだと思います。

そこで私は、この交流館の外側にある空間を活用して、いわゆるせせらぎ公園、あるいは先ほど山野資源の話がありましたが、南会津町に自生するものはこういう山野資源がありますよということも含めて、憩いの場所、あるいは癒しの空間をつくりたい。それは289号線が開通をする時期を見込みまして計画をしております。そんな中で、「元気ふくしま、地域づくり事業」という形で県の事業にのっかって、今その企画書を作っているところであります。当然、県の建設事務所の関係者も入っておりますので、間もなくそういう数字が上がっていると思います。

私はここを何ページということは申し上げられませんが、詳しいことは建設課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

大変申し訳ございませんでした。中身がよく聞き取りにくかったものですから、大変申しわけなく思っております。

その予算の中身なんですけれども、123ページを御覧になってください。一部122ページとまたがっておりますけれども、122ページから申し上げますと、節の区分で13委託料400万円、まちづくり交付金事業、もう既に館岩地区ではまちづくり交付金事業でいろいろやっておりますけれども、また、田島地区という新たな地区を設定して、県の方に補助事業を要求しております。この中で、御蔵入交流館の周辺の、今町長が申しあげましたように、田島の原風景を作りたいと。ここの辺に来れば、甲子トンネルを通った方が289号バイパスを通過して、この辺を通るときに交流の拠点として、夏になれば蛍が飛び交うようなところとか、春先は田んぼのあぜ道を歩いて田園風景を見られるようなところ、秋になれば、つる物だとか、この辺の山野草

が四季折々に花が咲くような、例えばミニ尾瀬公園のようなものをイメージしていただければいいのかなど。あとは、ちょっと北側の方に行きますと大川がありますので、その辺の川遊びもできるようなところと、こんなふうにイメージをしております。当面、今年はこの周辺の用地の買収も考えております。用地測量、それから不動産鑑定基本計画、これらを含めまして400万円。

それから、123ページの17番の公有財産購入費3,500万円。これはこの交流館のちょっと西側のところにあるんですけれども、おおむね1,700平米ぐらいの土地、ここをまず用地取得をして、この辺にこの交流館、それから買ったところにトイレとか、それから緑地整備を含めてこの辺一帯の祇園会館、それから田出宇賀神社、熊野神社、この辺を周遊できるような緑地整備を考えたいというようなことで、今年の予算にはまちづくり交付金事業であたっていきたいということで予算を計上しております。

以上であります。

○児山寿明議長 43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 私も、こういった文化施設や運動公園等においては黒字というようなことは考えておりません。それにしてもあまり、びわのかげあたりも相当数の管理料も出ておりますし、そしてましてここも相当額があるんで、もう少し改善策がないんだろうかというような観点から申し上げている訳でございます。

それでもう1点、これは生活排水の浄化についてでございますが、先般の一般質問の中でも清流において魚云々というようなやりとりもございましたが、とにかく何と申しますか、観光関係が優先して、どうしても下水道や生活排水の処理方法が遅れていくと。私は、議員になった当時からずっと下水道云々を唱えてまいりましたが、ようやく伊南地区は70%を超えたような状況下でございます。

一般質問の中に、またそういったことに町長さんも採択になった件ですか、今度西町から上町、新町、松ノ下地区においてが採択になって、今年度から着手できるんだらうというふうに行行政報告の中ではおっしゃっておりますし、下水道事業は長い時間と本当に莫大な経費がかかるわけで、そしてその中でいろいろ聞いてみますと、荒海地区、桧沢地区はまだ非常に手が入っていないと、事業に入っていないような話を聞いておりまして、まことに残念だなというふうに私は感じておるところでございます。

そこで町長にお聞きするわけですが、その計画を、もし金銭的に厳しい状況ですから、できなくとも計画ぐらいはお立てになったらどうかなというふうに考えます。そして、ただいま合

併槽の云々が30何基田島地区へ入るということは、それが本当に公共下水道にした場合、また合併槽地区が設定されて合併地区に一樣に30何基が集まった施設が整備されるものなら異議ないと思いますが、これは本当に農業集落排水のように、集落地は下水道にするという中間にもしもそういった30何基の今度入る場合、その中に入っていれば、大変あとの整備に支障を来すのではなかろうかと考えるわけですが、どう考えても観光施設が優先して、生活排水の処理が遅れていくという、私たちの伊南地区もそうだったんですが、それを考えると、やはり苦しくも下水道事業はやって整備していかないと年々遅れていくと。私になってから、私は20年議員として厄介になっておりますが、本当にそれを唱えてきて、やっと今70%程度になっているんですから、とにかくこれから荒海地区、桧沢地区等々が整備されないということになりますと、私の頭ではとにかく事業の経費そのものは計算できませんが、相当数の金額になると思います。まだ何年もかかってくるのではなかろうかと思いますが、その辺の見解を町長さんにお伺いしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまの質問の前に、先ほどの交流館のことで、1つお答えする項目が抜けてしまいました。それは、そういう整備を図りながら、交流館の直接的な収入にはならないんですが、いわゆるそこで町民の方々が、いろいろな団体になるかと思いますが、店を出して、それぞれの特産品を売ると、こういう形態に持って行って、間接的な収入を上げて、できたらそういう方々がこの交流館の運営のサポーターになっていただけるような仕組みもあわせて考えていきたいということをお答えするのを忘れてしたので、そのご答弁を先に申し上げさせていただきます。

その上で生活排水の問題であります、確かにご指摘のとおりでありますし、そういう意味では、伊南地区にあつては、地域挙げてそれぞれの町民の方々の高い意識の中で整備が進んでいるというふうに理解をしております。しかしながら、現在、下水道の田島地域にあつては、非常にその接続率が危ぶまれている。そこでしっかりとこれから接続をしていこうと。一体何が問題なのか、あるいはどういう事情がここにあるのかということ、もっと一般論、抽象論で終わらせないで具体的に掘り下げていこうということで、役場内で担当者の中で打ち合わせをしております。

従いまして、今後、荒海地区のお話もありましたが、そういう集落に、しっかりとこれから集落の実情を聞きながら協議を重ねていって、その協議内容によってこれから検討を進めてい

きたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 ほか。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 何点かありますが、簡単に質問をしたいと思っております。

127ページの消防団団長報酬についてでございます。

旧3村はたしか20万を超えていたと思うんですが、私は安いと思うんですが、この18万4,000円。それで聞きたいのは、まず、旧3村、館岩、南郷、伊南の団長報酬はいくらでしたか。

それを踏まえて、おそらく合併協定の流れの中で、事務事項の調整の中で、あるいは特別職の報酬の中でこの額が決まったと思っておりますが、その決まった手順、流れを教えてください。これが2点目。

3点目は、データがあれば結構ですが、他の自治体、人口2万人規模の団長さんの報酬というのはどうなっていますかという、その3点と、それを踏まえて、町長さんの18万4,000円に対するお考えをまず最初の質問としてお聞かせください。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

今、議員お質しのとおりでございまして、合併協議でも当然のごとく事務事業一元化調書のシートで検討しております。その当時を申し上げます。田島町18万4,000円、それから館岩の団長さんが21万、伊南20万5,000円、南郷が21万円でした。それで、協議の経過で、結果的には田島の団長さんの額18万4,000円に調整になったわけでございます。

それから、他の自治体の団長の報酬はどうかというお質しでございます。

私は、ちょっと用意した資料、今平成の大合併で大分自治体数が異なっておりますが、それを承知で前置きして説明させていただきます。

17年4月1日現在なものですから、ちょっと数字は古いかも知れませんが、この時点では県内83市町村ということでございまして、この中で当時の田島町よりも、83消防団のうち団長報酬が低い団が16団あります。それから、同等程度も二、三ございますし、あと支部においても決して高いものではございません。やはり消防団というものは、正業の傍ら、奉仕の精神でもって事にあたっていただいているというような意味合いが非常に強うございましてと思っております。ちなみに、郡山市ですと19万、会津若松市ですと21万7,000円というような形になっております。

以上でございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町長の考えはということですが、町長が提案したわけですから、町長は適当だということで提案をしております。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 それぞれの地域風の中で旧町村も団長報酬なりは決めていたわけですが、そういう地域風を調整しながらの金額とは思いますが、同じ合併した中から比べると低くなったのではないかなと思います。

次に、新たな質問ですが、1つは、ごみ処理の会津の広域圏でたしか県の指導もありまして、県内何カ所かにまとまって会津は1つと。いずれ、ちょっと年代は忘れましたが、将来、その方向で、広域圏の報告書の中にも何か職員派遣云々の議題になったことがありますし、だんだんいよいよ実現化に向けてというか、具体的な動きができたようなんですが、それに対する町の町長の考え方ですね。

というのは、南会津町は会津圏の中でも外れといたしますか、遠い方ですね。どこに処理場ができるかまだ決まってないでしょうし、分からないですが、その中で我々の町が本当にごみ処理、新しくできる大型のやつに対して、便利で今以上の本当に期待されるものかを含めて不安がありますので、町の対応をお聞かせください。

もう1点は、情報公開、あるいは情報の共有化に関する質問です。

これも予算全般にかかわるものですが、もう町長の施政方針、考え方はいろいろ出ていますが、特に強調されている中に、みんなが参画するんだと、そして一緒にまちづくりをするんだと、協働だと、そういうふうに言われる中で、やはり情報の共有化、同じ土俵で住民と役場職員といたしますか、行政と意見を交わす、情報を交わす。えてして役場の側で情報だけ持っていると、住民が参加しても意見も言えない、相談しても相談できない。同じ情報、情報共有化に対する町長のお考えがちょっと今までの施政方針でも余り述べられていなかったんで、改めてお考えをお聞かせください。

以上2点。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず初めに、ごみ処理の広域化のお話であります。議員お質しのよう、これまで県の方の指導も含めて、ごみを会津一円一体化の中で処理していこうということで、もう数年にわた

ってその話がございました。私が旧田島町長時代に引き継いだときには、もう計画づくりが始まっておりました。そんな状況の中で、本当にこのごみ処理の広域化がこの地域に有効に働くということで、合併する前は7つの町村長、それから合併後は4つの町村長が集まって、月に一遍くらいの頻度で議論をしてまいりました。

その中で、大きく私たちに不安を持たせていたのがごみを搬送する場合の搬送経費を当該町村で持つべきという方針が出ていましたので、これは飲めない。それから、中継施設をつくる必要がある。例えば一度に持っていけないところが出てきますので、その場合の中継施設の設置費、それから運営費も当該町村で持つべきだと、こういう話があったので、これも私たちは飲めないということで、再三事務局の方と協議を重ねてまいりました。その結果、それぞれ会津一円、ですから、その中で反対、賛成ございましたが、おおむね他の町村長さん方が、南会津町以外の町村長さん方が、南会津地方で言っている意見はおおむね理解できるだろう、こういうことでしたので、一応参加をすると。参加をするという前提で話はしてきたんですが、改めて南会津として地域計画を今つくる段階までに来ていますが、地域計画づくりに参加をしようと。それで負担金も出していこうということになりました。

しかし、地域づくり計画の中で、またその大切な2点がぶり返すようであれば、これは脱会といえますか、その時点で広域化にはまざらないと、こういうこともあり得ますよと、こういうことで話を確認をさせていただいて、現在それぞれの方部から職員を1名ずつということで、南会津地方については田島下郷町衛生組合の方から職員を1名派遣をするということで、4町村長の中では確認をとっておるのが実態であります。

それから、情報公開、あるいは共有化の問題は全くそのとおりであります。私はこの情報が、いつの時点か話をしたこともあると思いますが、情報を的確に把握をされて、その情報の持っている例えば数字とすれば、数字の持っている意味、あるいは数字が出てきた背景、これをしっかりと確認をとっていただける、こういう実態があれば、私は大いに情報公開をし、情報を共有していくべきだろうというふうに思っております。

しかし、いかんせん、私も今日たまたま自宅の方に昼休みに戻りましたが、そこでも3件の電話がありました。それは、352号の46億円の話です。私がいなくて、女房が一旦その電話を受けて、メモしておくことにしているんですが、そうすると、その情報がひとり歩きして、実は県会議員の方に電話がいったというようなことがありました。どこの県会議員だかは分かりません。そうすると、非常にその後それが足りないという話に至ったんですね。少ないのではないかという、それは少ないか、多いかというのは、私たちもなかなか判断できない。でも、

私は、やはり県全体の中でいろいろな事情を勘案してご決定をされたということは、非常に重みがあるだろうと、こういうふうに思いますので、そういうことを十分に認識された上で情報公開はできるだけしていきたいと、そういう条件が整うということを私たちも責任として努めていかなければなりません、そういうことを町民の方々にお願いをしたいというのがありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦芳幸助役 消防団に対する団長さんの報酬に関連して、低くなったのではないかということについてお答えいたします。

合併の調整のとき幹事長でしたので、消防団に対する報酬なり、あるいは出動手当関係、いろいろな場面に出てくるそれらの回数、例えばポンプ操法大会の早朝の練習とか、それらのことを調整をする際の考え方でございますが、それぞれの地域の事情によって、回数なり、金額は変わってございましたが、まず回数を統一して、なおかついろいろな場面でなるべく不都合がないようにするとともに、総額についてはあまり変えないようにということでございます。調整しまして、それを今年も踏襲してございますので、団長さん個人の報酬については減ったり、個人の今までですと年間いくもらっていたというのは変わりはありますが、総体として見ますと、4町村なりの時代と、新しい町になっても消防団に対する地域の安心・安全を守っていただいていると、そういうことに対する町の姿勢は変わらないと、このようにご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに。

38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 何点かご質問をします。

最初に、131ページに防災行政無線整備工事請負費がございます。この防災行政無線というのは私はよく分からないものですから、どんなものなのか。そして、どこへ作るのかご説明願いたいと思います。

それから、102ページに林業費の造林費がございます。造林費の中の委託料、間伐等町有林整備事業委託料91万9,000円でございます。これは、昨年度の当初予算を見ると2,572万8,000円が計上してあったんです。これが90万くらいになるということは、何だか2,500万近くも減額になっているんです。これはなぜこんなに減額になるのか。金がないのか、あるいは手入れする山がないのか、ご質問をしたいと思います。

それから、94ページに集落維持発展支援事業がございます。これにつきましては、委員会の

方で説明は十分受けたんですが、国の農地水環境保全向上対策事業、これは町でやらない、その代わりにこれに似たようなことをやろうというようなことでこの事業が出てきたんですが、予算を220万計上してあるんですが、この中身を見ると、私が前に一般質問をしたとおり、田んぼの畦畔の草刈りとか、素掘り水路の泥上げが一番大変だということを申し上げておいたんですが、その中で、町でやる事業につきましては従来から行っていたものを含めてということが出てきたんですが、私がお願いしたいのは、素掘りの水路にユニックを入れる事業を何とかしてもらいたいということをお願いしておいたんですが、これは従前から、その重機代、あるいは資材代の2分の1の補助があったんです。その2分の1でどんどんやっていくんならば、これはこれでいいと思うんですが、この事業があったにもかかわらず、おそらく1つも今までなかったでしょう、事業として取り上がったもの。だから、その2分の1というのは補助率が少ないんですよ。

この下の方に、新たに支援する部門として遊休農地の解消とか、間伐材を使った防護さくの設置、これについては80%の補助金でやりますよという新しい事業が出てきたんですが、私のお願いするのは、その素掘りの水路をユニックにするのも、やはり80%以上、95%くらい補助金を出していただければありがたいということ。

それともう一つは、この事業に農地水環境の中の環境については1つも事業が出ていない。私も先の一般質問の中で申し上げた河川堤防の法の草刈りとか、あるいは鉄道の法の草刈り、道路や水路の法の草刈り、こういうのをやることはおそらくこの中の環境保全の部類にも入ってくると思うんですが、そうした環境を保全するためにぜひ何か工夫をしていただきたいんです。例えば集落の中の関係者がみんな全員出て草刈りをやる、そういう場合に何か補助を出したり、あるいは必要な経費を出すとか、何かをやっていただけないかということの質問です。

それからもう一つ、前のページの93ページに、市民農園施設指定管理者委託料、これは7番議員からも質問ありましたが、私も12月のその条例を作成するときに委託料はどのくらいなんだという質問をしたらば、先ほど話がありましたように、50万くらいだという説明がありました。これが180万くらい、一気に3倍以上にもはね上がったということは何だか私がかうそをつかれているような感じで、非常に虫の居どころが悪いんです。細かい話は先ほどありましたんで、一言だけで結構です。コメントをお願いしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

防災行政無線整備事業についてでございます。

所管の委員会でのみご説明いたしておりますので、まず、予算書の7ページをお開きください。そこには、継続費の設定がございます。第2表継続費。これは、議員皆様ご承知のように、予算は単年度主義ということはございますが、事業によっては、多額の経費、あるいは相当の年を要する、年数、そういった場合に、継続費の設定が議決をいただければできるといいますか、そういう予算の一つでございます。

それで、総額を見ていただくと7億837万8,000円、それから19年度、20年度と2カ年の事業でございます。年割額はここに記載のとおりでございます。議員お質しのように、131ページには、その19年度の年割額の予算額が工事請負費に計上されております。

それから、概要でございますが、旧山村の地域は防災行政無線が整備されてございまして、各、今は総合支所でございますが、放送すると、災害時なり、町の広報、啓発などにも活用できるというようなことでございます。田島地区には今移動系しかございませぬので、消防団の方はじめ、町長の自宅にもございまして、いわゆる同報系がないわけです。中枢となる役場で、町民の皆さんに放送でもってお知らせするという、そういう同報系がございませぬので、それを整備しようということが一つ。

それから、各家庭にも戸別受信機ですね。トランジスタラジオ型といいますか、イメージしていただければいいんですが、どうしても災害時は雨風も強いというか、悪条件下なものですから、屋外のあと機密性がいいですね、最近の建物は。聞き取りにくいということもございましょうから、これはあくまでも希望の方ですが、無償貸与、そういうふうなイメージで、田島町は4,700世帯になんなんとしておりますし、事業所も含めると相当な数に上ります。ただ、あくまでも転勤の方などは希望されない人もあるかも分かりませぬ。

イメージ的には、役場が親局になりまして、皆様ご承知のように、役場の裏にある愛宕山、そこに中継局が1つできます。それから、駒止峠に警察無線とかございまして、そこに新しく中継局をつくりまして。それから、旧伊南村の鬼丸山というところがございまして。鬼丸中継局と申しますが、そこを3つ整備すると。まずもって、19、20年度は田島管内を整備すると。それから、旧3村とも結ぶといいますか、無線ですからあれですが、行く行くは1町村1波ですよというようなことで、仙台の総合無線管理局、そちらにも移行計画も提出してございまして、あと各集落にも屋外拡声器、拡声子局と申しますが、そういったことで、概要ですがご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 初めに、102ページの造林事業についてお答えをいたしたいと思います。

委託料91万9,000円でございますが、これは町有林の間伐事業に対して行うという事業でございます。今年度の事業についてはこのような事情になっておりますが、昨年度と比較してということでご指摘あったわけなんです。ちょっと手元資料をして昨年度の資料を持ち合わせてこなかったものですから、時間をいただきまして後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、94ページの集落維持発展支援事業でございますけれども、確かに議員ご指摘のように、国の考え方、これは農地農業用施設、それらの維持管理部門に対しても支援をするというものでございましたけれども、南会津町としましては、結とか普請、これらのもので十分集落の方ではまだ管理ができるのではないかという考え方の中に立って、管理部門については集落維持発展支援事業の中では取り組まないと、様子を見させていただくというような考え方をしました。

大変失礼しました。

それで集落維持発展支援の中で、施設整備部門については今まで農林課サイドで実施してきたものを精査いたしまして、これらについてこの取り組みの中に取り組めるものはどれほどのものがあるかというようなことを検討させていただきました。実際、緊急を要するものについて、農林課としましてかなり受け入れられるものがあったということで対応してきたわけなんです。今回改めまして事業の見直しをしまして、今まで町がやってきた緊急的なもの以外のもの、これらについても集落である程度取り組まれるのではないかと、緊急性のないものについては集落の考え方に沿って、集落が実際に実施するものについて支援をするということ。ある程度の事業に対する取り組みができるというような判断をさせていただきました。そのような中で、改めて集落維持発展支援事業ということで新たな事業に入らせていただいたわけなんです。

それで、先ほど50%の補助ではということでおっしゃられましたけれども、その中に新たな支援する部門ということで、遊休農地の解消、それから間伐材の活用ということで、間伐材を活用した場合には、水路整備に使う、それから土手の柵を結うと、これらのものについては80%の補助事業ということで立ち上げをさせていただきましたので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

また、先ほど造林事業の関係でお話させていただきましたが、今手元に資料を貸していただきましたので、お話をさせていただきたいと思っております。

昨年、間伐材町有林整備事業委託料ということで大きな金額があったわけなんですけど、この中で森林居住環境整備事業ということで、林道事業とあわせ持った事業の中で行われていた事業として151万2,000円がございます。それから、流域広域保全林整備事業ということで、森林整備事業委託料が1,722万6,000円ございます。今回の事業の中で、同じように流域広域保全林整備事業、これが2,511万8,000円ということで、あわせ持った金額になっておりますので、昨年同等の金額になっているのかなということで思います。ご理解よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 答えいたします。

12月の定例議会におきまして指定管理料50万円程度という答弁をいたしましたが、細部にわたる結果、181万7,000円になりました。本当に甘い見積もりで答弁しましたこと、大変申し訳ありませんでした。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 一番最初の部分と最後の部分はわかりました。

それで、まず造林費の関係、私のメモをとってきたのが間伐等町有林整備事業委託料だけをメモしてきたんですが、この金額が2,572万8,000円なんです。委託料の総額で言っているんじゃないんです、私は。2,572万8,000円が91万9,000円になったと。そうすると、2千4百何十万か減額になっているんだけど、これはどうですかと質問をしたんです。

それから、集落維持発展事業の中で、一番下の新たに80%の事業を始めた、これは分かります。上の回水路の素掘り水路の改良というのがあるでしょう。重機代、材料代の2分の1補助と、これのことを私は申し上げたんです。2分の1、50%では誰もやる人はいないから、もっと上げていただけないかということを行っているんです。もう一回答弁をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

造林費の間伐の関係ですが、議員もご存じだと思います。今やはり京都議定書の関係で、CO₂の削減目標が6%。そのうち森林がおおむね3.6%から3.8%と、いろいろ学者によって違うところもありますが、を受け持つ。それは、間伐をした場合に、当然間伐というのは保育間伐と利用間伐とがあると思いますが、山に切り捨てた場合は二酸化炭素、CO₂を出すんです。ですから、私は先ほどお話がありましたように、例えばあぜ道でも何でも間伐材を活用して、そしてCO₂の削減につなげていこうと。そのことによって、新たな国の事業も入れ

ていこうということで、実は各支所、あるいは本庁の担当の方に計画を持ってきてください。みんな山は一律ではないはずだと、その計画の出たところについて予算を組ませている。ないところについては、今後継続してその計画を作っていただきたい。そこで、その計画が今後可能性が出てきたということであれば、それはこの後いろいろな形で対応を考えていきたいと、こういうことをございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それからもう1点、集落維持発展事業であります、私もできれば80%にしたいです。でも予算というのは、全体の事業費の中でバランスも考えなければなりません。私は農業政策については、かなり手厚い町政執行の中で助成がなされているというふうに思っております。そしてまた、山野資源の話もありましたように、新たな手がかりをつかもうと、やる気を出そうと、こういうふうに今お願いをしているところであります。そういう中で、本来集落が持っていた集落の力、つまり結制度、あるいは道普請や普請、こういうものをなかなか高齢化の中で維持できない部分もありますが、もう一回見詰め直してみようということで、私は手厚い助成さえすればその力が増すかということ考えたときに、必ずしもそうではないという判断の中から今回の内容にさせていただいたということをございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまの造林事業について再度ご説明を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、間伐材町有林整備事業委託料、これはご指摘のとおりでございます。私の答弁が間違っておりました。おわびを申し上げます。

間伐等町有林整備事業なんですけれども、昨年度の場合は、各旧4町村で予算化し、各旧村の中で町単事業というものでかなり多く実施していた町村もありました。そういう中で、19年度事業については、各地域ごとの均衡を図る、それから現場の山の状況、林野の状況を一番加味しながらもう一度検討しましょうということで、今回は提案を見送った部分もあるということでご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 私は、88ページに絡んで19負担金、補助、し尿処理やじゅんかいの関係なんです、これはかなり経費がかさんで負担金がかさんできているわけなんですけれども、先ほど会津一円の話もありましたが、あの問題については私は問題ありと思っておりますけれども、それはそれとして、実はどんどん技術が発展してまいりまして、し尿処理なんか

の終末処理について、最終的に廃棄物を出さないで済むような技術まで出てきているという、今、報道がされておりますけれども、これが田島地区の下水道整備なんかに関しても終末処理の経費、これは結構大きなものがありますんで、情報収集をして常に研究していく必要があると思うんですよ。そういう取り組みをなされているのか、そして現在どんな到達点にあるのか、あればご質問したいと思います。

それから、113ページの工事請負費、これは観光関係だけのものですが、これは大きな数字になりますが、こればかりじゃなくて、一般の行政設備そのものについても、一時は借金をさせて施設を作れ、作れというような形で作りましたね。そういうものがいっぱいできてきて、今後それがどんどん修理しなきゃならない状況に追い込まれていく。これが財政にかなりの負担にこれからなってくるんだと思いますが、その場合、やはり合併特例の時期のうちにある程度のめどを立てないと大変なことになりはしないかという、私はちょっと不安を持っているんですけれども、どのようなとらえ方で計画されておるのかお伺いをしたいと思います。

もう一つは観光公社の関係ですが、皆さんがどんどん質問されておりますが、基本的にはとにかく町長が張り切っておられる既存の観光施設バックアップということと、地元の産品を活用した産業発展をねらうという。基本的には私も賛成で、ぜひ成功してくれるといいなという考えを持っているんですけれども、ただ、税収をバックアップするようなほどのものになるかとなったら、これはかなり厳しいんじゃないかと私は思います。

感性のおくれがちな私ですから、そうじゃないよという形があるのかもしれませんが、1つは、確かに先進地を聞いてみますと、長野県あたりでも、公社の母体はそれほど利益が上がっていないと、なかなか大変だということだと思うんです。ただ、やはり波及効果の問題がどんどんあれば、これは目的を達成しているんだと思うんですが、この南会津観光公社の場合には、旅行事業の中で特に教育旅行というのは今ブームというか、我々がなかなか感性で今までとらえてなかった分野が実は大変な需要があるんだそうで、長野県でもそこが主体になっていると。ただ、学校の教育関係ですから、多くは収入を上げるわけにはいかないというか、かけるわけにはいかない中で、しかも自分で営業をやるんじゃなくて、大手の観光会社を通してエージェントを組んで口銭をもらおうという、オプションですよ。だから、教育旅行の小さい1人当たりの負担の中で、どうしてその口銭をはじき出していくかというのはかなり厳しいんじゃないかというように思うんですけれども、この辺は日本旅行あたりの経験もあるだろうし、その辺の詰めがなされているのかというあたりもひとつお伺いしたいと思います。

それから、この事業をやっていく上で、一番最終的に始まってみて問題になってくるのは、

会社の基本的な人たちは、組織人というか、会社の中の会社員はこれで運営していくんだと思いますけれども、実際に教育旅行なんかでお客さんを連れてきたときに、それを采配を振る段階というのは、かなりの人的なことも、時間も必要になってくる。もう館岩の経験なんかも聞いてみましても、そういう事態が起こっているんですけれども、NPOあたりを活用するという形もあるでしょうが、何しろ今立ち上がっているNPOで、なるほど、いいなと思っているのは除雪関係なんかに取り組んだものですよね。あれは、冬場にはある程度、人的資源があると。だけど、それぞれが自分の生活の糧を持って仕事をしている中で、本当にこれを回していけるような組織ができていくのか、その辺のめどをきちっと立てておられるのかとか、その辺を心配し過ぎかもしれませんが、聞いておきたいなというふうに思います。

それから、123ページのまちづくり交付金事業ですけれども、説明によりますと憩いの場的なものだという話ですが、先ほども言ったように感性のおくれがちな私なんですが、自然が近くにあるんだから、そこの中での活用の方がいいんじゃないかなというような感じを持つわけです。むしろ後から説明された物産販売というか、道の駅的な感覚のものが大きな成果を上げていくんじゃないかということ。例えばまちづくり交付金事業で考えられているのはどうか、なかなかイメージがよく湧かないんですが、例えば福島市の中で今、花公園ですか、花の遊歩道ですか、テレビなんかでも取り上げられて、大変な賑わいになり始めてきているということなんですけれども、ああいうものは何十年かかけてつくられてきた一つの資源として注目されているし、活用されて、大変な成果を上げている、そういうものを目指しておられるなんていうようなイメージも持つんですけれども、改めてご質問をしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いくつかありましたが、私からは3点ほどお答えをさせていただいて、細かい数字、あるいは内容等については担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、施設をたくさん作っていきました。これはご指摘のとおりであります。実は、これは前にも申し上げましたが、国の政策の中で内需拡大を図るところで、起債を認めて地方公共団体の方に公共事業と称してやってきたことは事実であります。そういう中で、私たちは時代がどこかで欠落するわけにはいかない。継続して今現在があるわけですから、そういうふうにして作られた施設をもうやめにするのか、それともこれから引き続きその施設を修繕しながら使っていくのか、その辺の判断を求められる時期だと思えます。

そういう意味では、私が申し上げているように、これまでそれぞれの合併前の旧町村で役場が主体となってやってきて、それなりの効果が上がったでしょうか。役場は本当に身近な行政サービスの問題から、あるいは国の制度や県の制度にあわせたさまざまな行政のサービスを提供していかなければなりません。そんな中で、かなり厳しい人件費の問題もあって定員も減らしてきたということもございます。そういうことを考えると、行政と民間がきちっと手を結んで、その新しい会社を確認しながら、これまでの行政の経験を生かし、そして新たな民間の活力、いわゆる新鮮な考え方を入れながら、時代のニーズに合ったものを取り込みながら施設の活用を図っていく、こういうことを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

あわせて、その新会社のことでありますが、今都市部で例えば兄弟で殺し合ったり、いじめがあったり、あるいはそのいじめがあった学校の校長先生が自殺をする。さらにはニートの問題がある。こういう都市部で発生する問題は都市部では解決能力がもうない、このように考えていいと思います。しかし、幸い私たちの町ではそういう事件が少ない。そこでは、解決能力を持っているからそういう事件が発生しないんだと、こういう考え方もできると思います。そこで教育力を通しながら、そういう都市部で抱える課題を私たちの中山間地域で引き受けることはできないかと。そういうことを総合的に考えて、この新会社を計画している。ご心配されることは、もっともな部分もあると思います。しかし、私は本気で真剣に、そして時代の求めるものと向き合ったときに、その不安は必ず解決の方向に、解消の方向に向かう。そのために真剣に取り組むのが、現在地域の経済が冷え切っている私の使命でもある、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、まちづくり交付金事業の件でございますが、私が考えているのは、大内を見た場合、あれは11年間かかったんです。本当に、国の指定を受け、そして賑わいが出てくるまで。私もその当時、林業をやっていたので、大内には再三林業を通して足を運びました。現在、大内は最も多いところの農家の収入が、観光と農業とあわせた総合所得で約6,500万円だそうです。少ない方の農家はどうかと言ったら、それは申し上げられない。平均すると、大体2,000万円ぐらいの売り上げがあるということでございます。それで今子供たちが戻ってくる、あるいは後継者ができたという家庭もかなり増えています。

ここの賑わいを、同じものを作ろうと思っと思っています。私は、あそこは一味違う南会津町の自然の原点は何かということをごここでまず味わっていただいて、もっとスケールの大きい地域は、舘岩に行ったらありますよ、伊南に行ったらこういうものがありますよ、南郷にはこういうものがあるんですよという誘導拠点にしたいということを考えています。しかし、それ

だけでも十分でないので、仮称であります但観光公社を通して、物産、特産品を開発しながら、それをここで販売をしていきたいという構想でございますので、今後さらなるいろいろとご意見、ご協力をいただければ大変ありがたい、こんなふうに思っております。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 し尿処理関係でお質しがございましたので、ご説明を申し上げます。

し尿関係の部分について、総合的な部分での試算等をしているのかというようなお質しかというふうに承っております。し尿関係は集合体で処理しますとし尿として出ず、汚泥処理というようなこととなります。合併の場合においては、し尿の関係の方にはお世話になるというような状況がございます。町長の答弁の中にもございましたが、今現在は集合体の部分の箇所は2カ所というようなことでやっております、それ以外については合併処理というようなことでございます。ですから、今後これらの推進が集合体でいくのか、合併処理なのか、そういうことを複合的に計算をしていかなければならないのかなというふうには考えてございます。

あと各衛生組合においては、し尿処理場の維持管理等についても、どういうふうなことにすれば処理、維持管理できていけるのかというようなことでの検討という部分も詰めてございます。かつ、合併によりまして、田島下郷衛生組合と西部環境という2つの施設になったことから、整合性を図るというような意味合いの中で、し尿処理の業務、そういう部分についても今後検討しなくてはならないというようなことで、概略的な部分については19年度で若干の試算的な部分はやった経過がございます。

あとあわせまして、先ほど話題になりました会津広域化の問題がございます。その部分についても、そちらの方が最優先で、それがすばらしいものであるというふうに確定していくというふうになれば、そのままでもよろしいんでありましようけれども、今現在では独自性のものと広域化と、2つの案の中での検討をしていかなければならないのかなというふうに担当課では認識をしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 ちょっと質問の趣旨が通じてないようなところがありますけれども、今のし尿処理の問題でも、結局私が今質問をしたいのはそういうことじゃなくて、技術がどんどん発展しているんですよ。最終処理の処分の問題、汚泥処理の問題とか、そういうものが非常に発展しているわけですよ。そういうもう既存のできちゃったやつについては、もう当局がやはりどうしても忘れがちなんです。申請するときのことを考えるけれども、申請するときも、

どういう方式を取り入れるかで随分のその負担が違ってくるわけです。後々の運営の問題で。そういう技術的なものも常に検討しながらいかないとうまくいかないというところで、それでそれを取り組んでどんなふうになっているのかなということを知っているわけなんです。

あとは観光公社の関係については、本気で一生懸命言っているのは分かりますし、言っておられることは分かる。そういうことではなくて、先ほど質問しているのは、いたって細かいというか、現実的な問題で、教育旅行というのは非常に狭い町の中でやらなきゃならないんですけども、それについての検討はどんなふうになっているのかなということなんです。口銭をもらうような形での運営ですので、どのように考えておるか、現実的に掘り下げておられるのかなということと、お客が来てからの切り盛りをしていく人的な関係をどのように想定して組まれているのかなということなんですけれども、早速、会社は始まるわけですから、その辺についても恐らく詰められていると思うので、そういうところを知っているわけなんです、よろしくお願ひしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私はこれまでの答弁の中でも話しているように、それぞれ教育旅行にしても、民泊にしても、時代のニーズとしてあると。ご心配はご心配としてあって結構です。意見は違っていいと思います。ですから、私はそういうのを総合的に判断しながら、お示しした損益計算書を作ったわけですから、そういうことでご理解をいただきたい。

それから、技術が進行しているという話で、具体的にどういうことをイメージしているのかわかりませんが、私が溶融施設を調査させてもらいましたが、溶融施設については取り入れた市町村がございます。しかし、今運転をやめている市町村が結構多いんです。それは維持経費が非常に多くかかる。終末処理する以上にお金がかかるということもあって、その一例が潮来市でございます。ですから、検討はしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 政策室長。

○宍戸英樹直轄政策室長 観光公社に関するお質しについてお答えいたします。

お質しのとおり、教育旅行といいますのはかなり大勢の人間、子供たちを扱うということで、かなり人手もかかって大変なわけでございますが、ただ、教育旅行の受け入れ範囲としましては、先進地等から聞きました範囲においては、かなり市町村をまたがって広域的な範囲でも受け入れは十分可能だということもお聞きしております。それから、そういった旅行についての細かなプログラムの詰め等につきましては、まだ日本旅行等との細かい詰めはやってございま

せん。これから設立準備委員会、さらには新年度になってからの本格的な推進体制の中で、それらについてはやっていくものというふうに考えております。

ちなみに、2月の下旬に長野県の南信州観光公社を視察してまいりましたその結果ですと、当地には1,000名を超える農家やインストラクター、それから地域コーディネーターといった方がおまして、200ぐらいの体験旅行のメニューをつくりながら教育旅行等の受け入れをしていると。さらに、最近の教育旅行では、農家民泊と農業体験のセットが非常に人気が高いということで、それらの受け入れ農家も現在250軒までに達しているという状況。こういったことも参考にしながら、これらの受け入れ体制を準備進めていって、年次計画で教育旅行等の受け入れ体制を作ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 よろしいですか。

ほかに。

20番、星和男君。

○20番 星和男議員 1つだけお聞きいたします。

ページの51、その中で、説明の中で地域新エネルギー推進事業というのがありますけれども、この内容と、どのくらい進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答え申し上げます。

新エネルギー推進事業ということのお質してございますが、平成18年度におきまして、新エネルギーの賦存量といいますか、基礎調査を実施してございます。19年度も事業といたしましては、前段に申し上げました基礎調査が済みましたので、その基礎調査の上になりますもので、具体的に新エネルギーとして当町が目指すものは何かということを確認しながら、具現化をする詳細な調査に入っていきたいというふうに考えてございます。

中でも18年度に実施しました事業の中では、大きく分けると、当町は森林が91%以上というようなことでございますので、木質のバイオマス、あと雪氷冷熱、太陽光発電というようなことが大きな賦存量のものというふうにとらえてございます。そんな中から、エネルギービジョンのコンセプトといたしましては、森と雪と太陽との共生というような部分を18年度に明確にしながら、19年度においては、先ほど申し上げました木質やら、雪氷、太陽熱における新しいエネルギーを具体的にどうすればできるのかの調査を19年度に実施してまいりたいというふうに考えてございます。

かつ、その中でできれば、それを具現化するためには、どこの地域でそれを実施するのかと

ということになります。そうなった場合には、行政側だけではなく、官民一体となる部分というふうに考えてございますので、地域に入りまして、4地域ありますと、仮定すれば、館岩さんのところに木質関係がすばらしいものがあるというふうになれば、その地域の方と十二分にお話をしながら、具体化に向けて進んでいって、19年度以降、20年には実際の取り組みというふうに考えてございます。ですから、今日現在、18年度の終わりになってございますが、基礎調査は終了したというような段階でございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星和男議員 その中の予算項に立ててあるわけですが、委託料で819万、そういうこれは詳細ビジョン策定委託料となっていますけれども、またずっと下を見ていきますと太陽光発電システム設置補助金となっています。こういうものを絡めると、大体1,000万近くの金がかかるわけで予算が立っているわけですが、ここに補助金出すからには、設置場所まで決まっているんじゃないかと思うんですが、そういう点はいかがですか。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 設置する場所までは、まだ明確になってございません。先ほど申し上げましたように基礎調査が終わりましたので、具現化する調査というふうに理解をしていただきたいというふうに思っております。

あと予算関係でございますが、歳入関係につきましては、この事業は独立行政法人の、長いんですが、新エネルギー産業技術総合開発機構といたしまして、経済産業省の外部団体というふうに理解していただければ結構なんです、その100%の補助をもって実施したいと考えてございます。新エネルギーで国が推奨している事業でございますので、100%の補助の中で調査をして具現化をしていくというふうになってございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星和男議員 前、旧館岩村で新エネルギーの検討をいろいろしたわけですが、この中には省水力発電、そういうものも入っておりました。ただ、今現在国では農用水、その利用可能ということになったようではございますけれども、館岩の場合、木質もありますけれども、水力発電ですか、それがもう農水を利用すれば可能なのではないかという、太陽光エネルギーよりも、風力よりも、そちらの方が有効ではないかという検討もしたわけですが、そういう点、今のあれだと水力というものは入っていないようではございますけれども、その点はい

かがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをします。

私も、この一般に言うNEDOという資金を使ったこの新エネルギービジョンなんですが、太陽光にしても、あるいは木質バイオマスにしても、単独でみんな考えているんですね。例えば南会津町ですと、木材資源がたくさんあります。そして、今言ったように水利の条件もいい場所があります。そういうことを考えると、私は併用できないのか、併用できるような施設も考えられないのかということをご提案をいたしました。しかし、国の方では、現在のところは併用ということまでは考えていないんですね。

ですが、私はこの計画と別に、今議員お質しのように、やはり省水力発電というのは地域の中で有効な新エネルギーになり得るといふふうに思っておりますので、これとはまた別な形で、ここにも多少文言として省水力は入れさせていただきましたが、それよりもっとインパクトの強い形で別な事業を今県を通しながら国に働きかけをしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。



◎会議時間の延長

○児山寿明議長 議長より通告いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。



○児山寿明議長 ほかにございませんか。

10番、星光久君。

○10番 星光久議員 3点ほどちょっと聞きたいんですが、94ページの中山間地域等の中で、2,656万4,000円。この場所はどこですか。

それと、127ページの町営住宅の中で395万6,000円出ていますね。それ1つ。その場所はどこか。

それと、これは中で見つからなかったんですが、土地借地料の問題で、田部地区でずっと前

に、これは20年ぐらい前に温泉を掘って、毎年これは借地料を払って、どうなんだべという問題が旧田島の中では出ていたんですが、そのあれが見つからなかったものですから、どこに上がっているのかなと思って。

以上3点です。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 94ページのご質問についてお答えをいたしたいと思います。

4地域ありますけれども、地域ごとに報告申し上げたいと思いますが、田島6組合でございます。館岩10組合、伊南4組合、南郷2組合。これは急傾斜、緩傾斜ということになるわけなんですけれども、急傾斜が13協定110ヘクタールです。緩傾斜、14協定93ヘクタールということになっております。ただ、組合の中には協定を2つ結んでいる部分もあるというような内容でございます。

以上です。

集落別に知りたいということであれば……。

〔「田島の中で」と言う者あり〕

○森 秀一農林課長 続けて答弁させていただきます。

田島地域では6組合ございますが、琴平山管理組合、針生本田組合、向山一管理組合、それから山下山口沢管理組合、藤生農用地管理組合、百合山白藤管理組合、以上でございます。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

127ページの上の段の使用料及び賃借料395万6,000円です。これは、町営住宅中荒井団地、新町団地、関本団地、さらには合併しましたんで、館岩団地、これらの町営住宅が建っているところの敷地の借り上げ料です。

以上です。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 温泉の関係のお質しなんですが、ページで言いますと、52ページの総務費になりますが、14の使用料及び賃借料で温泉掘削借上料5万円ということで、これは水無地区の例ですが、これが今お質しの地区にあたると思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 前の方の2つは分かったんですが、田部の借り上げ料、使用料5万円と上がっているんですけども、このやつは面積にしてどのくらいか。それと、これは5万円

を毎年使って、多分使用していないと思うの。そういうことで、毎年毎年これはただ5万ずつ出しているような形にこれは見えるんですが、この件はどうなるのか。

ただ心配されるのは、荒海のそれこそ土地問題と同じく、公共施設の役場の町のものの中にあって埋まっているような感じがするんですが、鉄管が埋まっているものですから、そのそれこそ賠償料を後から5万ずつ毎年取られて、10年やってから、そんじやら賠償料何百万出せだの、何だと思って、おれは逆にこれは何とかして決めないと、また問題になると思うの。そういうことでこれは心配して、心配ご無用だか何だかわからないですが、そういうことで聞いているんだけど、ひとつもし目鼻というか、これからあったら。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

面積については、後から担当課長の方から報告をさせていただきますが、議員お質しのように私も大変心配しております。旧田島町長時代から、担当者を向けて、地主さんの方の方に条件整備といいますか、条件を提示してもらって、早くこの問題を解決しようということでおりましたが、いわゆる農地なんですね。パイロット事業でやった場所だったものですから、大変最初のうち、農地復元の条件が厳しいのもあって多額のお金が必要になってくるということなので、引き続き農地としての活用をするわけですから、最低限、農地として復元をしてお返しをするということで、継続して今交渉にあたっておりますが、どこかの時点では、今言ったようにしっかりと地主さんと協議を調わせて解決を図りたいと、こんなふうに今考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 面積については、今ちょっと手元にないものですから、後日報告させていただきますと思います。

今町長が申しあげましたように、私も前担当課長から引き継ぎの段階でも、これは返すに当たっては、撤去をしたり何かするには数百万円かかると。それこそ数千万円ではないんで、数百万円かかるというようなことがありますて、今話がありましたように何回か交渉の中でもやっておりますが、具体的にはまだ進んではおりませんが、一番は数百万円かかるということで引き継いでおります。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 そういうことでなかなか厳しいということは分かるんですが、例えば数百万だから、100万かかるか、200万かかるか、これは分からないんだけど、いつか

これは解決しなね、土地。やはり毎年毎年5万ずつこれは使用料を払っていて、20年払えばこれは100万だからね、これ。そういう形で、やはり決めなければならないところは少しぐらい銭かけても決めないと、後から荒海の問題を繰り返すのではないんだけども、そういうふうになっちゃわないかと思って心配するわけで、早く解決を望みます。よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全くそのとおりであります。それで、私もこういうケースはあまりないのかもしれませんが、どこで合意をするかというところで前例になり得るケースなものですから、その辺はこれまでのいろいろなケースを調査しながら、合意点をできるだけ早く見つけたいということで、期限を切ってこの辺まではというふうに言えれば一番いいんですが、私の目標としては、新しい年度内には何とか合意にこぎつけたいなど、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 3点ほどご質問いたします。

37ページの議会費、職員の給料3人分となっておりますけれども、多分今現在4人いるんで、1人減るのかなと、こんなふうに思います。実は、平成12年から地方分権が始まってから、議会に問われているものはチェックだけではなく、提案機能も発揮しなさいというようになってきたはずなんです。そのために、最近では政務調査費を使ってもいいですよとか、あるいは条例をつくるために勉強会をしなさいよとか、そういった責務が発生しているわけです。あるいは新潟県の阿賀町だったかな、あの辺では、議会活性化をするためには町長にも議員に逆に質問をするような反問権を与えなきゃいかんだろうとか、そういった話も出ているわけです。

だから、そういった意味から言うと、我々議員は自分1人だけで調べるわけにいかないですから、そういうことをするためには議会事務局の充実も必要ですよという話になっているわけですよね。ですから、私はなぜ合併50人いるから4人で仕方がないんだと、今後少なくなったから3人でいいんじゃないかという方向ではなく、今後行政と議会がどんなふうにかかわっていかなきゃいかんかと、そういうことを考えた場合には、やはり私は議会事務局員は4人必要じゃないかなと、こんなふうに思うんですけれども、今回の1人削減についての町長の考えをお伺いしたいと思います。

それから2点目、67ページの民生費の一番上に、南会津郡の保護司会というのがあります。

これは実は私が入っているんですけども、実はこの会というのは、犯罪者がいて社会復帰をしなきゃいかんというときに、その人と会って就職の世話をしたり、あるいは更生の仕方を教育したり、また最近多くなっている薬物乱用をしないように小学校に行ってキャンペーンをしたり、あるいは防犯関係も見るといような、これは会です。その会というのは、ほとんどの方が皆さんから協賛金を300円くらいずつ、年1万円くらい集めてくださいというような会費をもって構成しているわけです。ところが1回、2回は会費も集めやすいんですけども、毎年行くと、また来たかと言われるんで、実際のところは保護司会の会員が自分で1万円を会費として払っているというような現状なんです。それで、そういった社会的なこともあるんで、今までは、4町村が合併する前は、多分1町村から2万円から3万円くらいの、経費がかかって大変だということで、いただいていたはずなんです。ところが合併してからは、18年度は南会津町だからということで一つだということで、多分これがガクンと減ったんです。

それで、今年は多分5%カットしろということで、またこれは5%減ったんじゃないかと思うんですけども、その辺、健康福祉課長、17年度の金額、それから18年度のコツ金額はどうなっているか、あるいはその削減した理由、それをお伺いしたい。

それから、ページ131、消防費、15の工事請負費の中で、これは2年間の継続だということでありましてけれども、実際に議論をするときに、現在であれば我々は熊本県の小国町に行ったときには、FM局を開設して防災関係もあわせてやっているとか、あるいは最近、我が町にもブロードバンドとか、そういったシステムができたんで、そういった方向も検討をしたのかどうか。

それとあわせて、この事業には、県費の方として合併補助という名目が8,000万円ほどついております。ほかの項目を見ても、国の方からも合併補助という項目がついております。あわせて聞きますけれども、合併補助というのは、我が町にとっては上限はどのくらい許容範囲があるのか。金額的にですね。今までは大体どのぐらいのコツ金額を使っていたか。

以上4点についてお伺いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

何点かありましたので、私からは議会費に関する賃金の削減についてお答えをしたいと思います。

議員の数が少なくなるから職員の削減ということではありません。というのは、ご存じのように、合併協議の中で、非常に私もこれは厳しい、ある意味では苦渋の判断をしなければなり

ませんが、おおむね35%の補充率ということでございまして、今ご存じのように、支所は総合支所ということで、総合的な行政のサービス機能を持たせています。そこをやはりその役割をしっかりと担った上で、本庁の機能をどういうふうに削減していくかという全体計画の中で、今回1名、議会の方で減。それぞれ建設課や、あるいはほかの部署でも現在の定数を減らすということがございますので、総合的な解釈の中で止むを得ずとった措置ということですので、ご理解をいただきたいと思います。

少数精鋭で、皆さんの議員の期待にこたえられる人員配置にしたいとは思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

ページ数で申しますと67ページの南会津地区の保護司会の補助金の関係でございまして、平成17年の額につきましては、手元に資料がございませんのでご了承をいただきたいと思いますが、昨年といたしますか、平成18年度におきましては、2万2,000円ということの計上になっております。これらの保護司会の補助金を含めまして、この額の決定にあたりましては、南会津地方の法令外の補助金負担金の規制委員会というところで審議の上、決定される補助金でございまして、それぞれの団体の経理の内容、それから繰越金の状況、それらを総合的に勘案しながら適正な補助金の額ということで、そちらの方で決定している事情がございますので、その辺を含めましてご了解いただきたいと、こんなふうに思っております。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

防災行政無線についてでございますが、FMとか、ほかの伝達方法も検討しなかったのかという、ケーブルテレビですか、そういったものも含めてのお質しも1点あったと思います。

それにつきましては、国の方で、6月ですか、国民保護法関係でもございましたが、いわゆる災害時は例えばテレビですとケーブル、有線のものとは切断されると使えない、伝達できないというものがございます。これは無線ですので、本局とか中継局に支障が出れば、これは万全とは言いがたい面はあるかと思いますが、比較的、その施設さえ被災されなければ線の切断はないというようなこともありますし、旧3村が既に防災行政無線を整備してございますので、それらとリンクさせて活用も図りたいというようなこともございます。

それから、財源的なお質しがございました。県支出金の中で、合併市町村支援交付金8,000万円、全額、これは19年度はこの事業に特化してといたしますか、全額を投入いただくというこ

とに理解しております。

それから、町債、起債でございますが、131ページをご覧くださいもお分かりいただけると思います。地方債2億7,270万と財源内訳でございます。前の表をご覧ください、これが過疎債でございます、有利な起債と申しますか、一般財源の持ち出しも比較的少ないというような事業でございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答え申し上げます。

まず、1点目の合併補助の上限につきましてでございますが、全体で3億3,000万という内容となっております。それから、現在までの補助金の内容でございますが、18年度で内示をいただいておりますものにつきましては、1億9,800万でございます。その主な内容といたしましては、ブロードバンド基盤整備事業、先ほどの内容でございますが、繰り越し事業でございますが、1億3,000万。それから消防団員の制服等の整備事業で1,260万、それから議場の改修工事で760万、それから、荒海中学校の校舎の整備事業で1,780万、それから南郷第一小学校の整備事業等で320万、田島中学校校舎整備で280万、南郷第二小学校整備事業で140万、そのほかに繰り越し事業としまして、田部長野簡易水道事業等の整備事業で2,260万といった内容となっております。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、議会費の方は、これは新しい議会になってから、来年度のまた要求になると思うんで、終わります。

保護司会の方ですけれども、課長、これは多分、審査する委員の方がそういった事情を分からないで審査しているんじゃないですか。よその方は、合併したところは、保護司さんの人数掛ける5,000円とか、そういった再配分をしているんです。合併したところは急にあれになっちゃうからと。課長は、審査委員会の中に入って議論をしたのか、ただ単にこういう結果ですと聞いただけなのか、私はその委員会のメンバーが分からないんですけれども、その辺をご答弁いただきたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 補助金の法令外負担金、それから補助金の規制委員会でございますが、これは町村会の方で設置されておまして、直接的には私は入っておりません。それで審査の内容でございますが、それぞれ各種の団体から予算書、それから決算書等を取り寄せまし

て、その中でそれぞれ委員の方に審議をしていただいで、決定をするということでございまして、今回平成19年度につきましては、昨年2万2,000円から2万1,000円ということで落ちておりますが、これはやはり町村の財政的な問題から、今回5%カットでいこうと、さらには10%カットでいこうというような統一的な方針の中で決定をされたというふうに聞いておりますので、ご了解いただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは課長にお願いしても、出席できないんだから、しょうがないですよ。町村会だから、これは町長にお願いしておきますけれども、多分そういった経過があつて17年度は8万から10万出ているはずですよ。それは調べると分かりますから、4町村の合計ですから。ただ単に一つの町になったからといってガタンと減つたということですから、それはぜひ町長の方で調べて、来年度はいい答えが出てくるようにお願いしたいと思ひます。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

法令外負担金については、ただいま健康福祉課長が話ししたとおりなんです、町村会、あるいは管理者会の中で、私の意見としては、一律5%カットとか10%カットというのは、あまりにもその事業の実情を理解していないやり方だと、こういう意見は申し上げさせていただきました。しかし、じゃどこをどうするかということになると、なかなかこれも私たちが直接入れないところもありますので、ただいまの議員の意見をしっかりと尊重して、次回の管理者会等の中で私から議題として提案をしていきたいと思ひしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございせんか。

40番、星謙一郎君。

○40番 星 謙一郎議員 最後ですから、ちょっと明るいことを申し上げまして、次の方に結びつけたいと思ひます。

実は今日は予算のあれですから、ページで言いますと28ページの一般寄付金で1,860万、若干ね。というのは、毎年同じくらいの額なんです、これは3年連続こんなものでしょうかね。内容は、いろいろ匿名もあると思ひますので、わかる範囲内で教えてもらいたいということが1つ。

それから、お金じゃなくて、物品、物、土地で寄付する場合がありますね。今そういうこと

を考えている地域もありますので、そのような場合はどこに、ここにあらわれてくるんだらうかということなんです。

まず、これを2つお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

28ページの款17の寄付金の内容でございますが、一般寄付金ということで1,860万6,000円計上させていただきました。この内容は、会津高原たかつえスキー場のリフト建設に係ります償還金分の寄付金ということで、毎年この額をいただいております。

それから、いま一つのお尋ねでございます。物品での寄付の内容でございますが、これは予算書の中には計上できませんので、財産に関する調書、これを決算時期にその中で公表をするということになるかと思っております。

以上でございます。

○児山寿明議長 40番、星謙一郎君。

○40番 星 謙一郎議員 スキー場は大分頑張って寄付できるんだと思いますが、将来のことを考えたら若干不安なところもあるのかなと、これは積み立てしないで、なかなかぶっ壊れたとき、またああいうことでどうなるんだらうと、スキー場の補修計画もあるようですので、そこのところは、この寄付金のことの関係はどうだらうかということをして1つ。

あと町長に申し上げたいと思うんですが、実は私の生まれたところは川島というところなのよ。そこで今、何十年来の地域の住民の人が、今までは集会場とか、そういうことでいたんですが、そういう施設が地域の真ん中に欲しいということで、たまたま取得する機会に出会ってね。大体町の評価額で言いますと、1万平米くらいあります。約3反くらいありますから、二千七、八百万くらいの評価額で、売買すれば四、五千万になるのかなと思うんですが、これを若干安く仕入れたわけなんですよ。それを内容が、これから町に相談をしまして、お願いをして、地域発展の拠点にしようということで考えているわけなんですよ。ひとつ町長さんには、快く寄付を受けてもらうのかなんか、ひとつその1点をお聞きしたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをします。

集会場を集会場だけじゃなくて、多目的な後々の施設の管理運営の経費もそのところで賄うと、こういう考え方が区長さんや地域の人たちから聞こえてきました。それで、具体的にどういうものになるのかという話はまだ見えてきませんが、とにかく川島地区については、国道

沿いの集落で、国道集落を挟んだ両側には畑、それから田んぼ、そして山林もあると。さらにはイトヨの生息地も地域挙げてその環境を管理をしていると、こういうことがございましたので、私としては、ぜひこれから地区の皆さんと懇談を深めて、皆さんの希望ができるだけ通って、地域の活性化になるようにできればいいなど、こんなふうを考えておりました、その寄付を受けるか、受けないかということについては、担当部署の方でしっかりとこれまでの例もあるかと思しますので、精査をした上で結論を申し上げたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 40番、星謙一郎君。

○40番 星 謙一郎議員 分かりました。

それで、いろいろ地域でも、研究をしたり何かして話し合いをしているんですが、農林課長に若干聞きたいんですけども、例えばどこの地域に行っても耕作放棄地というのはありますね。今話題になっている。それを解消しようということで頭をひねっているわけなんです、今テレビでも言っているバイオマスじゃなくて、エタノールというガソリンとか何とかにまぜて、こうやる。ああいうものの研究をしようというのは、農業関係の方の行政というか、その中に組み込まれて研究できるのか。例えばいくらかでも補助金をもらおうとか、そういうことができるのかどうかと。農作物じゃなくて、結局、農作物でしょうが、畑から生産するわけだから。そういうものはどうだろうか。それ1つ。

あとは、町長さん、そういうわけで、伊南と館岩は、聞くところによると、今まで公共施設の集会場とか何かやったのは村費でみんな対応をしたということをお聞きしておるんですが、田島は、そういうことじゃなくて、地域の人が施設の土地を確保して町にお願いしてやったと。これからも南会津町と合併したんですから、その今後出てくるであろう土地問題についても、田島、南郷式みたいに行くのか、そうでなくて、館岩、伊南みたいにやっているみたいなどころの多少の旧村でやったんだから、町でもそういう手当てをするのか。そこら辺のところはどう考えているんだか、お聞きしたいと思っております。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 大変時間が越してきて、何か頭ももうろうとしているようなんですが、お答えを申し上げます。

まず、エタノールの件については、農林課長の方に答えていただくということになりますが、集会施設の建設の形態と申しますか、あり方についてですが、村費でやっても応分の負担はそれぞれしているんですね。ただ、その形態が違うというのは、やはり当時のその旧町村の歴史

といますか、風土といますか、そういうものから、やはり住民の合意、あるいは議会を通じた決定として生まれてきた経緯があると思います。それを一概に、例えばこういう形式に全部統一しようということにするには、ある一定の時間が必要ではないかなというふうに考えますので、それぞれ集会施設の提案があった時点で関係方面と十分協議をしながら、精査を加えながら決定をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまのエタノールの関係について、お答えをしたいと思います。

昨年度、農林関係の会議がございまして、私が質問を申し上げたんですが、菜の花をつくった場合に、エタノールにした場合の経費、それと例えば菜種油をつくってやた経費、どちらが高くつくのか、農家にとってどちらがいいのかというようなことで質問をした経緯があるんですが、結論としては今のところ出ておりません。ただ、町としてはよいとこ発見隊の方で桧沢地区の方に菜の花を植えて、それを観賞用、または油を搾ろうというようなことで今やられているような様子もございまして。

そのようなことで、補助事業についてはということでご質問だったんですが、それらについての検討は今のところしていませんでしたので、ただいまの意見を参考にさせていただいて検討をさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 先ほどの28ページの一般寄付の関係でございまして、このいきさつを申し上げますと、実は指定管理者制度によります利用料金制度になる前は、町委託の関係、つまり料金を町に納めて、町が委託料を払っていたということですが、ちょうど指定管理者、利用料金になってからは、その処理上たまたまこの寄付金扱いでやっている。基本的には22年の償還が終わりますが、それまではこういう形でいくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 3回済んでおります。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 苗利さんは、先ほどやって、質疑は終わっております。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 終わっておりますので、申し訳ございません。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

それでは、まず反対者の発言を許します。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 本予算の仮称南会津観光公社の関連に関しまして、どうしても新会社を作るとするのは、町長さんの非常に熱意ある、やる気ある、それはひしひしと感じるんですが、私が思うのには、これは今ある第三セクターの事業部門並びに営業部門を強化すればできると。特に5年間の損益計算書を見た場合に、先ほども申しましたけれども、営業管理部門のプラス要因は新会社のものではないと。あくまでもこれは今の夢開発でやった事業を引き受けるものであって、この利益は見込めないというのは私の意見であります。

観光部門で考えますと、室長の言うことは若干違いはあるかもしれませんが、5年間でもう1億円を超える負債が出ると。この計算書を見る限り、私はもう2年度目からは、もうかなりの経済的な予算の不足分が考えられると。そういうことで、町長さんのやる気は本当にわかるんですが、この数字を見る限り、私はこの予算に対して反対せざるを得ない。

以上です。

○児山寿明議長 次に、賛成者の発言を許します。

12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 ただいまの平成19年度一般会計予算に対しましては、適切に私は執行されると思いますので、これに私は賛成をいたします。

○児山寿明議長 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第27号 平成19年度南会津町一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議案第27号 平成19年度南会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月19日、午前10時より開議し、引き続き議案審議を行います。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時31分

平成19年第1回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成19年3月19日(月曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第28号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 議案第29号 平成19年度南会津町老人保健特別会計予算
- 日程第 3 議案第30号 平成19年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号 平成19年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第 8 平成19年請願第1号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願について
(総務委員会)
- 日程第 9 平成19年請願第2号 最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
(総務委員会)
- 日程第10 平成19年請願第3号 請願書 光ファイバーを使った高速インターネットサービスの桧沢地区(針生地区を除く)への導入促進及び早期に民間共用の実現について
(総務委員会)
- 日程第11 平成19年請願第4号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める請願書
(文教厚生委員会)
- 日程第12 平成19年請願第5号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める請願
(文教厚生委員会)
- 日程第13 平成19年請願第6号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める請願

(文教厚生委員会)

- 追加日程第 1 議員提出議案第 1 号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議員提出議案第 2 号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 追加日程第 3 議員提出議案第 3 号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 議員提出議案第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 追加日程第 5 議員提出議案第 5 号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める意見書の提出について
- 追加日程第 6 議員提出議案第 6 号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出について
- 追加日程第 7 議員提出議案第 7 号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について
- 追加日程第 8 議員派遣の件について
- 追加日程第 9 閉会中の継続審査について
- 追加日程第 10 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（45名）

1 番	楠 正 次	議員	2 番	内 藤 孝	議員
3 番	渡 部 優	議員	4 番	山 内 政	議員
5 番	高 野 精 一	議員	6 番	馬 場 信 作	議員
7 番	湯 田 秀 春	議員	8 番	大 宅 宗 吉	議員
9 番	渡 部 忠 雄	議員	10 番	星 光 久	議員
11 番	目 黒 幸 雄	議員	12 番	菅 家 幸 弘	議員
13 番	星 登 志 一	議員	14 番	平 野 均	議員
16 番	渡 部 東	議員	18 番	芳 賀 芳 一	議員
19 番	芳賀沼 順 一	議員	20 番	星 和 男	議員

21番	星 利一	議員	22番	星 茂	議員
23番	平野 昌盛	議員	24番	湯田 直美	議員
26番	星 喜弥	議員	27番	平野 五十男	議員
28番	渡部 昌仲	議員	29番	五十嵐 司	議員
30番	平野 修治	議員	31番	五十嵐 正純	議員
32番	大竹 幸一	議員	34番	酒井 昭次郎	議員
36番	阿久津 進	議員	37番	馬場 清雄	議員
38番	渡部 康吉	議員	39番	月田 和行	議員
40番	星 謙一郎	議員	41番	星 祥信	議員
42番	君島 勝美	議員	43番	村井 民重	議員
44番	河原田 苗利	議員	45番	湊田 幹夫	議員
46番	渡部 衛	議員	47番	馬場 秀男	議員
48番	室井 強	議員	49番	大山 卓	議員
50番	児山 寿明	議員			

欠席議員（2名）

25番	森 豊喜	議員	35番	平野 虎一	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	杉浦 孝幸	助 長 役
五十嵐 廣収	入 役	横山 恒廣	教 育 長
穴戸 英樹	直轄政策室長	渡部 俊夫	総務課長
星 廣政	企画観光課長	星 光幸	税務課長
菊地 新六	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木 平蔵	建設課長	児山 忠男	環境水道課長
湯田 タマイ	会計室長	横山 孝夫	教育次長
森 秀一	農林課長	湯田 順一	農業委員会 事務局長
長沼 芳樹	学校教育課長	星 安晴	舘岩総合支所長
酒井 浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐 竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一 事 務 局 長 酒 井 直 伸 係 長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は45名であります。都合により欠席届のあった議員は、25番、森豊喜君、35番、平野虎一君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第1、議案第28号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 本予算は、見てわかるとおり医療費が下がるのに増税になっているわけですが、その原因は大ざっぱに見て、前年度に比較して積立金の繰り入れとそれから繰越金の減、その繰越金の影響、背景というか、療養給付費交付金の18年度1億7,000万円もの大幅減があるわけですが、これがこの19年度においても当初予算で2,700万円の減となっているわけです。これは医療費の削減も影響していると思いますけれども、どのような内容か改めてご質問いたします。

次に、増税になっている、さらに20年度も4町村の統合で増税が見込まれているということですから、ますます滞納者が増えるんじゃないかと思うわけです。この状況というのは、我が町だけではなくて、このままでは制度の崩壊になっていくんじゃないかとも言われているわけ

ですが、住民が悩み苦しんでいる税負担の問題と、滞納者対策の問題で質問をいたしたいと思います。2つの問題とも、国のやり方が最大の原因で住民が痛手を受けているわけで、強力に退陣を求めることが急務ですけれども、このような国の荒波から住民を守ることが、地方行政の使命だと考えるわけです。

そこで税の問題ですが、国保税の場合、保険制度ということで相互扶助が強調されがちですけれども、法の第1条に福祉であることがうたわれているわけであります。その認識が大切なわけで、担当職員をどのように教育されておるかお伺いをしたいと思います。特に制度を担当する生活課と徴収を行う税務課が分かれているということがあるわけで、これが大事なわけです。

国保税には、ご存じのように7割・5割・2割の法定減額制度があります。それだけでなく、自治体の裁量で減免できる申請減免制度をつくることもできます。町でも第17条で、国の3つの税率そのものを条例としておりますけれども、実効のあるものにするためには、納税者の実態は多様ですから、住民の状況に適合したものに拡充する必要があるのではないかと思います。

事務取扱要綱でその具体的なものが定められております。4つ挙げられてはいますが、幅広く実態に対応するには、この中の4号目の「特別な事由がある場合で、著しく困難である場合」というのがありますけれども、それはどの程度を基準としておられるのかお伺いしたいと思います。

また、法定減額2割減というのがありますけれども、申請が必要になっているが、どのような取り扱いをされているのかお伺いいたします。

そして、この予算でその件数あるいは見込まれる額を、ここに資料があるようでしたらお知らせを願いたいと思います。

次に、滞納者対策ですけれども、政府は増え続ける滞納に対して、命綱である保険証を強権的に取り上げればたまたまに納税するだろうと、市町村に義務づけをしたわけであります。ところが、滞納が減らないばかりか病人が手おくれになったり、暮らしを一層窮地に追い込んでいるという報道がなされておまして、今日ですか、民友でもそのことが大きく取り上げられておるようでございます。

当町でも保険証の取り上げが増えているようですが、滞納者の反応、そして実態はどのようなになっているかお伺いをしたいと思います。

滞納者対策要綱の第6条では、取り上げる場合は相談や状況調査をしなければならないとい

うことになっておりますが、納められる状態か難しい状態かの判断がいろいろと重要になってくるわけですが、国保法施行令で、資格証明書発行の適用除外となる特別な事情の目安を規定しています。町でも対策要綱の第4条で特別な事情を示していますが、非常に限られたものになっているわけで、前の質問の中でも明らかになったように、200から300世帯という多数の滞納者の割には申請件数が少ないのではないのかなと思うわけでございます。住民生活の実態を反映していないのではないかという思いがするわけですが、どのようにとらえられているかお伺いしたいと思います。

病人が手おくれになったり病院に行かないために重病化したというふうなことが全国的にも起こり、この町でも心配されているわけで、そういう点ではやはりセーフティーネット、安全網として第4条の拡充が求められるんじゃないかなと思うわけでございます。これは予算がかからない問題でもありますので、北海道の旭川市の例を見ますと、第4条にあたるところをさらに12項目に具体化して、全額滞納でも、9割以上が適用除外で保険証が交付されているということでございます。我々の連携先である100万都市のさいたま市でも、保険証の取り上げはゼロだというようなことですから、やはり取り組みの姿勢の問題かなということございまして、保険証取り上げではなくて、別な方法で徴収を改めて進めているということだということでございます。

第4条の拡充に取り組んでいかれるかどうか、これも一般質問でも取り上げましたけれども、改めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

まず初めに、療養給付費の交付金のお質しだと思います。予算書で申しますと国保の10ページでございますか、一番下に療養給付費交付金で今年度は4億4,100万円余りで、前年度の当初より比較して2,700万円減の、その事項のことでよろしいかと思います。

それから、その原因でございましょうか。議員がおっしゃられましたように、人口減もありまじょうが、医療費総体では下がっております。あと14年の老人保健法改正によりまして、70歳から74歳までの方も、老人保健じゃなくて国保の被用者ということで、国保の側の負担が増えてきたということも言えるかと思いますが、これが一つは、こうした特定財源ですか、そういったものあるいは繰越金も、先ほどお話しされたようですが、繰越金などが翌年度に多く繰り越されれば、それが財源となって、国保税の保険者の方の負担が減るというふうなことは言えると思います。

10ページの療養給付費の2,700万円の減というのは、退職者医療療養給付費等交付金というようにございますが、議員のお質しのように、前々年度と比べるとさらに大きな金額が減っているのではないかというお質しは、総体に医療費が減っているということに連動するものと承知しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 質問の内容が余りに多かつたものですから、答弁漏れがあったら追加してお答えしたいと思います。

まず初めに、担当職員の教育の問題、税務と住民生活課の連携の問題でございますが、議員お質しの減免ということは特別な場合の措置でございますが、災害あるいは生活保護決定等につきましても、関係各課と連携をとりながら、担当課といたしましては、納税相談の中で個別に調査をさせていただいて、常に主管課と連携をとって対応するようにしております。

それから、特別な事由、著しく困難な場合の基準でございますが、国保税条例の第17条の(3)に、「その他特別な事情があると認められる場合」とございます。それをさらに減免事務取扱要綱で、内部規定でございますがそれに規定してございますが、考え方は、所得が少ない方で保険税を負担すると生活保護が必要となり、減免すれば保護を必要としなくなる場合ということでございます。それで、担当課といたしましては、滞納の場合必ず納税相談を行っておりますし、その場合、分割納付等の納税相談も実施し、滞納者への配慮をしております。

それから、2割減免の申請関係でございますが、2割減免の具体的な数字は現在把握しておりませんが、18年度の一般医療で軽減世帯の比率を申し上げますと、約51.5%の軽減措置の世帯となっております。

それから、短期資格証の交付の問題でございますが、これにつきましては、前回の議会でも答弁をしたと思うんですが、あくまで国の考え方は、1年以上滞納する者につきましては資格者証を交付することになっておりますが、滞納者対策要綱によりまして、できるだけ資格者証を交付しないで短期保険証の交付で対応しております。短期の場合ですと通常の保険証と変わりません。ただ、書きかえが頻繁に行われるということでございます。それは、我々と滞納者が接点を多くして、私たちとしては滞納者に滞納指導をしていく、納税相談をしていくという目的でございますので、その趣旨はご理解いただきたいと思っております。

それから、旭川市の例で充実の件でご指摘がございましたが、お質しの減免制度の充実につきましては、担当課といたしましては、税でございますから、財産の状況などもありまして一

律に減収という事実があっても、あくまでも一時的に納付が困難な場合には直ちに担税能力がないとは考えられないことから、そのような事例があった場合には、先ほどもちょっと述べましたけれども、納期限の延長あるいは分納の指導などで対応し、将来的に担税能力がないと判断された場合には、執行停止あるいは不納欠損処分に対応したいと考えております。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 姿勢として、資格証明書の発行を抑えているというのは大変いい方向だと思いますけれども、実際には2件執行されているわけで、その内容はどんなものなのかお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの減免規定の問題ですけれども、やはり基準が生活保護の基準に置かれているということです。実際に滞納している人たちというのは、かなりその上の部分というか、いろいろな生活条件によって、そこまでは行かないけれども実際に生活を大きく切り詰めないと払えないという状況の人たちがおるわけですから、その辺をどう実態に合わせて、ネットを張って、落ちていかないような形をとるべきじゃないか。例えば、いろいろな形で経費がかかってくる、そして、結局期日までに納められないからカードローンなんかを使って納めざるを得なくなっているというような形で進んでいきますと、なおさら困難になるという問題が現実にもいろいろ起きているわけで、その辺をカバーする方法として、先ほど他の地域の方法を取り入れるべきじゃないかということを提案しているわけです。

こういう取り上げ方というのは、国保が実際問題として非常な窮地に立っているということが全国的にありまして、どこでもやっぱり悩んでいるということだと思うんです。それだけに、そういう方法がどこでもとられ始めてきている、かなり実施されてきていることなので、ぜひともそういう方向で検討してほしいというふうに思うわけですが、そういう点では町長の裁量でもあるわけですけれども、どのように考えておられるか改めてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほどの答弁がちょっと聞こえなかったんですけれども、法定減免2割の減額の問題ですが、申請が必要になっているわけなんですね、ほかの7項と違って。これは、おそらく滞納の中での指導はされていると思いますけれども、どのような状況になっているのか。件数まではわからないというような形だったけれども、この2割の割合というのはどのぐらいあるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 3点ほどご質問がありましたが、その中で数字の伴う具体的事項につきまし

ては担当課長の方から答弁をさせますが、私から減免基準に関することについてお答えをしたいと思います。

議員がお質しのように、国保税の滞納は大変増えておりまして、全国で470万人から500万人というふうにも言われているわけです。確かに私たち自治体の責任者として、この問題は当面する課題の中でも最重要な課題であると、こういうふうには認識はしております。しかし、一方で地方交付税も自治体にとっては減らされている、18兆円が15兆円に、3兆円ほど減ってきているという事実もあります。

そんな中で、よくよく考えてみますと、税財源の少ない自治体というのは、どうしても一般的な傾向として少子高齢化の傾向にあります。したがって、社会保障費が非常に大きく出ていく。そんな中で、税源としてこれまで地方自治体の財政の基本をなしてきた交付税の減額もあるということですので、なかなか減免措置についての基準を、そういう滞納せざるを得ない状況に置かれた方々への配慮というものがなかなか難しい。しかしながら、旭川市のご提案もありましたので、そういうことを詳しく調査させていただいて、今後検討を加えていきたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。再質問の冒頭にございました件についてでございます。

先ほど来、税務課と私の方、住民生活課が国民健康保険の主務課でございますので、連携しながら仕事を進めております。それで、いわゆる資格証明書を交付しております世帯が、南会津町管内、当町管内では2世帯ございますのはお質しのとおりです。どういう内容の世帯であるかということでございますが、いずれも課税世帯でございます。課税世帯でございますので、私どもはそれ相応の担税能力があるのではないかと認識はしております。

それと、その内の1世帯は高齢者の方、75歳以上の方もおられますので、当然のごとく、その方には保険証は交付しております。短期ではございますが、国の定めるところによりこのようにいたしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 2点についてお答えいたします。

1点目は、2割軽減の割合ですけれども、平成18年度で約12%となっております。それから、2割軽減の場合、他の軽減措置と違いまして本人の申請が原則となっております。そこで、

担当課といたしましては、その該当者に通知を差し上げて、改めて申請をしていただいているという状況でございます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 合併協定にかかわる保険税の3年間でのご統合という点でまず質問いたします。

先の定例会でその点を聞いたところ、激変緩和のためには課税方式、賦課割合等の調整が必要があるということで、まだ具体的な内容は示されなかったんですが、今回の予算の中でそれが出ているわけです。改めてそれをお聞きしたいんですが、私も増税、減税なんていう観点じゃなくて、負担がある場合、あるいは軽減される場合、当然合併というものは、当初から税が不均一ですからそういうものがあるとは理解していますが、今年度における激変緩和、課税方式、賦課割合についてお伺いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

当初予算編成にあたりまして、12月ですか、国保運営協議会に諮問いたしまして答申を得ております。それで、ただいまお質しのように、20年度には国保税は統合するというので、それに向けて19年度、残された調整はただいまご審議いただいている予算、1回の機会しかないと言うとあれですが、基本的な考え方、運営協議会で出された意見ですが、1つは、ある意味で激変緩和、町民の方の負担を少しでもというか軽くしようという意味で、基金の繰り入れについて考え方を答申いただいております。19年度においては、19年度の国保税の必要調定税額と18年度の、もう既に額が確定して執行が間もなく終わろうとしておりますが、18年度の調定税額との差額の2分の1程度は基金を繰り入れることが望ましいということが1つでございます。

それから、その答申の中で、20年度においては、今後の財政状況も見まして基金の繰り入れをしないことが望ましい、それでやっていけることが望ましいが、平成19年度の、たびたび話題になっております後期高齢者医療制度への移行とか、諸条件、社会情勢もございましょうから、状況などを勘案し検討されたいと。20年度の基金の繰り入れについては、そういった状況を勘案し検討されたいという答えといたしますか、意見もついて答申を受けております。

それから2つ目は、課税総額の算定式、いわゆる賦課割合などについてでございます。平成20年度の均一課税に向けて19年度の課税はどうあるべきかということで、19年度課税の段階

で賦課方式と賦課割合は統一した方が20年度に入りやすいだろうということで答申を得ております。内容を申し上げますと、賦課方式及び賦課割合は、医療保険においては4方式で、所得割が50%、資産割が5%、均等割が30%、平等割が15%、ですから55・45ですね。7割・5割・2割の軽減も受けられます。応益が45ですから応能が55です。

それからもう一つは、介護保険においては2方式で、所得割を50%、均等割を50%とすることが望ましいという答申を受けて、今予算を編成いたしております。

以上でございます。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 そういうことで、20年度の均一課税に向けて順調にスケジュールが進んでいるというふうに理解しました。特に今年度においてはそういう差額を、とりあえずといいますか、2分の1の繰入金で緩和措置もとられておりますし、私は、そういう意味では合併協定の約束が順調に実行されているのかなと理解いたします。

そこで、合併協定書の内容、保険税を含めまして、これは住民の方々、住民説明会において本当に期待しているわけです。こういうふうに順調に、誠実に実行すべきと私は思います。何回も答弁の中では、情勢の変化、国の方針も変わるでしょうとかありました。そういう変化を最小限に抑えて、この協定書にある内容を住民に説明したとおり、説明された住民はその内容を期待しております。道路改良だとかいろいろハードの建物があります。そういうことをぜひ踏まえて、かつ、当時の合併協定書を取りまとめたのは当時の協議会会長であります現町長、湯田さんであることもさらに踏まえまして、ぜひ保険税を含めまして合併協定書の誠実な履行をお願いいたしまして、質問を終わります。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 私は、11ページの項の2番目、中ほどより少し上にありますが、保険財政共同安定化事業交付金というものがあります。その収入額が1億433万9,000円計上されております。それと、19ページを見てみますと、それに対応するものじゃないかということで、保険財政共同安定化事業拠出金というものがございます。これとこれ、両方とも前年度はゼロ円でございますので、歳入と歳出の関係とか制度の関係を簡単にご説明願いたいと思います。

それから、私も担税力については非常に心配しておるところでございますが、簡単に申し上げますと、応益割は30%くらいにして応能割を70%くらいにしたらどうかと思いますが、そ

うした検討は、先ほどの説明を聞いていますと無理かと思いますが、なお検討していただきたいと思うんですが、その点もどうでしょうか。

それから、これは委員会でも申し上げましたんですが、18年度の決算見込みで、予備費が私の調べでは3,494万円しかない。19年度の当初予算では5,000万円の繰越金を見ております。こんなこともあるかということで委員会でも話をしましたが、これについても今後検討していただきたいと思いますが、その点もあわせてお伺いします。

以上です。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。3点のご質問かと思えます。

初めに、国保財政共同安定化事業交付金でございます。これは18年10月から施行された新しい制度でございまして、各保険者が拠出して、ページ19ですか、歳出の方は。ほとんど似通った額でございまして失礼しました。拠出は歳出ですね。1億116万9,000円を拠出します、出します。歳入の方で11ページに戻っていただくと、1億433万9,000円ということで交付を受けます。ですから、これは話がそれるといって失礼なんです、21億円の19年度の国保会計でございまして、これの1億円、1億円も当然含まれておりますので、南会津町としては受ける金額の方が若干多いということで、各保険者の財政共同の安定化のための事業が創設されたということで、南会津町は300万円ほど交付を余計に受けられるという、プラスの部分が多いということでご理解いただきたいと思えます。

それからもう一つ、次のご質問ですが、応能割、確かに所得の低い方は応益割の割合が低い方が、逆ですか、応能割ですから、資産とか所得にかかわる能力に応じた割合が多い方がというような考え方だと思います。ですが、これは国のルールがございまして、応益割が45%から55%の範囲を超えると、それより低いか高いかで7割・5割・2割の軽減措置が受けられなくなりまして、6割と4割の軽減措置しか受けられないということになりますと、7割軽減が受けられないということは、低所得者の方にとってはますます厳しい状況になるのではないかと私は思いますので、事務方としては、あえてここは応益は45%から55%の範囲におさまるようにはすべきであろうと考えます。

それから最後ですが、予備費でございますか、予備費と繰越金も触れられましたか。予算書の繰越金ですから、予算書をご覧いただいてもお分かりですが、例えば繰越金でも今年は5,000万円を見ておりますが、前年度の数値もございまして。前年度は8,000万円でしたか。47番議員からも先ほどご質問があったかと思えますが、翌年度に繰り越すということは翌年度の

財源にもなり得るわけでございまして、その分、国保税といえますか、負担も財源の一つとして考えられると。あと予備費は、ご承知のように、万が一医療費、療養給付費などに不足が生じた場合に、基金もそうですが、充てるというようなことがございますので、決算を迎えてみないと何とも言えませんが、現時点ではこの程度は見込んでよいのではないかとこの予算案でございますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 私は、前年度の予備費の範囲内で次の年度の繰越金を上げるのが常道かと、こう考えてきましたものですから、この背景は、医療費は2カ月遅れで払いますので、たしか今もそうだと思いますが、3月受診された医療費は5月に払うということになりますと、非常につかみがたい会計予算だとは思いますが、本算定が6月以降になるということもございしますので、これは今後の検討課題としてお願いして、質問を終わります。答弁は要りません。

以上です。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 1つだけ、この後になるとちょっと関係が違ってくるので、ここでお聞きしたいと思います。

国民健康保険税を含む税金の滞納なんですけど、生活保護とのかかわりでちょっとお聞きしたいんですけども、生活保護というのは、収入がない、非常に生活が困窮していても、土地であるとか山であるとか財産があれば、ある程度一定の財産があれば、生活保護を受けられないという法律だと思うんです、家とか自分の住んでいる宅地は別としても。ただ、その土地が売りたいくても売れない場所、いくら努力しても、くれればもらうんでしょけれども、くれてももらわないというような場所で、それを税金として町で取ってもらう物納という方式もあると思うんです。ただ、私もいろいろ、これは町長としゃべっているんじゃないですが、課長とかほかの課の係の人としゃべったことがあるんです。法的には物納してもらってもどうしようもないということなんですけど、そういう場合に、その土地には評価があるものですから、税金も来るわけなんです。その土地の税、保険税、すべてのもので非常に大変だと。だけれども、生活保護は受けられない、収入はない。こういう場合に、町長としてはその土地を、町で売ってくれることはできないと思うんですけど、そういうところでも評価額で物納ということができる考えはないでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

先ほどもちょっと触れましたが、滞納の実態は、もう本当にさまざまな実態がございます。したがって、これまで一律に滞納者であるという枠組みで判断はできないと。これはもう私以下職員の人たちも全員そういう認識しております。

そんな中で、いわゆる物納という一つの方法、ルールがある場合に、単に町側の方で受け取っても、物納されてもどうしようもないという判断基準だけで結論を出すのは、私は行政サービスの中の真摯な、個々の取り組みとしては十分ではない、こういうふうに思っております。しかしながら、評価額がありますから、物納されたものをどういうふうに活用あるいは今後処理するのか、一方においてこういう問題もございます。

従って、このところは慎重にしなければなりません。なりません、実際に寄付行為ということで、実は中山地区の別荘地帯についてはございます。そういうふうなものと調整をとりながら具体的な検討に入りたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 寄付行為ということで、ただで寄付したんでは、溜まった税金がなくならないので、私も非常にある面で、話をしていると税務課の方は分かってしまうかなとは思いますが相談を受けまして、多少は何とかしたんですけれども、どうしても土地が広いために、または場所的に、ここでは言えませんが非常に売りにくいところなものですから、その世帯を見ると、非常にぐあいも悪い、年齢もいつている、収入もないということで、当然生活保護の対象になるんですが、それが邪魔でそういうふうにならないわけです。

そういうことで、何かいい方法ということで、町長と直接しゃべるにはこの場しかないと思ひまして、先ほど言った寄付行為というのは、もちろん無料寄付行為ですか、それとも多少の滞納した税金と交換するようなそういうあれもあるんですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

私の説明が十分でなかったと思います。無償で寄付行為を受けていますが、その寄付行為を受けたものも、結局物納された場合の後の問題をどうするという意味では、寄付であっても物納であっても考え方は等しくそこから出発しなければならないという意味で、比較するものとして申し上げたんですね。

その場合の寄付を受ける基準というのは、やはり一つの団地化しているとか水源地であると

かそういう問題があるから寄付を受けますよと、こういう認識あるいは一定の判断基準があるんだろうと思うんです。そういう基準と比べてその場所がどういう場所なのか分かりませんが、その後の、例えば行政が、自治体がいろいろな施策を展開する中で必要な可能性といいますか、そういうものがあるのかどうなのかということを検討していきたい、こういうふうに話をしました。

いずれにいたしましても、先ほど担税能力の話が47番議員の方からもありましたが、私も、国が決めたからそれをすべて受けなければならないというふうには全く思っておりません。しかし、先ほど住民生活課長が話をしたように、そのことを独自に、自治体の独自の政策でやろうとすると別な意味で政策的に支援できない、こういうルールあるいは仕組みがありますので、その辺を十分に考えながら、やはりそういう状況であれば単に規則等の枠組みの中だけで判断すべきものではないと思いますので、具体的に内容を精査しながら検討していきたい、こんなふう思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 そうしますと、寄付は分かりました。

もう1点だけ、その本人が土地であるためにそれも重荷だという場合には、最終的には物納というのは可能なんですか。例えば場所がいいとか悪いとかは別問題として、本人は土地を持っている、税金は払えない、収入もないというところで、私は物納をしたいという場合には物納を受けられるんですか。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

まず、滞納とそれからそのために物納ということは、これは税法上からは、物納されたものを換金できなければ滞納金に充当できませんから、これはだめでございます。ただ、議員お質しの寄付行為で土地を寄付されたということであれば、税務課としましては、その土地が本人のものでなくなるわけですから、そうすると、執行停止の一つの該当する土地がなくなるわけです。従って、執行停止処分をして3年後に不納欠損処分ができるのかなと、こう思っております。それにつきましてはなお専門的に調査をさせていただきますが、今のところはそのようなことをご勘弁をいただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○星 光幸税務課長 基本的には、滞納の分としての物納は換金できなければだめでございます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 先ほど検討していくという前向きの答弁をいただきまして、期待をしているところでありますが、何しろ厳しい中での増税予算案でございますので、この点についてやはり賛成できないということでございます。

税の申請減免の制度というのは、これを拡充していくことによって納税世帯を少なくする、結果として国の補助金である調整交付金として還付されてくるという利点もありますので、そういう面からも取り組みの価値はあるんだろうというふうに思います。それこそこのような世の中ですから、勤勉に、堅実に生活してきた人が、弱肉強食というか、そういう嵐の中でぎりぎりの生活をしているという人がどんどん増えてきているわけで、それが、先ほど答弁があったように生活保護基準という形になりますと、非常に問題が起こってくる。町長さんも、先ほどの19番議員の質問の中でもその辺の対応性については十分考えておられるようですけれども、そういう中での国保税の問題であるわけです。

自治体はやっぱり何を置いても、住民の暮らしの安心をまず先行すべきだろうというふうに私は考えるわけです。当然そういう面で、このように対処しようと思えば、一般会計からの繰り入れや積立金からの繰り入れというようなことが考えられるわけですけれども、町長が言われるように、それは……

○児山寿明議長 簡潔明瞭に。

○47番 馬場秀男議員 はい。一面では財政面での問題が出てくるんだということがあるわけですね。確かに財政の絞り方も異常で、実態を見ないものだというふうに私は思います。

町長もご存じと思いますが、全国町村会でかつて、住民負担はもう限界だというふうなことを根底にして、全国的に赤字決算でそのまま国に迫ろうという話し合いまで持たれたことがありました。まさにそういう状況だろうと思います。国に向かってやはり基本的に改善していかなければ、これはもたないところに来ているんだろうというふうに思います。

そういうことで、とにかく状況に合った形で検討してみようということですから、大いに期

待し、今回のこの当初予算にあたっては、国保に限っては暫定的なものでもあります。6月に向けて大いに期待をつなぎながらも……

○児山寿明議長 申し上げます。47番、簡潔にお願いをいたします。

○47番 馬場秀男議員 はい、終わります。

増税になることで、住民の気持ちをはかって反対を表明しておきます。

○児山寿明議長 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第28号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第28号 平成19年度南会津町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第2、議案第29号 平成19年度南会津町老人保健特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第3、議案第30号 平成19年度南会津町介護保険特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第4、議案第31号 平成19年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

34番、酒井昭次郎君。

○34番 酒井昭次郎議員 集落排水の接続率に関して質問します。

集落排水は南会津町に9カ所接続されています。それで、高杖原処理区が36.8%と非常に低いんです。これは農林課長はおそらく分かっていらっしゃると思いますが、何か接続率を高めることを考えていらっしゃるかどうか質問します。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 接続率の低い地区でございますが、館岩地区の高杖処理区ということでお質しがございましたが、接続については、田島の公共下水についても61%というふうな低水準の接続率というふうになってございます。その地域における個々の方々が地域において啓蒙を今まで図ってきたというふうな経過は聞いてございます。

今後につきましては、いかようにしたらば接続ができるのかをさらに検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○児山寿明議長 34番、酒井昭次郎君。

○34番 酒井昭次郎議員 それで、何日前くらいだったか、「くらしの情報」というのが、公共下水道が供用開始になった地域だけに配られたのかどうかわかりませんが、融資あっせん方法というのが配られたんですが、これは供用開始から3年以内ということであります。資料を持ってきておりますが、なぜ3年で打ち切るのか。自己資金だけでできればそれはいいんですが、なかなかできないのでこういうものを設定しておるわけですから、3年でなぜ打ち切ってしまうのか質問いたします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

融資あっせん利子補給制度という制度がございます。これにつきましては、公共下水、農林業の集排関係でございますが、接続できる地区に該当になった個々の住宅において、下水の公共マスといいますか、町がつくるマスまでの排水もしくはトイレの改造に関して銀行から借入れをした場合に、融資を受ける利息に対する融資というふうになってございます。

そのようなことから、3年という部分でなっております。お質しの3年以上という部分もございますが、額が100万円とか50万円とかそういうような額の範囲内ということがあるもの

ですから、3年以内ということ決定して推進をしまいであります。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えいたします。

高杖原の処理区の例が今出てきたわけでありますが、実は私も大変心配をしております。この接続率といいますか、それが低いというのは、やはり私が見た限りでは、現場の人たちの気持ちといいますか、考え方が十分反映されていない結果がそういうふうになったんだろうと思うんです。

しかし、これは既にスタートしてしまっています。スタートしてしまっていたものを、例えば組長さんが代わられてどういうふう引き継いでいくか。やっぱり行政というものは継続性というものが非常に大事でありますので、その継続性の中で、私は常に職員の方々にも話をしておりますが、作ってしまって終わりではないと。会議も、会議が済んだら、そこからスタートのはずなのに会議が済んで終わりということがたまたま見受けられる。こういうことをしっかりと是正をして、この高杖原にも私たちが現場の声を聞きに入って、そして実際に具体的にどういう課題が浮かび上がってくるのか、これらを見つけながら、この接続率の向上に努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、その3年の融資についても、それらの課題を見ながら、検討の項目として取り上げをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第5、議案第32号 平成19年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 私としては資料関係ではございませんが、前々日の議会において、合併浄化槽を田島は30基というような農林課長のご説明がありましたが、私の感じるころでは、まだ田島には公共下水道、生活排水の計画は全然ないように見受けられますが、そこにおいて30基の合併浄化槽を入れた場合、公共下水道なり農業集落排水を設置しようとした場合、合併下水道地区はこちらだとか公共下水道はこの地区だというふうに決めてあれば障害はないと思うんですが、この30基がてんでんばらばらに、希望どおり設置された場合、そういった公共下水道なり農業集落排水がその地区に入ったときに障害があるのではなかろうかと私は非常に懸念するわけですが、その合併浄化槽を入れる地区が計画に載っているのか載っていないのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 合併浄化槽を設置する区域のお質しというふうにお伺いいたしました。お答えいたします。

処理区として、今、南郷地域、田島地域で公共下水道、特環ということでの事業を進めてございます。その区域以外の部分について合併浄化槽を設置するというふうになってございます。今お質しは田島地域ということでございましたので、まち内以外の集落において合併浄化槽を普及するというふうに考えてございます。ただ、町内においても、7年以内に公共下水道が到達しないという地区がございます。そういう部分については、合併浄化槽を設置するというふうに取り決めをして推進をしているところでございます。

○児山寿明議長 43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 ただいまおっしゃったのは、町内というのは田島地区の町内ですか。私の考えでは、荒海地区にも川島なり中荒井なり、それから桧沢地区にもそれ相当の集落がございますが、その辺についてのことを私は指しているわけで、そこに、今おっしゃったように

7年以内に建設するというような計画を町民に知らせるというふうにご説明を聞きましたが、そういった荒海地区の川島なり中荒井地区、関本地区、ああいう大きな集落のところに合併浄化槽が入った場合は、農業集落排水なり公共下水道を施行する段階において、これが障害になる危険性はないかということをお私に指して言っているわけです。

町内といっても随分広いわけですから、どの辺がどのような計画だと、この辺は合併浄化槽の計画だという方針のもとに合併浄化槽を入れなかったら、私は後の計画に支障をきたすのではないかということをお懸念しているわけです。その辺のところをお聞かせ願いたいと思うんです。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 答えいたします。

集落名が出ました荒海という地区を今、例にとらせていただきます。旧田島町の状況では、荒海地区においてもやっぱり集合体の計画がございました。関本、川島、中荒井という地区は大きな集落がございましたので、形態としては農業集落排水で整備すべきというふうな計画を持ってございました。

ただ、合併によりまして4町村統一した見解を持つ必要があるというふうなことで、現在は見直しをしております。議員お質しのとおり、そういう計画が明確にならないうちに各集落に合併浄化槽が入っていれば支障になるのではないか、お質しのとおりだというふうには考えております。ですから、見直しを明確にして、今後、まち内以外の集落ですね、桧沢、荒海とかそういう部分についても明確にして、町民にお知らせをしながらやっていきたいというふうに考えております。ただ、計画はありましたけれども、今見直しを実施しているということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○児山寿明議長 43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 説明内容はよく分かりました。私は、後で合併浄化槽が邪魔になって公共下水道関係に影響があつては大変ではないかというような心配のもとに発言しているわけです。今この30基については、町からも希望の人が相当数あるんですか。伊南地区の方は、大体希望がこのくらいあるという、また希望者も当然あつて15基、今度は11基だと思いますが、そうした関係で伊南地区の方はやってきたんですが、30基の希望者があるのかないのか、最後にそれだけ聞いて、別にこの構想に対して反対しているわけではないんですが、そういった懸念する、心配材料のないようにひとつ進めていただきたい。

終わります。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 議員お質しのとおり、今後集合体の部分とかをやる場合に支障にならないのか十分に検証しながら進めていきたいと思ひますし、田島において30数基という分を今年度の予算に計上もしてござひます。やはりその分だけ田島地域においては必要だと、19年度において合併浄化槽を設置したいという方々がおいでになるという事実でござひます。

失礼しました。田島地域では34基の整備を予定してござひます。全体では55基、南会津町としては55基を予定してござひます。

以上でござひます。

○児山寿明議長 ほかに質疑はござひませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにござひ異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第6、議案第33号 平成19年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第7、議案第34号 平成19年度南会津町水道事業会計予算を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 細かいことを聞くわけじゃないんだけど、実は私も議員になって、前から水道事業の会計だけは、地方公営企業法に基づいてこうなっているというのは分かるんですけども、やっぱりそれでも分からない点をいくつか教えていただきたいなと思います。

というのは、実はこの水道事業だけがいわゆる民間の経営手法、私がいつも言っている貸借対照表がここにあるわけですね。これだけがある。それ以外は、本当は簡易水道とか公共下水も似たようなことをしていると思うんだけど、それは特別会計予算となって、この水道事業だけがこうある。

その中で実際に分からない点を何点かお聞きしたいんだけど、まず資本の部とあって出資金とあるわけですけども、普通、会社とかでいくと、株式をやって資本金というのは分かるんですけども、この場合の出資金というのはどういうふうになっているのかなど。何かそれらしいのをやって、株式とかそういったものをやって、それで資本金となっているのかどうか、それが第1点。

それから、無形固定資産に水利権とあるんですけれども、どういう形で評価になっているのか、その辺をお質したいなど、こんなふうに思います。

それから、水道事業の中で専門の職員を置くような形が規定にはあるんですけれども、実際はそれは置いていないということだろうと思うんです。なくてもいいということなんだろうとは思いますが、その辺のことをお聞きしたいなど、こんなふうに思います。

以上、3点ほどお願いします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

水利権からまず申し上げます。この水利権の部分につきましては、田島ダム関係の部分での水利権のものを、無形でしたか、状況に入れながらやっておるということでございます。有形、無形の部分がございまして、13ページに無形固定資産の中の水利権ということで、田島ダムの部分での内容になってございます。この算式については、資料がかなりあるものですからここにちょっとお持ちしてございませんので、後ほどご説明というふうにさせていただければと思います。

あと、職員関係の中で専門という部分がございまして。その部分のお質しは、要するに水道を管理する資格を持っている者が職員として必要だということの中で、資格を持っている者が職員としております。その者は上水の管理の部分を実施してございます。

出資金については、私、冒頭からないものというふうに考えておったものですから、資本の部の自己資金とか借入資本という部分で、ちょっと説明がうまくできませんけれども、それが出資ではないというふうに理解をしておったものですから、ちょっと今ここで説明する部分には至らないのかなというふうに考えてございます。後ほどまた明確にご説明できればというふうに思いますが。

以上でございます。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 ちょっと難しいことを聞いたかもしれませんが、実はこれだけが特別会計の仕方、手法がちょっと違うので、ちょっと聞いてみたわけです。だけど、資本の部は、上水11のところやはり自己資本となっていて、そして固有の資本金、出資金、そして最近では組み入れ資本金とまでなっていますから、多分何らかの形であるだろうと思うんです。そして借入資本金ということで、これはあくまでも企業債というから借金ということですよ。単にそういうことだろうと思うんですけれども、いずれにしても、こういうふうに数字が書い

てありますから、これは普通の民間で言う出資金、株式ですよ。あるいは有限会社であっても同じだろうと思うんだけど、その部類でしょうから、それに見合う株とか出資証券をやっているんですかという質問なわけですけども、もし分からなかったらわからないで結構ですから、お願いしたいなと思います。

それから、水利権というのは無形固定資産であるということですけども、これはいずれ、償却というのはあるのかな。なくて、そのままずっといくものなのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

それから、無形固定資産でも減価償却をしていく場合もあるんですけども、こういうものはないのかどうか。ずっとそのままなのかどうかということをお聞きしたいな、こんなふうに思います。

それから、今、資格を持った職員はいるけれども、この水道事業のところには合致していないんだなと。合致しているというのかな。もしいるとすれば、本当は退職給与引当金をやらなくちゃならないとこっちの方には書いてあるんですよ。でも、こっちの方に退職給与引当金がないから、多分ないだろうと。一般の行政職の人が水道に行ってお仕事をしていると。ただ、資格は持っているかもしれない。でも水道事業の方の専門家はいないと、こういうふうに判断したわけなんですけれども、再度お願いしたいなと思います。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 水利権の償却でございますが、償却はございます。毎年償却としてやっております。

あと、職員の分の管理という部分でございますが、若干私の認識が違ったのかなというふうに思っております。給与といたしましては、3名を人件費として見ておったんでありますけれども……。4ページの福利厚生費に職員退職手当負担金ということで計上してございます。これが多分、議員さんお質しの部分かなというふうに思っておりますが、説明資料の4ページをお開き願いたいなと思います。

まことに申し訳ございませんが、予算書と説明書の2つになってございます。予算書はあくまでもこの議会で審議していただく予算として計上してございますが、この貸借対照表はなかなか説明が難しいものですから、款項目節に分けた説明資料というふうに分冊をして、こちらで説明を申し上げているところでございますので、4ページの福利厚生費で退職手当負担金として計上してございます。ご理解をお願いしたいなと思います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

ただいま議員さんからのお質しの中で、退職手当引当金についてのお質しでございますが、ただいま課長の方から申しあげましたように、負担金としての計上はございます。それで、退職金につきましては、その負担金を出します一部事務組合の方に一般職員と同じ方法で負担しておりまして、退職に際しましては、こちらの組合から支出をいただくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 ちょっとピントが狂っているんですね。というのは、こっちの方の例規集の12,659ページなんだけれども、技能労務職という形で、水道企業職員はそうですよというふうになっているから、その人たちはこっちの方に退職給与引当金とかそういったものを計上しなさいよとなっているんだけれども、左側の、多分一般の行政職で入った職員が水道に行っていると、こういう形だろうと思うんです。分かりますかね。両方、見開きページにあるでしょう。左と右が違うと思うんです。大して難しいことではないんです、じゃそれは結構です。

だけど、今言ったようにここだけの会計がちょっと違うので、私は単純に水道だけ特別にして、これは法律だからしょうがないけれども、下水道だって何だって実際は管を引いて、片方は水だったり、あるいは排水の方だったり何だったりという形でお金をもらってやっているのに、ここだけが企業会計を使っている。だけど、私はこれは非常にいいことだと思っているんです。いつも町長に言うように、できればここに土地でも建物でも構築物でも機械でも車両でも、全部こうやって実際に評価して減価償却をする気ならできるわけですから、できるだけやっていたきたいなと、そういうことでお願いしているわけです。こういった形でやりますと、いわゆる資産が分かる。資産が分かると、そろそろ更新の時期だということも分かると思うんで、ぜひそれをお願いして、私の方は終わります。答弁があればいいけれども、もし答弁がなかったらいいです。

○児山寿明議長 ほかに質問は。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 18年度の貸借対照表と19年度のそれとの関係なんですが、18年度の剰余金合計、12ページですが、下の方から3行目、これが5億3,858万2,855円とあります。そして19年度の貸借対照表は15ページ、やはり下の方から3行目、剰余金合計が5億4,320万4,219円とございますが、ここで剰余金が19年度の方が約460万円多いんですが、これは新規

事業とか水道料を上げたとか何かあるかと思いますが、その点について教えていただきたい
と思います。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

18年度の予定貸借対照表と19年度の差異でございますが、利益剰余金の分について19年度
は増額となっているということでございますが、これは、18年度におきましての収支関係から
増の分が出ているというような解釈をしていただければと思います。

その内容につきましては、収益的な部分と資本的な部分で、維持管理費やら工事関係をやっ
た精算の中で、収入と支出関係の差異の分で剰余が400万円出たというふうに理解をしてい
ただければと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 11番です。初めての会計なので非常に戸惑っております、もしと
んちんかんな質問だったらお許しをいただきたいと思いますが、10ページの貸借対照表です、
19年3月31日。ここで固定資産の償却額が書いてありますが、13ページには1年経過した後
の償却資産が記載になっておりますが、ここで車両運搬具の減価償却費と工具器具及び備品の
減価償却費が全く同額だというのは、1年たっているのにもかかわらず減価償却がないとい
うのは、それはどういう関係なのかを知りたくて質問いたしました。

以上です。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 精査して議会に臨んだところでございますが、若干数字が、私、こ
の比較までしていなかったものですから、18年度については予定貸借というふうな部分でのも
ので上げているということで、いろいろ変わってはございますが、申し訳ございませんが、精
査した後ほど議員さんにご説明したいというふうに考えてございますが、ご了解いただけるで
しょうか。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 当然、減価償却というのは、使った品物は1年たてば低くなる、車
でも何でもそうですけれども、あるわけですので、これが全く同額だという経理の仕方はない
だろうと思いますから、後ほどでいいですからお願いしたい。ただ、私以外の方が認めてくだ
さるかどうかは別ですが、私はそれで了解いたします。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

一般的な車両あるいは工具器具及び備品につきましては、毎年減価償却をしまして、その金額が1年足されますと累計ということで、今ほどの18年度と19年度は違うのが一般的でございますけれども、ちょっと課長に精査させますが、この金額が一緒の場合というのは、法定なり、その物の減価償却すべき金額が全部終わった場合には、翌年でもその累計額が増えないという場合がございます。

この場合、数字の誤りがあるのかどうなのか、あるいはこのままでいいのかもう一度確かめますが、いずれにしましても、この水道の車両及び工具器具が耐用年数よりも古ければこういうことが起こり得ますので、ここはご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 先ほど申し上げましたように、初めての会計の方式なもので私も勉強不足で分からないんですが、これは水道事業会計、特別会計というような複式簿記でやっておられるんだと思いますが、この簿記の根拠たるものは、商業簿記の基本をしているのか、あるいは独自の会計方式でやっておられるのか。特別な会計方式、基本があるんでしょうか、その辺だけお尋ねをしておきます。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

企業会計といたしまして、県内で実施しているものと同じ状況のもので実施をしております。南会津町のみが別な状況でやっているということではございません。ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時43分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 大変失礼をいたしました。それではお答え申し上げます。

まず、減価償却関係でございますが、車両と工具関係につきましては、18年度、19年度の額が変わらない理由といたしまして、償却はゼロということで、残存価額のみというふうなことでございます。そのようになってございますので、同額ということでございます。

もう一点でございますが、会計法の部分について先ほど不鮮明な答弁をしてしまいましたので、再度申し上げます。

地方公営企業法に基づく会計基準で行ってございます。全国共通の会計手法でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 それでは何点か質問させていただきます。

まず第1点は、18年度の純損失645万2,000円、これは大きな原因は何であったのか。

それから、減価償却の関係なんです、5%まで償却したのはいくらあるのか。さっきの回答で残存価額のみということであれば、もうすべて5%まで償却したと私は解釈したんですが、会社法が改正になりまして、今度4月から、5%であれば5年で均等償却をしてもいいということになっているはずです。それを組み込んであるのかどうか、これをお聞きいたします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 申し訳ございません。1点目の部分ですが、何ページですか。

〔「12ページ、この数字が大きくなった理由は何なのか」と言う者あり〕

○児山忠男環境水道課長 すみません、手元にちょっと資料がございませんので、若干猶予をいただきたいというふうに思います。

○児山寿明議長 休憩をいたします。昼食にします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 大変失礼をいたしました。それではお答え申し上げます。

上水の12ページでご質問をいただきました分について、額が大きくなったのはという中身でございますが、18年度の収入において、水道の使用料につきまして収入見込みをしたんでございますが、ここに記載されている額に相当する分が入らなかったということでございます。

理由といたしましては、合併までは田島上水においては毎月検針で、次の月に入金をするというふうなシステムでございました。合併後は二か月に1回の検針ということから、予算上11か月分の収入のみしか入らないというような実態になったものですから、今回この予算上では額がこの分、収入見込みにならなかったということでございます。

もう一点でございますが、先ほどの減価償却関係の部分でございますが、13ページでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、前年度と同じというようなことで、収支予算を作成する上で18年度と19年度は同額というような内容で作成をいたしました。

なお、5年間に於いて均等の償却という部分が4月1日から改定になるというふうにお質しがございましたが、その件につきましては、ただいま国会審議中というふうなこともございまして、決定なされれば補正予算等で議員お質しのとおりにしていきたいというふうにご考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎平成19年請願第1号～平成19年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、常任委員会に付託してあります請願、陳情について、本定例会の会期中に結論の出ました請願、陳情の審査経過と結果について委員長の報告を求めます。

日程第8、平成19年請願第1号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願について、日程第9、平成19年請願第2号 最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、日程第10、平成19年請願第3号 請願書 光ファイバーを使った高速インターネットサービスの桧沢地区（針生地区を除く）への導入促進及び早期に民間共用の実現についてを一括して議題といたします。

総務委員会に付託しておりますので、総務委員長の報告を求めます。

12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 まず先立ちまして、2月末までに総務委員長、星賢太郎氏が辞任されまして、私、副委員長が総務委員会で委員長に推薦されまして、今議会が最後であります。皆様のご協力をいただき、しっかり頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ただいま議題となりました3件の請願について、審査の経過と結果を報告します。

まず、平成19年請願第1号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願についてであります。平成19年2月27日、10番、星光久議員の紹介により、本町の日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部誠氏から提出されたものであります。

その趣旨は、国が就業意識の多様化、長時間労働者の高どまり等の課題に対応し、多様な働きかけを実現できる労働環境の整備のため、労働契約法制・労働時間法制のあり方について見直しを検討しているところで、働く者の安心と仕事の生活のバランスを実現する観点から、関係行政等に意見書を提出してほしいというものであります。

本委員会は、去る3月12日及び14日に慎重に審査した結果、不安定雇用労働者が増加する一方、正社員は長時間労働を余儀なくされ、少子化などの問題を起こしていることや、労働契約法に労働者の均等待遇を規定することなどが必要であることから、採択すべきものと決定いたしました。

次に、平成19年請願第2号 最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願につい

てであります。平成19年2月27日、10番、星光久議員の紹介により、本町の日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部誠氏から提出されたものであります。

その趣旨は、福島県最低賃金を一般労働者の賃金の水準、産業経済実勢に見合った水準に引き上げ、一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、発効日を早めることを福島労働局あて、意見書を提出してほしいというものであります。

本委員会は、去る3月12日、慎重に審査した結果、福島県の現行最低賃金が全国順位31位と低位置にあること、賃金格差から貴重な労働力が他県に流れてしまうというマイナス要因につながることから、採択すべきとの決定をいたしました。

最後に、平成19年請願第3号 請願書 光ファイバーを使った高速インターネットサービスの桧沢地区（針生地区を除く）への導入促進及び早期に民間共用の実現についてです。平成19年2月27日、19番、芳賀沼順一議員、32番、大竹幸一議員、7番、湯田秀春議員、26番、星喜弥議員の紹介により、本町桧沢地区区長会大豆渡区長、野中優氏外桧沢地区7区長から提出されたものであります。

その趣旨は、光ファイバーを使った高速インターネットサービスは、旧田島町での地域イントラネット整備事業で学校や公共施設が整備され、最近では荒海地区及び針生地区で民間企業や住民に開放されている現状にあり、高野地区から黒沢地区までの桧沢地区への導入促進及び早期民間共用の実現を求めるものであります。

本委員会は、去る3月12日、慎重に審査した結果、高速データ通信の急速な普及拡大から高速通信が身近なものになっており、地域住民の早急な整備実現の要望が強いことから、採択すべきものと決定いたしました。

以上3件についてご理解をいただき、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決いたします。

平成19年請願第1号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書提出の請願については採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第1号は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成19年請願第2号 最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第2号は委員長報告のとおり決しました。

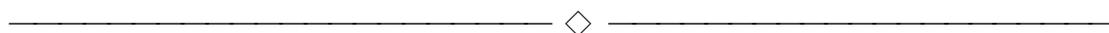
次に、平成19年請願第3号 請願書 光ファイバーを使った高速インターネットサービスの桧沢地区（針生地区を除く）への導入促進及び早期に民間共用の実現については採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第3号は委員長報告のとおり決しました。



◎平成19年請願第4号～平成19年請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第11、平成19年請願第4号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める請願書、日程第12、平成19年請願第5号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める請願、日程第13、平成19年請願第6号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める請願を一括して議題といたします。

文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

28番、渡部昌仲君。

○28番 渡部昌仲議員 ただいま議題となりました3件の請願について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、平成19年請願第4号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める請願

書であります。平成19年3月5日、47番、馬場秀男議員、32番、大竹幸一議員の紹介により、会津若松市の新日本婦人の会会津若松支部代表者、中村澄子氏から提出されたものであります。

その趣旨は、子育ての大きな不安として子供の病気があり、医療費を無料化することは少子化対策、子育て支援にとって大きな力となる。全国的には、中学校まで無料の自治体が増えてきている。県内でも制度を拡充する市町村もありますが、本町も含め、厳しい財政状況にある市町村もあり、子供の医療費の無料化を拡充するためには、国・県の役割が重要であることから、県から国へ子供の医療費無料制度の拡充を求めることと、県内すべての子供の医療費を中学校卒業まで完全無料化を求める意見書を、福島県知事あてに提出してほしいというものであります。

本委員会は、3月12日、所管課長より現況報告を求めるなどして慎重に審査した結果、医療過疎地域における少子対策、子育て支援にとっても大変重要であるとのことから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、平成19年請願第5号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める請願であります。平成19年3月5日、47番、馬場秀男議員、32番、大竹幸一議員の紹介により、福島市の福島県保険医協会理事長、伊藤弦氏から提出されたものであります。

その趣旨は、昨年の診療報酬の改定により、対象となる疾病を脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4つの領域とし、期間にも上限が設けられたことから、機能を回復し戻る方が少ないことや厳しい施設基準が設けられたことから人員確保等ができずに、リハビリテーションから撤退せざるを得ない医療機関も出てきていること、さらには、障害児・障害者のリハビリテーションは給付期間が無制限となっておりますが、提供できる施設は限られており、多くの方は通所が困難となります。このようなことから、リハビリテーションの診療報酬改定に関する影響調査と改善を求める意見書を、関係行政長あて提出してほしいというものであります。

本委員会は、3月12日、所管課長より現況報告を求めるなどして慎重に審査した結果、長年にわたる寝たきり老人防止のための機能低下防止リハビリテーションや機能回復までのリハビリテーションが必要であること、施設と人員の確保のための調査が必要なことから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、平成19年請願第6号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める請願であります。平成19年3月5日、47番、馬場秀男議員、32番、

大竹幸一議員の紹介により、福島市の福島県保険医協会理事長、伊藤弦氏から提出されたものであります。

その趣旨は、昨年の通常国会で医療制度改革関連法が成立したことから、今後6年間で療養病床が6割削減されることとなり、削減計画を経済誘導する形で療養病床の入院基本料が大幅に削減され、医療の必要度が低いとされる患者の入院基本料が大幅に引き下げられました。さらには、昨年10月から、医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、医療の必要度が低いとみなされる患者の食費、居住費が保険給付から外されることとなりました。このままでは、療養病床を持つ医療機関が減少し、老人保健施設、特別養護老人ホームの待機者がさらに増え、医療や介護で行き場のない方が出てくることから、療養病床の廃止、削減計画の中止と介護保険を見直し、医療・介護・福祉制度や施設等の基盤の充実を求める意見書を関係行政庁あて提出してほしいというものであります。

本委員会は、3月12日、所管課長より現況報告を求めるなどして慎重に審査した結果、地域住民がいつでもどこでも安心して医療や介護が受けられるよう、介護保険の見直しと施設の充実が重要なことから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上3件についてご理解いただき、決定くださいますようお願いいたします。

○児山寿明議長 これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決いたします。

平成19年請願第4号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める請願書は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第4号は委員長報告のとおり決しました。

平成19年請願第5号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める請願は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第5号は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成19年請願第6号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める請願は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成19年請願第6号は委員長報告のとおり決しました。

ここで暫時休憩をいたします。議運を開きますので、議場の時計で1時45分くらいまで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時47分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○児山寿明議長 先ほど、議員提出議案7件、議員派遣の件及び総務委員長から閉会中の継続審査申出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し順次議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し順次議題とすることに決しました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 追加日程第1、議員提出議案第1号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者より議案理由の説明を求めます。

39番、月田和行君。

○39番 月田和行議員 提案理由の説明をいたします。

南会津町議会委員会条例の一部改正について。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号 南会津町議会委員会条例の一部改正について提案理由を説明申し上げます。

議会制度の充実に関する地方自治法の一部改正については、さきの12月議会の議員全員協議会において事務局長より説明を受けました。この間、議会運営委員会で検討・協議してきたところであります。

法改正の1点目は、議員の希望により複数の常任委員会に所属することができるようになり、少人数の議会でも必要により常任委員会の数を増やすことができるようになったこととあります。2点目は、速やかな委員会活動に資するため、閉会中であっても常任委員の選任、変更、辞任が議長の指名許可によりできるようになったこととあります。

本町議会の議会だよりは、議員の好意による任意の広報委員会をもって編集発行し、謝礼をもって議会の広報活動をお願いしてきました。任意の活動ということで、公務災害や費用弁償の問題がありましたし、議会活動を町民に伝える議会だよりは、議員自ら参画して発行することが望ましいという観点から、議会広報委員会を4つ目の常任委員会として加え、議会広報活動の一層の充実を図るものであります。

なお、委員の数は、総務・産業・文教各委員会から2人の選出を想定して6人とし、所管事項は、広く議会の広報と議会だよりの発行であります。

また、このたびの改正は、だれもが複数の委員会に所属できるものではなく、広報委員会の委員になる人のみ2つの委員会に所属できるという制限がついております。

なお、これからの改正は、新たな22人体制となります平成19年5月1日から施行するもの

であります。

以上、ご理解をいただきましてご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○児山寿明議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、追加日程第2、議員提出議案第2号 南会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者より議案理由の説明を求めます。

39番、月田和行君。

○39番 月田和行議員 南会津町議会会議規則の制定について提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となりました議員提出議案第2号 南会津町議会会議規則の一部改正について提案理由を説明申し上げます。

本案についても、地方自治法の一部改正により議会制度の充実が図られたものでありまして、条例に定めれば、委員会として議案の提出ができるようになったことであります。

これまで、議員提出議案については、議員個人が提出しなければならなかった、なおかつ2人以上の賛成者がなければ提出できませんでしたが、議員の活動は多くの場合常任委員会での調査研究であり、議案提出にあっても常任委員会の総意によるものがほとんどであることから、

これまでの議員個人の提出に加え、委員長名により議案の提出ができるように改正するものがあります。もちろん、委員長名で提出することは委員会の総意でありますので、賛成者の署名は必要がなくなるものであります。

また、第73条第2項の改正は、引用している地方自治法の条文が変わったことによる文言の整理であります。

なお、本改正も平成19年5月1日から施行するものであります。

以上、ご理解をいただきましてご決定くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○児山寿明議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員提出議案第3号～議員提出議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、追加日程第3、議員提出議案第3号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書の提出について、追加日程第4、議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、追加日程第5、議員提出議案第5号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める意見書の提出について、追加日程第6、議員提出議案第6号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出について、追加日程第7、議員提出議案第7号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出についてを一括して議題いたします。

局長をして朗読いたさせます。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました議員提出議案5件は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案5件は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し採決することに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第3号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働契約法制・労働時間法制を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第5号 こどもの医療費を中学卒業まで無料化にすることを求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第6号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第7号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

◎議員派遣の件について

○児山寿明議長 次に、追加日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の派遣活動とすることに決しました。

◇

◎閉会中の継続審査について

○児山寿明議長 次に、追加日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、総務委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査について

○児山寿明議長 次に、追加日程第10、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○児山寿明議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

今期定例会は、我々議員の在任期間中における最終の定例議会であります。

ここで、町長よりあいさつをしたい旨の申し出がなされておりますので、これを許可いたします。

町長。

○湯田芳博町長 平成19年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上議決を賜りまして、まことにありがとうございました。御礼を申し上げます。

初めに、収入役の件について報告をさせていただきます。

地方自治法の一部改正により、収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたことに伴い、五十嵐廣収入役より、これを期に3月31日付をもって退職したい旨の申し出があり、退職について本人の意思が固く、後進に道を譲りたいとのことでありましたので、これを承認いたしました。

五十嵐収入役には、町村合併後において、旧南郷村助役から引き続き新町の収入役として重責を担っていただき、新町の創生期にご尽力をいただきましたことに対し、心より感謝を申し

上げる次第であります。今後とも、本町進展のためお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

次に、年度末に専決処分を予定している案件について、事前にご理解を賜りたくご説明を申し上げます。

第1点は、平成19年度の税制改正であります。現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと、町の関係条例の一部改正が必要となります。主な改正として、たばこ税率の一部改正などが予定されていることから、南会津町税条例等関係条例の一部改正が必要となってまいります。

第2点目は、平成18年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業費、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてまいります。

以上ご説明申し上げましたように、いずれも年度末に事由が発生するため、議会を招集するいとまがなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。

重ねて、本定例会での議決に対しまして心からの感謝を申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 続きまして、助役よりあいさつをしたい旨の申し出がなされておりますので、これを許可いたします。

助役。

○杉浦孝幸助役 私は、このたび地方自治法の一部改正及び南会津町副町長の定数を定める条例が議決されたことに伴いまして、来る4月1日より副町長に就任することとなりました。町長の命を受け、政策や各種企画をつかさどることになりますが、これまでの経験を生かし、現場の声に耳を傾け、今まで以上に町の発展のために真剣に尽力する所存でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 続きまして、議長からも一言ごあいさつを申し上げます。

平成19年第1回南会津町議会定例会は、提出議案すべての審議を終了し、ここに閉じることになりました。11日間にわたる議員各位の真剣な審議と、それに対する町長をはじめとする執行部の皆さんの真摯な答弁等の対応に深く敬意を表します。

さて、私たち議員の任期は4月一杯であります。特に緊急的な案件が発生しない限り、本日が今任期の最後の議会になろうと思います。時の流れは早いもので、平成18年3月20日合

併以来今日までちょうど1年、新生南会津町議員としての責務の一端を果たしましたことは、まことにご同慶の限りであり、ここに改めまして皆様のご協力に対し、深く深く感謝を申し上げます。

合併1年目は、広い4地域の一日も早い物心両面の一体化、格差解消が主題でありました。また、国・地方を問わず財政の健全化が重要課題となり、今後もなお、内外ともに極めて厳しい社会経済情勢が続くものと思われまます。

このような中であって、諸課題の解決と新規事業、そして新たなまちづくりに向けて、執行部の皆さんにはこれまで以上に大きな苦勞を伴うものと思われまます。どうか、湯田町長の卓越した行政手腕のもと、すべての職員の英知を結集し、奉仕・献身の精神によって、町勢のさらなる発展と住民生活の維持向上のため、一層のご努力を心からお願い申し上げます。

そして、4月の町議選に臨まれる議員各位におかれましては、必ずや当選の榮譽を得られ、改装なった本町議場の議席に着席されましてさらなるご活躍をいただきますよう、来る選挙戦の必勝を心よりお祈り申し上げます。また、今期をもって勇退されます議員におかれましては、今後とも健康にご留意の上、これまでの議會議員としての貴重な経験と知識を生かされまして、本町発展にご尽力賜りますよう切にお願いを申し上げますとともに、後に続く議員に対しましてもご支援、ご指導を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、私、昨年4月、皆様方のご推挙をいただきまして議長に就任以来、今日まで短い期間ではございましたが、議長の職責を遂行できましたことは、ただひとえに議員各位並びに執行部の皆様方の温かいご支援とご協力の賜物でございます。大変高いところからではありますが、心から厚く感謝、御礼を申し上げまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

それでは、有終の美を飾りながら、皆様とともに万歳を三唱したいと思います。発声は、大山副議長にお願いをいたします。皆さん、ご起立をお願いいたします。

○49番 大山 卓議員 任期最後の定例会を無事終了していただき、厚く御礼を申し上げます。

最後でありますので万歳で締めるということでご指名をいただきましたので、万歳の発声いたしますので、声高らかにご唱和くださいますようお願いいたします。

それでは、南会津町のますますの発展と南会津町議会のますますの発展を祈念して万歳をいたします。南会津町、万歳、万歳、万歳。

どうもありがとうございました。（拍手）

○児山寿明議長 ありがとうございます。着席願います。

以上をもちまして、平成19年第1回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間の慎重審議、まことにありがとうございました。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員